

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和２年３月31日
【計算期間】	第17期（自平成30年10月１日至令和元年９月30日）
【ファンド名】	シュローダー・セレクション (Schroder Selection)
【発行者名】	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ） エス・エイ (Schroder Investment Management (Europe) S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 ヴァネッサ・グルーエンクレー (Vanessa Grueneklee) 取締役 クリス・バークハート (Chris Burkhardt)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 セニンガーベルグ 1736 ハーヘンホフ通り 5 番 (5, rue Höhenhof, 1736 Senningerberg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

（注１）米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2019年12月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝109.56円、１豪ドル＝76.52円および１ユーロ＝122.54円）による。以下、米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨表示は、特に記載がない限り、すべてこれによる。

（注２）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、各受益証券は、米ドル建て、円建て、豪ドル建てまたはユーロ建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り各受益証券の基準通貨をもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注４）本書の中で会計年度とは毎年10月１日に始まり翌年の９月30日に終了する１年を指す。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの形態

各サブ・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるシュローダー・セレクション（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。現在、ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス、ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ、ユーロ・シリーズ ユーロ・ピアソン・オポチュニティ、ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド、ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド、ニューマーケット・シリーズ グreater・チャイナ・エクイティ、ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティ、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド、グローバル・シリーズ イールド・エクイティ、グローバル・シリーズ コモディティおよびグローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションの12本のサブ・ファンドだけがファンドのサブ・ファンドである。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行の間で締結された約款にしたがってファンドの共有所有者（以下「受益者」という。）の利益のために運用されるアンブレラ・ファンドであるオープン・エンド型の共有持分型投資信託である。ファンドは、2010年法のパート の規定により規制される投資信託およびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）（以下「2013年法」という。）第1条第39項に規定されるオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有する。ファンドのサブ・ファンドの受益証券は、需要に応じて、いつでも、その時の純資産価格で販売され、また、約款に基づき、受益者の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で管理会社を買戻すという仕組みになっている。

管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、ファンドの英文目論見書にその別紙を追加することにより、他のサブ・ファンドを追加設立することができる。ファンドは、さらに、各サブ・ファンドについて数種のクラス受益証券を発行することができる。ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができる。

b．サブ・ファンドの目的および基本的性格

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会指令2009/65/EC（改正済）（以下「EU指令2009/65/EC」という。）および2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ユーロ・シリーズ ユーロ・バランスの投資目的は、純資産総額の相当部分を、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート I に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのクラス I 受益証券およびシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのクラス I 受益証券にほぼ同じ割合で投資することにより元本の成長を追求することである。ユーロ・シリーズ ユーロ・バランスの投資資産の各マスター・ファンドにおける割合は、サブ・ファンドの純資産総額の40%および60%の間で変動する。

ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ユーロ・シリーズ ユーロピアン・オポチュニティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロピアン・オポチュニティのクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターンのクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・エマージング・マーケット・デット・アブソルート・リターンのクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グレーター・チャイナのクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ BRIC・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・BRIC（ブラジル・ロシア・インド・中国）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・ハイイールドのクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ イールド・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールドのクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ コモディティの投資目的は、ルクセンブルグ法および2010年法のパートIに基づき設定された投資信託で、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズのサブ・ファンドである、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンドのクラスX受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであ

るシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・インフレーション・プラス^(注)のクラス 受益証券に投資することにより、ユーロ建てで3年から5年以上にわたる期間において、インフレ調整後のプラスの実質リターンを維持し、追求することである。

(注) 2020年2月19日付で、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ウェルス・プリザベーションから名称変更した。以下同じ。

各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態をとっている。

(2) 【ファンドの沿革】

1991年8月23日 管理会社の設立

2002年11月7日 ファンド約款締結（2002年12月2日効力発生）

2002年12月20日 ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの運用開始（設定日）

2004年 4 月30日 ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド（ただし、クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券を除く。）、ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドおよびニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティの各サブ・ファンドの運用開始（設定日）

2004年11月30日 ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド（ただし、クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券を含む。）の運用開始（ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンドのクラスA毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券の設定日）

2005年9月30日 グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション（旧「ニューマーケット・シリーズ コンバージング・ヨーロッパ・ボンド」）（ただし、クラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券を除く。）の運用開始（設定日）

2005年10月25日 ファンド改訂約款締結（2005年11月4日効力発生）

2006年7月31日 ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティおよびグローバル・シリーズ
イールド・エクイティ（ただし、クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証
券、クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ
ヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証
券を除く。）の各サブ・ファンドの運用開始（設定日）

2008年6月16日 ファンド改訂約款締結（2008年7月1日効力発生）

2008年7月1日 管理会社の変更

2009年5月28日 グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド（ただし、毎月分配型受益証券を除く。）の運用開始（設定日）

2010年2月22日 ファンド改訂約款締結（2010年3月13日効力発生）

2010年3月31日 グローバル・シリーズ イールド・エクイティ（ただし、クラスA（ユーロヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドルヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドルヘッジなし）受益証券を含む。）、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド（ただし、毎月分配型受益証券を含む。）ならびにグローバル・シリーズ コモディティの各サブ・ファンドの運用開始（グローバル・シリーズ イールド・エクイティのクラスA（ユーロヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドルヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロヘッジなし）受益証券およびクラスA（豪ドルヘッジなし）、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドの毎月分配型受益証券ならびにグローバル・シリーズ コモディティの設定日）

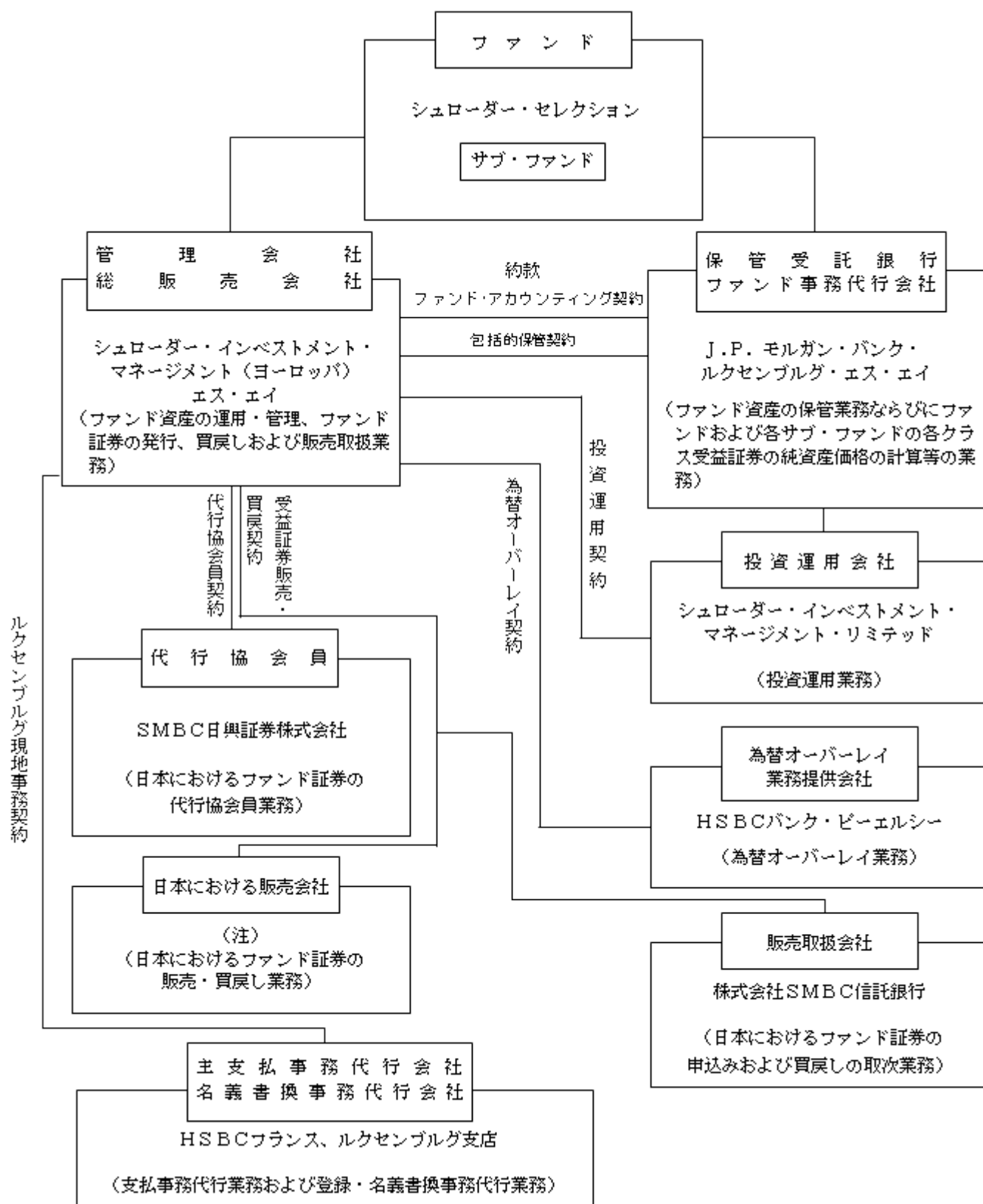
2011年10月20日 ファンド改訂約款締結（2011年10月28日効力発生）

- 2013年 7 月 1 日 ニューマーケット・シリーズ コンバージング・ヨーロッパ・ボンドの名称を
「グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション」に変更
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション（ただし、クラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券を含む。）の運用開始（グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションのクラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券の設定日）
- 2014年 7 月17日 ファンドの改訂約款締結（2014年 7 月17日効力発生）
- 2016年 2 月25日 ファンドの改訂約款締結（2016年 3 月15日効力発生）
- 2016年 4 月12日 ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティの運用開始（設定日）

(3) 【ファンドの仕組み】

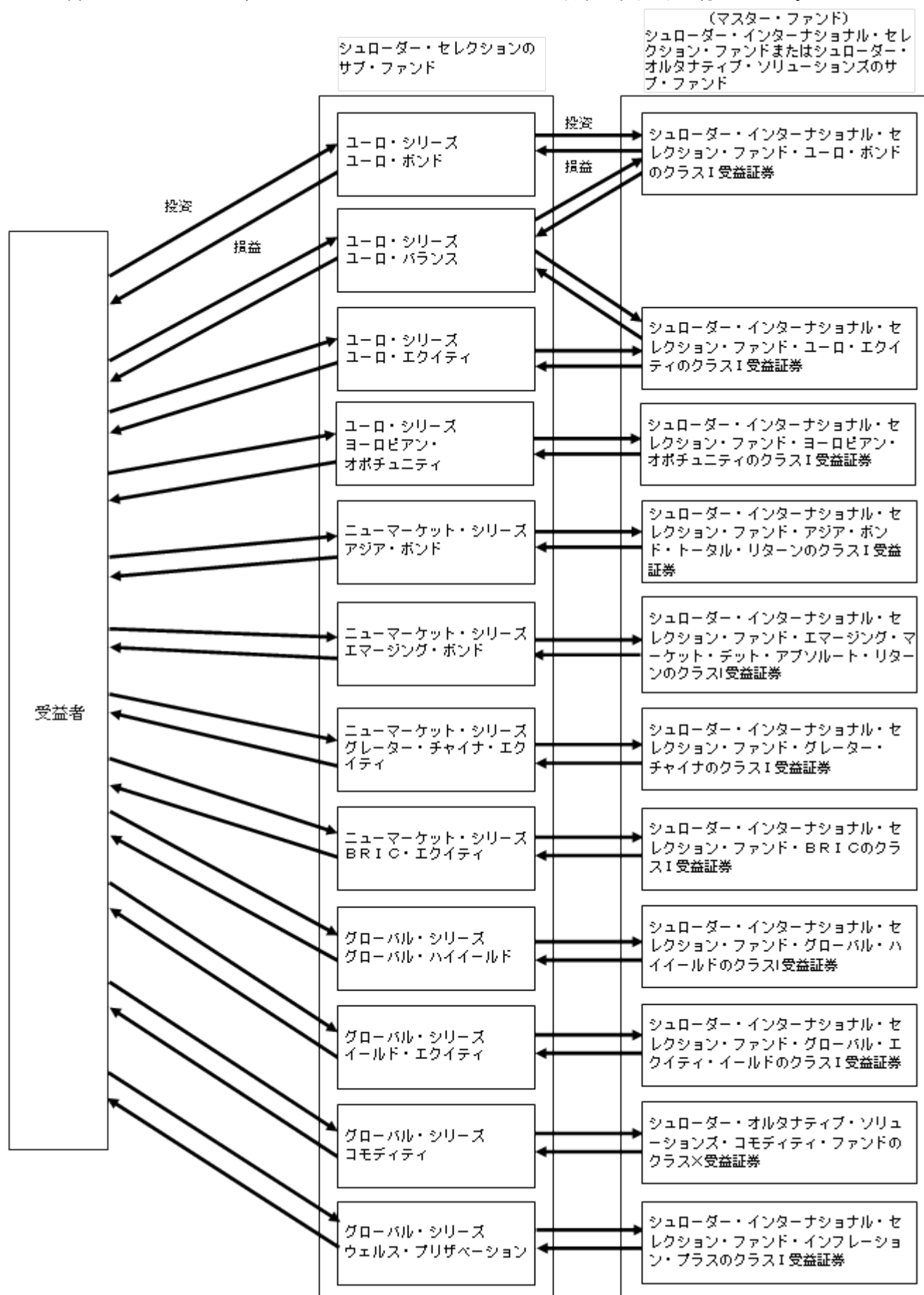
ファンドの仕組み

ファンドの関係法人



（注）日本における販売会社に関しては、後記「第二部 特別情報、第2 その他の関係法人の概況」を参照のこと。なお、すべての日本における販売会社は、販売取扱会社である株式会社ＳＭＢＣ信託銀行と受益証券販売・買戻し契約を締結するものではない。

各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ (Schroder Investment Management (Europe) S.A.)	管理会社 総販売会社	2002年11月7日付で保管受託銀行との間でファンド約款（2016年2月25日改正済）を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ (J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.)	保管受託銀行 ファンド事務代行会社	2002年11月7日付で管理会社および投資運用会社との間で包括的保管契約（2008年7月1日および2014年7月2日改正済）（注1）を締結。2003年1月8日付で管理会社との間でファンド・アカウンティング契約（2008年7月1日改正済）（注2）を締結。ファンド資産の保管業務、ファンド証券の純資産価格の計算、ファンドに関する事務代行業務について規定している。
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド (Schroder Investment Management Limited)	投資運用会社	2008年7月1日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。
H S B C フランス ルクセンブルグ支店 (HSBC France, Luxembourg Branch)	主支払事務代行会社 名義書換事務代行会社	2019年7月1日付で管理会社との間でルクセンブルグ現地事務契約（注4）を締結。登録・名義書換事務代行業務について規定している。ルクセンブルグ現地事務契約は、シュローダー・アドミニストレーション・リミテッドおよびH S B C バンク・ピーエルシー間で2019年4月1日付で締結されたグローバル名義書換事務代行契約（注5）に基づいている。
H S B C バンク・ピーエルシー (HSBC Bank Plc)	為替オーバーレイ業務 提供会社	2019年3月4日付で管理会社との間で為替オーバーレイ契約（注6）を締結。為替オーバーレイ業務提供会社による為替取引の設定および執行業務について規定している。
S M B C 日興証券株式会社	代行協会員	2010年2月15日付で管理会社との間で代行協会員契約（改正済）（注7）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。
日本における販売会社（注9）		管理会社および販売取扱会社（もしあれば）との間で受益証券販売・買戻契約（改正済）（注8）を締結。日本における受益証券の販売・買戻し取扱い業務について規定している。

（注1）包括的保管契約とは、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務を行うことを約する契約である。

（注2）ファンド・アカウンティング契約とは、ファンドによって任命されたJ.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイが一定のファンド・アカウンティング・サービスを提供することを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資運用に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

（注4）ルクセンブルグ現地事務契約とは、管理会社によって任命されたH S B C フランス、ルクセンブルグ支店が支払事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務を行うことを約する契約である。

（注5）グローバル名義書換事務代行契約はシュローダーのグループ会社とH S B C のグループ会社間で締結される現地事務について定めた契約である。シュローダー・アドミニストレーション・リミテッドおよびH S B C バンク・ピーエルシーは、それぞれ、管理会社およびH S B C フランスの最終親会社である。

（注6）為替オーバーレイ契約とは、管理会社によって任命されたH S B C バンク・ピーエルシーがファンドに対して為替オーバーレイ業務を提供することを約する契約である。

（注7）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

- （注８）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。
- （注９）後記「第二部 特別情報、第２ その他の関係法人の概況」を参照のこと。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグにおける1915年 8月10日付商事会社法（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年 8月23日に株式会社として設立された。管理会社は、(a) 2010年法第15章に基づき、管理会社として認可されており、管理会社として投資信託に対して運用業務を提供しており、さらに(b) 2013年法に基づく、オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「A I F M」という。）としても認可されている。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国、セニンガーベルグ1736、ハーヘンホフ通り 5 番にある。管理会社は、ルクセンブルグの商業・法人登記簿にR.C.S. B37799として登録されている。

1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ ）事業の目的

管理会社の主要目的は、以下のとおりである。

- 1) E U指令2009 / 65 / E Cに従い認可を受けたルクセンブルグ籍および外国籍のU C I T Sの運用ならびに2010年法第101条第（ 2 ）項および別紙 に基づくルクセンブルグ籍および外国籍のその他の投資信託（以下「U C I」という。）の更なる運用。
- 2) 2013年法第 5 条第（ 2 ）項および別紙 に基づく、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年 6月 8日付欧州議会および欧州理事会指令2011 / 61 / E U（以下「A I F M D」という。）の意味の範囲内におけるルクセンブルグ籍および外国籍のオルタナティブ投資ファンド（以下「A I F」という。）向けの運用、管理、販売活動業務およびA I Fの資産に係るその他の事業の遂行。

また、管理会社は、(a) 顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用業務、(b) 2010年法第101条第（ 3 ）項および2013年法第 5 条第（ 4 ）項の投資助言業務および(c) 2013年法第 5 条第（ 4 ）項の金融商品に関する注文の受理および発注業務を提供する。

管理会社は、上記の運用、管理および販売活動業務を、自らが業務（所在地事務および管理支援業務を含む。）提供を行うU C I T S、U C IおよびA I Fの子会社にも提供することができる。

管理会社は、自由な業務提供および / または支店開設を通じて、ルクセンブルグ国外において許可を受けた事業を遂行することができる。

管理会社は、一般的に、2010年法、2013年法およびその他の適用ある法令により認められる最大限の範囲で、自らがU C I T S、U C IおよびA I Fに提供する業務に関連するあらゆる行為を行うことならびに顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用を行うことができる。

管理会社は、自らの目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに / またはこれに有用および / もしくは必要とみなされるあらゆる行為を遂行することができる。ただし、2010年法および2013年法の定める制限の範囲内かつこれらにより認められる最大限の範囲に限定されるものとする。

管理会社は、ファンドの管理会社およびA I F Mとして、ファンドに関するポートフォリオ運用およびリスク管理、中央管理事務、受益者登録、取引ならびに販売促進機能について責任を負う。

（ ）資本金の額

管理会社の資本金は14,628,830.98ユーロ（約17億9,262万円）で、2019年12月末日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式18,733株を発行済である。

（ ）会社の沿革

1991年 8月23日 設立

2018年 6月27日 「シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ」から「シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ」に社名変更

（ ）大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー （Schroder International Finance BV）	英国 EC2Y 5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス1 （1 London Wall Place London, EC2Y 5AU United Kingdom）	16,477株	87.96%
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド （Schroder Investment Management Limited）	英国 EC2Y 5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス1 （1 London Wall Place London, EC2Y 5AU United Kingdom）	2,256株	12.04%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ ）準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）の告示等の規則に従っている。

（ ）準拠法の内容

民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

2010年法

2010年法は、E U指令2009 / 65 / E Cの規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

1）2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート U C I T S

パート その他の投資信託

パート 外国の投資信託

パート 管理会社

パート U C I T Sおよびその他の投資信託に適用される一般規定

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

2）欧州連合（以下「E U」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パート U C I T S」としての適格性を有しているすべてのファンドは、他の加盟国（2010年法において定義される。）において、適用あるE U指令が当該国において立法化されている限度において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

3）2010年法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パート U C I T Sとみなされる投資信託を、以下のように定義している。

A．公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

B．投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T Sの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

2013年法

1) 2013年法は、A I F Mを主に規制するが、運用者だけではなく運用者が管理する投資ピークル（A I F）にも影響を及ぼす多くの規定から成る。

2013年法は、A I F M Dを施行し、とりわけ、()2010年法、()特別投資ファンド（S I F）に関するルクセンブルグ法および()リスクキャピタル投資会社（S I C A R）に関するルクセンブルグ法を修正し、A I F M Dから生じるかかる法律の「商品」要件を反映した。

2) 2013年法は、

()投資者の利益のために明確な投資方針に従って投資する目的で、多くの投資家から資金を調達し、

()E U指令2009 / 65 / E Cに従った承認を要しない（すなわち、U C I T Sとしての資格を有しない）投資コンパートメントを含む投資信託としてA I Fを定義する。

3) 2013年法は、A I Fの販売に関する規定も含んでいる。A I F Mが2013年法に基づき権限を付与された場合、当該A I F Mは、簡易な規制者間の通知手段を利用し、A I Fの投資証券または受益証券を他のE U加盟国で販売することができる。

適用法および管轄

約款は、ルクセンブルグの法律に準拠しており、受益者、管理会社および保管受託銀行間に生じた紛争は、ルクセンブルグの地方裁判所の管轄権に服する。

申込書類は、受益者のファンドへの投資またはこれに類似の方法に起因もしくは関連して発生するあらゆる紛争または請求の解決について、ルクセンブルグの裁判所の専属的管轄権に服する。

民事および商事事件に係る管轄ならびに判決の承認および執行に関する2012年12月12日付欧州議会および理事会規則（E U）1215 / 2012に従い、欧州連合加盟国において下された判決は、原則として（規則（E U）1215 / 2012に一部例外が規定されている。）、同判決が当該加盟国において執行可能である場合、特別手続を要することなく、他の欧州連合加盟国において承認され、また、執行可能の宣言を要することなく、他の欧州連合加盟国において執行可能である。

前述に関わらず、管理会社および保管受託銀行は、自らおよびファンドにつき、ファンドの受益証券が募集および販売される国の居住者である投資者による請求に関しては、当該国の裁判管轄権に、ならびに当該国の居住者である受益者による申込みおよび買戻しに関連する事項に関しては、当該国の法律に服することができる。

管理会社または保管受託銀行に対する受益者の請求は、当該請求を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

（５）【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

（ ）ＣＳＳＦに対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、ＣＳＳＦへの登録およびその承認が要求される。いずれの場合でも、目論見書、年次財務報告書および半期財務報告書等をＣＳＳＦに提出しなければならない。

さらに、後記「（６） 監督官庁の概要（ ）財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載したように、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人（réviseur d'entreprises agréé）により監査され、ＣＳＳＦに提出されなければならない。ファンドの公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers. Société coopérative）である。さらに、ファンドは、ＣＳＳＦのＣＳＳＦ告示15 / 627に基づき、ＣＳＳＦに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

（ ）受益者に対する開示

受益者は、ファンドの年次財務報告書（監査済）および半期財務報告書（未監査）を管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において無料で入手することができる。

受益証券の日々の純資産価格、サブ・ファンドの過去のパフォーマンス、受益証券の発行価格および買戻価格ならびにその評価の停止を含む、ファンドに関して公表されるべきその他の金融情報は、管理会社のウェブサイト上で、および要求に応じてその登記上の事務所において公衆縦覧される。

受益者は、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、ファンドの監査人または管理会社により随時選任される管理会社の他の業務提供会社に対し、何らの直接的な契約上の権利をも有しないものとする。2010年法および2013年法に従い、保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を介して生ずるものとする。管理会社が、保管受託銀行の受益者に対する責任について記載した受益者からの書面通知にもかかわらず、これを受益者から受領してから翌３か月以内に是正行為を怠った場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接的に生じさせることができる。

A I F M D、2012年12月19日付欧州委員会委任規則231 / 2013（以下「A I F M規則」という。）および2013年法ならびにこれらに関連して発布される欧州またはルクセンブルグの規制ガイドライン（以下「A I F M関連規則」という。）により要求される場合および該当する場合、ファンドの年次および半期報告書の開示により以下の情報が受益者に対して定期的に提供され、またはその重要性から判断された場合には、受益者に別途通知される。

- ・流動性不足の性質に起因する特別の契約に従うサブ・ファンドの資産の比率
- ・サブ・ファンドの流動性の管理を目的とする新規の契約（特別の契約であるか否かを問わない。）（A I F M D第16条第（１）項に言及され、かつ、A I F M規則第106条第（１）項に従い重大とされる、後記各サブ・ファンドの別紙「レバレッジ」の項の「流動性リスク管理」に明記される流動性管理システムおよび手順への変更を含む。）
- ・サブ・ファンドの現在のリスク特性および管理会社がかかるリスクを管理するために用いるリスク管理システム
- ・レバレッジ契約に基づき差し入れられる担保または何らかの保証を再利用する権利ならびに管理会社がサブ・ファンドのために用いることのできるレバレッジの最大レベルの変更
- ・サブ・ファンドが用いるレバレッジの合計額

管理会社がゲート、サイド・ポケットもしくは類似の特別の契約を発動した場合または管理会社を買戻しの停止を決定した場合、管理会社は、後記「第２ 管理及び運営 ４ 資産管理等の概要（１）資産の評価（ ）純資産価格の決定の停止」の項に記載されるところに従い、これにより影響を受ける受益者に直ちに通知を行うものとする。責任からの解放に関して保管受託銀行との間で合意した責任契約への何らかの変更もまた、適用ある法令により要求される範囲において、かつ、これに従って受益者に対して遅滞なく通知されるものとする。

管理会社はまた、要求に応じ、()利益相反に関し、関連するすべての情報（2013年法別紙 に記載される職務の委任に起因して生じることがある利益相反または2013年法第13条第1項および第13条第2項に基づき投資家に伝達されるべき利益相反の記述等）、()サブ・ファンドが毎年支払う報酬の最大限度額、()2013年法上の業務に起因して生じる潜在的な責任リスクを補填するために選択された方法、()担保および資産の再利用（レバレッジ契約に基づき差し入れられる担保または保証を再利用する権利を含む。）に関する契約、()一定の受益者に付与される優遇措置に関する情報、ならびに()各サブ・ファンドのリスク特性を含む、2013年法に基づき投資家に提供されるべきすべての情報を、自らの登記上の事務所において縦覧に供する。保管受託銀行が利用する副保管受託銀行の一覧は、受領次第管理会社の登記上の事務所において縦覧に供される。

なお、約款の全文（その変更を含む。）はルクセンブルグの商業および法人登録機関または管理会社の登記上の事務所において閲覧することができ、その写しを入手することができる。

受益者に対する通知は、受益者名簿記載の住所宛に各受益者に送付される。必要とみなされる場合、またはルクセンブルグの法律で求められる場合は、ルクセンブルグのルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）（以下「RESEA」という。）および新聞一紙に公告される。

日本における開示

() 監督官庁に対する開示

1) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等においてこれを閲覧することができる。

ファンド証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

2) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

() 日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合またはファンドが他の信託と併合しようとする場合には、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。かかる書面による通知には変更の内容および理由ならびに変更に関する情報を記載しなければならない。かかる通知は当該変更の2週間前までに発しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に送付され、運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供される。

（６）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドはC S S Fの監督に服している。

監督の主な内容は次の通りである。

（ ）登録の届出の受理

ルクセンブルグに所在するすべての規制される投資信託は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。

E U加盟国の監督官庁により認可されているU C I T Sは、E U指令2009 / 65 / E C（改正済）の要件に適合しなければならない。ルクセンブルグ以外の国で設立されたU C I T Sは、ルクセンブルグの金融機関をU C I T Sの支払代理人として任命し、U C I T S所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきC S S Fに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができる。U C I T S所在国の所轄官庁からC S S Fに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該U C I T Sはルクセンブルグにおいて販売が可能となる。

ファンドは、2010年法上のパート の投資信託として設定されており、受益証券はE U加盟国において公衆に対して販売されない。よって、パッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品（以下「P R I I P s」という。）の重要情報文書（以下「K I D」という。）に関するE U規則1286 / 2014に規定のP R I I P s K I Dは、発行されない。

ファンドは、2010年法第88 - 1条に基づき、A I F M関連規則ならびにA I F M関連規則を施行するルクセンブルグの法規制に基づくオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有する。

外国法に準拠して設立され、運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいて、またはルクセンブルグから一般投資家に対して販売するためには、投資家の保護を確保するために、設立国において、法律に定められた監督官庁による恒久的監督に服していなければならない。さらに、当該投資信託は、2010年法に規定されるものと同等とC S S Fが思料する監督に服していなければならない。

ルクセンブルグにおける適格機関投資家に対するE UおよびE U圏外のオルタナティブ投資ファンドの販売は、A I F M関連規則に規定される適用ある条項、さらにA I F M関連規則を施行するルクセンブルグの法規制に基づき行われる。

（ ）登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令、告示を遵守しない場合、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、管理会社の役員または取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されうる。

登録が取消された場合、投資信託がルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算されうる。

（ ）目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書およびその他特定の書類（要求される場合）は、事前にC S S Fに提出されなければならない。C S S Fは、書類が適用ある法律、規則、C S S F告示に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

（ ）財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S Fに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければならない。

公認監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに報告する義務を負う。公認監査人は、C S S Fが要求するすべての情報（投資信託の帳簿、記録を含む。）をC S S Fに提出しなければならない。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

各サブ・ファンドの名称、投資目的および投資方針は、サブ・ファンドについての本書別紙に記載されている。

ファンドの基準通貨以外のすべての通貨建てクラスについては、「ヘッジなし」と特に明記されていない限り、管理会社は、サブ・ファンドの通貨に関連する当該クラス受益証券の通貨をヘッジする能力を有する。

ヘッジが行われた場合、当該ヘッジの効果は純資産価格に反映される。当該ヘッジ取引により生じた費用（上限0.03%のヘッジ手数料を含む。）は、その費用が発生したクラスの受益証券により負担される。

サブ・ファンドの通貨の価値が、関連するクラス受益証券の通貨に比べて下落または上昇し、ヘッジ取引が行われることができ、また、当該クラス受益証券に比べてサブ・ファンドの通貨の価値が下落した場合には当該クラス受益証券の投資者を十分に保護することができるが、サブ・ファンドの通貨の価値が上昇した場合には利益を得ることを妨げることがある点に留意する必要がある。

更に、サブ・ファンドのマスター・ファンドの投資運用会社が、マスター・ファンドの投資資産の通貨に対してマスター・ファンドの通貨をヘッジすることがある。

通貨ヘッジの活用によりクラス受益証券の為替変動を完全に排除することが保証されるものではない。

管理会社は、本書に記載される通貨およびヘッジ方針に関連する活動の一部またはすべてを、管理会社の為替オーバーレイ業務提供会社としてのHSBCバンク・ピーエルシーに委託する。

投資目的および投資方針の変更

管理会社が決定するサブ・ファンドの投資目的および／または投資方針の重大な変更は、少なくともCSFから当該重大な変更に関する関連承認を得た上で本書に記載されるものとし、かつ、関連する受益者が、効力発生日よりも前に、（当該重要な変更を受諾するのではなく）自らの受益証券を買い戻すことを選択する場合、適用ある買い戻し手数料を支払うことなく買い戻すことのできるよう、かかる重大な変更が有効となる1か月前に当該受益者に通知されるものとする。全受益者が当該1か月前の通知を受ける権利を放棄した場合、重大な変更は、効力発生日よりも早い日付で発効することができる。

（２）【投資対象】

本書効力発生日に存在するすべてのサブ・ファンドは、主としてその純資産額を、本書別紙に詳述される通り、ルクセンブルグのアンブレラ型投資信託である譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託であるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドに、または投資信託であるシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズに投資する。サブ・ファンドを追加して設定する場合、投資方針および適用ある投資制限は、各サブ・ファンドについての本書別紙に記載される。

サブ・ファンドは、本書効力発生日現在、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（EU）No. 2015 / 2365（以下「SFT規則」という。）により規定される取引の実行を、現時点では予定していない。

（３）【運用体制】

管理会社は、ファンドに関し、その関連会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（以下、その関連会社と併せて「シュローダー」または「シュローダー・グループ」ということがある。）を投資運用会社を選任し、ファンドの投資運用業務を委託している。

シュローダー・グループは、長年にわたり資産運用業務に従事してきた。その豊富な経験と実績、そして世界的なネットワークを活用し、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ投資など、多様な資産クラスを運用している。

シュローダー・グループは、ヨーロッパ、アメリカ、日本、その他アジア、中東をはじめ、世界の主要都市に運用拠点を据えている。運用拠点では、運用スペシャリストであるリサーチ・アナリストが現地の企業を訪問するなど、徹底した調査および分析を遂行している。こうした情報は、世界各地の他の運用拠点との間で共有され、リサーチ・アナリストとファンドマネジャーとが密接に連携するグローバル体制のもと、運用に活用している。運用にあたるシュローダーのスペシャリストであるファンドマネジャーは、豊富な業界経験を有している。

運用にあたっては、以下の体制（シュローダー・グループ全体での運用体制を示している。）で臨む。

[シュローダー・グループ各運用拠点]

株式運用 グローバル株式 エマージング株式 アジア(除く日本)株式 日本株式 欧州株式 米国株式 計量株式運用 他 企業リサーチ
債券運用 グローバル債券 米国債券 欧州債券 アジア債券 新興国債券ベンチマーク型 転換社債 保険リンク証券 他 経済分析 クレジットリサーチ
マルチアセット運用
ポートフォリオソリューション
オルタナティブ運用 新興国債券絶対収益型 コモディティ 不動産 他

（４）【分配方針】

管理会社は、関連する別紙に詳述される通り、分配型および元本成長型の受益証券を発行することができる。元本成長型受益証券に関して、分配は行われませんが、帰属すべき純利益は、受益証券の増加する価値に反映される。管理会社は、各サブ・ファンドに関し、当該サブ・ファンドの別紙において決定される分配金を宣言することができる。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された最低金額を下回ることとなるような場合には、分配を行うことができない。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、各サブ・ファンドに帰属する。

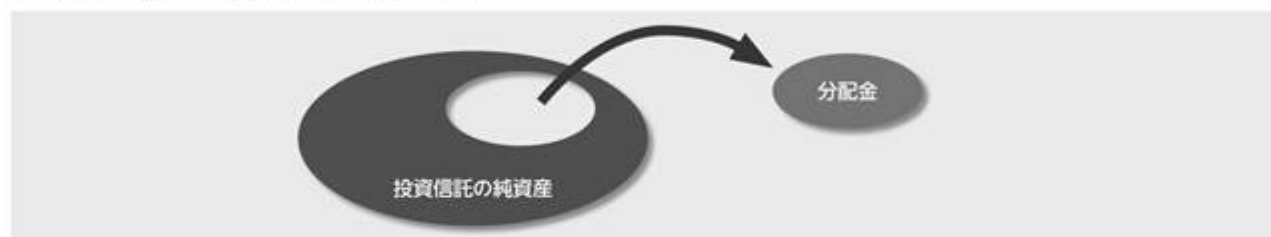
前記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

追加的記載事項

分配金に関する留意事項

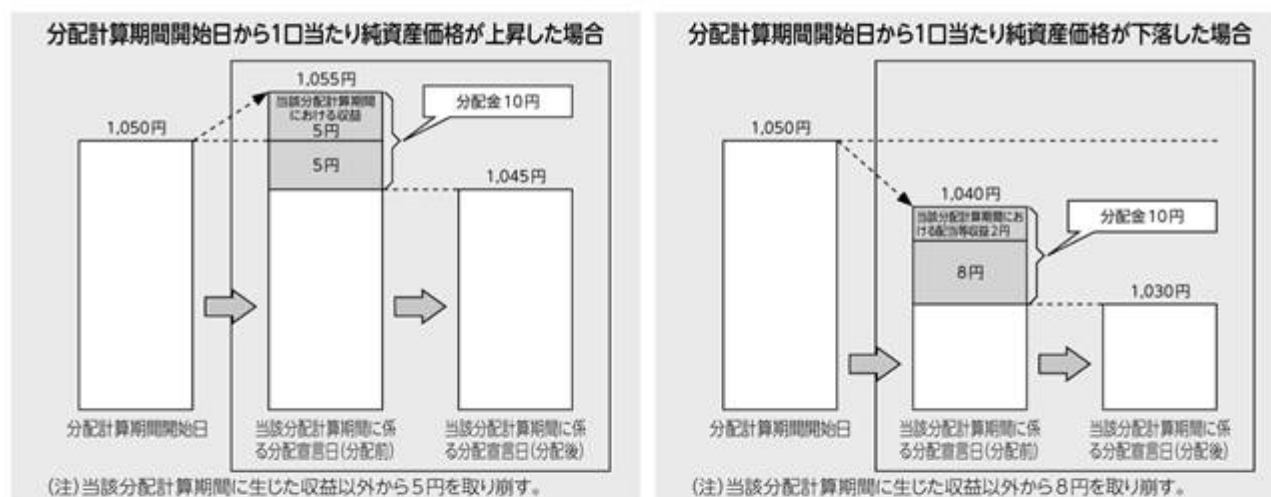
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がる。なお、分配金の有無や金額は確定したものではない。

＜投資信託で分配金が支払われるイメージ＞



- 分配金は、分配が宣言される日(以下「分配宣言日」という。)の翌日(以下「分配計算期間開始日」という。)から次の分配宣言日までの期間(以下「分配計算期間」という。)に発生した収益を超えて支払われる場合がある。その場合、当該分配計算期間に係る分配宣言日(分配後)における1口当たり純資産価格は、分配計算期間開始日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるサブ・ファンドの収益率を示すものではない。

＜分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合(分配金が円貨で支払われる場合)＞



※分配金は、サブ・ファンドの分配方針に基づき支払われる。分配方針については、本書の「分配方針」を参照のこと。

※上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではないので留意のこと。

- 投資者のサブ・ファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。この場合においても、投資元本の一部払戻しに相当部分を含め、分配金はすべて課税対象となる。サブ・ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様である。



(注) 分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金(5) 課税上の取扱い」を参照のこと。

（５）【投資制限】

サブ・ファンドの受益証券の取得により、各受益者は、ファンドの約款が受益者、管理会社、保管受託銀行間の関係を規定するものであることを承諾し、全面的に受諾する。

保管受託銀行の承認を条件として、約款は、全体または一部分をいつでも変更することができる。

変更は、約款の変更が商業および法人登記所に預託された旨の公告がＲＥＳＡに掲載された時点または約款の変更に規定されたその他の日に発効する。

管理会社は、管理会社が通貨リスクをヘッジする目的で下記の場合にスワップ契約や為替予約を締結するか、通貨のコール・オプションを発行したり、プット・オプションを買い付けたりする場合を除いて、サブ・ファンドのために為替予約を取得または取引してはならない。

a) かかる取引が、定期的に運営され、公認かつ公開の規制ある市場で取引される契約にのみ関わる場合。ただし、管理会社は、かかる種類の取引を専門とする高格付の金融機関との直接的合意に基づき通貨または為替の先物売りをサブ・ファンドのために行うこともできる。

b) ある通貨建てでサブ・ファンドのために行われる取引は、原則として、当該通貨建ての当該サブ・ファンドの資産総額の評価額を超えてはならず、また当該資産の保有期間を超えてはならない。管理会社は、コストが当該サブ・ファンドにとってより有利である場合には（同一の取引相手を通して行われる）相対取引により当該通貨を各サブ・ファンドのために買い付けることができる。

通貨の先物契約取引、オプション取引およびスワップ取引に係る約定合計額は、これら契約の該当通貨でサブ・ファンドが保有しヘッジされる資産の推定市場価格総額の100%を超えてはならない。

為替ヘッジされるクラスの受益証券のための通貨ヘッジ取引（および特に通貨先渡取引）に関して受領された担保は、サブ・ファンドの適用ある投資方針および投資制限に従い再投資することができる。

日本証券業協会の選別基準に従って、以下の投資制限を遵守する。

1) サブ・ファンドは、有価証券の空売りを行うことができない。

2) サブ・ファンドは、その純資産額の最大10%相当の金額を一時的に借り入れることができる。

ただし、借入れは、投資目的で行うことができない。

3) 管理会社が運用を行うすべての投資信託のサブ・ファンドにおいて、いずれか一発行会社の議決権総数の50%を超えて当該会社の株式を取得することができない。

かかる料率は、当該株式買付時点基準または当該株式の時価基準で計算される。

4) ファンドは、私募株式、非上場株式、不動産等の流動性に欠ける資産に投資を行うことができない。

5) 管理会社が管理会社または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。

管理会社は、各サブ・ファンド資産である有価証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。

管理会社が支配できない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、当該サブ・ファンドの受益者の利益に留意しつつ、かかる事態を是正する当該サブ・ファンドのための売却取引を、優先して行わなければならない。

管理会社は、各サブ・ファンドのために、金銭の貸与を行うことまたは第三者のために保証人となることができない。

管理会社は、サブ・ファンドに代わり、当該サブ・ファンドについての別紙に記載される追加の投資制限を課すことができる。

管理会社は、各サブ・ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない更なる投資制限を随時課すことができる。

3【投資リスク】

リスク要因

以下の記載は、投資者に対し、譲渡性がある証券および金融商品への投資および取引に伴う不確実性およびリスクを伝えることを企図している。投資者は、受益証券の価格およびそのインカム収益は上昇する場合もあるが、下落するおそれもあり、受益者が投資額全額を回収することができないおそれがあることに留意すべきである。

なお、以下に記載するリスクはファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクも存在する場合がある。

() 主な投資リスク

1．投資に関わる一般的なリスク

個々のサブ・ファンドがそれぞれの投資目的を達成するという保証はない。投資対象の価格および投資対象からの収益は、上昇することも下落することもあり、当初投資した全額を回収できないことがある。

2．信用リスク

企業の信用格付の低下は、その証券の価格に影響を与え、キャピタルロスの原因となる場合がある。債務証券の発行体の適時の元利金の支払能力または支払能力の見通しは、当該債務証券の価格に影響を及ぼす。マスター・ファンドが当該発行体の債務証券を保有している期間中、当該発行体の債務履行能力が著しく低下する可能性や当該発行体が債務不履行に陥る可能性がある。発行体の債務履行能力が実際に低下した場合または低下が予測される場合には、当該発行体の債務証券の価格に悪影響を及ぼす可能性が高い。

3．外国為替リスク

外国通貨建てのファンドについては、日本円と外国通貨の間の外国為替レートの変動により証券が値下がりするリスクがある。1口当たり純資産価格は原通貨で計算されるため、原通貨による価格が購入価格を維持している場合であっても、外国為替レートの変動により、日本円建ての価格は購入価格を下回る場合がある。

4．金利リスク

債券およびその他債務証券の価格は、通常、金利の変動に応じて上昇および下落する。一般に、金利の低下は、既存の債務証券の価格を上昇させ、金利の上昇は、既存の債務証券の価格を下落させる。また、一般に、金利リスクは、投資対象のデュレーションまたは満期日までの期間が長いほど大きくなる。

投資対象には、発行体に満期日より前に投資対象を繰上償還（コール）または償還するオプションを付与するものもある。金利の低下時に発行体が投資対象を繰上償還または償還する場合、マスター・ファンドは、その代金を、より低利回りの投資対象に再投資しなければならないことがある。その結果、金利低下による投資対象の価格の上昇益を享受できないことがある。

5．カンントリー・リスク

海外の金融・証券市場への投資に付随するリスクである。各国・地域の政治、経済または社会情勢の変化の結果、金融・証券市場がより変動しやすくなり、純資産価格が投資元本を割り込むリスクが増加する場合がある。

6．低格付、高利回り債券への投資

サブ・ファンドは、マスター・ファンドを通じて高格付の証券よりも大きな市場および信用リスクに服する、低格付、高利回りの債務証券に投資する場合がある。一般的に、低格付の証券は、投資者が甘受するハイリスクに報いるために、高格付の証券に比して、高い利回りとなっている。このような証券の低格付は、発行体の財務状況の悪化または金利の上昇によって、発行体の証券保有者への支払能力が失われる可能性の大きさを反映している。したがって、これらの証券への投資は、高格付、低利回りの証券への投資よりも、より高程度の信用リスクを伴う。

7．資金流出に伴う純資産価格の変動リスク

証券の売却は、しばしば当該証券の価格を変動させ、受益証券の価格に不利に影響する場合がある。価格変動のリスクは、ボラティリティーの高い市場において流動性の低い証券を大量に売却する場合に、より高くなる。

8．先物およびオプション等の派生商品への投資・利用に伴うリスク

先物取引は、高レベルのリスクをもたらす。当初の証拠金の額が先物契約の価格に比して少額であるために、取引には「レバレッジ」がかけられる。比較的小さな市場の変動が、レバレッジに応じて取引に大きな影響をもたらす、投資者に対し有利にも不利にも作用する可能性がある。損失を一定の金額に抑えようと意図する一定の指示がなされた場合であっても、市況によっては、かかる指示の実行ができなくなり、当該指示の効力が生じない場合がある。

オプションの取引はまた、高度のリスクを伴う。オプションの売り（「売建て」または「付与」）は、一般的に、オプションの購入よりも相当程度大きなリスクを伴う。売り手の受領するプレミアムは固定されているが、売り手はその額を優に超える損失を被るおそれがある。

9．コモディティに関するリスク

コモディティ・リンク・デリバティブに対する投資によって、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズは、従来型の証券に対する投資より高い変動性にさらされることがある。コモディティ・リンク・デリバティブの価格は、市場動向、商品指数の変動性、金利の変更または干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税ならびに国際的な経済、政治および規制上の動き等の特定の業種またはコモディティに影響を及ぼす要因の影響を受けることがある。

10．ストック・コネクト制度に関するリスク

ストック・コネクト（後記「別紙 上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクト」に定義する。）の規則は変更される可能性があり、かかる変更が遡及的効力をもたらす場合がある。また、ストック・コネクトには取引額に制限がある。ストック・コネクトを通じた取引が停止された場合、マスター・ファンドによる中国A株（後記「別紙 3．投資目的（注3）」に定義する。）への投資やストック・コネクトを通じた中国本土市場へのアクセスに悪影響を及ぼす。このような場合には、マスター・ファンドの投資目的の達成が困難になる可能性がある。

11．ボンド・コネクト制度に関するリスク

ボンド・コネクト（後記「別紙 3．投資目的（注）」に定義する。）の規則が変更された場合には遡及的効力をもたらす場合がある。中国本土の金融当局が中国インターバンク債券市場（以下「CIBM」という。）における口座開設や取引を停止した場合には、マスター・ファンドによるCIBMへのアクセスが困難となり、マスター・ファンドの投資目的の達成に悪影響を及ぼす可能性がある。また、中国国外の適格機関投資家がボンド・コネクトを通じてCIBMに投資する際の所得税その他の税金に関する、中国本土の税務当局による明文化された規定はない。

() その他の投資リスク

小型証券に関するリスク

小型企業への投資を行うサブ・ファンドは、他のサブ・ファンドよりも価格が変動するおそれがある。小型企業の発行証券は、特に市場が下落傾向にある間、流動性の低下ならびに短期の価格ボラティリティーおよび取引価格間の大幅な差が生じるおそれがある。このため、小型企業への投資は大型企業への投資に比してより大きなリスクを伴うことがある。

決済リスクおよびカウンターパーティー・リスク

市場によっては、受渡しについて、カウンターパーティー・リスクのエクスポージャーを完全に消滅させるための担保手段が存在しない。証券または売却手取金（場合による）の受領の前に、売買代金の支払または売却による引渡しを行うことが必要となる。

利益相反のリスク

投資運用会社および管理会社は、投資運用会社または管理会社が、直接または間接に、投資運用会社のファンドに対する義務に潜在的な利益相反をもたらす利益を有している取引を行うことがある。投資運用会社も管理会社も、ファンドに対して、当該取引もしくは関連取引から、またはこれらに起因して生じる、または受領する、利益、手数料または報酬に関して、ファンドに対して説明する責任を負わない。また、別段の定めがない限り、投資運用会社の報酬も排除されない。

投資運用会社は、潜在的なコンフリクトが存在しなかった場合と比べ、ファンドにとって著しく不利にならない条件において当該取引が成立するよう確保する。

かかる潜在的な利益または義務のコンフリクトは、投資運用会社または管理会社がファンドに直接または間接に投資しうることから生じる。

先物およびオプション等の派生商品への投資・利用に伴うその他のリスク

一定の条件のもとで、個々のサブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のため、証券、指標および金利のオプションまたは先物を用いる場合がある。また、必要な場合には、個々のサブ・ファンドは市場および為替リスクをヘッジするために、先物、オプションまたは為替予約を用いる場合がある。効率的なポートフォリオ運用を容易にし、パフォーマンスをベンチマークにより連動させるため、個々のサブ・ファンドは、ヘッジ以外の目的で、デリバティブ商品に投資する場合がある。

売り手はまた、買い手がオプションを行使し、売り手がオプションを現金により決済するか原資産を取得または交付するかを義務づけられるリスクにさらされる。オプションが、原資産に対する対応するポジションまたは他のオプションの先物に対するポジションを持つ売り手により「カバー」されている場合には、リスクは軽減される。

特定業種への投資に伴うリスク

特定のセクターまたは産業への集中投資は、異なる経済セクターおよび産業をカバーするより広範囲の証券への投資に比べ、より大きなリスクおよび高いボラティリティを生じることがある。

企業の会計報告に伴うリスク

会計報告書が国際的標準に従って公表された場合であっても、正確な情報が記載されていないことがある。会計の誤謬は、それが発生した場合、その会社の証券の価格の急落をもたらすと同時に、市場における信用の一般的下落を招くおそれがある。

法的環境の変化に伴うリスク

政令および法律の制定および施行は、しばしば、特に税金関連の事項に関して、不確実である場合がある。法律は、遡求的に制定される場合があり、または、公衆が一般的に活用可能な形式ではなく内部規則の形式で制定される場合がある。投資者が発生した損害の全額の賠償を受けるか、またはそもそも賠償を受けられるかについては、何らの確実性もない。法的制度を通じた償還には、長期間を要する場合がある。

株主権行使に関わるリスク

特定の市場における規制は、十分に少数株主の権利を保護するものとなっていない場合がある。一定の市場においては、経営陣の側の株主に対する受託者義務の概念が十分に確立されていない場合がある。株主の権利の侵害に対する責任は、市場により異なりうる。

規制

サブ・ファンドは、ルクセンブルグ籍である。投資者は、自己の管轄地域の規制当局による投資者保護のための規制が適用されないおそれがあることに留意すべきである。投資者は、かかる分野における詳細な情報について、自己のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家に相談すべきである。

取引の停止

投資者は、一定の状況においては、受益証券を買戻しまたは転換する権利の行使が停止される場合があることを再認識すべきである。

当初募集

一定のサブ・ファンドは、当初募集に際して投資を行う場合がある。かかる証券は取引歴がなく、かかる会社に関する情報は、限られた期間におけるものしか入手できない場合がある。当初募集される証券の価格は、より確立されている証券に比して、より大きな価格ボラティリティに晒されるおそれがある。

税金

投資者は、いくつかの市場においては、証券の売却からの手取金または配当その他のインカム収益の受領について、税金、徴収金、課金またはその他の手数料もしくは費用（財源への源泉徴収により課される税金を含む。）が当該市場の監督当局により課され、または課されるようになるかもしれない。

いことに留意しなければならない。結果として、サブ・ファンドは、本書の日付現在、または投資対象が組み入れられ、評価されもしくは処分される場合に予想されない当該国における追加税に服する。

リスクに対する管理体制

サブ・ファンドの運用リスク管理

シュローダー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理している。サブ・ファンドの運用方針やシュローダー・グループ内で定めた社内ルール等は、同システム上に設定される。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信される。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求される。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされている。

内部牽制体制の整備状況

シュローダー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっている。これにより、運用部門はサブ・ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指している。また、シュローダー・グループのリスク部門や内部監査部門等が各部門の業務手続きを見直し、改善の提言および改善の実施状況のチェックを行う。さらに、コンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックする。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッション等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行う。

内部検査・監査体制等

シュローダー・グループのコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、各部門が法令、その他該当する諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等をチェックする。また、シュローダー・グループの内部監査部門が各部門・業務に対する監査を行っている。外部監査も定期的実施されている。

上記体制は2019年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

サブ・ファンドは、その投資方針に従い、通貨ヘッジ目的のためにデリバティブ取引またはその他類似の取引を行うことができるが、通貨に関わるデリバティブ取引またはその他類似の取引に関連する想定元本は、当該取引に対応する通貨建てで、サブ・ファンドがヘッジし保有する資産の市場価格の総額の100%を上回らない。

管理会社は、サブ・ファンドに関して、管理会社のリスク管理プロセス（以下「RMP」という。）に従い、その信用リスクを管理する。RMPは、すべての適用あるルクセンブルグのUCITSおよびAIFMDに関する法令を遵守している。

リスクに関する参考情報

各サブ・ファンドの受益証券の下記グラフについて、左のグラフは、2015年1月～2019年12月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。また、右のグラフは、左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したもので

ある。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。

分配金再投資 1 口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。

サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその 1 年前における分配金再投資 1 口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。設定から 1 年未満の時点では算出されない。）

代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその 1 年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の 5 年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。ただし、設定から 6 年未満の場合は、設定後 1 年以降の年間騰落率を用いるため、サブ・ファンドと代表的な資産クラスとで比較対象期間が異なる。

サブ・ファンドの分配金再投資 1 口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の 1 口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある。

代表的な資産クラスの年間騰落率は円ベースまたは円貨に換算したもので計算しているが、サブ・ファンドの年間騰落率は、各受益証券の基準通貨建てで計算されており、円貨に換算されていない。したがって、円貨に換算した場合、下記とは異なる騰落率となる。

サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

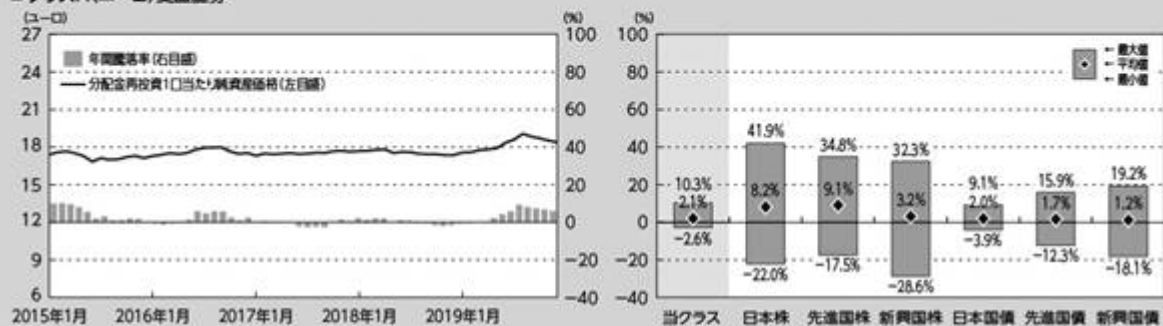
下記の参考情報は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束、示唆または保証するものではない。

サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり
純資産価格・年間騰落率の推移サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

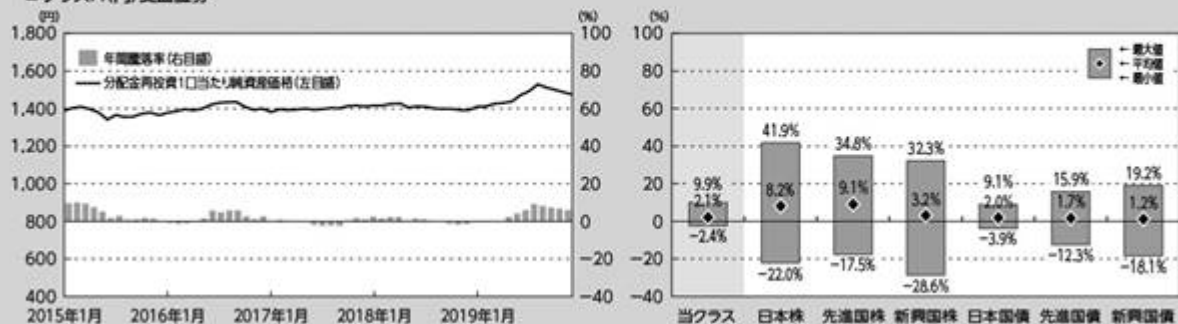
1 ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド

(2015年1月～2019年12月)

■クラスA(ユーロ)受益証券

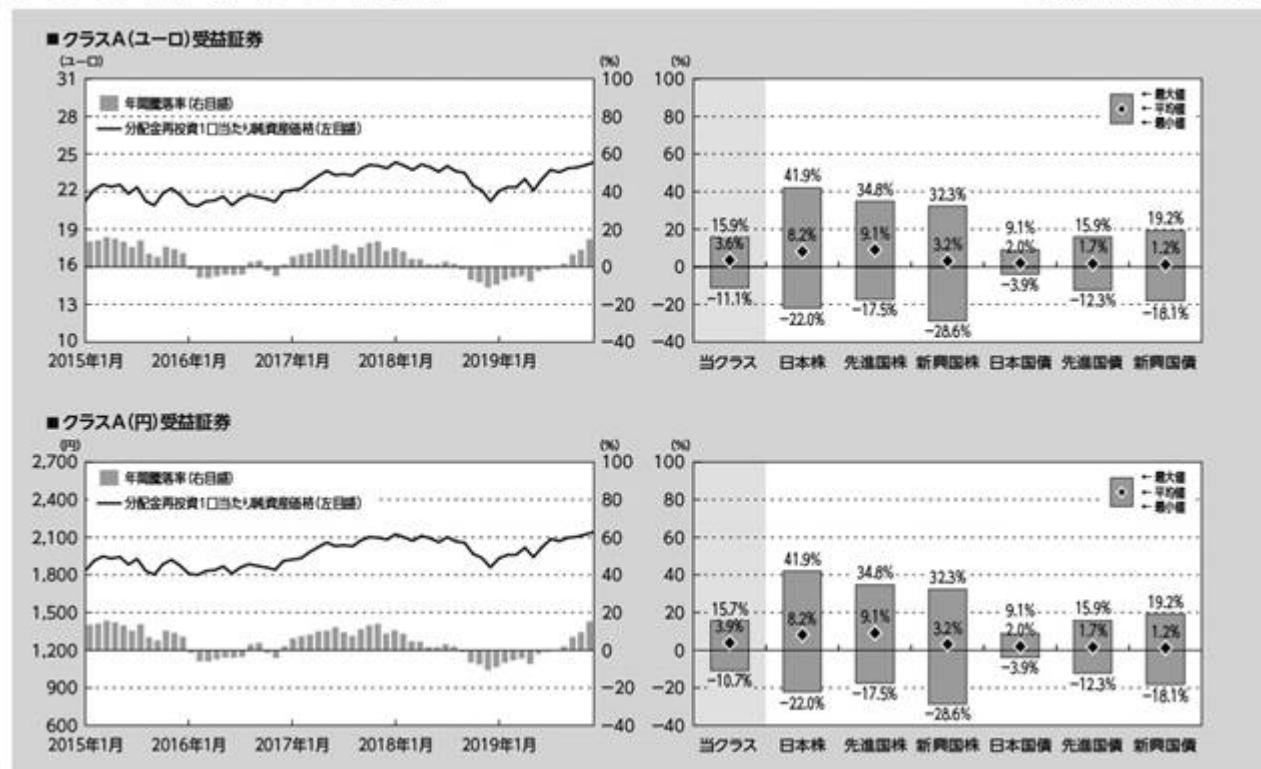


■クラスA(円)受益証券



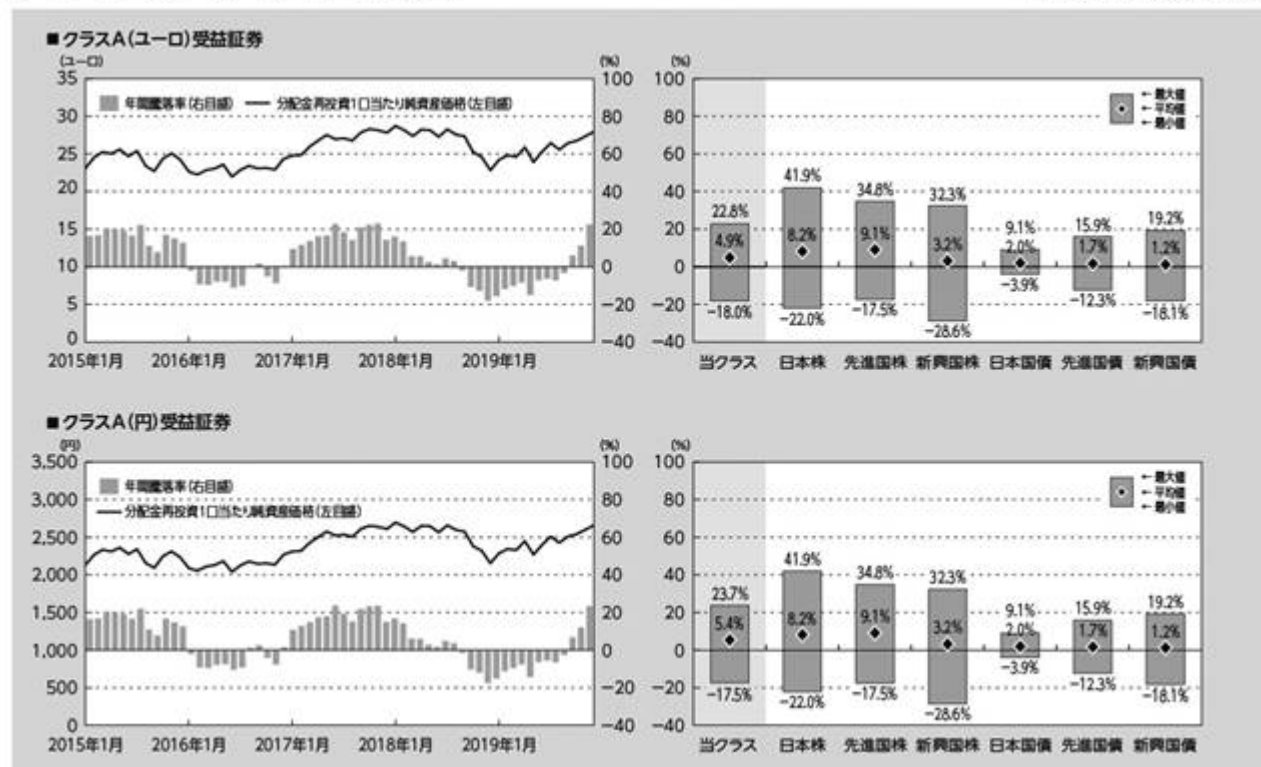
2 ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス

(2015年1月～2019年12月)



3 ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ

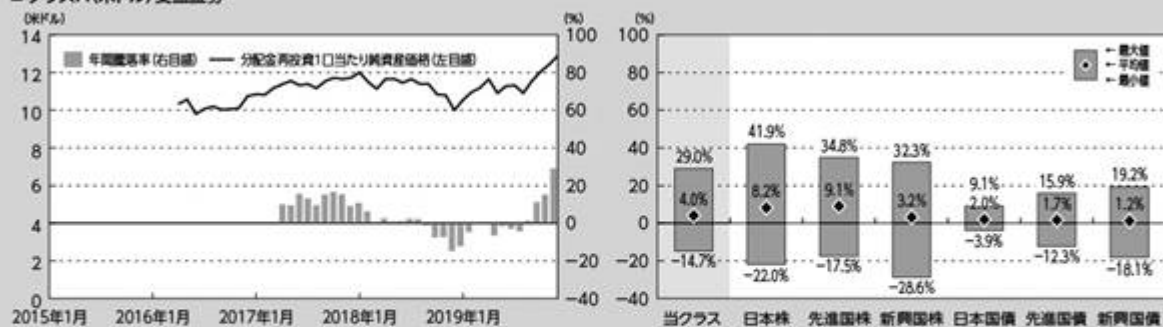
(2015年1月～2019年12月)



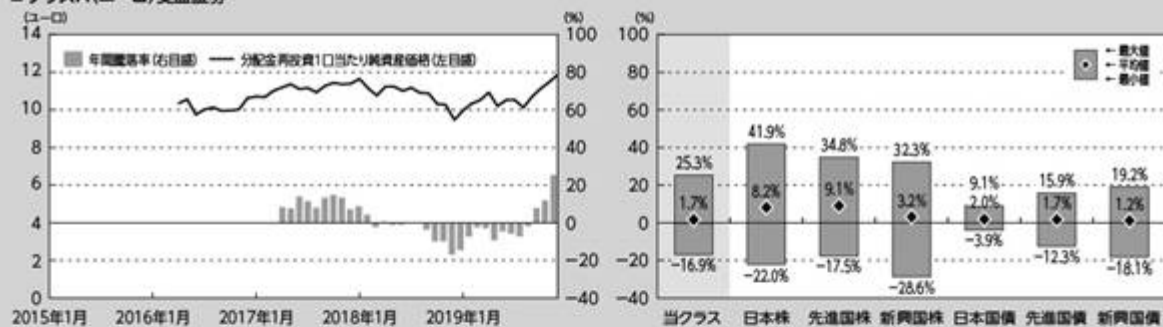
4 ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ

(2015年1月～2019年12月)

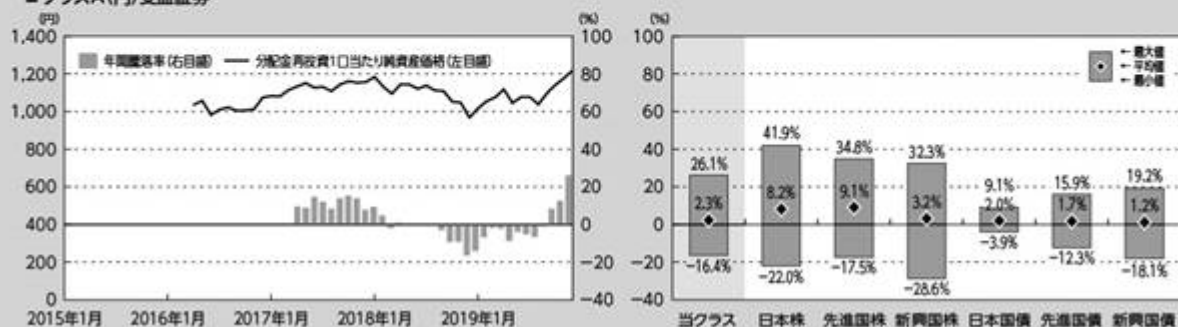
■クラスA(米ドル)受益証券



■クラスA(ユーロ)受益証券



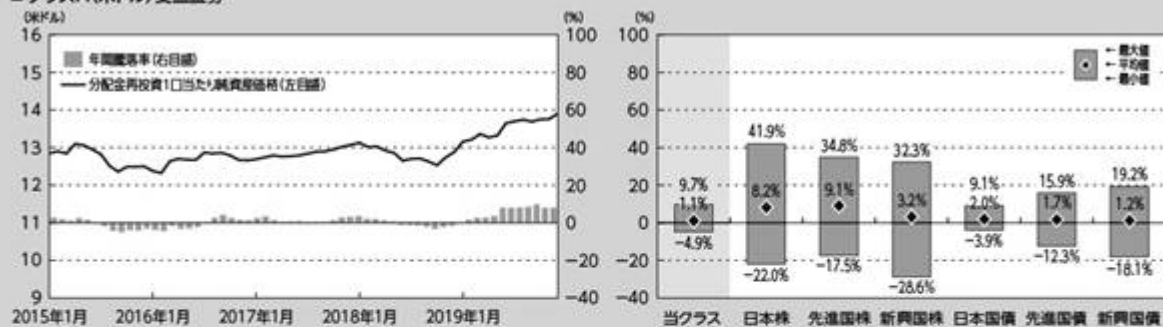
■クラスA(円)受益証券



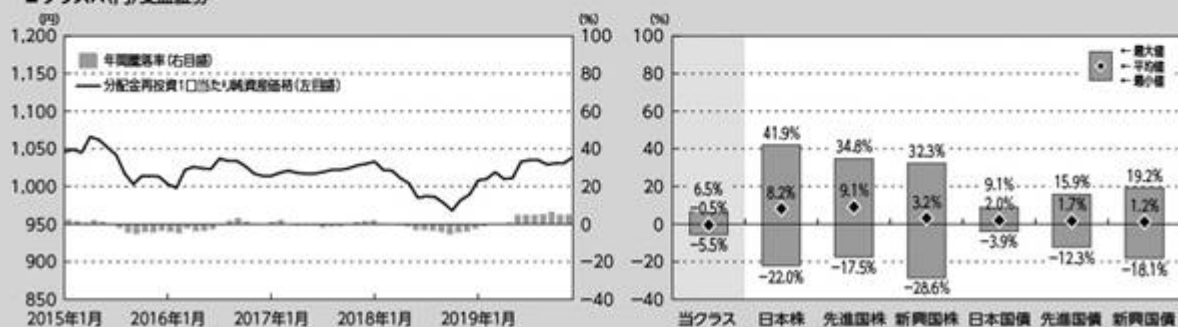
5 ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

(2015年1月～2019年12月)

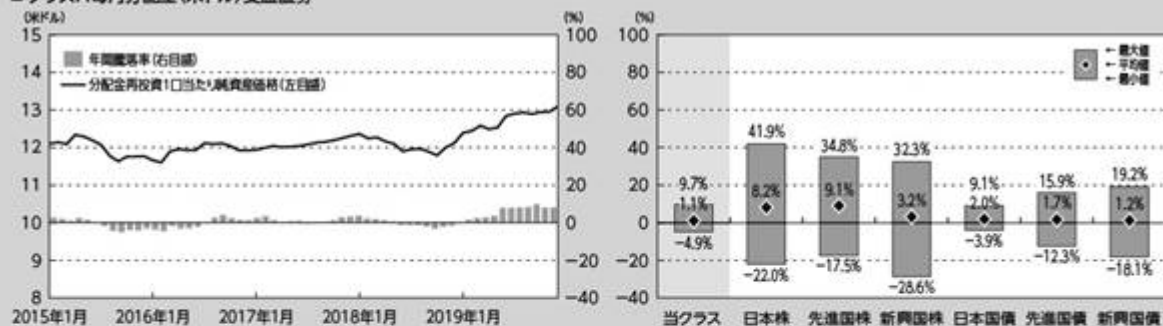
■クラスA(米ドル)受益証券



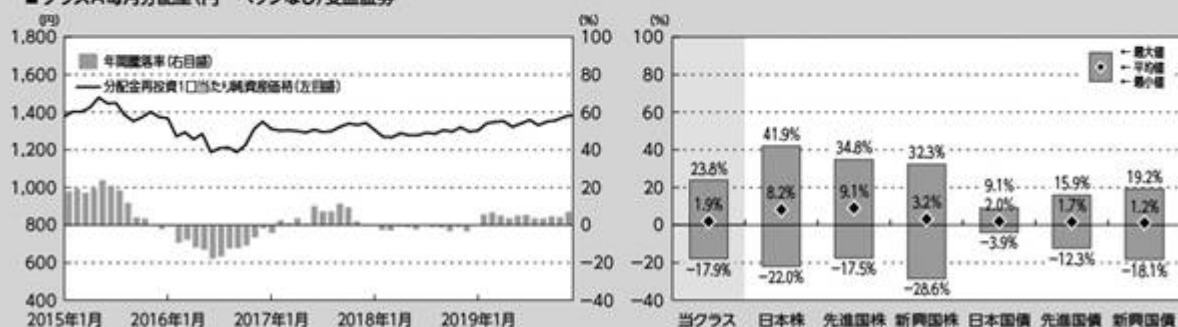
■クラスA(円)受益証券



■クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券

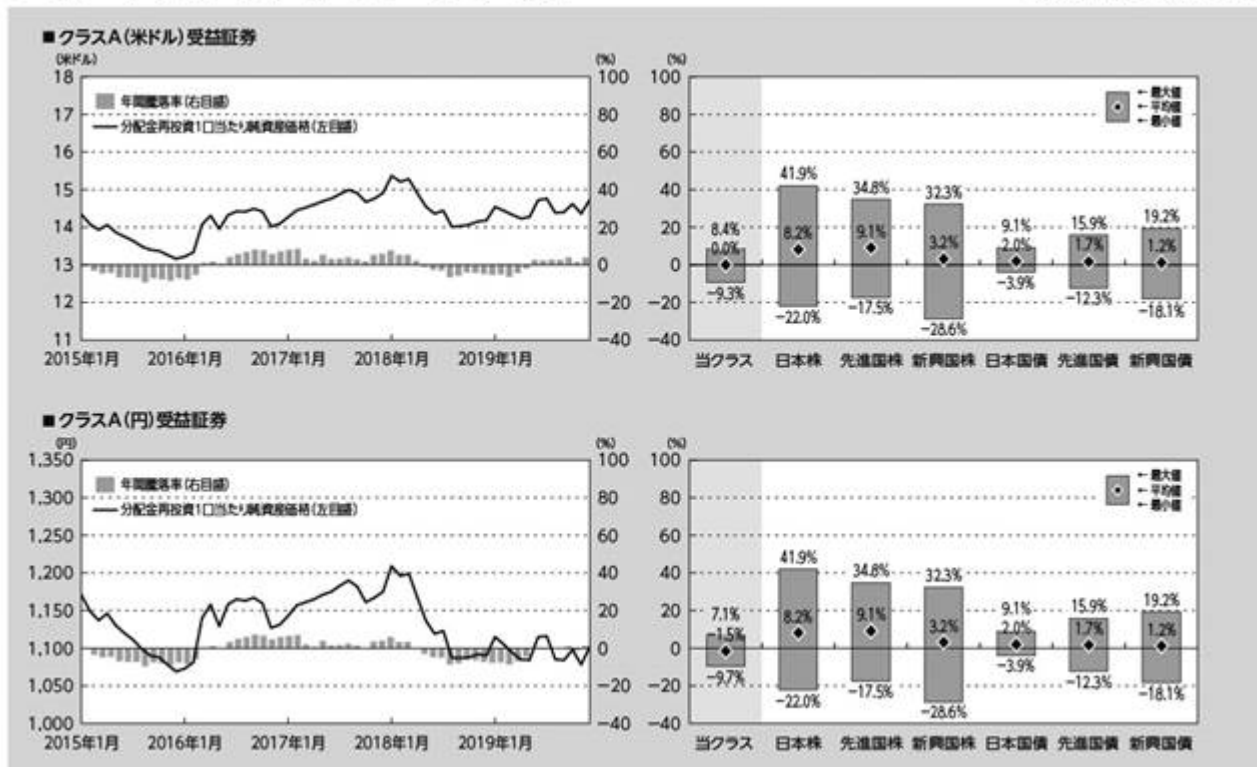


■クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券



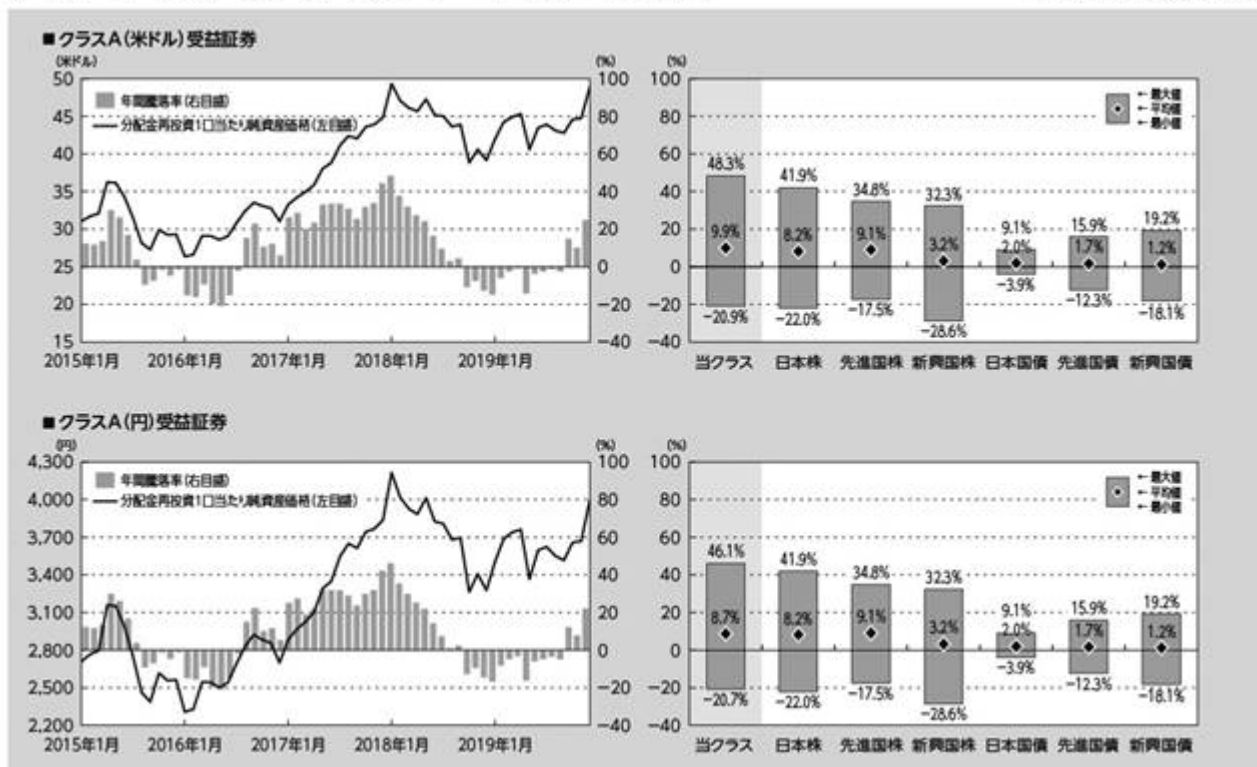
6 ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド

(2015年1月～2019年12月)



7 ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ

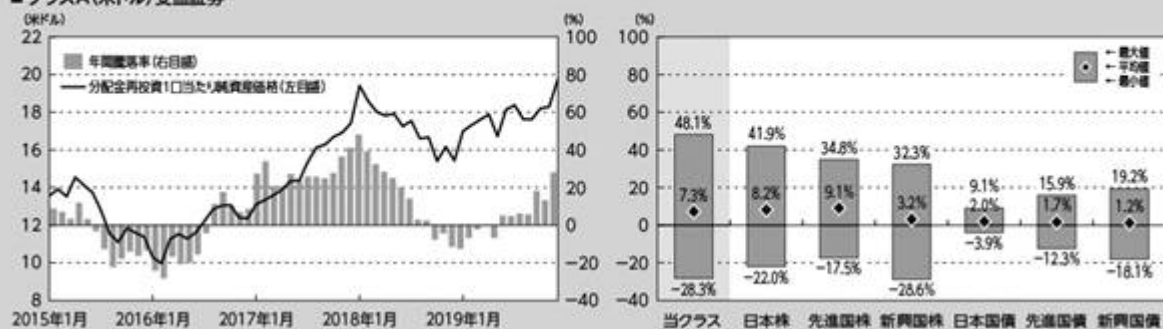
(2015年1月～2019年12月)



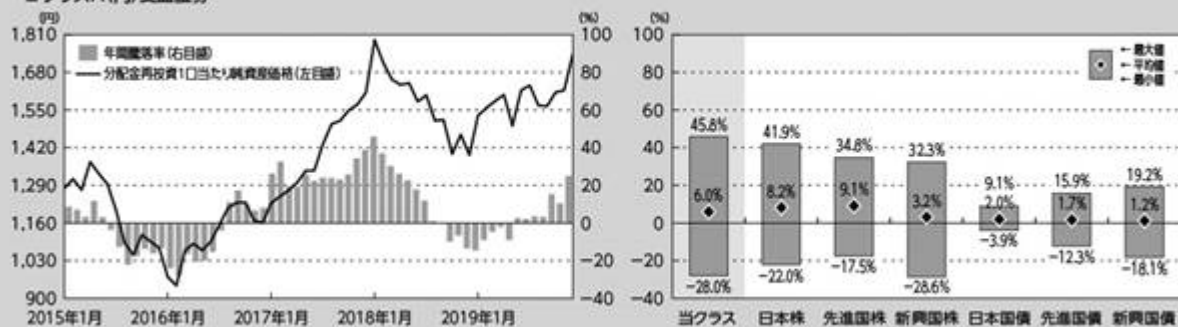
8 ニューマーケット・シリーズ BRIC・エクイティ

(2015年1月～2019年12月)

■クラスA(米ドル)受益証券



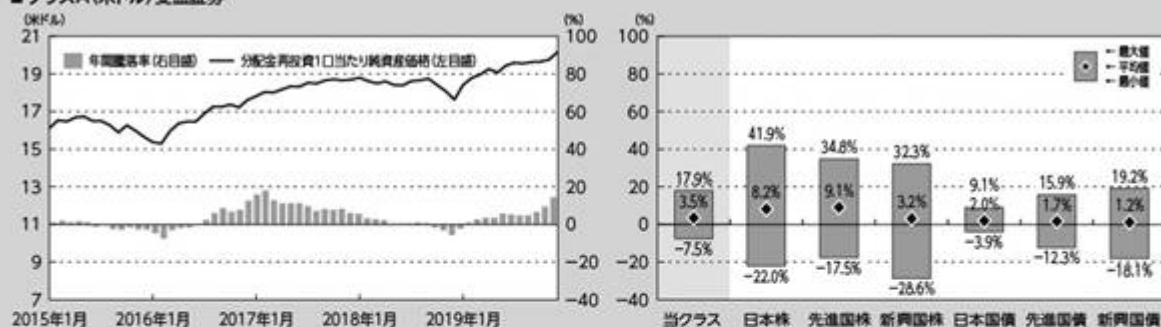
■クラスA(円)受益証券



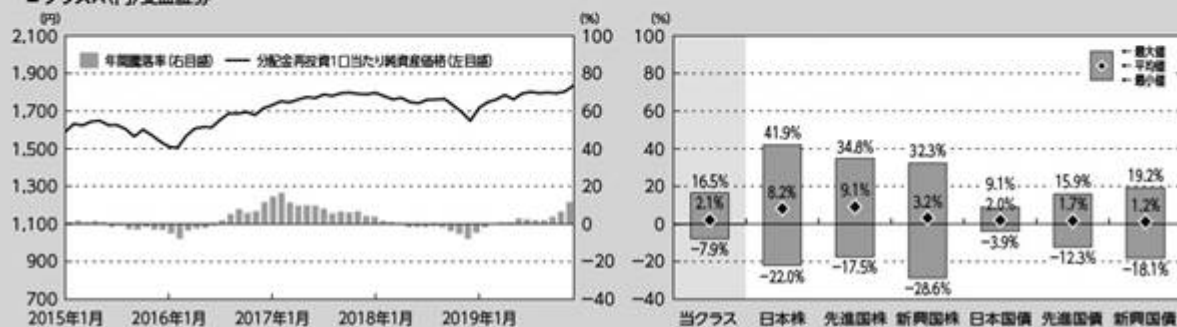
9 グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

(2015年1月～2019年12月)

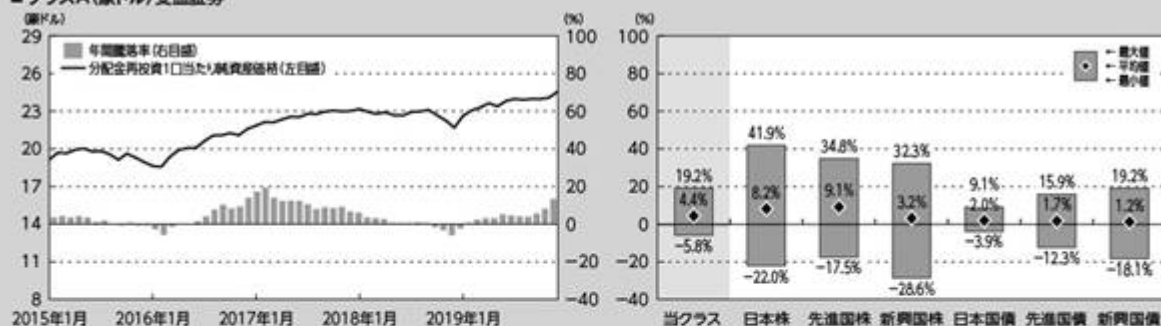
■クラスA(米ドル) 受益証券



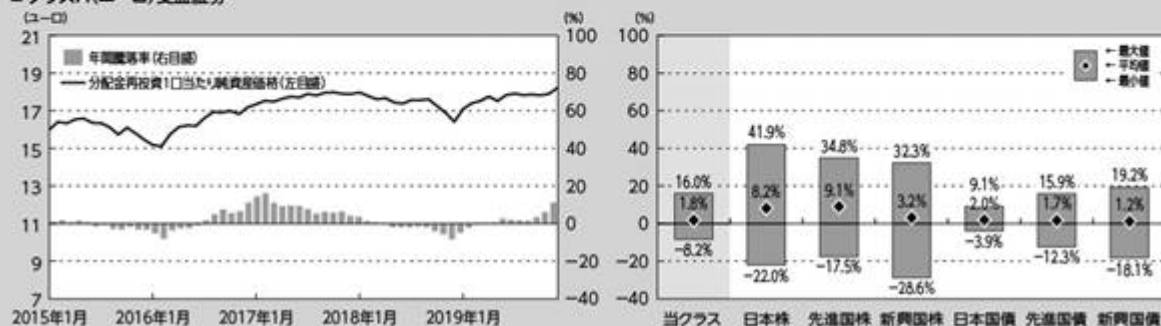
■クラスA(円) 受益証券



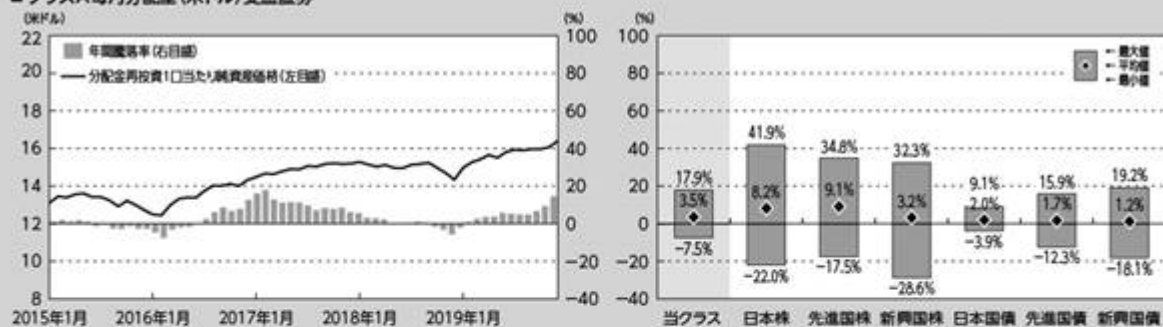
■クラスA(豪ドル) 受益証券



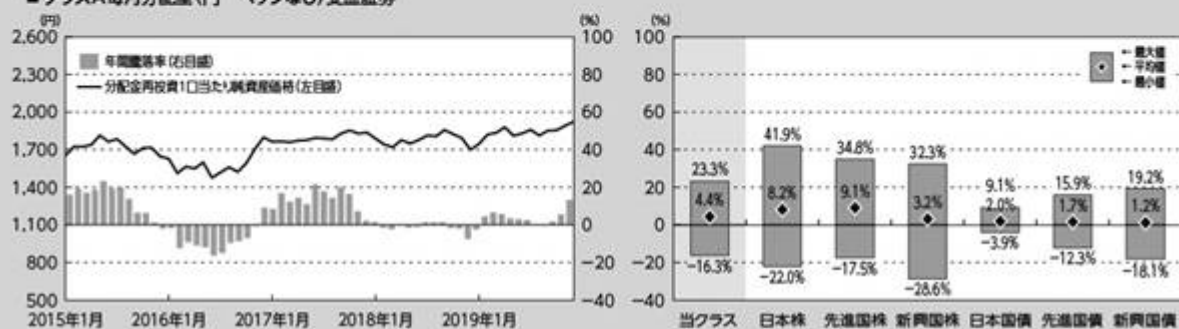
■クラスA(ユーロ) 受益証券



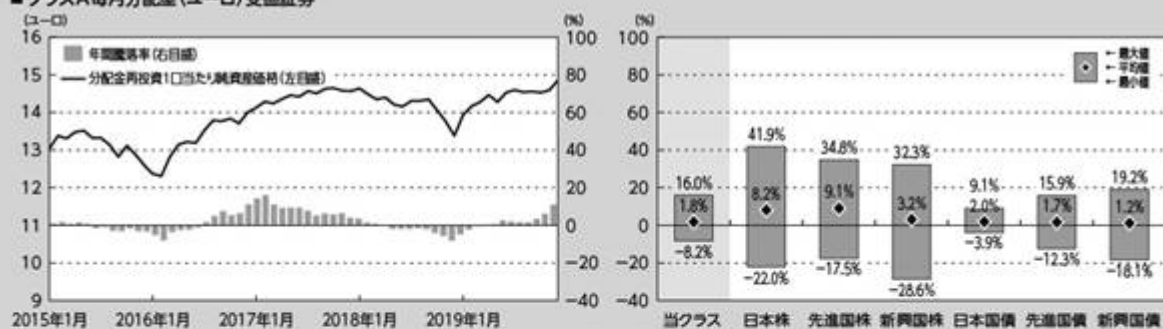
■クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券



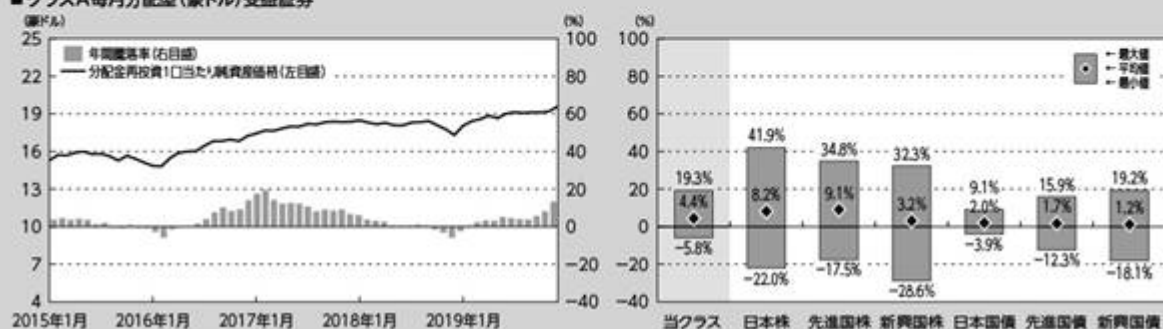
■クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券



■クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券



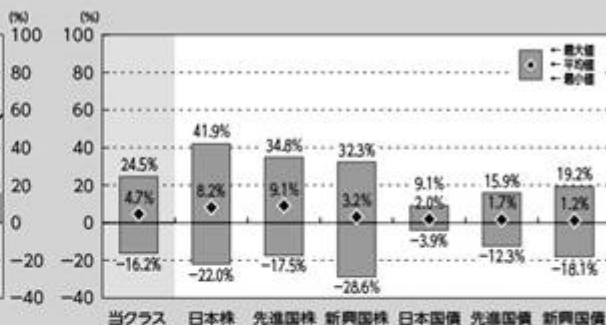
■クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券



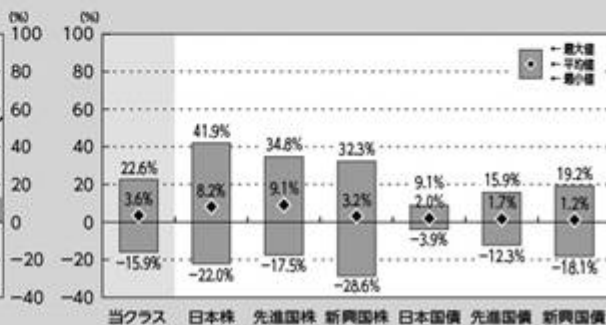
10 グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

(2015年1月～2019年12月)

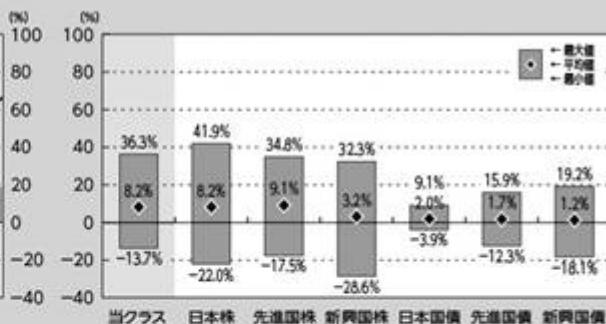
■クラスA(米ドル)受益証券



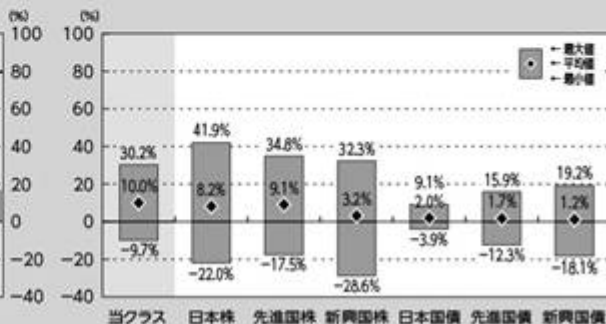
■クラスA(円)受益証券



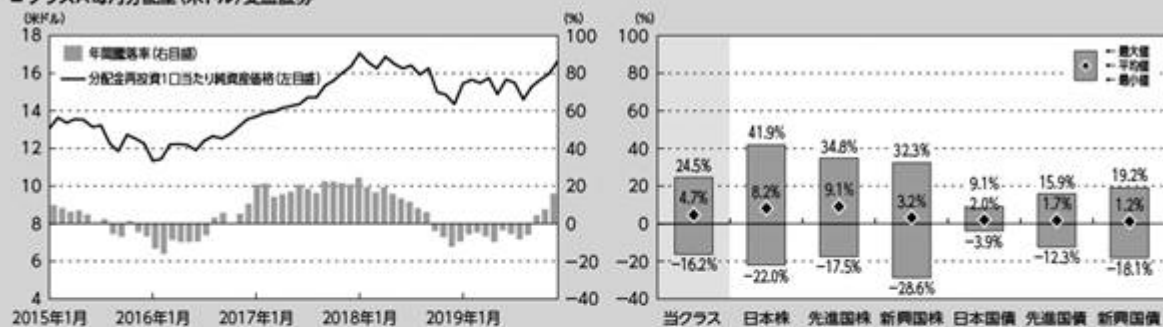
■クラスA(ユーロ ヘッジなし)受益証券



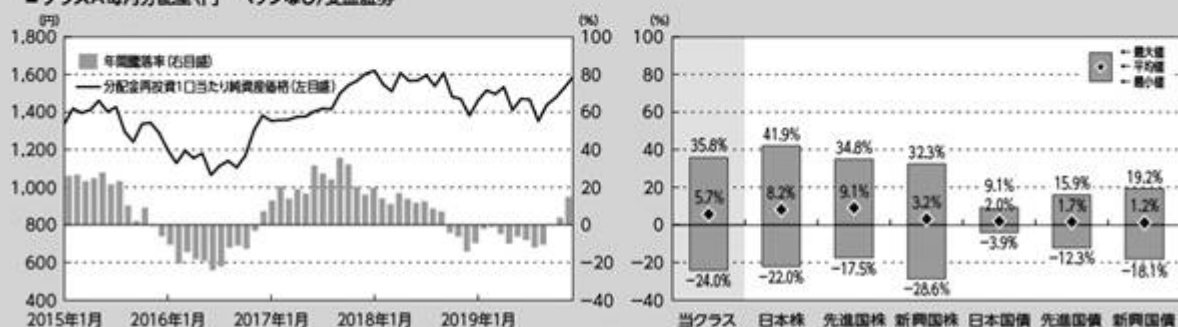
■クラスA(豪ドル ヘッジなし)受益証券



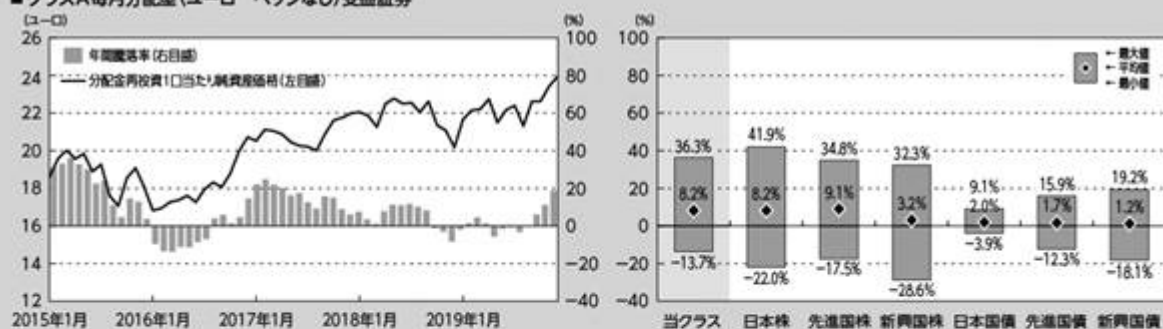
■クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券



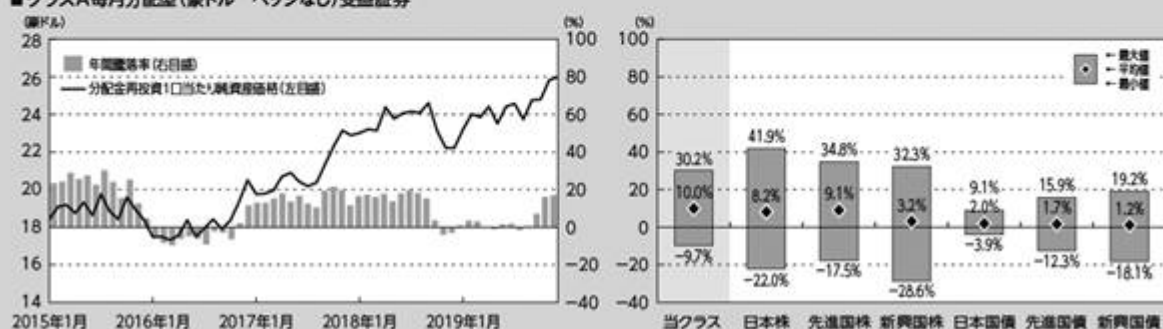
■クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券



■クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券



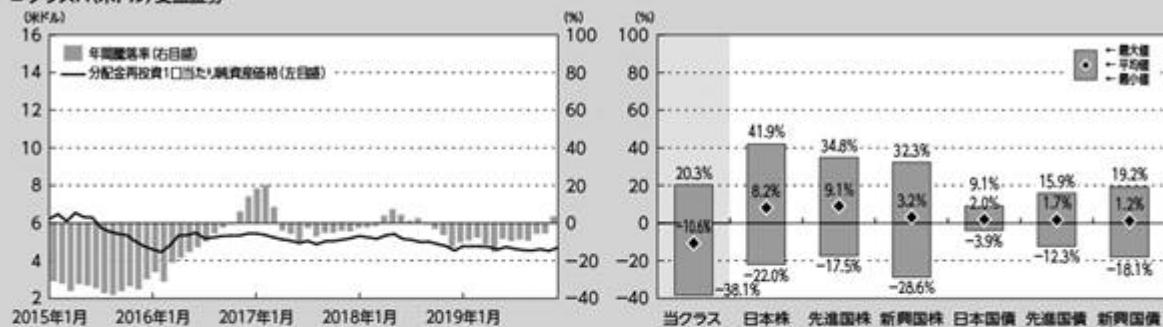
■クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)受益証券



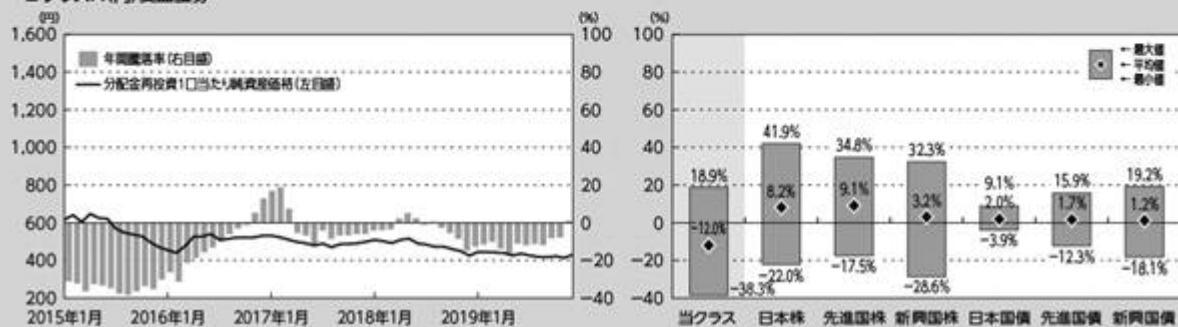
11 グローバル・シリーズ コモディティ

(2015年1月～2019年12月)

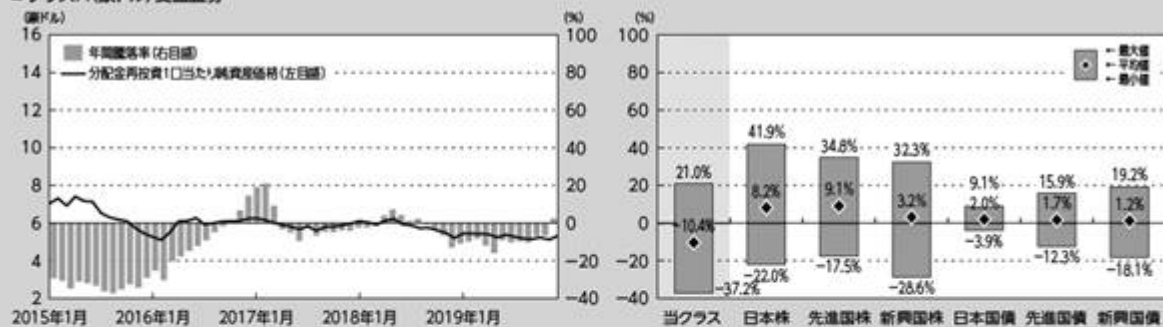
■クラスA(米ドル)受益証券



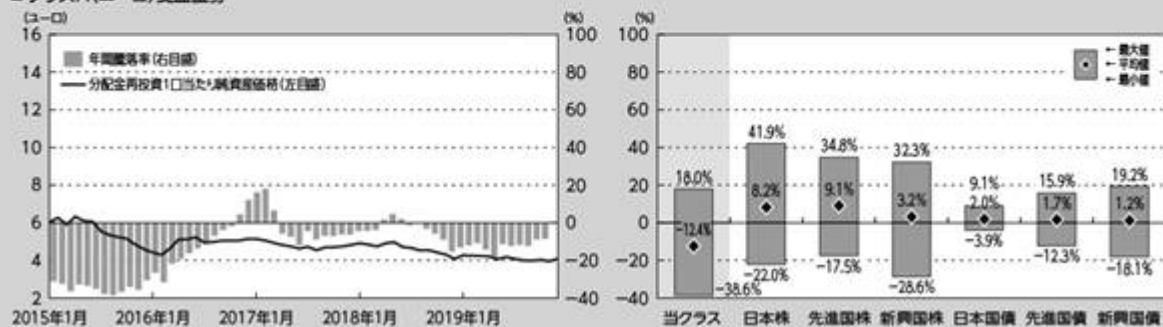
■クラスA(円)受益証券



■クラスA(豪ドル)受益証券



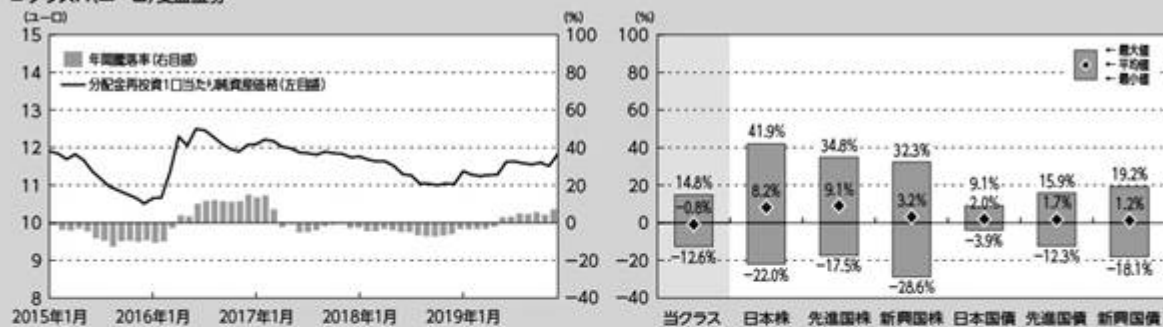
■クラスA(ユーロ)受益証券



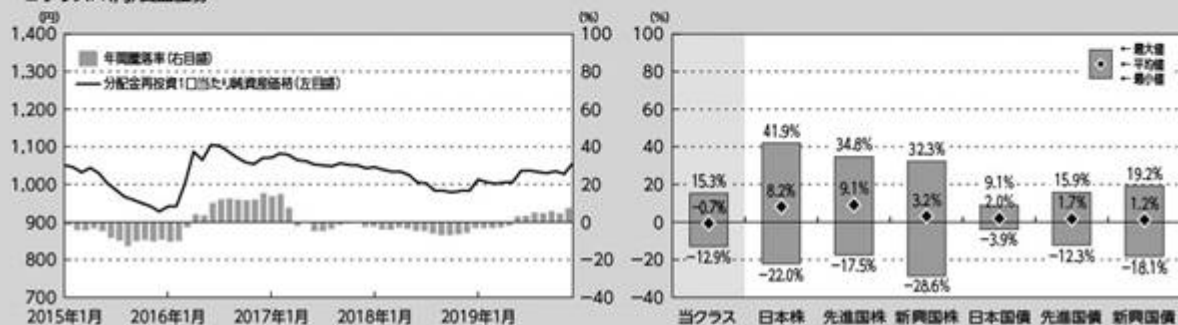
12 グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

(2015年1月～2019年12月)

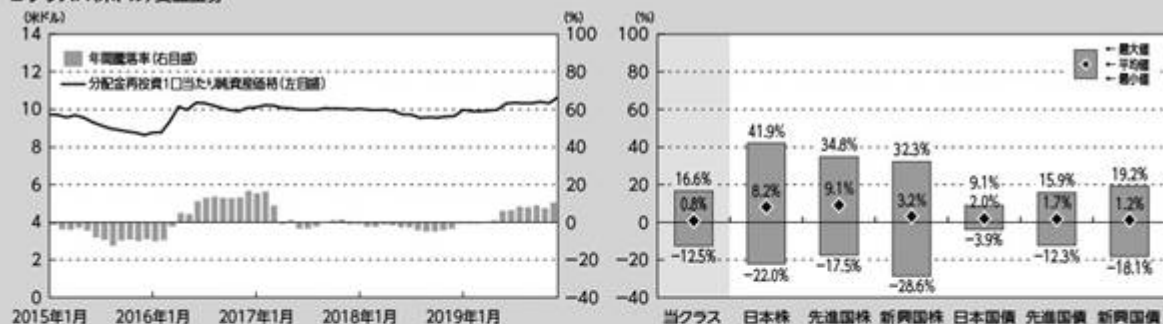
■クラスA(ユーロ)受益証券



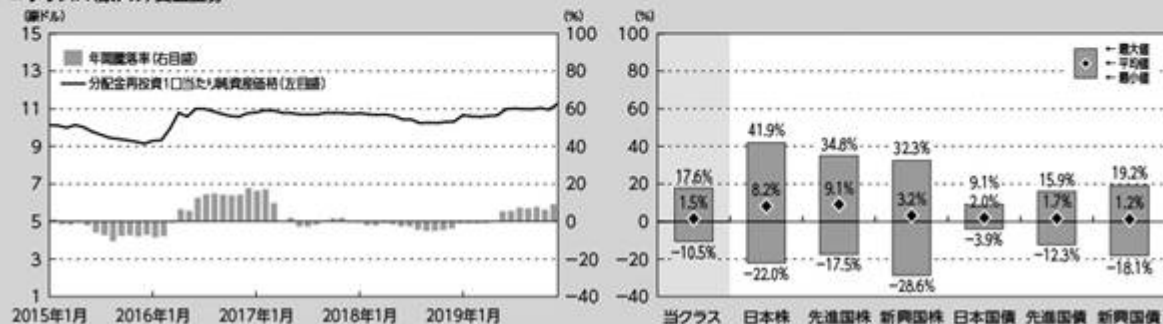
■クラスA(円)受益証券

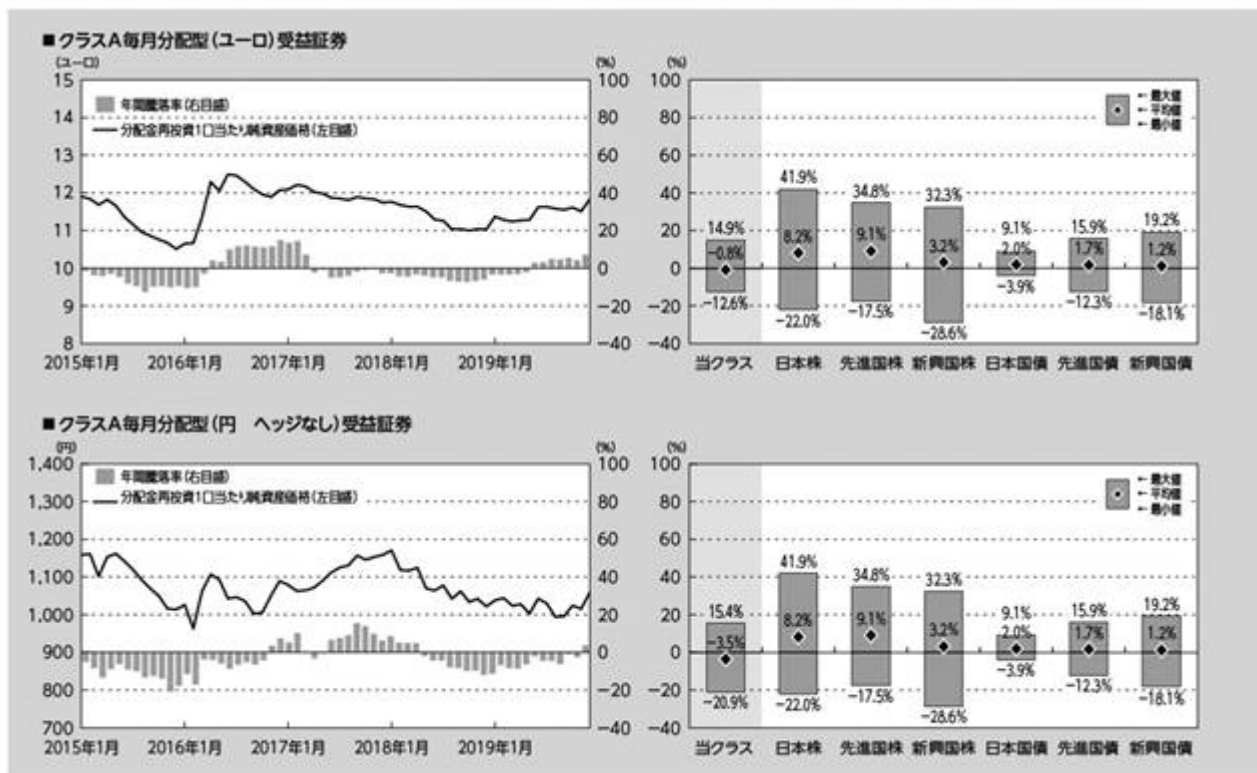


■クラスA(米ドル)受益証券



■クラスA(豪ドル)受益証券





代表的な資産クラスを表す指数

日本株..... T O P I X（配当込み）

先進国株..... F T S E 先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株..... S & P 新興国総合指数

日本国債..... B B G バークレイズ E 1 年超日本国債指数

先進国債..... F T S E 世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債..... F T S E 新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S & P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P. で円換算している。

T O P I X（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

F T S E 先進国株価指数（除く日本、円ベース）、F T S E 世界国債指数（除く日本、円ベース）および F T S E 新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plc またはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLC またはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plc およびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

クラスA 受益証券

販売会社は、当初販売手数料として、受益証券 1 口当たりの純資産価格の上限6.25%を受領する権利を有する。

2010年 6 月30日をもってクラスB 受益証券の購入申込みは、受け付けていない。

日本国内における申込手数料

申込手数料は、購入時の商品説明、投資情報の提供、購入に関する事務手続き等の対価として支払われる。

クラスA 受益証券の購入（申込み）にあたって、上限3.30%（税抜3.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注1）管理会社、日本における販売会社または販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（注2）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（注3）申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。

（注4）販売取扱会社であるS M B C 信託銀行において、米ドル建て受益証券、ユーロ建て受益証券および豪ドル建て受益証券を円資金から該通貨に交換したうえで申し込む場合、別途、為替手数料が片道 1 円 / 往復 2 円（上限）かかる。各販売会社における取扱いについては各販売会社へ問い合わせること。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

管理報酬

管理会社は、当該月中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される下記の年率の報酬（以下「管理報酬」という。）を各サブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。

管理報酬	年率
ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	0.95%
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	1.20%
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	1.45%
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ	1.45%
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	1.20%
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	1.40%
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	1.45%
ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	1.45%
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	1.15%
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	1.20%
グローバル・シリーズ コモディティ	1.50%
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	1.40%

管理会社は、その裁量において、管理報酬の一部を放棄することができる。

管理会社は、販売会社、ディーラーまたは管理会社をその任務の履行またはファンドもしくは受益者への直接もしくは間接的な業務の提供に関して補助するその他の者に対し、管理報酬の一部を再配分することができる。なお、ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドについては、当分の間、管理報酬と後記 記載の受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.25%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。また、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドについては、当分の間、管理報酬と後記 記載の受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.60%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

管理報酬は、ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行および買戻し業務の対価として支払われる。

2019年9月30日に終了した会計年度中の管理報酬は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	275,016ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	381,388ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	470,533ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロピアン・オポチュニティ	119,106ユーロ
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	347,263米ドル
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	95,036米ドル
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	421,501米ドル
ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	429,463米ドル
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	1,688,057米ドル
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	654,949米ドル
グローバル・シリーズ コモディティ	180,949米ドル
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	104,806ユーロ

保管報酬

保管受託銀行は、ルクセンブルグの通常の銀行実務の慣行に従い、各サブ・ファンド資産から、サブ・ファンドの純資産総額に基づき、保管報酬を毎月受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該ファンドが負担する。

当該報酬は実費が計上されるためあらかじめ料率および上限額を示すことができない。

保管報酬は、有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務の対価として支払われる。

2019年9月30日に終了した会計年度中の保管報酬は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	5,046ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	5,682ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	5,189ユーロ
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ	2,000ユーロ
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	5,458米ドル
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	2,014米ドル
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	4,960米ドル
ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	4,869米ドル
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	22,662米ドル
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	9,704米ドル
グローバル・シリーズ コモディティ	3,908米ドル
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	3,289ユーロ

代行協会員に対する報酬

代行協会員は、管理報酬から、日々計算され発生する、日本における販売会社及び販売取扱会社を通じて販売され、月末時点で残存している受益証券の純資産総額の年率0.05%に相当する代行協会員報酬を、当事者間で別途合意する頻度で、後払いにより受領する。

代行協会員報酬は、目論見書と運用報告書の販売会社等への配布、1口当たり純資産価格の公表等の対価として支払われる。

受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、下記の料率の受益者サービス報酬が支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生し、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。受益者サービス報酬は、サブ・ファンドの純資産価額に対する固定した料率であるため、当該業務提供の費用に則して変動しない。それゆえ、管理会社は、当該業務提供について利益を得る（または損失を被る）場合があり、このことはサブ・ファンド毎に時の経過とともに変動する。管理会社は、その裁量において受益者サービス報酬の一部を放棄することができる。なお、ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドについては、当分の間、管理報酬と受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.25%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。また、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドについては、当分の間、管理報酬と受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.60%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

受益者サービス報酬	年率
ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	0.65%
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	0.80%
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	0.90%
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ	0.90%
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	0.80%
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	0.90%
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	0.90%
ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	0.90%
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	0.75%
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	0.80%
グローバル・シリーズ コモディティ	0.90%
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	0.90%

管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）は、販売会社、ディーラーまたは管理会社をその任務の履行またはファンドもしくは受益者への直接もしくは間接的な業務の提供に関して補助するその他の者に対し、管理報酬の一部を再配分することができる。

2019年9月30日に終了した会計年度中の受益者サービス報酬は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	154,810ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	254,394ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	292,182ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロピアン・オポチュニティ	74,057ユーロ
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	231,667米ドル
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	61,248米ドル
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	261,768米ドル
ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	266,711米ドル
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	1,012,977米ドル
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	436,791米ドル
グローバル・シリーズ コモディティ	108,712米ドル
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	67,505ユーロ

（注）上記の各金額は、後記「第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 （1）2019年9月30日終了年度 損益計算書」において「販売報酬」として記載されている各金額である。

（4）【その他の手数料等】

ファンドに請求される費用には以下のものが含まれる。

- 1）ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。
- 2）ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料（当該手数料は取得価額に含まれ、売却価額から差し引かれる。）。
- 3）支払代理人が適切に負担した報酬、費用およびすべての合理的実費。（注）
- 4）受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法律関係費用。
- 5）代行協会員により提供される業務サービスに関連して生じた合理的諸費用。
- 6）日本における販売会社が発行した受益証券に関する勘定明細書の作成および印刷の経費および費用。
- 7）約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を含むファンドに関するその他一切の書類を（必要とされる言語で）作成し、ファンドまたはファンドの受益証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局（各国の証券業協会を含む。）へ提出する費用、上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者（実質上の受益者を含む。）の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用、日本における販売会社が日本国内で商取引上使用する有価証券届出書および目論見書の写しの印刷および日本国内のブローカーおよび販売取扱会社への配布の経費および費用、会計、記帳および毎日の純資産価額計算に要する費用、受益者への通知公告を作成しかつ配布する費用、弁護士および監査人の報酬、日本の適用法令ならびに各国の証券取引業協会の協定および規則に基づき管理会社が作成することを要求される書類の作成に係るその他経費および費用、（ファンドの受益証券が上場される場合）証券取引所への上場費用および上場された受益証券のかかる証券取引所での上場維持費用、以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、管理会社が別段の決定をしない限り、一切の広告宣伝費およびファンドの受益証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除くものとする。

（注）2019年7月1日以降は、H S B C フランス、ルクセンブルグ支店が行った業務に関して、関連する業務契約に基づき請求されるあらゆる報酬、費用および実費は、管理会社が負担している。

管理会社は、本書に記載されるサブ・ファンドの報酬および費用（サブ・ファンドの管理報酬および受益者サービス報酬は除く。）が、マスター・ファンドに係る報酬および費用（成功報酬は除く。）と併せて、いずれかのサブ・ファンドの日々の平均純資産総額の0.50%を超えないことを確保するために、その管理報酬の全部または一部を放棄することに同意している。

投資運用会社は、現在、いかなるソフト・コミッションの取決めも締結していない。しかし、投資運用会社は、ファンドを含む投資運用会社の顧客にとって直接的で確定可能な利益が存在し、かつソフト・コミッションを生み出す取引が、監督当局の適用要件を厳守してファンドの最善の利益のために誠実に行われる旨、投資運用会社が納得している場合にのみ、これを締結することができる。かかる取決めは、最良の市場慣行に相応する条件で投資運用会社により行われることを要する。

2019年9月30日に終了した会計年度中のその他の費用は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	37,588ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	34,556ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	35,286ユーロ
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ	9,300ユーロ
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	30,234米ドル
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	7,101米ドル
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	30,393米ドル
ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティ	31,107米ドル
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	178,536米ドル
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	56,758米ドル
グローバル・シリーズ コモディティ	12,727米ドル
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	8,214ユーロ

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、各サブ・ファンドおよび各マスター・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

日本

2020年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のサブ・ファンドの受益証券に転換した場合等を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のサブ・ファンドの受益証券に転換した場合等を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要がある。

譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡（償還）時の為替相場で円換算した譲渡（償還）価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算する。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ルクセンブルグ

以下の情報は、ルクセンブルグで現在有効な法律、規則、決定および実務に基づくものであり、これらに変更があれば場合によっては遡及効果をもって変わってくるものである。以下の要約は、受益証券に関する投資、所有、保有または処分の決定に関係する可能性のあるすべてのルクセンブルグの税法およびルクセンブルグの租税上の考察を包括的に記述することを意図したものではなく、また、特定の投資家または投資予定者に向けた税務上の助言を意図するものでもない。投資予定者は、受益証券を購入、保有または処分することの影響および投資予定者が納税義務を負う法域の法律の規定について、自らの専門アドバイザーに相談すべきである。以下の要約には、ルクセンブルグ以外の国、地方その他の課税法域の法律から生じる税効果に関する記述はない。

以下の情報は、ルクセンブルグで現在有効な法律および実務の特定の側面に関する管理会社の理解に基づくものである。本書の日付時点または投資時点の税務状況が無期限に持続するという保証はない。

ファンドの税金

ファンドは、インカム・ゲインまたはキャピタル・ゲインに課せられるルクセンブルグの税金の適用対象ではない。

しかし、ファンドは、関連四半期末のファンドの純資産価額に基づいて年率0.05%の割合で徴収され、四半期毎に計算および支払が行われる年次税（tax d'abonnement）の対象である。

短期金融商品への集団投資、信用機関への預金、またはその両方を唯一の目的とするルクセンブルグUCIには、年率0.01%の減額年次税が適用される。2010年法に言及されている複数のコンパートメントを有するルクセンブルグのUCIの個々のコンパートメントおよびUCI内または複数のコンパートメントを有するUCIのコンパートメント内で発行される証券の個々のクラスには、年率0.01%の減額年次税が適用される。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は、機関投資家によって保有されなければならない。年次税の免除は、（ ）それ自体が年次税の対象であるルクセンブルグUCIへの投資、（ ）退職年金スキームにより保有されるUCI、そのコンパートメントまたは専用クラス、（ ）短期金融市場UCI、ならびに（ ）取引所取引ファンドである2010年法パートに服するUCITSおよびUCIに適用される。

源泉徴収税

ファンドが受け取る利息および配当収入は、源泉国において回収不能な源泉徴収税を課せられる可能性がある。ファンドは、さらに、源泉国における自らの資産の実現済または未実現の元本の成長部分に課せられる税金の適用対象となる可能性がある。

ルクセンブルグでは、投資家が居住者である場合、ファンドから投資家へ支払われるインカム・ゲインまたはキャピタル・ゲインに源泉徴収税は課せられない。

受益者の税金

ファンドの投資家は、自らの居住国で有効な法律に従い、投資から得たインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインに課せられる税金の適用対象となる。

現行法下では、投資家は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン、インカム・ゲインまたは源泉徴収税の適用対象ではない。ただし、（ ）ルクセンブルグに本籍を有する、住所を有するもしくは恒久的施設を有する者、または、（ ）租税条約により保護されないルクセンブルグ非居住者で、ファンドを通じてルクセンブルグの会社の10%以上を保有し、かつ、ファンドの受益証券の申込み後6か月未満でファンドの受益証券の買戻しをする者はこの限りではない。

ファンドは、関連国における源泉徴収税の控除後、自らのポートフォリオの資産により創出された収入を回収する。ファンドには法人格がないため、適用される源泉徴収税率の減税を受けられる可能性は、ファンドの投資家の地位による。投資家は、自らの居住国で免税されている場合または自らの居住国と証券所在国との間で締結された二重課税条約に基づく条約上の減免措置を受けられる場合、ファンドが被る源泉徴収税のうち自らの持分に応じて完全または部分的な還付を受けられる可能性がある。

米国外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）および2016年OECD共通報告基準（以下「CRS」という。）

アメリカ合衆国において、追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、FATCAが制定された。FATCAには、外国金融機関（以下「FFI」という。）であるファンドが、これに基づき、米国納税者またはFATCAの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」という。）に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を集めるよう義務付ける規定が含まれる。内国歳入庁と契約を締結せず、かつ、FATCA制度を遵守する金融機関は、米国を源泉とする収益の支払およびファンドが米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがある。2014年3月28日、ルクセンブルグ大公国はアメリカ合衆国との間にモデル1政府間協定（以下「IGA」という。）を締結し、2015年7月にルクセンブルグ法にIGAを導入した。

CRSは、2014年12月9日に採択された税務情報の強制的自動交換に関する理事会指令2014/107/EUにより実施され、課税分野における金融口座情報の自動的交換に関する2015年12月18日法（以下「CRS法」という。）によりルクセンブルグ法に導入された。CRSは2016年1月1日に多くのEU加盟国で効力が発生した。CRSに基づき、ファンドは、ルクセンブルグ税務当局に対して、CRS参加国における租税上の居住者である投資家が保有する受益証券に関する一定の情報を報告し、当該目的のために追加の識別情報を収集しなければならない。CRS法に基づき、最初の情報交換は、2016年（暦年）に関する情報につき、2017年9月30日までに適用された。FATCA上およびCRS上の義務を遵守する目的において、ファンドは、自らの投資家の税務上の立場を確認するため、一定の情報を当該投資家から取得するよう義務付けられることがある。上述のようにFATCA IGAに基づき、かかる投資家が、米国人所有の非米国事業体等の特定の者、もしくは非参加FFIであるか、または必要書類を提供しない場合、ファンドは、適用ある法令に従い、当該投資家に関する情報をルクセンブルグの税務当局に報告する必要がある。これにより、結果として、内国歳入庁への報告となる。CRSに基づき、投資家がCRS参加国における租税上の居住者であり、かつ必要書類を提供しない場合、適用ある法令に従い、ファンドはかかる投資家に関する情報をルクセンブルグの税務当局に対して報告する必要がある。ただし、ファンドが、FATCAの規定に従い行為する場合、FATCAに基づく源泉徴収税の対象とはならない。

受益者および仲介業者は、ファンドの既存の方針により、受益証券が米国人または適切なCRS情報を提供しない投資家向けの募集または販売を行っていないことに留意すべきである。米国人に対し

て後日受益証券を譲渡することは禁止されている。受益証券が実質的に米国人または適切なC R S 情報を提供しない投資家により所有されている場合、ファンドはその裁量により強制的に当該受益証券を買戻すことができる。受益者はさらに、F A T C A の法規において、特定の者の定義には、他の法規と比べて幅広い投資家を含みうることに留意すべきである。

5【運用状況】

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ ユーロ・バランスおよびユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティは、2002年12月20日に運用を開始した。

ユーロ・シリーズ ユーロピアン・オポチュニティは、2016年4月12日に運用を開始した。

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド、ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドおよびニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティは、2004年4月30日に運用を開始した。（ただし、ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンドのクラスA毎月分配型（米ドル）およびクラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券の運用は、2004年11月30日に開始された。）

ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティは、2006年7月31日に運用を開始した。

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドは、2009年5月28日に運用を開始した。（ただし、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドの毎月分配型受益証券の運用は、2010年3月31日に開始された。）

グローバル・シリーズ イールド・エクイティは、2006年7月31日に運用を開始した。（ただし、グローバル・シリーズ イールド・エクイティのクラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券の運用は、2010年3月31日に開始された。）

グローバル・シリーズ コモディティは、2010年3月31日に運用を開始した。

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションは、2005年9月30日から運用を開始した。（ただし、クラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券の運用は、2013年7月1日に開始された。）

（注1）グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションは、2013年7月1日付で運用方針が変更されている。下記の

「（3）運用実績」および「（4）販売及び買戻しの実績」のうち、2013年6月末日までの実績は、変更前の旧「ニューマーケット・シリーズ コンバージング・ヨーロッパ・ボンド」の実績を記載している。

（注2）2016年6月30日をもって、すべてのクラスB受益証券は、同一サブ・ファンドのクラスA受益証券に自動転換された。

（1）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況（2019年12月末日現在）

<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	34,027,888	99.18
現金・その他の資産 （負債控除後）		281,297	0.82
合計（純資産総額）		34,309,185 （約4,204百万円）	100.00

（注）投資比率とは、各サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

<ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス>

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	31,235,205	99.30
現金・その他の資産 （負債控除後）		219,814	0.70
合計（純資産総額）		31,455,019 (約3,854百万円)	100.00

<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	31,892,514	99.39
現金・その他の資産 （負債控除後）		196,956	0.61
合計（純資産総額）		32,089,470 (約3,932百万円)	100.00

<ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ>

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	5,579,154	99.59
現金・その他の資産 （負債控除後）		23,073	0.41
合計（純資産総額）		5,602,227 (約686百万円)	100.00

<ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	27,664,930	99.35
現金・その他の資産 （負債控除後）		181,078	0.65
合計（純資産総額）		27,846,007 (約3,051百万円)	100.00

<ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	7,454,729	99.26
現金・その他の資産 （負債控除後）		55,764	0.74
合計（純資産総額）		7,510,493 (約823百万円)	100.00

<ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	31,035,067	99.22
現金・その他の資産 （負債控除後）		244,776	0.78
合計（純資産総額）		31,279,843 (約3,427百万円)	100.00

<ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	30,013,795	99.18
現金・その他の資産 （負債控除後）		248,418	0.82
合計（純資産総額）		30,262,213 (約3,316百万円)	100.00

<グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	160,658,843	99.89
現金・その他の資産 （負債控除後）		174,321	0.11
合計（純資産総額）		160,833,164 (約17,621百万円)	100.00

<グローバル・シリーズ イールド・エクイティ>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	49,002,478	99.27
現金・その他の資産 （負債控除後）		361,198	0.73
合計（純資産総額）		49,363,677 (約5,408百万円)	100.00

<グローバル・シリーズ コモディティ>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	10,135,578	99.77
現金・その他の資産 （負債控除後）		22,920	0.23
合計（純資産総額）		10,158,497 (約1,113百万円)	100.00

<グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション>

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	6,689,027	99.52
現金・その他の資産 （負債控除後）		32,557	0.48
合計（純資産総額）		6,721,584 (約824百万円)	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】（2019年12月末日現在）

<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・ボンド クラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	1,280,712.56	19.91	25,500,459	26.57	34,027,888	99.18

<参考情報>

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・ボンド クラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)
スペイン国債	0.35	2023年7月30日	4.20
スペイン国債	1.95	2030年7月30日	3.95
フランス国債	0.5	2025年5月25日	3.29
フランス国債	1.25	2036年5月25日	3.19
イタリア国債	0.35	2025年2月1日	3.17

（注）組入比率とは、各投資対象ファンドの純資産総額に対する時価の比率をいう。以下同じ。

<ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス>

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・エクイティ クラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	318,141.78	35.16	11,186,377	55.85	17,768,313	56.49
2	シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・ボンド クラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	506,855.35	22.08	11,190,456	26.57	13,466,892	42.81

<参考情報>

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・エクイティ クラスⅠ受益証券、シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・ボンド クラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄については、前記<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>および後記<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>の<参考情報>を参照のこと。

<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクトション・ファンド・ユーロ・エクイティ クラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	571,035.69	40.94	23,378,115	55.85	31,892,514	99.39

<参考情報>

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクトション・ファンド・ユーロ・エクイティ クラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国名	組入比率(%)
Sanofi	ヘルスケア	フランス	4.87
SAP	情報技術	ドイツ	4.35
Deutsche Wohnen	不動産	ドイツ	4.03
Danone	生活必需品	フランス	3.72
Carrefour	生活必需品	フランス	3.66

<ユーロ・シリーズ ユーロピアン・オポチュニティ>

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクトション・ファンド・ユーロピアン・オポチュニティ クラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	39,270.41	124.89	4,904,454	142.07	5,579,154	99.59

<参考情報>

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクトション・ファンド・ユーロピアン・オポチュニティ クラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国名	組入比率(%)
Sanofi	ヘルスケア	フランス	5.74
Fresenius	ヘルスケア	ドイツ	5.20
AXA	金融	フランス	4.96
Roche Holding	ヘルスケア	スイス	4.36
BNP Paribas	金融	フランス	4.33

<ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド>

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターン クラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	1,427,087.28	13.56	19,355,755	19.39	27,664,930	99.35

<参考情報>

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターン クラスⅠ 受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	国	通貨	組入比率(%)
Korea Monetary Stabilization Bond 1.18% 02/08/2021	韓国	韓国ウォン	6.15
Schroder ISF China Local Currency Bond	香港	米ドル	4.77
Korea Treasury Bond 2% 10/09/2022	韓国	韓国ウォン	4.05
Malaysia Government Bond 3.828% 05/07/2034	マレーシア	マレーシア・リンギット	3.88
Philippine Government Bond 5.75% 12/04/2025	フィリピン	フィリピン・ペソ	2.96

<ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド>

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・エマージング・マーケット・デット・アブソルート・リターン クラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	185,078.19	32.42	6,000,297	40.28	7,454,729	99.26

<ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ>

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・グレーター・チャイナ クラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	317,008.45	55.51	17,597,255	97.90	31,035,067	99.22

<参考情報>

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・グレーター・チャイナ クラスⅠ 受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国・地域	組入比率(%)
Taiwan Semiconductor Manufacturing	情報技術	台湾	9.60
Tencent Holdings	コミュニケーション・サービス	中国	7.05
Alibaba Group Holding	一般消費財・サービス	中国	6.75
AIA Group	金融	香港	4.18
Prada	一般消費財・サービス	イタリア	2.68

<ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ>

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・B R I C クラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	82,054.05	232.55	19,082,078	365.78	30,013,795	99.18

< 参考情報 >

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・B R I C クラス I 受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国名	組入比率(%)
Alibaba Group Holding	一般消費財・サービス	中国	9.80
Tencent Holdings	コミュニケーション・サービス	中国	9.60
Ping An Insurance Group Company of China	金融	中国	4.56
ICICI Bank	金融	インド	3.46
Itau Unibanco Holding	金融	ブラジル	3.28

<グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド>

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・グローバル・ハイイールド クラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	2,690,996.34	50.27	135,289,801	59.70	160,658,843	99.89

< 参考情報 >

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・グローバル・ハイイールド クラス I 受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	クーポン(%)	満期日	格付		国名	組入比率(%)
				Moody's	S&P		
Sprint	無線通信	7.125	2024年6月15日	B3	B	米国	1.14
Pioneer Holdings	航空宇宙・防衛	9.00	2022年11月1日	Caa1	B-	米国	0.84
Aircastle	金融会社	4.25	2026年6月15日	Baa3	BBB-	バミューダ	0.80
Cheniere Energy Partners	ミッドストリーム	5.625	2026年10月1日	-	BB	米国	0.80
Vertiv Intermediate Holding	総合製造業	12.00	2022年2月15日	Caa3	CCC+	米国	0.74

< グローバル・シリーズ イールド・エクイティ >

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールドクラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	186,032.35	211.57	39,359,605	263.41	49,002,478	99.27

< 参考情報 >

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールドクラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	国名	業種	組入比率(%)
Sanofi	フランス	ヘルスケア	5.14
Anglo American	イギリス	素材	5.10
Eni	イタリア	エネルギー	5.03
South32	オーストラリア	素材	4.42
HSBC Holdings	イギリス	金融	4.12

< グローバル・シリーズ コモディティ >

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンドクラスⅩ受益証券	ルクセンブルグ	-	121,207.54	94.45	11,448,139	83.62	10,135,578	99.77

< 参考情報 >

投資対象ファンド（シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンドクラスⅩ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5コモディティ	セクター	組入比率(%)
原油	エネルギー	16.2
金	金属	13.6
大豆関連	農産物	13.1
天然ガス	エネルギー	8.8
銅	金属	8.2

< グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション >

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ウェルス・プリザベーションクラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	258,160.64	22.58	5,828,508	25.91	6,689,027	99.52

【投資不動産物件】（2019年12月末日現在）

該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】（2019年12月末日現在）

該当事項なし。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2019年12月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記会計年度末の純資産の推移は、以下の通りである。

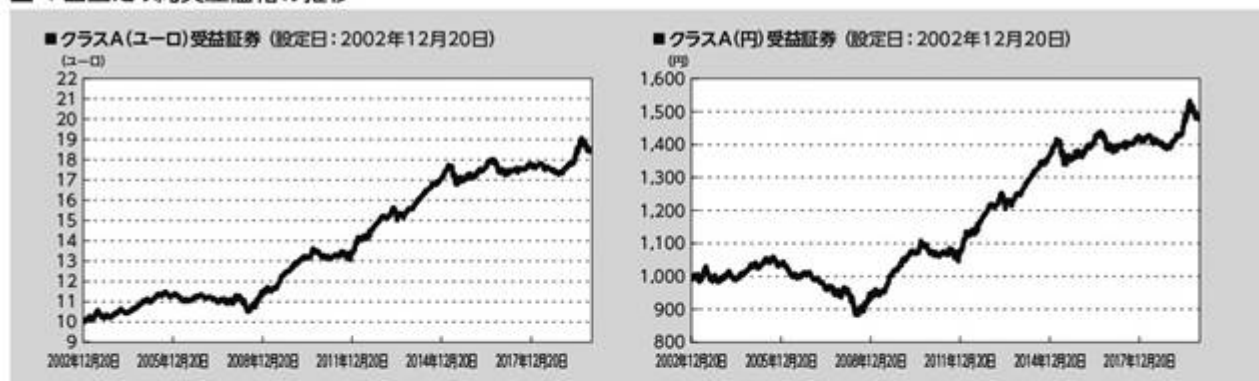
<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

	純資産総額		１口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第８会計年度末 (2010年９月30日)	68,096,900	8,344,594	A (ユーロ)	13.514ユーロ	1,656
			B (ユーロ)	12.998ユーロ	1,593
			A (円)	1,097円	-
			B (円)	1,059円	-
第９会計年度末 (2011年９月30日)	55,929,552	6,853,607	A (ユーロ)	13.294ユーロ	1,629
			B (ユーロ)	12.723ユーロ	1,559
			A (円)	1,067円	-
			B (円)	1,025円	-
第10会計年度末 (2012年９月30日)	55,578,536	6,810,594	A (ユーロ)	14.738ユーロ	1,806
			B (ユーロ)	14.034ユーロ	1,720
			A (円)	1,179円	-
			B (円)	1,127円	-
第11会計年度末 (2013年９月30日)	46,257,290	5,668,368	A (ユーロ)	15.363ユーロ	1,883
			B (ユーロ)	14.557ユーロ	1,784
			A (円)	1,232円	-
			B (円)	1,171円	-
第12会計年度末 (2014年９月30日)	46,212,090	5,662,830	A (ユーロ)	16.831ユーロ	2,062
			B (ユーロ)	15.868ユーロ	1,944
			A (円)	1,346円	-
			B (円)	1,273円	-
第13会計年度末 (2015年９月30日)	44,280,689	5,426,156	A (ユーロ)	17.019ユーロ	2,086
			B (ユーロ)	15.966ユーロ	1,956
			A (円)	1,357円	-
			B (円)	1,277円	-
第14会計年度末 (2016年９月30日)	45,377,887	5,560,606	A (ユーロ)	17.979ユーロ	2,203
			A (円)	1,435円	-
第15会計年度末 (2017年９月30日)	37,284,213	4,568,807	A (ユーロ)	17.525ユーロ	2,148
			A (円)	1,402円	-
第16会計年度末 (2018年９月30日)	34,052,080	4,172,742	A (ユーロ)	17.438ユーロ	2,137
			A (円)	1,399円	-
第17会計年度末 (2019年９月30日)	34,906,335	4,277,422	A (ユーロ)	18.842ユーロ	2,309
			A (円)	1,512円	-

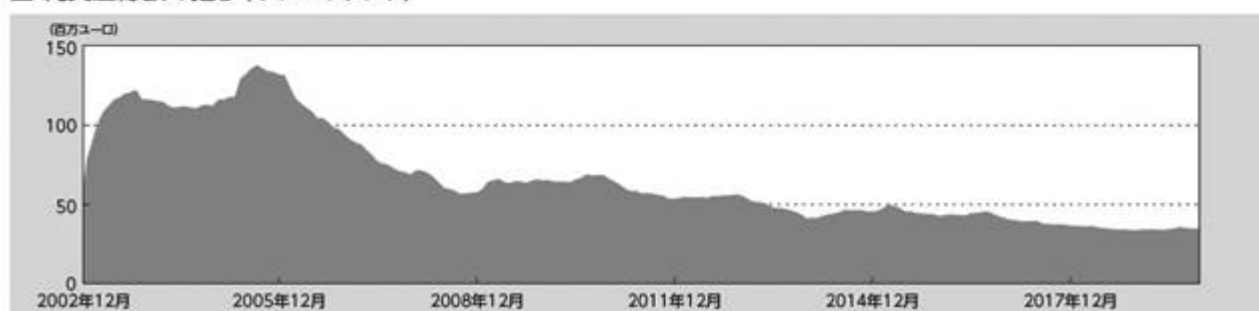
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年1月末日	34,121,326	4,181,227	A（ユーロ）	17.574ユーロ	2,154
			A（円）	1,410円	-
2019年2月末日	34,081,822	4,176,386	A（ユーロ）	17.592ユーロ	2,156
			A（円）	1,412円	-
2019年3月末日	34,311,708	4,204,557	A（ユーロ）	17.762ユーロ	2,177
			A（円）	1,426円	-
2019年4月末日	33,933,933	4,158,264	A（ユーロ）	17.817ユーロ	2,183
			A（円）	1,430円	-
2019年5月末日	33,860,564	4,149,274	A（ユーロ）	17.913ユーロ	2,195
			A（円）	1,438円	-
2019年6月末日	34,340,829	4,208,125	A（ユーロ）	18.346ユーロ	2,248
			A（円）	1,472円	-
2019年7月末日	34,682,616	4,250,008	A（ユーロ）	18.604ユーロ	2,280
			A（円）	1,493円	-
2019年8月末日	35,794,603	4,386,271	A（ユーロ）	19.055ユーロ	2,335
			A（円）	1,529円	-
2019年9月末日	34,906,335	4,277,422	A（ユーロ）	18.842ユーロ	2,309
			A（円）	1,512円	-
2019年10月末日	34,670,026	4,248,465	A（ユーロ）	18.692ユーロ	2,291
			A（円）	1,500円	-
2019年11月末日	34,655,363	4,246,668	A（ユーロ）	18.521ユーロ	2,270
			A（円）	1,487円	-
2019年12月末日	34,309,185	4,204,248	A（ユーロ）	18.390ユーロ	2,254
			A（円）	1,476円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



(注) サブ・ファンドの運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束、示唆または保証するものではない。以下同じ。

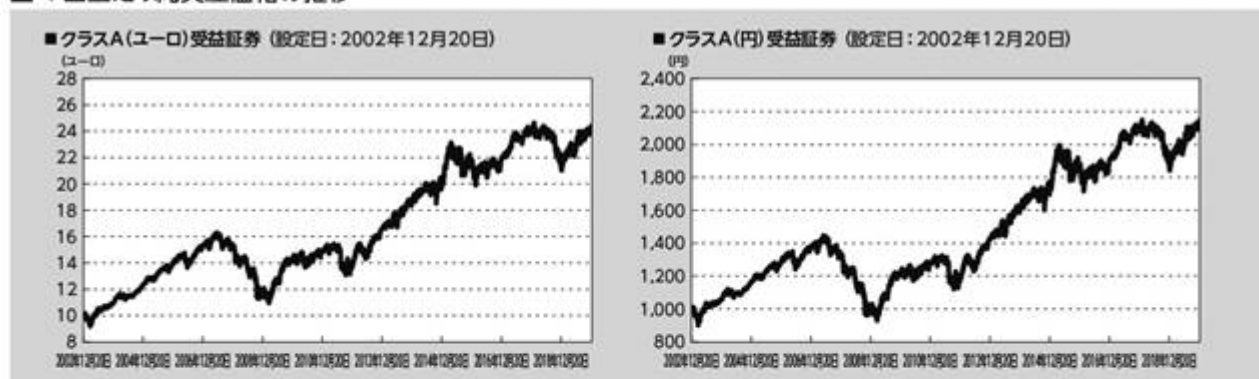
<ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第8会計年度末 (2010年9月30日)	59,915,875	7,342,091	A(ユーロ)	14.610ユーロ	1,790
			B(ユーロ)	14.054ユーロ	1,722
			A(円)	1,255円	-
			B(円)	1,216円	-
第9会計年度末 (2011年9月30日)	46,202,080	5,661,603	A(ユーロ)	13.412ユーロ	1,644
			B(ユーロ)	12.837ユーロ	1,573
			A(円)	1,149円	-
			B(円)	1,108円	-
第10会計年度末 (2012年9月30日)	47,771,813	5,853,958	A(ユーロ)	15.799ユーロ	1,936
			B(ユーロ)	15.047ユーロ	1,844
			A(円)	1,360円	-
			B(円)	1,306円	-
第11会計年度末 (2013年9月30日)	39,853,559	4,883,655	A(ユーロ)	18.081ユーロ	2,216
			B(ユーロ)	17.134ユーロ	2,100
			A(円)	1,563円	-
			B(円)	1,492円	-
第12会計年度末 (2014年9月30日)	37,162,365	4,553,876	A(ユーロ)	19.863ユーロ	2,434
			B(ユーロ)	18.729ユーロ	2,295
			A(円)	1,716円	-
			B(円)	1,630円	-
第13会計年度末 (2015年9月30日)	33,894,897	4,153,481	A(ユーロ)	20.897ユーロ	2,561
			B(ユーロ)	19.606ユーロ	2,403
			A(円)	1,802円	-
			B(円)	1,721円	-
第14会計年度末 (2016年9月30日)	32,465,374	3,978,307	A(ユーロ)	21.563ユーロ	2,642
			A(円)	1,871円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	30,141,092	3,693,489	A(ユーロ)	23.835ユーロ	2,921
			A(円)	2,077円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	35,148,347	4,307,078	A(ユーロ)	23.495ユーロ	2,879
			A(円)	2,057円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	31,562,046	3,867,613	A(ユーロ)	23.858ユーロ	2,924
			A(円)	2,097円	-

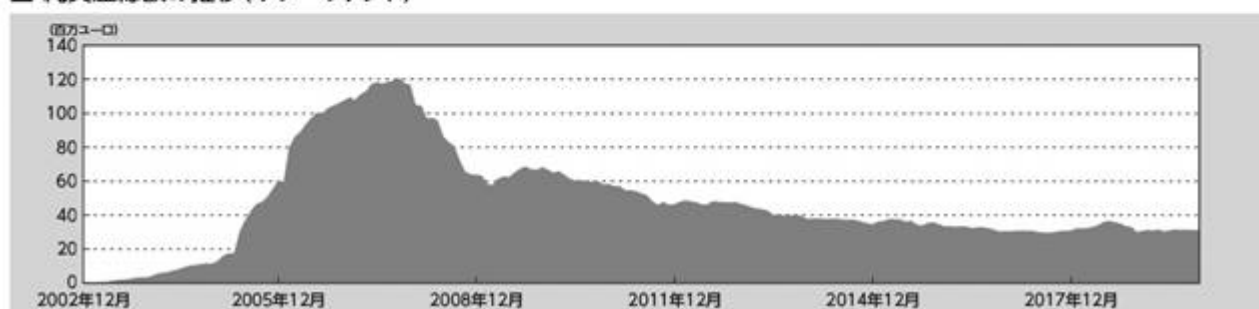
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年1月末日	30,896,370	3,786,041	A（ユーロ）	22.054ユーロ	2,702
			A（円）	1,933円	-
2019年2月末日	31,335,158	3,839,810	A（ユーロ）	22.349ユーロ	2,739
			A（円）	1,960円	-
2019年3月末日	30,990,154	3,797,533	A（ユーロ）	22.348ユーロ	2,739
			A（円）	1,961円	-
2019年4月末日	31,600,528	3,872,329	A（ユーロ）	22.998ユーロ	2,818
			A（円）	2,018円	-
2019年5月末日	30,376,868	3,722,381	A（ユーロ）	22.091ユーロ	2,707
			A（円）	1,941円	-
2019年6月末日	31,119,204	3,813,347	A（ユーロ）	23.020ユーロ	2,821
			A（円）	2,022円	-
2019年7月末日	31,683,010	3,882,436	A（ユーロ）	23.732ユーロ	2,908
			A（円）	2,085円	-
2019年8月末日	31,298,024	3,835,260	A（ユーロ）	23.549ユーロ	2,886
			A（円）	2,070円	-
2019年9月末日	31,562,046	3,867,613	A（ユーロ）	23.858ユーロ	2,924
			A（円）	2,097円	-
2019年10月末日	31,285,515	3,833,727	A（ユーロ）	23.917ユーロ	2,931
			A（円）	2,104円	-
2019年11月末日	31,197,892	3,822,990	A（ユーロ）	24.100ユーロ	2,953
			A（円）	2,122円	-
2019年12月末日	31,455,019	3,854,498	A（ユーロ）	24.333ユーロ	2,982
			A（円）	2,142円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



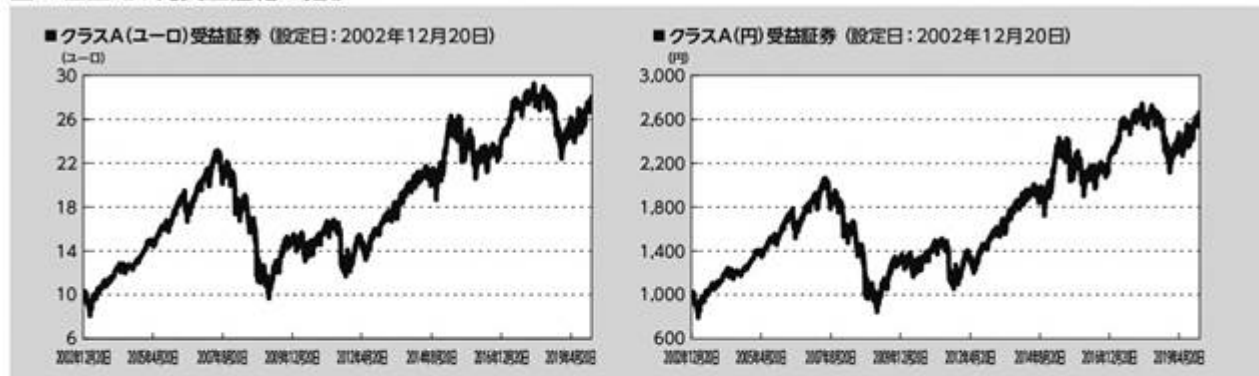
<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第8会計年度末 (2010年9月30日)	50,660,068	6,207,885	A(ユーロ)	14.741ユーロ	1,806
			B(ユーロ)	14.179ユーロ	1,737
			A(円)	1,321円	-
			B(円)	1,267円	-
第9会計年度末 (2011年9月30日)	36,613,387	4,486,604	A(ユーロ)	12.379ユーロ	1,517
			B(ユーロ)	11.848ユーロ	1,452
			A(円)	1,116円	-
			B(円)	1,065円	-
第10会計年度末 (2012年9月30日)	40,636,221	4,979,563	A(ユーロ)	15.537ユーロ	1,904
			B(ユーロ)	14.796ユーロ	1,813
			A(円)	1,420円	-
			B(円)	1,348円	-
第11会計年度末 (2013年9月30日)	38,125,384	4,671,885	A(ユーロ)	19.082ユーロ	2,338
			B(ユーロ)	18.081ユーロ	2,216
			A(円)	1,757円	-
			B(円)	1,660円	-
第12会計年度末 (2014年9月30日)	42,269,570	5,179,713	A(ユーロ)	21.057ユーロ	2,580
			B(ユーロ)	19.853ユーロ	2,433
			A(円)	1,943円	-
			B(円)	1,835円	-
第13会計年度末 (2015年9月30日)	56,033,768	6,866,378	A(ユーロ)	22.700ユーロ	2,782
			B(ユーロ)	21.295ユーロ	2,609
			A(円)	2,093円	-
			B(円)	1,966円	-
第14会計年度末 (2016年9月30日)	50,606,844	6,201,363	A(ユーロ)	23.057ユーロ	2,825
			A(円)	2,146円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	38,252,335	4,687,441	A(ユーロ)	27.880ユーロ	3,416
			A(円)	2,613円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	36,952,740	4,528,189	A(ユーロ)	27.333ユーロ	3,349
			A(円)	2,575円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	32,543,071	3,987,828	A(ユーロ)	26.440ユーロ	3,240
			A(円)	2,510円	-

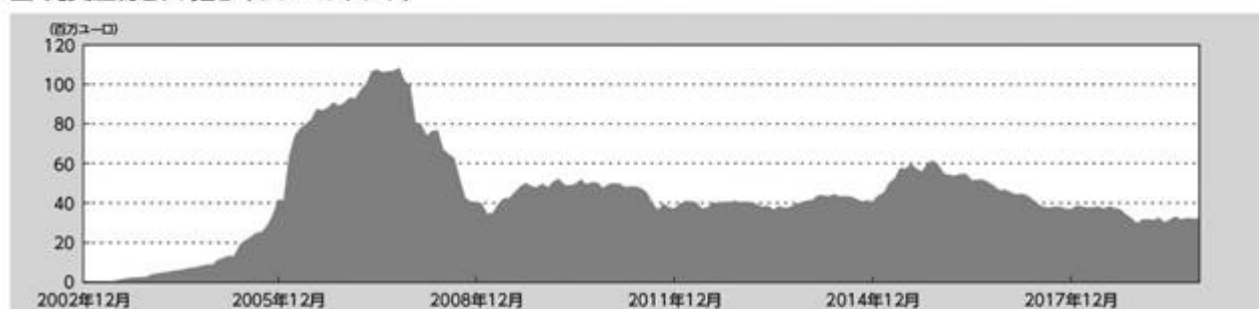
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年1月末日	31,794,169	3,896,057	A（ユーロ）	24.220ユーロ	2,968
			A（円）	2,288円	-
2019年2月末日	32,008,128	3,922,276	A（ユーロ）	24.806ユーロ	3,040
			A（円）	2,344円	-
2019年3月末日	31,564,130	3,867,868	A（ユーロ）	24.607ユーロ	3,015
			A（円）	2,328円	-
2019年4月末日	32,795,909	4,018,811	A（ユーロ）	25.875ユーロ	3,171
			A（円）	2,449円	-
2019年5月末日	30,288,551	3,711,559	A（ユーロ）	23.914ユーロ	2,930
			A（円）	2,268円	-
2019年6月末日	31,754,545	3,891,202	A（ユーロ）	25.302ユーロ	3,101
			A（円）	2,400円	-
2019年7月末日	33,355,586	4,087,394	A（ユーロ）	26.452ユーロ	3,241
			A（円）	2,509円	-
2019年8月末日	31,796,373	3,896,328	A（ユーロ）	25.559ユーロ	3,132
			A（円）	2,426円	-
2019年9月末日	32,543,071	3,987,828	A（ユーロ）	26.440ユーロ	3,240
			A（円）	2,510円	-
2019年10月末日	32,372,360	3,966,909	A（ユーロ）	26.742ユーロ	3,277
			A（円）	2,541円	-
2019年11月末日	32,225,357	3,948,895	A（ユーロ）	27.315ユーロ	3,347
			A（円）	2,598円	-
2019年12月末日	32,089,470	3,932,244	A（ユーロ）	27.943ユーロ	3,424
			A（円）	2,657円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



<ユーロ・シリーズ ユーロピアン・オポチュニティ>

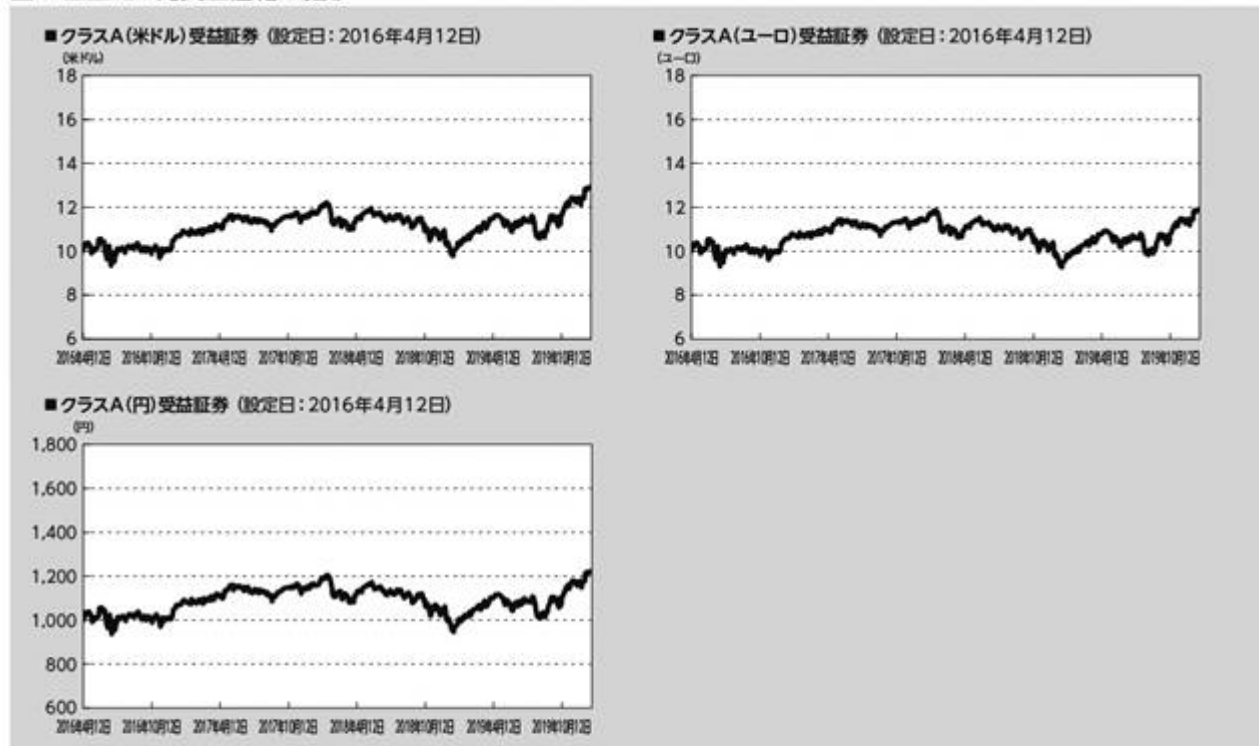
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	7,904,734	968,646	A(米ドル)	10.027米ドル	1,099
			A(ユーロ)	9.948ユーロ	1,219
			A(円)	1,004円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	4,765,987	584,024	A(米ドル)	11.542米ドル	1,265
			A(ユーロ)	11.280ユーロ	1,382
			A(円)	1,144円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	10,339,508	1,267,003	A(米ドル)	11.402米ドル	1,249
			A(ユーロ)	10.878ユーロ	1,333
			A(円)	1,109円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	7,174,841	879,205	A(米ドル)	11.546米ドル	1,265
			A(ユーロ)	10.694ユーロ	1,310
			A(円)	1,097円	-
2019年1月末日	8,463,150	1,037,074	A(米ドル)	10.543米ドル	1,155
			A(ユーロ)	9.957ユーロ	1,220
			A(円)	1,017円	-
2019年2月末日	8,622,819	1,056,640	A(米ドル)	10.958米ドル	1,201
			A(ユーロ)	10.326ユーロ	1,265
			A(円)	1,055円	-
2019年3月末日	8,795,245	1,077,769	A(米ドル)	11.187米ドル	1,226
			A(ユーロ)	10.516ユーロ	1,289
			A(円)	1,076円	-
2019年4月末日	7,849,940	961,932	A(米ドル)	11.651米ドル	1,276
			A(ユーロ)	10.929ユーロ	1,339
			A(円)	1,118円	-
2019年5月末日	7,206,274	883,057	A(米ドル)	10.910米ドル	1,195
			A(ユーロ)	10.198ユーロ	1,250
			A(円)	1,045円	-
2019年6月末日	7,277,824	891,825	A(米ドル)	11.283米ドル	1,236
			A(ユーロ)	10.517ユーロ	1,289
			A(円)	1,077円	-
2019年7月末日	7,150,217	876,188	A(米ドル)	11.318米ドル	1,240
			A(ユーロ)	10.525ユーロ	1,290
			A(円)	1,078円	-
2019年8月末日	6,868,256	841,636	A(米ドル)	10.907米ドル	1,195
			A(ユーロ)	10.121ユーロ	1,240
			A(円)	1,038円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年9月末日	7,174,841	879,205	A（米ドル）	11.546米ドル	1,265
			A（ユーロ）	10.694ユーロ	1,310
			A（円）	1,097円	-
2019年10月末日	6,595,330	808,192	A（米ドル）	12.050米ドル	1,320
			A（ユーロ）	11.129ユーロ	1,364
			A（円）	1,142円	-
2019年11月末日	5,849,167	716,757	A（米ドル）	12.430米ドル	1,362
			A（ユーロ）	11.469ユーロ	1,405
			A（円）	1,178円	-
2019年12月末日	5,602,227	686,497	A（米ドル）	12.893米ドル	1,413
			A（ユーロ）	11.865ユーロ	1,454
			A（円）	1,219円	-

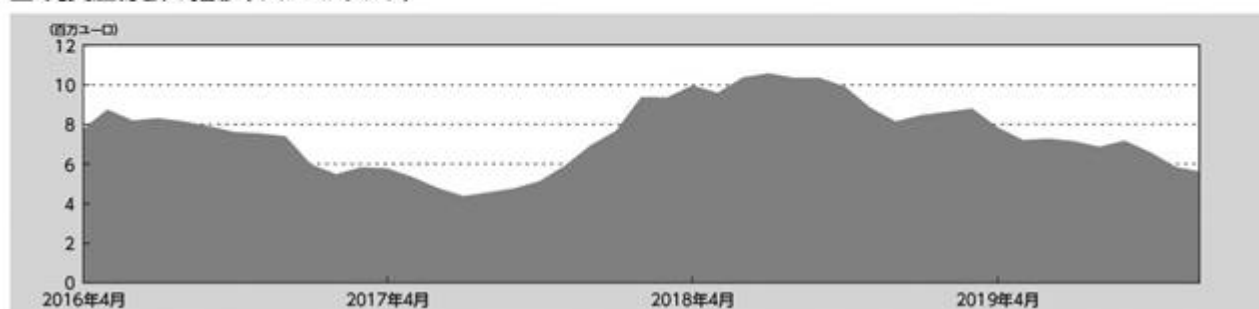
（注）ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティは、2016年4月12日に運用を開始した。

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



<ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第8会計年度末 (2010年9月30日)	154,792,693	16,959,087	A (米ドル)	12.955米ドル	1,419
			B (米ドル)	12.546米ドル	1,375
			A (円)	1,071円	-
			B (円)	1,038円	-
			A 毎月分配型 (米ドル)	8.599米ドル	942
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	697円	-
第9会計年度末 (2011年9月30日)	120,877,215	13,243,308	A (米ドル)	12.044米ドル	1,320
			B (米ドル)	11.606米ドル	1,272
			A (円)	992円	-
			B (円)	956円	-
			A 毎月分配型 (米ドル)	7.416米ドル	812
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	543円	-
第10会計年度末 (2012年9月30日)	120,100,937	13,158,259	A (米ドル)	13.084米ドル	1,433
			B (米ドル)	12.544米ドル	1,374
			A (円)	1,073円	-
			B (円)	1,028円	-
			A 毎月分配型 (米ドル)	7.523米ドル	824
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	543円	-
第11会計年度末 (2013年9月30日)	97,225,250	10,651,998	A (米ドル)	12.717米ドル	1,393
			B (米ドル)	12.132米ドル	1,329
			A (円)	1,040円	-
			B (円)	992円	-
			A 毎月分配型 (米ドル)	6.849米ドル	750
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	615円	-

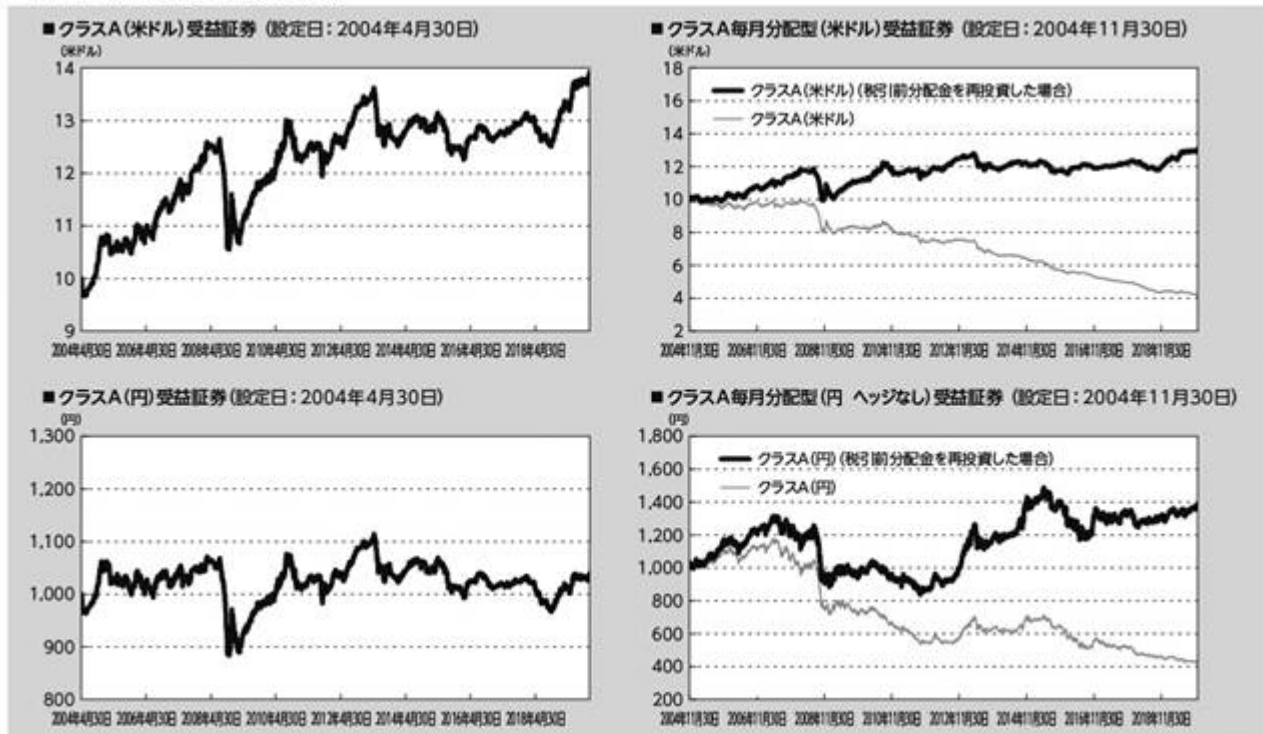
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第12会計年度末 (2014年9月30日)	72,019,633	7,890,471	A（米ドル）	12.985米ドル	1,423
			B（米ドル）	12.326米ドル	1,350
			A（円）	1,059円	-
			B（円）	1,005円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	6.507米ドル	713
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	654円	-
第13会計年度末 (2015年9月30日)	49,862,293	5,462,913	A（米ドル）	12.355米ドル	1,354
			B（米ドル）	11.669米ドル	1,278
			A（円）	1,003円	-
			B（円）	948円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	5.731米ドル	628
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	634円	-
第14会計年度末 (2016年9月30日)	43,401,235	4,755,039	A（米ドル）	12.861米ドル	1,409
			A（円）	1,034円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	5.476米ドル	600
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	512円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	34,490,721	3,778,803	A（米ドル）	12.904米ドル	1,414
			A（円）	1,022円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	5.009米ドル	549
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	521円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	29,165,989	3,195,426	A（米ドル）	12.629米ドル	1,384
			A（円）	978円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	4.433米ドル	486
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	466円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	28,197,196	3,089,285	A（米ドル）	13.690米ドル	1,500
			A（円）	1,029円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	4.307米ドル	472
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	433円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年1月末日	29,501,346	3,232,167	A（米ドル）	13.160米ドル	1,442
			A（円）	1,008円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	4.454米ドル	488
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	449円	-
2019年2月末日	29,142,967	3,192,903	A（米ドル）	13.213米ドル	1,448
			A（円）	1,010円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	4.432米ドル	486
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	458円	-
2019年3月末日	29,186,590	3,197,683	A（米ドル）	13.363米ドル	1,464
			A（円）	1,019円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	4.441米ドル	487
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	457円	-
2019年4月末日	28,524,084	3,125,099	A（米ドル）	13.270米ドル	1,454
			A（円）	1,010円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	4.371米ドル	479
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	454円	-
2019年5月末日	28,495,219	3,121,936	A（米ドル）	13.315米ドル	1,459
			A（円）	1,011円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	4.345米ドル	476
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	440円	-
2019年6月末日	29,021,592	3,179,606	A（米ドル）	13.645米ドル	1,495
			A（円）	1,033円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	4.412米ドル	483
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	442円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年7月末日	28,770,448	3,152,090	A（米ドル）	13.703米ドル	1,501
			A（円）	1,035円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	4.391米ドル	481
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	444円	-
2019年8月末日	28,669,279	3,141,006	A（米ドル）	13.735米ドル	1,505
			A（円）	1,035円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	4.361米ドル	478
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	431円	-
2019年9月末日	28,197,196	3,089,285	A（米ドル）	13.690米ドル	1,500
			A（円）	1,029円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	4.307米ドル	472
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	433円	-
2019年10月末日	28,067,318	3,075,055	A（米ドル）	13.745米ドル	1,506
			A（円）	1,031円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	4.284米ドル	469
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	431円	-
2019年11月末日	27,783,716	3,043,984	A（米ドル）	13.757米ドル	1,507
			A（円）	1,031円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	4.248米ドル	465
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	433円	-
2019年12月末日	27,846,007	3,050,809	A（米ドル）	13.904米ドル	1,523
			A（円）	1,039円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	4.253米ドル	466
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	432円	-

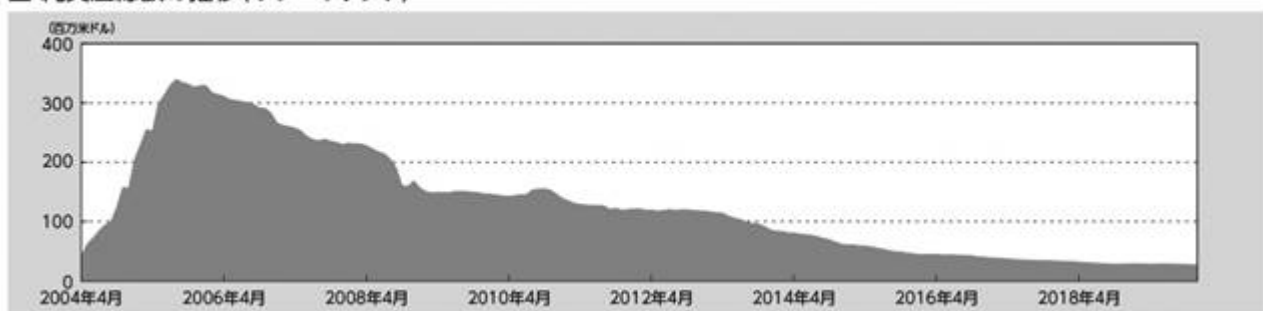
< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



(注) 税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



[次へ](#)

<ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第8会計年度末 (2010年9月30日)	32,496,352	3,560,300	A (米ドル)	14.786米ドル	1,620
			B (米ドル)	14.319米ドル	1,569
			A (円)	1,228円	-
			B (円)	1,189円	-
第9会計年度末 (2011年9月30日)	26,450,718	2,897,941	A (米ドル)	14.387米ドル	1,576
			B (米ドル)	13.863米ドル	1,519
			A (円)	1,189円	-
			B (円)	1,146円	-
第10会計年度末 (2012年9月30日)	23,416,705	2,565,534	A (米ドル)	14.115米ドル	1,546
			B (米ドル)	13.534米ドル	1,483
			A (円)	1,161円	-
			B (円)	1,113円	-
第11会計年度末 (2013年9月30日)	17,957,602	1,967,435	A (米ドル)	14.479米ドル	1,586
			B (米ドル)	13.813米ドル	1,513
			A (円)	1,189円	-
			B (円)	1,134円	-
第12会計年度末 (2014年9月30日)	13,723,910	1,503,592	A (米ドル)	14.427米ドル	1,581
			B (米ドル)	13.695米ドル	1,500
			A (円)	1,180円	-
			B (円)	1,121円	-
第13会計年度末 (2015年9月30日)	9,793,530	1,072,979	A (米ドル)	13.395米ドル	1,468
			B (米ドル)	12.653米ドル	1,386
			A (円)	1,090円	-
			B (円)	1,030円	-
第14会計年度末 (2016年9月30日)	9,331,056	1,022,310	A (米ドル)	14.486米ドル	1,587
			A (円)	1,167円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	8,440,857	924,780	A (米ドル)	14.910米ドル	1,634
			A (円)	1,182円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	6,789,558	743,864	A (米ドル)	14.032米ドル	1,537
			A (円)	1,087円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	6,501,055	712,256	A (米ドル)	14.395米ドル	1,577
			A (円)	1,084円	-

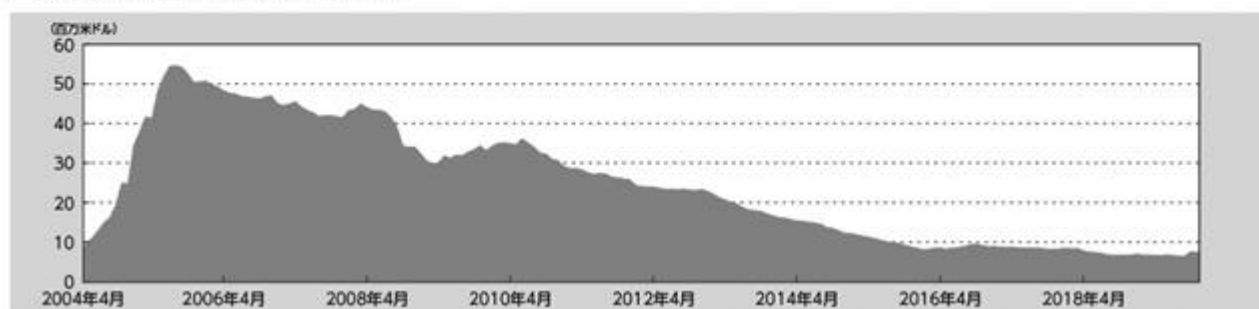
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年1月末日	7,008,875	767,892	A（米ドル）	14.544米ドル	1,593
			A（円）	1,115円	-
2019年2月末日	6,778,235	742,623	A（米ドル）	14.436米ドル	1,582
			A（円）	1,105円	-
2019年3月末日	6,831,151	748,421	A（米ドル）	14.329米ドル	1,570
			A（円）	1,094円	-
2019年4月末日	6,699,487	733,996	A（米ドル）	14.234米ドル	1,559
			A（円）	1,085円	-
2019年5月末日	6,670,499	730,820	A（米ドル）	14.265米ドル	1,563
			A（円）	1,084円	-
2019年6月末日	6,852,456	750,755	A（米ドル）	14.719米ドル	1,613
			A（円）	1,115円	-
2019年7月末日	6,683,591	732,254	A（米ドル）	14.760米ドル	1,617
			A（円）	1,116円	-
2019年8月末日	6,504,438	712,626	A（米ドル）	14.378米ドル	1,575
			A（円）	1,085円	-
2019年9月末日	6,501,055	712,256	A（米ドル）	14.395米ドル	1,577
			A（円）	1,084円	-
2019年10月末日	7,596,917	832,318	A（米ドル）	14.619米ドル	1,602
			A（円）	1,098円	-
2019年11月末日	7,452,110	816,453	A（米ドル）	14.361米ドル	1,573
			A（円）	1,078円	-
2019年12月末日	7,510,493	822,850	A（米ドル）	14.730米ドル	1,614
			A（円）	1,102円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



<ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第8会計年度末 (2010年9月30日)	99,899,474	10,944,986	A(米ドル)	27.549米ドル	3,018
			B(米ドル)	26.681米ドル	2,923
			A(円)	2,407円	-
			B(円)	2,331円	-
第9会計年度末 (2011年9月30日)	65,681,534	7,196,069	A(米ドル)	21.645米ドル	2,371
			B(米ドル)	20.857米ドル	2,285
			A(円)	1,891円	-
			B(円)	1,822円	-
第10会計年度末 (2012年9月30日)	67,644,670	7,411,150	A(米ドル)	24.973米ドル	2,736
			B(米ドル)	23.945米ドル	2,623
			A(円)	2,175円	-
			B(円)	2,085円	-
第11会計年度末 (2013年9月30日)	48,578,036	5,322,210	A(米ドル)	27.070米ドル	2,966
			B(米ドル)	25.825米ドル	2,829
			A(円)	2,362円	-
			B(円)	2,254円	-
第12会計年度末 (2014年9月30日)	34,531,929	3,783,318	A(米ドル)	29.437米ドル	3,225
			B(米ドル)	27.943米ドル	3,061
			A(円)	2,568円	-
			B(円)	2,438円	-
第13会計年度末 (2015年9月30日)	23,613,600	2,587,106	A(米ドル)	27.267米ドル	2,987
			B(米ドル)	25.754米ドル	2,822
			A(円)	2,387円	-
			B(円)	2,254円	-
第14会計年度末 (2016年9月30日)	26,515,991	2,905,092	A(米ドル)	33.509米ドル	3,671
			A(円)	2,922円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	27,986,288	3,066,178	A(米ドル)	42.028米ドル	4,605
			A(円)	3,613円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	31,382,064	3,438,219	A(米ドル)	43.894米ドル	4,809
			A(円)	3,696円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	28,103,003	3,078,965	A(米ドル)	42.776米ドル	4,687
			A(円)	3,516円	-

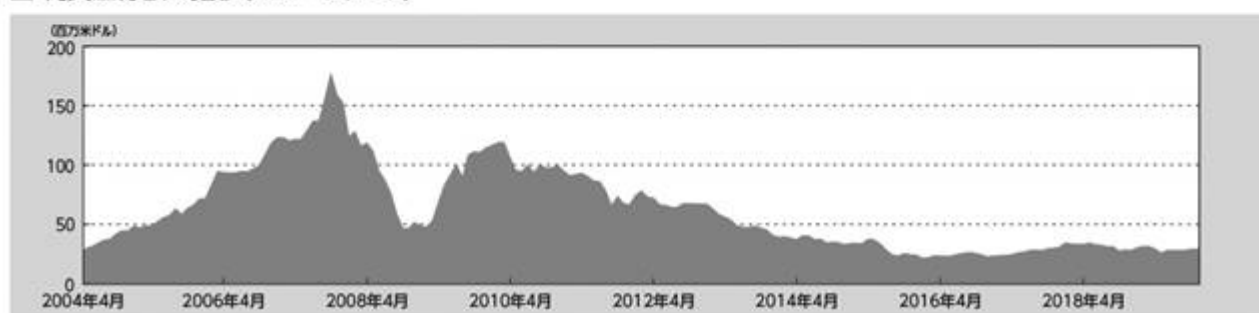
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年1月末日	30,417,686	3,332,562	A（米ドル）	41.964米ドル	4,598
			A（円）	3,505円	-
2019年2月末日	31,641,448	3,466,637	A（米ドル）	44.212米ドル	4,844
			A（円）	3,686円	-
2019年3月末日	31,563,980	3,458,150	A（米ドル）	44.924米ドル	4,922
			A（円）	3,739円	-
2019年4月末日	29,515,796	3,233,751	A（米ドル）	45.299米ドル	4,963
			A（円）	3,762円	-
2019年5月末日	26,049,304	2,853,962	A（米ドル）	40.577米ドル	4,446
			A（円）	3,367円	-
2019年6月末日	28,093,083	3,077,878	A（米ドル）	43.476米ドル	4,763
			A（円）	3,597円	-
2019年7月末日	28,327,738	3,103,587	A（米ドル）	43.896米ドル	4,809
			A（円）	3,623円	-
2019年8月末日	28,109,131	3,079,636	A（米ドル）	43.101米ドル	4,722
			A（円）	3,551円	-
2019年9月末日	28,103,003	3,078,965	A（米ドル）	42.776米ドル	4,687
			A（円）	3,516円	-
2019年10月末日	29,268,995	3,206,711	A（米ドル）	44.590米ドル	4,885
			A（円）	3,658円	-
2019年11月末日	29,094,311	3,187,573	A（米ドル）	44.720米ドル	4,900
			A（円）	3,668円	-
2019年12月末日	31,279,843	3,427,020	A（米ドル）	48.869米ドル	5,354
			A（円）	3,997円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



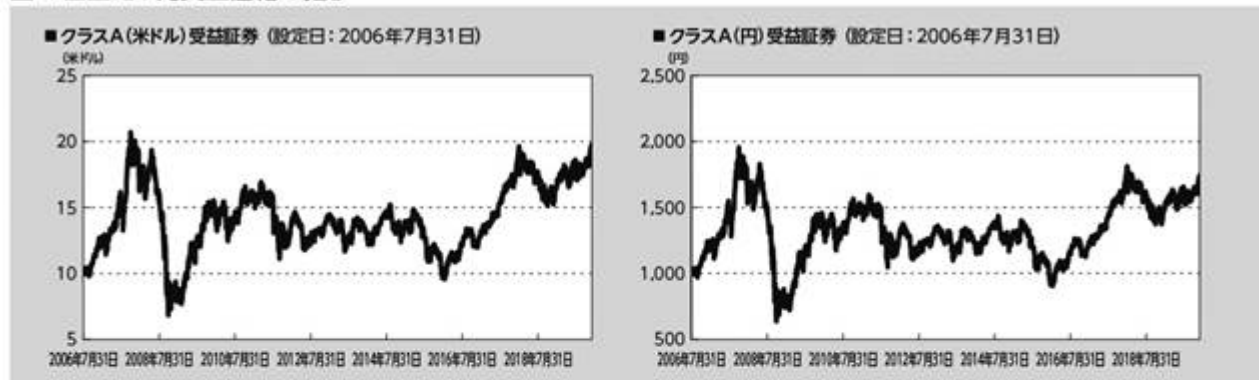
<ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第8会計年度末 (2010年9月30日)	158,863,252	17,405,058	A (米ドル)	15.261米ドル	1,672
			B (米ドル)	14.948米ドル	1,638
			A (円)	1,441円	-
			B (円)	1,411円	-
第9会計年度末 (2011年9月30日)	115,551,630	12,659,837	A (米ドル)	11.921米ドル	1,306
			B (米ドル)	11.619米ドル	1,273
			A (円)	1,124円	-
			B (円)	1,095円	-
第10会計年度末 (2012年9月30日)	118,919,597	13,028,831	A (米ドル)	13.117米ドル	1,437
			B (米ドル)	12.720米ドル	1,394
			A (円)	1,233円	-
			B (円)	1,196円	-
第11会計年度末 (2013年9月30日)	79,836,710	8,746,910	A (米ドル)	13.531米ドル	1,482
			B (米ドル)	13.056米ドル	1,430
			A (円)	1,277円	-
			B (円)	1,232円	-
第12会計年度末 (2014年9月30日)	52,757,246	5,780,084	A (米ドル)	13.473米ドル	1,476
			B (米ドル)	12.936米ドル	1,417
			A (円)	1,270円	-
			B (円)	1,220円	-
第13会計年度末 (2015年9月30日)	33,178,633	3,635,051	A (米ドル)	11.098米ドル	1,216
			B (米ドル)	10.602米ドル	1,162
			A (円)	1,049円	-
			B (円)	1,002円	-
第14会計年度末 (2016年9月30日)	35,170,225	3,853,250	A (米ドル)	13.041米ドル	1,429
			A (円)	1,230円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	33,193,069	3,636,633	A (米ドル)	16.281米ドル	1,784
			A (円)	1,513円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	30,052,621	3,292,565	A (米ドル)	16.674米ドル	1,827
			A (円)	1,516円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	28,629,982	3,136,701	A (米ドル)	17.628米ドル	1,931
			A (円)	1,563円	-

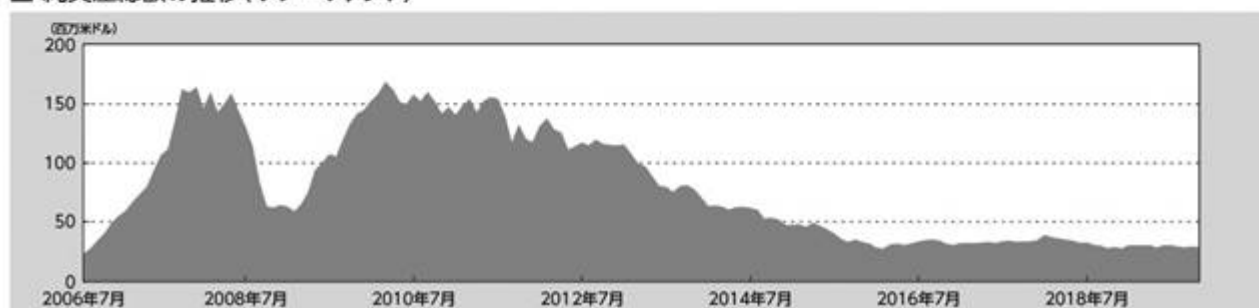
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年1月末日	30,353,060	3,325,481	A（米ドル）	16.986米ドル	1,861
			A（円）	1,531円	-
2019年2月末日	30,302,292	3,319,919	A（米ドル）	17.316米ドル	1,897
			A（円）	1,558円	-
2019年3月末日	30,460,731	3,337,278	A（米ドル）	17.603米ドル	1,929
			A（円）	1,581円	-
2019年4月末日	30,519,963	3,343,767	A（米ドル）	17.883米ドル	1,959
			A（円）	1,603円	-
2019年5月末日	28,403,676	3,111,907	A（米ドル）	16.722米ドル	1,832
			A（円）	1,496円	-
2019年6月末日	30,500,629	3,341,649	A（米ドル）	18.140米ドル	1,987
			A（円）	1,618円	-
2019年7月末日	30,476,191	3,338,971	A（米ドル）	18.374米ドル	2,013
			A（円）	1,635円	-
2019年8月末日	29,313,080	3,211,541	A（米ドル）	17.624米ドル	1,931
			A（円）	1,566円	-
2019年9月末日	28,629,982	3,136,701	A（米ドル）	17.628米ドル	1,931
			A（円）	1,563円	-
2019年10月末日	29,284,504	3,208,410	A（米ドル）	18.204米ドル	1,994
			A（円）	1,611円	-
2019年11月末日	28,826,809	3,158,265	A（米ドル）	18.286米ドル	2,003
			A（円）	1,618円	-
2019年12月末日	30,262,213	3,315,528	A（米ドル）	19.750米ドル	2,164
			A（円）	1,743円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



<グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第8会計年度末 (2010年9月30日)	238,100,923	26,086,337	A(米ドル)	12.896米ドル	1,413
			A(円)	1,288円	-
			A(豪ドル)	13.399豪ドル	1,025
			A(ユーロ)	12.857ユーロ	1,575
			A毎月分配型 (米ドル)	10.114米ドル	1,108
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	903円	-
			A毎月分配型 (ユーロ)	10.108ユーロ	1,239
			A毎月分配型 (豪ドル)	10.150豪ドル	777
第9会計年度末 (2011年9月30日)	312,398,981	34,226,432	A(米ドル)	12.458米ドル	1,365
			A(円)	1,240円	-
			A(豪ドル)	13.477豪ドル	1,031
			A(ユーロ)	12.466ユーロ	1,528
			A毎月分配型 (米ドル)	8.996米ドル	986
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	731円	-
			A毎月分配型 (ユーロ)	9.025ユーロ	1,106
			A毎月分配型 (豪ドル)	9.079豪ドル	695
第10会計年度末 (2012年9月30日)	334,578,809	36,656,454	A(米ドル)	14.426米ドル	1,581
			A(円)	1,429円	-
			A(豪ドル)	16.175豪ドル	1,238
			A(ユーロ)	14.381ユーロ	1,762
			A毎月分配型 (米ドル)	9.516米ドル	1,043
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	767円	-
			A毎月分配型 (ユーロ)	9.511ユーロ	1,165
			A毎月分配型 (豪ドル)	9.585豪ドル	733

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第11会計年度末 (2013年9月30日)	274,782,289	30,105,148	A（米ドル）	15.339米ドル	1,681
			A（円）	1,517円	-
			A（豪ドル）	17.650豪ドル	1,351
			A（ユーロ）	15.245ユーロ	1,868
			A 毎月分配型 （米ドル）	9.262米ドル	1,015
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	935円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	9.229ユーロ	1,131
			A 毎月分配型 （豪ドル）	9.225豪ドル	706
第12会計年度末 (2014年9月30日)	257,798,815	28,244,438	A（米ドル）	16.347米ドル	1,791
			A（円）	1,613円	-
			A（豪ドル）	19.267豪ドル	1,474
			A（ユーロ）	16.239ユーロ	1,990
			A 毎月分配型 （米ドル）	9.022米ドル	988
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	1,028円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	8.984ユーロ	1,101
			A 毎月分配型 （豪ドル）	8.846豪ドル	677
第13会計年度末 (2015年9月30日)	169,007,148	18,516,423	A（米ドル）	15.889米ドル	1,741
			A（円）	1,564円	-
			A（豪ドル）	19.133豪ドル	1,464
			A（ユーロ）	15.731ユーロ	1,928
			A 毎月分配型 （米ドル）	7.957米ドル	872
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	1,012円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	7.891ユーロ	967
			A 毎月分配型 （豪ドル）	7.614豪ドル	583

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	174,101,272	19,074,535	A（米ドル）	17.253米ドル	1,890
			A（円）	1,686円	-
			A（豪ドル）	21.086豪ドル	1,614
			A（ユーロ）	16.901ユーロ	2,071
			A 毎月分配型 （米ドル）	7.743米ドル	848
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	844円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	7.587ユーロ	930
			A 毎月分配型 （豪ドル）	7.291豪ドル	558
第15会計年度末 (2017年9月30日)	206,567,540	22,631,540	A（米ドル）	18.663米ドル	2,045
			A（円）	1,795円	-
			A（豪ドル）	22.984豪ドル	1,759
			A（ユーロ）	17.955ユーロ	2,200
			A 毎月分配型 （米ドル）	7.503米ドル	822
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	925円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	7.194ユーロ	882
			A 毎月分配型 （豪ドル）	6.945豪ドル	531
第16会計年度末 (2018年9月30日)	174,180,870	19,083,256	A（米ドル）	18.750米ドル	2,054
			A（円）	1,765円	-
			A（豪ドル）	23.098豪ドル	1,767
			A（ユーロ）	17.605ユーロ	2,157
			A 毎月分配型 （米ドル）	6.693米ドル	733
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	852円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	6.221ユーロ	762
			A 毎月分配型 （豪ドル）	6.013豪ドル	460

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第17会計年度末 (2019年9月30日)	164,420,897	18,013,953	A（米ドル）	19.634米ドル	2,151
			A（円）	1,798円	-
			A（豪ドル）	23.984豪ドル	1,835
			A（ユーロ）	17.861ユーロ	2,189
			A 毎月分配型 （米ドル）	6.133米ドル	672
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	764円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.451ユーロ	668
			A 毎月分配型 （豪ドル）	5.247豪ドル	402
2019年1月末日	166,796,400	18,274,214	A（米ドル）	18.408米ドル	2,017
			A（円）	1,716円	-
			A（豪ドル）	22.627豪ドル	1,731
			A（ユーロ）	17.087ユーロ	2,094
			A 毎月分配型 （米ドル）	6.288米ドル	689
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	774円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.758ユーロ	706
			A 毎月分配型 （豪ドル）	5.568豪ドル	426
2019年2月末日	168,977,197	18,513,142	A（米ドル）	18.776米ドル	2,057
			A（円）	1,747円	-
			A（豪ドル）	23.073豪ドル	1,766
			A（ユーロ）	17.389ユーロ	2,131
			A 毎月分配型 （米ドル）	6.343米ドル	695
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	800円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.789ユーロ	709
			A 毎月分配型 （豪ドル）	5.596豪ドル	428

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年3月末日	171,502,749	18,789,841	A（米ドル）	18.966米ドル	2,078
			A（円）	1,761円	-
			A（豪ドル）	23.295豪ドル	1,783
			A（ユーロ）	17.519ユーロ	2,147
			A 毎月分配型（米ドル）	6.337米ドル	694
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	799円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.762ユーロ	706
			A 毎月分配型（豪ドル）	5.569豪ドル	426
2019年4月末日	172,879,171	18,940,642	A（米ドル）	19.259米ドル	2,110
			A（円）	1,785円	-
			A（豪ドル）	23.644豪ドル	1,809
			A（ユーロ）	17.750ユーロ	2,175
			A 毎月分配型（米ドル）	6.364米ドル	697
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	811円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.767ユーロ	707
			A 毎月分配型（豪ドル）	5.572豪ドル	426
2019年5月末日	167,057,089	18,302,775	A（米ドル）	19.068米ドル	2,089
			A（円）	1,762円	-
			A（豪ドル）	23.386豪ドル	1,789
			A（ユーロ）	17.520ユーロ	2,147
			A 毎月分配型（米ドル）	6.232米ドル	683
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	775円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.623ユーロ	689
			A 毎月分配型（豪ドル）	5.431豪ドル	416

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年6月末日	170,521,004	18,682,281	A（米ドル）	19.452米ドル	2,131
			A（円）	1,793円	-
			A（豪ドル）	23.834豪ドル	1,824
			A（ユーロ）	17.826ユーロ	2,184
			A 毎月分配型（米ドル）	6.286米ドル	689
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	776円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.651ユーロ	692
			A 毎月分配型（豪ドル）	5.455豪ドル	417
2019年7月末日	170,113,839	18,637,672	A（米ドル）	19.593米ドル	2,147
			A（円）	1,802円	-
			A（豪ドル）	23.982豪ドル	1,835
			A（ユーロ）	17.911ユーロ	2,195
			A 毎月分配型（米ドル）	6.261米ドル	686
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	781円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.607ユーロ	687
			A 毎月分配型（豪ドル）	5.407豪ドル	414
2019年8月末日	164,533,678	18,026,310	A（米ドル）	19.561米ドル	2,143
			A（円）	1,795円	-
			A（豪ドル）	23.915豪ドル	1,830
			A（ユーロ）	17.834ユーロ	2,185
			A 毎月分配型（米ドル）	6.180米ドル	677
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	755円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.513ユーロ	676
			A 毎月分配型（豪ドル）	5.311豪ドル	406

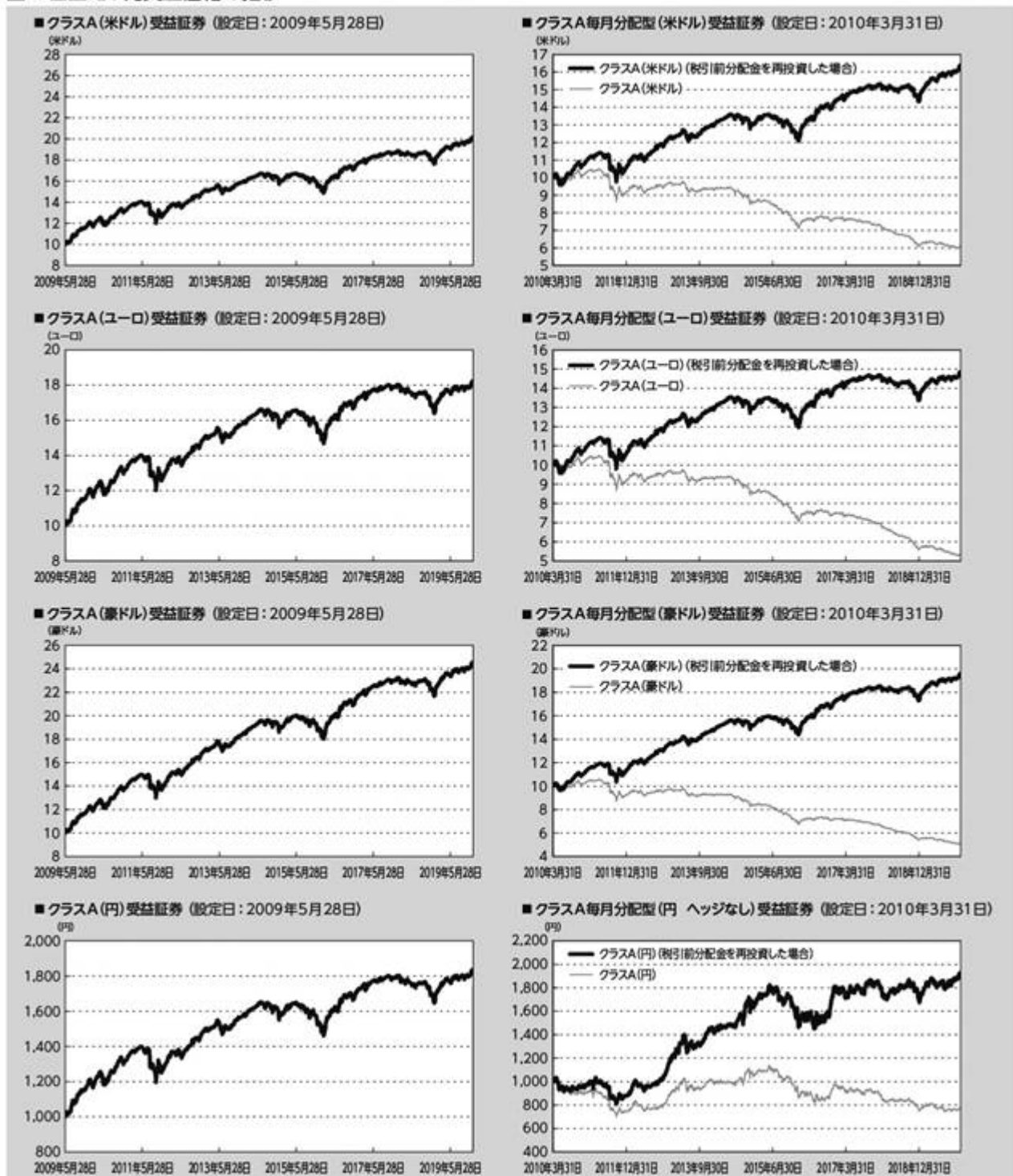
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年9月末日	164,420,897	18,013,953	A（米ドル）	19.634米ドル	2,151
			A（円）	1,798円	-
			A（豪ドル）	23.984豪ドル	1,835
			A（ユーロ）	17.861ユーロ	2,189
			A 毎月分配型（米ドル）	6.133米ドル	672
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	764円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.451ユーロ	668
			A 毎月分配型（豪ドル）	5.247豪ドル	402
2019年10月末日	164,110,497	17,979,946	A（米ドル）	19.647米ドル	2,153
			A（円）	1,795円	-
			A（豪ドル）	23.969豪ドル	1,834
			A（ユーロ）	17.824ユーロ	2,184
			A 毎月分配型（米ドル）	6.067米ドル	665
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	758円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.369ユーロ	658
			A 毎月分配型（豪ドル）	5.162豪ドル	395
2019年11月末日	158,820,197	17,400,341	A（米ドル）	19.760米ドル	2,165
			A（円）	1,804円	-
			A（豪ドル）	24.087豪ドル	1,843
			A（ユーロ）	17.902ユーロ	2,194
			A 毎月分配型（米ドル）	6.032米ドル	661
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	766円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.322ユーロ	652
			A 毎月分配型（豪ドル）	5.108豪ドル	391

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年12月末日	160,833,164	17,620,881	A（米ドル）	20.177米ドル	2,211
			A（円）	1,837円	-
			A（豪ドル）	24.573豪ドル	1,880
			A（ユーロ）	18.229ユーロ	2,234
			A 毎月分配型 （米ドル）	6.088米ドル	667
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	772円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.348ユーロ	655
			A 毎月分配型 （豪ドル）	5.129豪ドル	392

（注）グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドは、クラスA（米ドル）受益証券、クラスA（円）受益証券、クラスA（豪ドル）受益証券、クラスA（ユーロ）受益証券について2009年5月28日に、毎月分配型受益証券について2010年3月31日に運用を開始した。

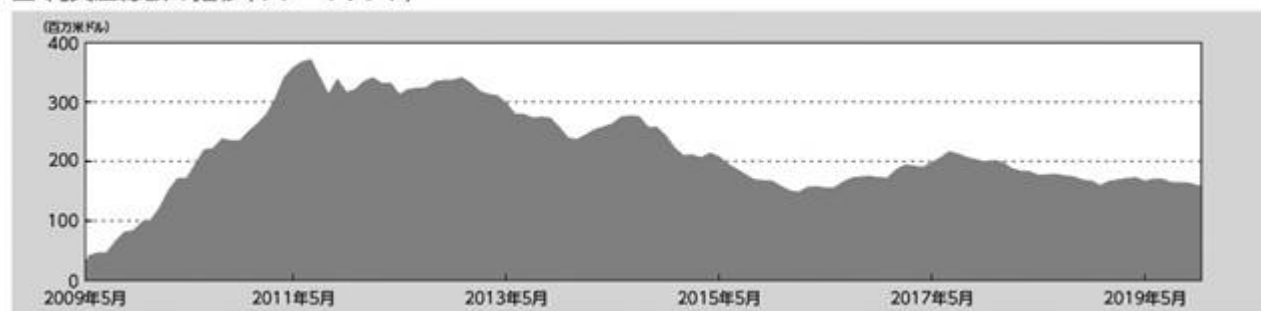
< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



(注) 税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



<グローバル・シリーズ イールド・エクイティ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第8会計年度末 (2010年9月30日)	24,154,153	2,646,329	A（米ドル）	8.792米ドル	963
			B（米ドル）	8.611米ドル	943
			A（円）	812円	-
			B（円）	795円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	7.584米ドル	831
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	538円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	10.362ユーロ	1,270
			A （豪ドル ヘッジなし）	9.878豪ドル	756
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	10.235ユーロ	1,254
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	9.754豪ドル	746
第9会計年度末 (2011年9月30日)	25,106,364	2,750,653	A（米ドル）	8.370米ドル	917
			B（米ドル）	8.157米ドル	894
			A（円）	771円	-
			B（円）	751円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	6.954米ドル	762
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	447円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	10.010ユーロ	1,227
			A （豪ドル ヘッジなし）	9.410豪ドル	720
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	9.611ユーロ	1,178
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	9.010豪ドル	689

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第10会計年度末 (2012年9月30日)	28,003,887	3,068,106	A（米ドル）	10.329米ドル	1,132
			B（米ドル）	10.017米ドル	1,097
			A（円）	948円	-
			B（円）	919円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	8.250米ドル	904
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	525円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	12.877ユーロ	1,578
			A （豪ドル ヘッジなし）	10.832豪ドル	829
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	12.032ユーロ	1,474
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	10.046豪ドル	769
第11会計年度末 (2013年9月30日)	33,433,535	3,662,978	A（米ドル）	11.492米ドル	1,259
			B（米ドル）	11.088米ドル	1,215
			A（円）	1,055円	-
			B（円）	1,018円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	8.862米ドル	971
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	701円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	13.671ユーロ	1,675
			A （豪ドル ヘッジなし）	13.455豪ドル	1,030
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	12.468ユーロ	1,528
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	12.140豪ドル	929

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第12会計年度末 (2014年9月30日)	60,057,922	6,579,946	A（米ドル）	12.730米ドル	1,395
			B（米ドル）	12.222米ドル	1,339
			A（円）	1,168円	-
			B（円）	1,122円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	9.509米ドル	1,042
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	839円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	16.290ユーロ	1,996
			A （豪ドル ヘッジなし）	15.950豪ドル	1,220
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	14.523ユーロ	1,780
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	14.067豪ドル	1,076
第13会計年度末 (2015年9月30日)	60,377,109	6,614,916	A（米ドル）	11.849米ドル	1,298
			B（米ドル）	11.320米ドル	1,240
			A（円）	1,090円	-
			B（円）	1,041円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	8.578米ドル	940
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	828円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	17.059ユーロ	2,090
			A （豪ドル ヘッジなし）	18.431豪ドル	1,410
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	14.928ユーロ	1,829
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	15.949豪ドル	1,220

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	52,148,452	5,713,384	A（米ドル）	12.528米ドル	1,373
			A（円）	1,151円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	8.758米ドル	960
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	709円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	18.068ユーロ	2,214
			A （豪ドル ヘッジなし）	17.903豪ドル	1,370
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	15.501ユーロ	1,899
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	15.192豪ドル	1,162
第15会計年度末 (2017年9月30日)	46,584,691	5,103,819	A（米ドル）	15.338米ドル	1,680
			A（円）	1,393円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	10.390米ドル	1,138
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	929円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	20.898ユーロ	2,561
			A （豪ドル ヘッジなし）	21.362豪ドル	1,635
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	17.618ユーロ	2,159
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	17.804豪ドル	1,362
第16会計年度末 (2018年9月30日)	57,559,140	6,306,179	A（米ドル）	16.262米ドル	1,782
			A（円）	1,445円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	10.713米ドル	1,174
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	964円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	22.623ユーロ	2,772
			A （豪ドル ヘッジなし）	24.610豪ドル	1,883
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	18.765ユーロ	2,299
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	20.193豪ドル	1,545

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第17会計年度末 (2019年9月30日)	52,122,415	5,710,532	A（米ドル）	15.295米ドル	1,676
			A（円）	1,325円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	9.777米ドル	1,071
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	834円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	22.619ユーロ	2,772
			A （豪ドル ヘッジなし）	24.755豪ドル	1,894
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	18.450ユーロ	2,261
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	19.999豪ドル	1,530
2019年1月末日	57,588,541	6,309,401	A（米ドル）	15.446米ドル	1,692
			A（円）	1,360円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	10.073米ドル	1,104
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	867円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	21.658ユーロ	2,654
			A （豪ドル ヘッジなし）	23.199豪ドル	1,775
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	17.862ユーロ	2,189
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	18.934豪ドル	1,449
2019年2月末日	56,891,880	6,233,074	A（米ドル）	15.648米ドル	1,714
			A（円）	1,375円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	10.180米ドル	1,115
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	896円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	22.151ユーロ	2,714
			A （豪ドル ヘッジなし）	24.011豪ドル	1,837
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	18.243ユーロ	2,235
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	19.572豪ドル	1,498

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年3月末日	54,587,477	5,980,604	A（米ドル）	15.485米ドル	1,697
			A（円）	1,358円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	10.048米ドル	1,101
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	882円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	22.213ユーロ	2,722
			A（豪ドル ヘッジなし）	23.849豪ドル	1,825
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	18.270ユーロ	2,239
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	19.414豪ドル	1,486
2019年4月末日	55,304,660	6,059,179	A（米ドル）	15.739米ドル	1,724
			A（円）	1,378円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	10.188米ドル	1,116
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	901円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	22.754ユーロ	2,788
			A（豪ドル ヘッジなし）	24.409豪ドル	1,868
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	18.689ユーロ	2,290
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	19.845豪ドル	1,519
2019年5月末日	52,018,250	5,699,119	A（米ドル）	14.877米ドル	1,630
			A（円）	1,299円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	9.607米ドル	1,053
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	827円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	21.492ユーロ	2,634
			A（豪ドル ヘッジなし）	23.512豪ドル	1,799
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	17.629ユーロ	2,160
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	19.092豪ドル	1,461

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年6月末日	54,406,257	5,960,750	A（米ドル）	15.659米ドル	1,716
			A（円）	1,364円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	10.086米ドル	1,105
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	860円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	22.167ユーロ	2,716
			A（豪ドル ヘッジなし）	24.417豪ドル	1,868
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	18.158ユーロ	2,225
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	19.801豪ドル	1,515
2019年7月末日	53,509,518	5,862,503	A（米ドル）	15.496米ドル	1,698
			A（円）	1,346円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	9.956米ドル	1,091
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	855円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	22.397ユーロ	2,745
			A（豪ドル ヘッジなし）	24.569豪ドル	1,880
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	18.322ユーロ	2,245
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	19.899豪ドル	1,523
2019年8月末日	49,402,783	5,412,569	A（米ドル）	14.604米ドル	1,600
			A（円）	1,267円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	9.359米ドル	1,025
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	786円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	21.323ユーロ	2,613
			A（豪ドル ヘッジなし）	23.734豪ドル	1,816
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	17.418ユーロ	2,134
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	19.199豪ドル	1,469

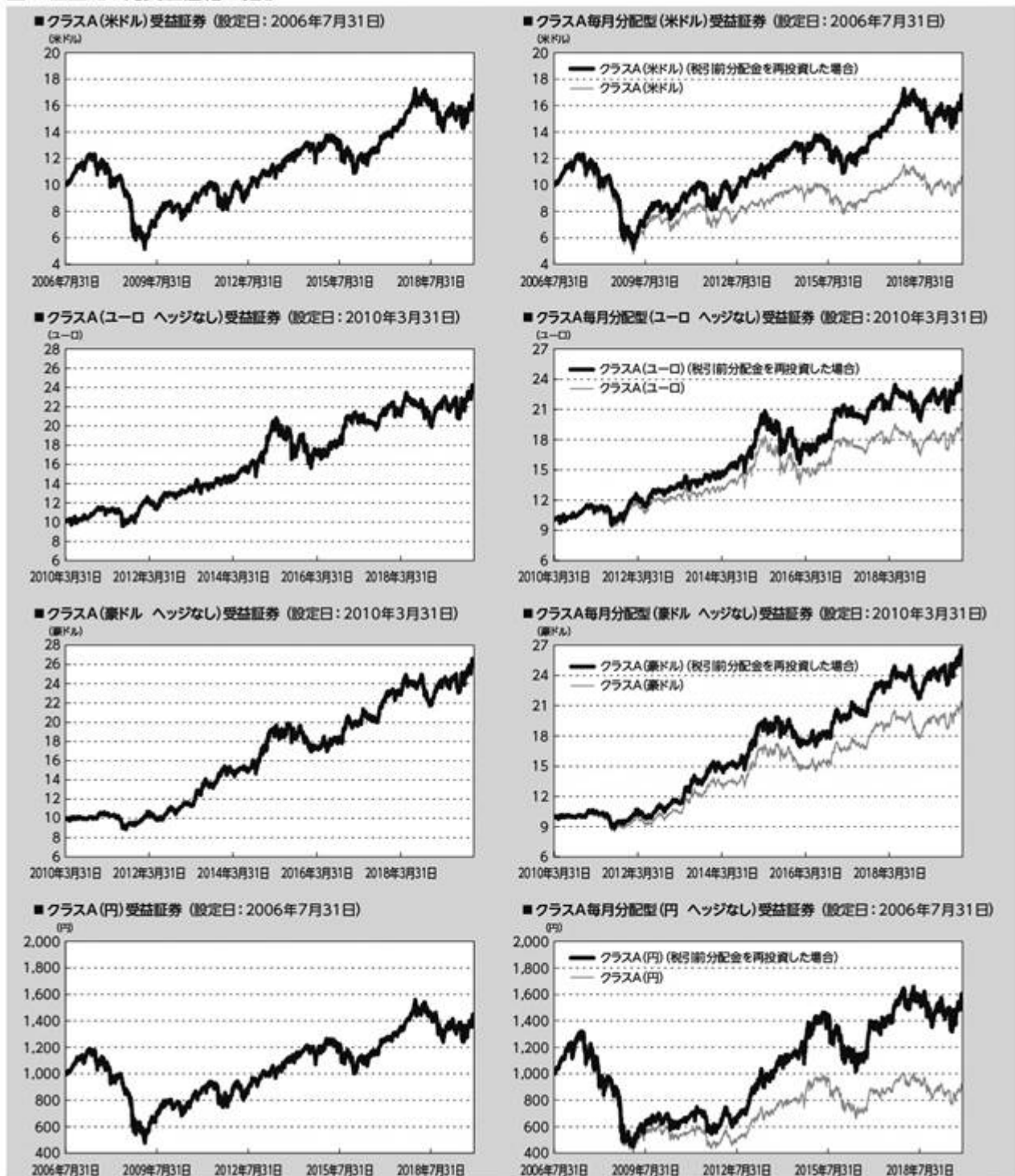
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年9月末日	52,122,415	5,710,532	A（米ドル）	15.295米ドル	1,676
			A（円）	1,325円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	9.777米ドル	1,071
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	834円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	22.619ユーロ	2,772
			A（豪ドル ヘッジなし）	24.755豪ドル	1,894
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	18.450ユーロ	2,261
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	19.999豪ドル	1,530
2019年10月末日	52,705,149	5,774,376	A（米ドル）	15.657米ドル	1,715
			A（円）	1,354円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	9.981米ドル	1,094
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	852円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	22.634ユーロ	2,774
			A（豪ドル ヘッジなし）	24.788豪ドル	1,897
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	18.437ユーロ	2,259
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	20.000豪ドル	1,530
2019年11月末日	50,062,602	5,484,859	A（米ドル）	15.981米ドル	1,751
			A（円）	1,382円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	10.163米ドル	1,113
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	880円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	23.431ユーロ	2,871
			A（豪ドル ヘッジなし）	25.820豪ドル	1,976
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	19.061ユーロ	2,336
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	20.807豪ドル	1,592

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年12月末日	49,363,677	5,408,284	A（米ドル）	16.644米ドル	1,824
			A（円）	1,435円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	10.558米ドル	1,157
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	910円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	23.962ユーロ	2,936
			A （豪ドル ヘッジなし）	25.985豪ドル	1,988
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	19.467ユーロ	2,385
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	20.915豪ドル	1,600

（注）グローバル・シリーズ イールド・エクイティは、クラスA（米ドル）受益証券、クラスB（米ドル）受益証券、クラスA（円）受益証券、クラスB（円）受益証券、クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券について2006年7月31日に、クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券について2010年3月31日に運用を開始した。

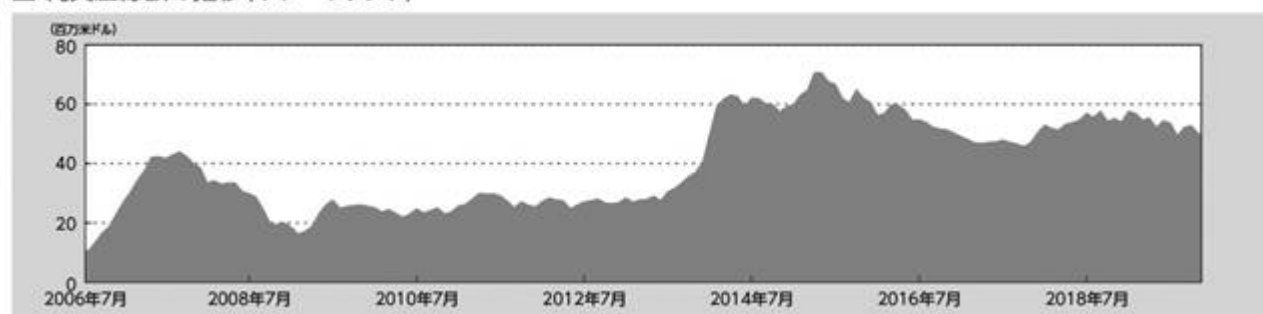
< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



(注) 税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)

[次へ](#)

< グローバル・シリーズ コモディティ >

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第8会計年度末 (2010年9月30日)	27,847,791	3,051,004	A (米ドル)	10.215米ドル	1,119
			A (円)	1,027円	-
			A (豪ドル)	10.285豪ドル	787
			A (ユーロ)	10.114ユーロ	1,239
第9会計年度末 (2011年9月30日)	32,155,555	3,522,963	A (米ドル)	10.537米ドル	1,154
			A (円)	1,054円	-
			A (豪ドル)	10.932豪ドル	837
			A (ユーロ)	10.396ユーロ	1,274
第10会計年度末 (2012年9月30日)	30,874,867	3,382,650	A (米ドル)	10.862米ドル	1,190
			A (円)	1,082円	-
			A (豪ドル)	11.618豪ドル	889
			A (ユーロ)	10.623ユーロ	1,302
第11会計年度末 (2013年9月30日)	15,082,712	1,652,462	A (米ドル)	9.293米ドル	1,018
			A (円)	924円	-
			A (豪ドル)	10.184豪ドル	779
			A (ユーロ)	9.035ユーロ	1,107
第12会計年度末 (2014年9月30日)	10,661,376	1,168,060	A (米ドル)	8.510米ドル	932
			A (円)	843円	-
			A (豪ドル)	9.552豪ドル	731
			A (ユーロ)	8.258ユーロ	1,012
第13会計年度末 (2015年9月30日)	19,354,902	2,120,523	A (米ドル)	5.433米ドル	595
			A (円)	537円	-
			A (豪ドル)	6.186豪ドル	473
			A (ユーロ)	5.237ユーロ	642
第14会計年度末 (2016年9月30日)	18,853,703	2,065,612	A (米ドル)	5.306米ドル	581
			A (円)	521円	-
			A (豪ドル)	6.078豪ドル	465
			A (ユーロ)	5.040ユーロ	618
第15会計年度末 (2017年9月30日)	17,114,078	1,875,018	A (米ドル)	5.034米ドル	552
			A (円)	486円	-
			A (豪ドル)	5.795豪ドル	443
			A (ユーロ)	4.691ユーロ	575
第16会計年度末 (2018年9月30日)	13,896,754	1,522,528	A (米ドル)	5.010米ドル	549
			A (円)	473円	-
			A (豪ドル)	5.748豪ドル	440
			A (ユーロ)	4.541ユーロ	556

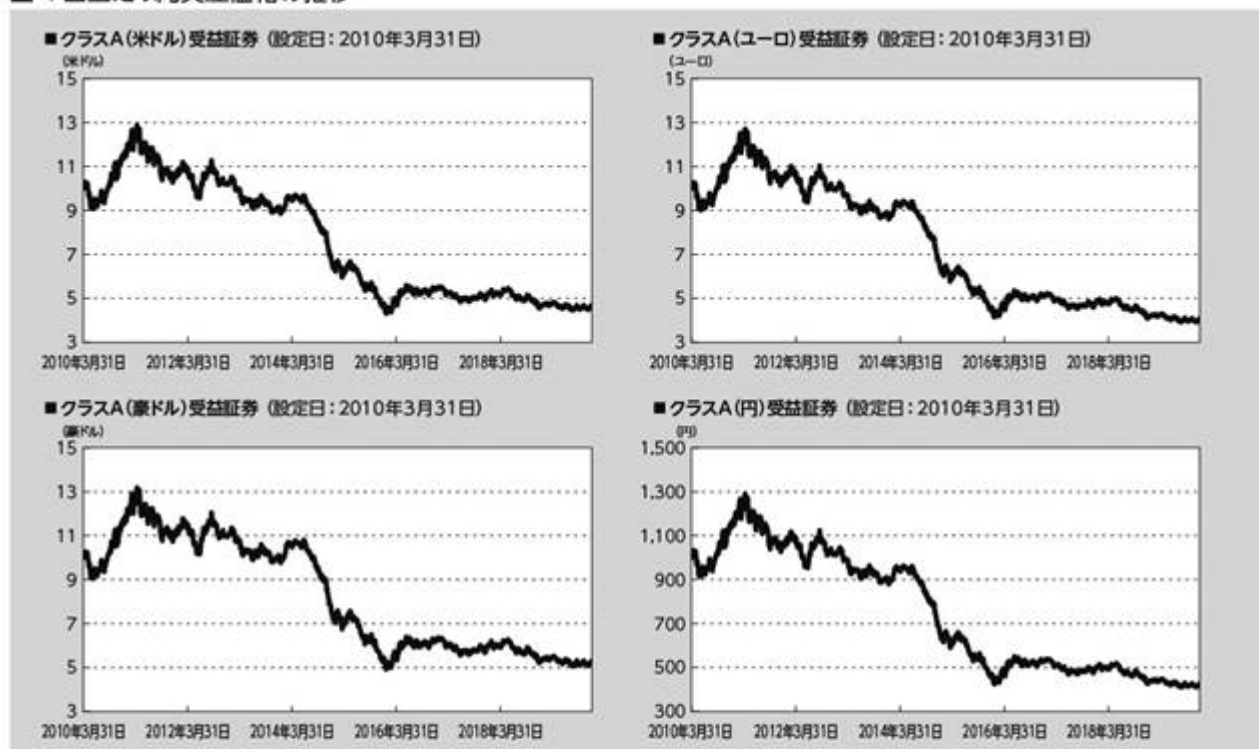
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第17会計年度末 (2019年9月30日)	10,697,994	1,172,072	A（米ドル）	4.541米ドル	498
			A（円）	417円	-
			A（豪ドル）	5.153豪ドル	394
			A（ユーロ）	3.981ユーロ	488
2019年1月末日	12,677,082	1,388,901	A（米ドル）	4.767米ドル	522
			A（円）	445円	-
			A（豪ドル）	5.452豪ドル	417
			A（ユーロ）	4.270ユーロ	523
2019年2月末日	12,348,263	1,352,876	A（米ドル）	4.761米ドル	522
			A（円）	444円	-
			A（豪ドル）	5.443豪ドル	416
			A（ユーロ）	4.254ユーロ	521
2019年3月末日	11,790,095	1,291,723	A（米ドル）	4.757米ドル	521
			A（円）	442円	-
			A（豪ドル）	5.434豪ドル	416
			A（ユーロ）	4.238ユーロ	519
2019年4月末日	11,414,129	1,250,532	A（米ドル）	4.732米ドル	518
			A（円）	439円	-
			A（豪ドル）	5.402豪ドル	413
			A（ユーロ）	4.205ユーロ	515
2019年5月末日	11,424,055	1,251,619	A（米ドル）	4.595米ドル	503
			A（円）	426円	-
			A（豪ドル）	5.239豪ドル	401
			A（ユーロ）	4.071ユーロ	499
2019年6月末日	11,813,932	1,294,334	A（米ドル）	4.726米ドル	518
			A（円）	436円	-
			A（豪ドル）	5.383豪ドル	412
			A（ユーロ）	4.175ユーロ	512
2019年7月末日	11,418,581	1,251,020	A（米ドル）	4.630米ドル	507
			A（円）	426円	-
			A（豪ドル）	5.270豪ドル	403
			A（ユーロ）	4.079ユーロ	500
2019年8月末日	10,805,042	1,183,800	A（米ドル）	4.556米ドル	499
			A（円）	419円	-
			A（豪ドル）	5.176豪ドル	396
			A（ユーロ）	4.003ユーロ	491

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年9月末日	10,697,994	1,172,072	A（米ドル）	4.541米ドル	498
			A（円）	417円	-
			A（豪ドル）	5.153豪ドル	394
			A（ユーロ）	3.981ユーロ	488
2019年10月末日	10,829,340	1,186,462	A（米ドル）	4.610米ドル	505
			A（円）	422円	-
			A（豪ドル）	5.226豪ドル	400
			A（ユーロ）	4.031ユーロ	494
2019年11月末日	9,935,607	1,088,545	A（米ドル）	4.520米ドル	495
			A（円）	414円	-
			A（豪ドル）	5.119豪ドル	392
			A（ユーロ）	3.947ユーロ	484
2019年12月末日	10,158,497	1,112,965	A（米ドル）	4.701米ドル	515
			A（円）	429円	-
			A（豪ドル）	5.320豪ドル	407
			A（ユーロ）	4.094ユーロ	502

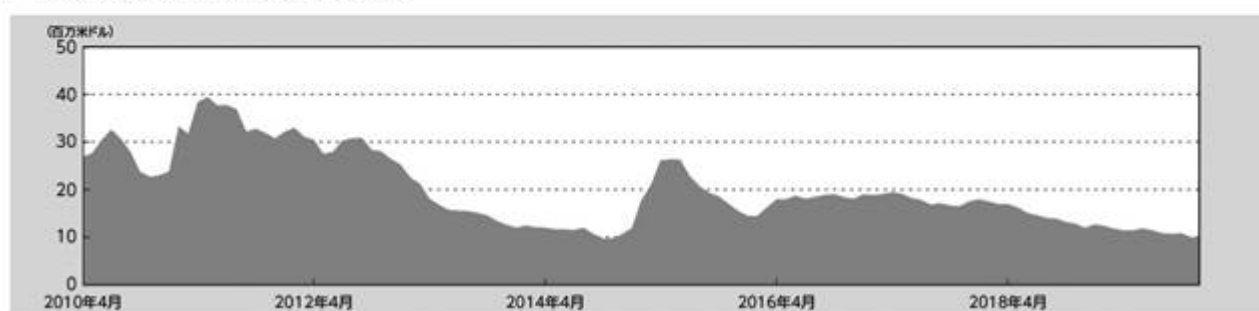
（注）グローバル・シリーズ コモディティは、2010年3月31日に運用を開始した。

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



<グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第8会計年度末 (2010年9月30日)	27,407,041	3,358,459	A (ユーロ)	12.260ユーロ	1,502
			B (ユーロ)	11.958ユーロ	1,465
			A (円)	1,098円	-
			B (円)	1,070円	-
			A 毎月分配型 (ユーロ)	9.553ユーロ	1,171
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	804円	-
第9会計年度末 (2011年9月30日)	21,085,111	2,583,770	A (ユーロ)	11.940ユーロ	1,463
			B (ユーロ)	11.588ユーロ	1,420
			A (円)	1,060円	-
			B (円)	1,028円	-
			A 毎月分配型 (ユーロ)	8.833ユーロ	1,082
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	669円	-
第10会計年度末 (2012年9月30日)	17,718,333	2,171,205	A (ユーロ)	11.677ユーロ	1,431
			B (ユーロ)	11.275ユーロ	1,382
			A (円)	1,033円	-
			B (円)	997円	-
			A 毎月分配型 (ユーロ)	8.249ユーロ	1,011
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	596円	-
第11会計年度末 (2013年9月30日)	14,688,951	1,799,984	A (ユーロ)	12.257ユーロ	1,502
			B (ユーロ)	11.775ユーロ	1,443
			A (円)	1,087円	-
			B (円)	1,058円	-
			A (米ドル)	10.039米ドル	1,100
			A (豪ドル)	10.103豪ドル	773
			A 毎月分配型 (ユーロ)	8.296ユーロ	1,017
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	785円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第12会計年度末 (2014年9月30日)	11,691,082	1,432,625	A（ユーロ）	12.045ユーロ	1,476
			B（ユーロ）	11.514ユーロ	1,411
			A（円）	1,066円	-
			B（円）	1,032円	-
			A（米ドル）	9.865米ドル	1,081
			A（豪ドル）	10.162豪ドル	778
			A 毎月分配型 （ユーロ）	7.798ユーロ	956
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	771円	-
第13会計年度末 (2015年9月30日)	8,698,950	1,065,969	A（ユーロ）	10.863ユーロ	1,331
			B（ユーロ）	10.332ユーロ	1,266
			A（円）	959円	-
			B（円）	924円	-
			A（米ドル）	8.914米ドル	977
			A（豪ドル）	9.390豪ドル	719
			A 毎月分配型 （ユーロ）	6.697ユーロ	821
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	643円	-
第14会計年度末 (2016年9月30日)	12,305,214	1,507,881	A（ユーロ）	12.103ユーロ	1,483
			A（円）	1,072円	-
			A（米ドル）	10.069米ドル	1,103
			A（豪ドル）	10.722豪ドル	820
			A 毎月分配型 （ユーロ）	7.079ユーロ	867
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	568円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	9,900,172	1,213,167	A（ユーロ）	11.892ユーロ	1,457
			A（円）	1,056円	-
			A（米ドル）	10.060米ドル	1,102
			A（豪ドル）	10.784豪ドル	825
			A 毎月分配型 （ユーロ）	6.600ユーロ	809
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	617円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第16会計年度末 (2018年9月30日)	7,860,650	963,244	A（ユーロ）	11.042ユーロ	1,353
			A（円）	983円	-
			A（米ドル）	9.575米ドル	1,049
			A（豪ドル）	10.257豪ドル	785
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.784ユーロ	709
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	532円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	6,767,565	829,297	A（ユーロ）	11.551ユーロ	1,415
			A（円）	1,030円	-
			A（米ドル）	10.326米ドル	1,131
			A（豪ドル）	10.965豪ドル	839
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.682ユーロ	696
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	464円	-
2019年1月末日	7,436,643	911,286	A（ユーロ）	11.370ユーロ	1,393
			A（円）	1,013円	-
			A（米ドル）	9.966米ドル	1,092
			A（豪ドル）	10.656豪ドル	815
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.833ユーロ	715
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	508円	-
2019年2月末日	7,346,976	900,298	A（ユーロ）	11.284ユーロ	1,383
			A（円）	1,006円	-
			A（米ドル）	9.913米ドル	1,086
			A（豪ドル）	10.593豪ドル	811
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.759ユーロ	706
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	508円	-
2019年3月末日	7,631,114	935,117	A（ユーロ）	11.238ユーロ	1,377
			A（円）	1,002円	-
			A（米ドル）	9.896米ドル	1,084
			A（豪ドル）	10.569豪ドル	809
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.706ユーロ	699
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	495円	-

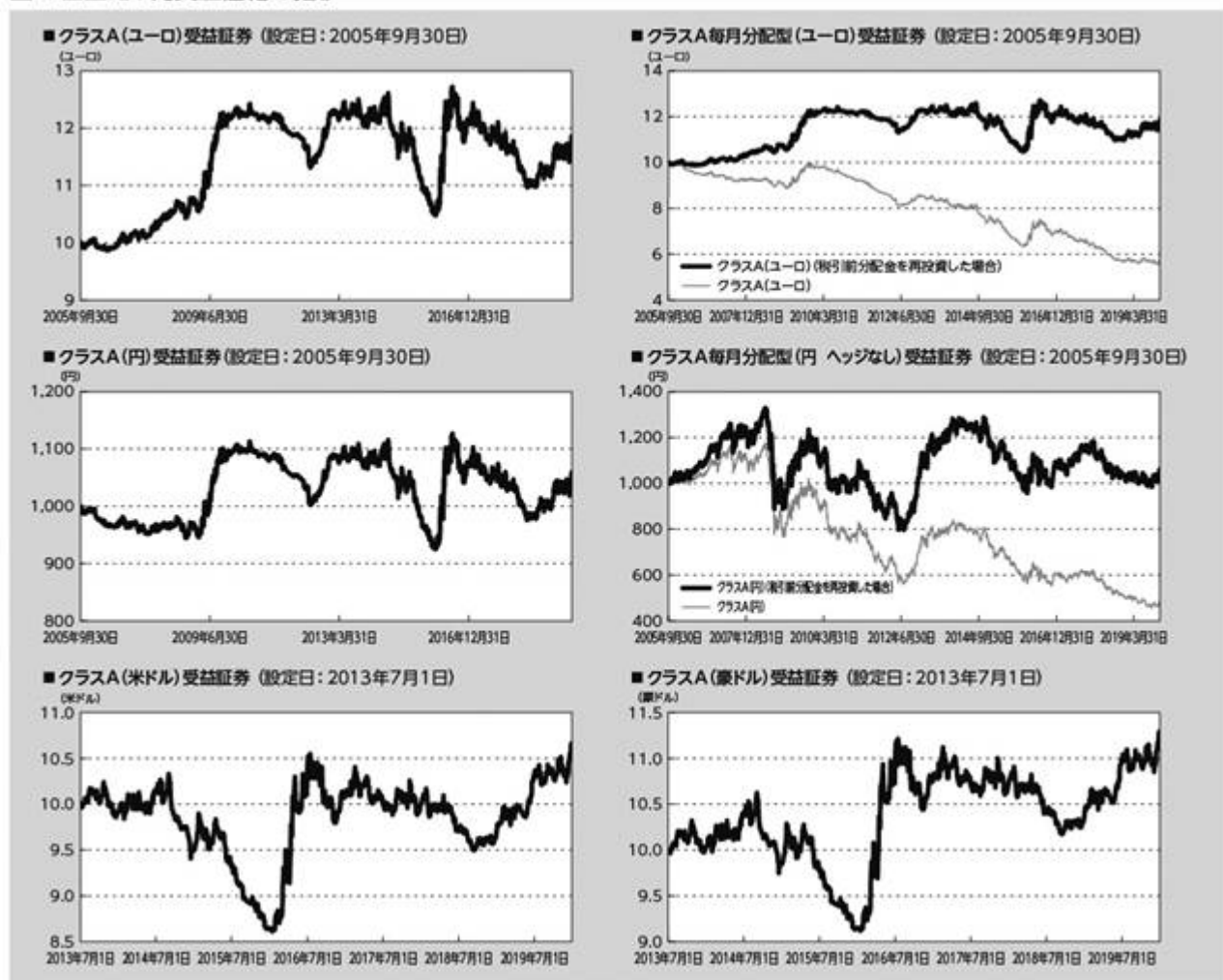
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年4月末日	7,604,495	931,855	A（ユーロ）	11.267ユーロ	1,381
			A（円）	1,005円	-
			A（米ドル）	9.943米ドル	1,089
			A（豪ドル）	10.614豪ドル	812
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.691ユーロ	697
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	494円	-
2019年5月末日	7,516,126	921,026	A（ユーロ）	11.276ユーロ	1,382
			A（円）	1,006円	-
			A（米ドル）	9.981米ドル	1,094
			A（豪ドル）	10.645豪ドル	815
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.665ユーロ	694
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	479円	-
2019年6月末日	7,321,415	897,166	A（ユーロ）	11.615ユーロ	1,423
			A（円）	1,036円	-
			A（米ドル）	10.308米ドル	1,129
			A（豪ドル）	10.982豪ドル	840
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.804ユーロ	711
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	495円	-
2019年7月末日	7,149,289	876,074	A（ユーロ）	11.629ユーロ	1,425
			A（円）	1,037円	-
			A（米ドル）	10.345米ドル	1,133
			A（豪ドル）	11.009豪ドル	842
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.781ユーロ	708
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	486円	-
2019年8月末日	7,150,978	876,281	A（ユーロ）	11.583ユーロ	1,419
			A（円）	1,033円	-
			A（米ドル）	10.330米ドル	1,132
			A（豪ドル）	10.982豪ドル	840
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.728ユーロ	702
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	466円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2019年9月末日	6,767,565	829,297	A（ユーロ）	11.551ユーロ	1,415
			A（円）	1,030円	-
			A（米ドル）	10.326米ドル	1,131
			A（豪ドル）	10.965豪ドル	839
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.682ユーロ	696
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	464円	-
2019年10月末日	6,700,954	821,135	A（ユーロ）	11.603ユーロ	1,422
			A（円）	1,035円	-
			A（米ドル）	10.399米ドル	1,139
			A（豪ドル）	11.030豪ドル	844
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.678ユーロ	696
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	474円	-
2019年11月末日	6,611,661	810,193	A（ユーロ）	11.514ユーロ	1,411
			A（円）	1,028円	-
			A（米ドル）	10.331米ドル	1,132
			A（豪ドル）	10.950豪ドル	838
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.604ユーロ	687
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	467円	-
2019年12月末日	6,721,584	823,663	A（ユーロ）	11.827ユーロ	1,449
			A（円）	1,056円	-
			A（米ドル）	10.642米ドル	1,166
			A（豪ドル）	11.268豪ドル	862
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.726ユーロ	702
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	484円	-

（注）グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションは、クラスA（ユーロ）受益証券、クラスA（円）受益証券、クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券、クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券、クラスB（ユーロ）受益証券およびクラスB（円）受益証券については2005年9月30日に、クラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券については2013年7月1日に運用を開始した。

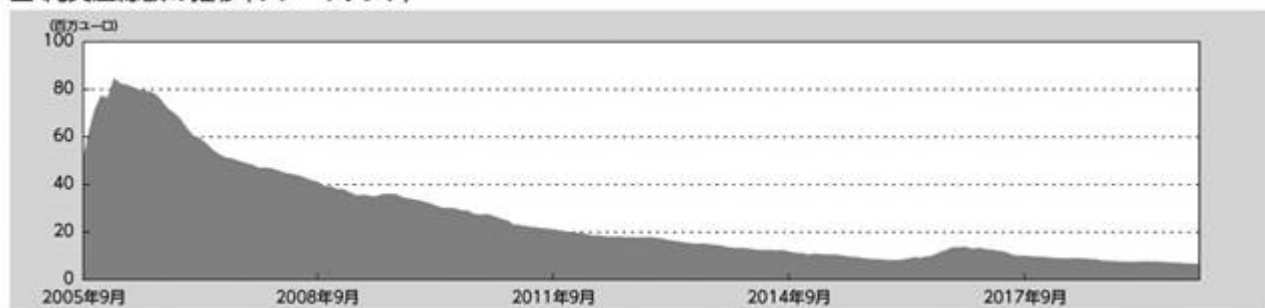
< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



（注）税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



【分配の推移】

会計年度	受益証券１口当たりの分配の額
------	----------------

第 8 会計年度 (2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30 日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラス A（米ドル）、クラス B（米ドル）、クラス A（円）およびクラス B（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラス A 毎月分配型（米ドル）	0.60米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラス A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	60円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラス A（米ドル）、クラス A（円）、クラス A（豪ドル）およびクラス A（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラス A 毎月分配型（米ドル）	0.35米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラス A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	35円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラス A 毎月分配型（ユーロ）	0.35ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラス A 毎月分配型（豪ドル）	0.50豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラス A（米ドル）、クラス B（米ドル）、クラス A（円）、クラス B（円）、クラス A（ユーロ ヘッジなし）およびクラス A（豪ドル ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラス A 毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラス A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円

	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.125ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.125豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA（円）およびクラスB（円）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA 毎月分配型（ユーロ）	0.48ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円

会計年度	受益証券 1口当たりの分配の額	
第 9 会計年度 (2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラス A (米ドル)、クラス B (米ドル)、クラス A (円) およびクラス B (円)	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラス A 毎月分配型 (米ドル)	0.60米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラス A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	60円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラス A (米ドル)、クラス A (円)、クラス A (豪ド ル) およびクラス A (ユーロ)	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラス A 毎月分配型 (米ドル)	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラス A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラス A 毎月分配型 (ユーロ)	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラス A 毎月分配型 (豪ドル)	1.20豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラス A (米ドル)、クラス B (米ドル)、クラス A (円)、クラス B (円)、クラス A (ユーロ ヘッジな し) およびクラス A (豪ドル ヘッジなし)	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラス A 毎月分配型 (米ドル)	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラス A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラス A 毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラス A 毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラス A (米ドル)、クラス A (円)、クラス A (豪ド ル) およびクラス A (ユーロ)	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラス A (ユーロ)、クラス B (ユーロ)、クラス A (円) およびクラス B (円)	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラス A 毎月分配型 (ユーロ)	0.48ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラス A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	48円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第10会計年度 (2011年10月1日 - 2012年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.51米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	51円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（豪ドル）	1.20豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ ヘッジな し）およびクラスA（豪ドル ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA （円）およびクラスB（円）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA 毎月分配型（ユーロ）	0.39ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	39円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第11会計年度 (2012年10月1日 - 2013年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（豪ドル）	1.20豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ ヘッジな し）およびクラスA（豪ドル ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（米ドル）およびク ラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA 毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第12会計年度 (2013年10月1日 - 2014年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（豪ドル）	1.20豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ ヘッジな し）およびクラスA（豪ドル ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（米ドル）およびク ラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA 毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（豪ドル）	1.20豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ ヘッジな し）およびクラスA（豪ドル ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（米ドル）およびク ラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA 毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（豪ドル）	1.02豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ ヘッジな し）およびクラスA（豪ドル ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（米ドル）およびク ラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA 毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

< 参考情報 >

分配の推移(1口当たり、課税前)

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

	第13会計年度	第14会計年度	第15会計年度	第16会計年度	第17会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.48米ドル	0.48米ドル	0.48米ドル	0.48米ドル	0.48米ドル	0.48米ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	48円	48円	48円	48円	48円	48円
	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.04米ドル	0.04米ドル	0.04米ドル	0.04米ドル	0.04米ドル	7.78米ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	4円	4円	4円	4円	4円	778円

クラスA(米ドル)受益証券およびクラスA(円)受益証券は運用開始後2019年12月末日まで、分配の実績はない。

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

	第13会計年度	第14会計年度	第15会計年度	第16会計年度	第17会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.84米ドル	0.84米ドル	0.84米ドル	0.84米ドル	0.84米ドル	0.84米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.84ユーロ	0.84ユーロ	0.84ユーロ	0.84ユーロ	0.84ユーロ	0.84ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券	1.20豪ドル	1.02豪ドル	0.96豪ドル	0.96豪ドル	0.96豪ドル	0.96豪ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	84円	84円	84円	84円	84円	84円
	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.07米ドル	0.07米ドル	0.07米ドル	0.07米ドル	0.07米ドル	8.12米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.07ユーロ	0.07ユーロ	0.07ユーロ	0.07ユーロ	0.07ユーロ	8.12ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券	0.08豪ドル	0.08豪ドル	0.08豪ドル	0.08豪ドル	0.08豪ドル	10.64豪ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	7円	7円	7円	7円	7円	812円

クラスA(米ドル)受益証券、クラスA(ユーロ)受益証券、クラスA(豪ドル)受益証券およびクラスA(円)受益証券は運用開始後2019年12月末日まで、分配の実績はない。

グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

	第13会計年度	第14会計年度	第15会計年度	第16会計年度	第17会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.30米ドル	0.30米ドル	0.30米ドル	0.30米ドル	0.30米ドル	0.30米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券	0.30ユーロ	0.30ユーロ	0.30ユーロ	0.30ユーロ	0.30ユーロ	0.30ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)受益証券	0.30豪ドル	0.30豪ドル	0.30豪ドル	0.30豪ドル	0.30豪ドル	0.30豪ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	30円	30円	30円	30円	30円	30円
	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.025米ドル	0.025米ドル	0.025米ドル	0.025米ドル	0.025米ドル	3.990米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券	0.025ユーロ	0.025ユーロ	0.025ユーロ	0.025ユーロ	0.025ユーロ	2.900ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)受益証券	0.025豪ドル	0.025豪ドル	0.025豪ドル	0.025豪ドル	0.025豪ドル	2.900豪ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	2.5円	2.5円	2.5円	2.5円	2.5円	399.0円

クラスA(米ドル)受益証券、クラスA(ユーロ ヘッジなし)受益証券、クラスA(豪ドル ヘッジなし)受益証券およびクラスA(円)受益証券は運用開始後2019年12月末日まで、分配の実績はない。

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

	第13会計年度	第14会計年度	第15会計年度	第16会計年度	第17会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.36ユーロ	0.36ユーロ	0.36ユーロ	0.36ユーロ	0.36ユーロ	0.36ユーロ
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	36円	36円	36円	36円	36円	36円
	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.03ユーロ	0.03ユーロ	0.03ユーロ	0.03ユーロ	0.03ユーロ	5.84ユーロ
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	3円	3円	3円	3円	3円	584円

クラスA(ユーロ)受益証券、クラスA(円)受益証券、クラスA(米ドル)受益証券およびクラスA(豪ドル)受益証券は運用開始後2019年12月末日まで、分配の実績はない。

【収益率の推移】

<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

会計年度	収益率（注）			
	クラス A （ユーロ）	クラス B （ユーロ）	クラス A （円）	クラス B （円）
第 8 会計年度 （ 2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日 ）	8.45%	7.90%	7.87%	7.40%
第 9 会計年度 （ 2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日 ）	- 1.63%	- 2.12%	- 2.73%	- 3.21%
第10会計年度 （ 2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日 ）	10.86%	10.30%	10.50%	9.95%
第11会計年度 （ 2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日 ）	4.24%	3.73%	4.50%	3.90%
第12会計年度 （ 2013年10月 1 日 - 2014年 9 月30日 ）	9.56%	9.01%	9.25%	8.71%
第13会計年度 （ 2014年10月 1 日 - 2015年 9 月30日 ）	1.12%	0.62%	0.82%	0.31%
第14会計年度 （ 2015年10月 1 日 - 2016年 9 月30日 ）	5.64%	-	5.75%	-
第15会計年度 （ 2016年10月 1 日 - 2017年 9 月30日 ）	- 2.53%	-	- 2.30%	-
第16会計年度 （ 2017年10月 1 日 - 2018年 9 月30日 ）	- 0.50%	-	- 0.21%	-
第17会計年度 （ 2018年10月 1 日 - 2019年 9 月30日 ）	8.05%	-	8.08%	-

（注） 各クラス受益証券の収益率は、以下の算式により算出されている。以下同じ。

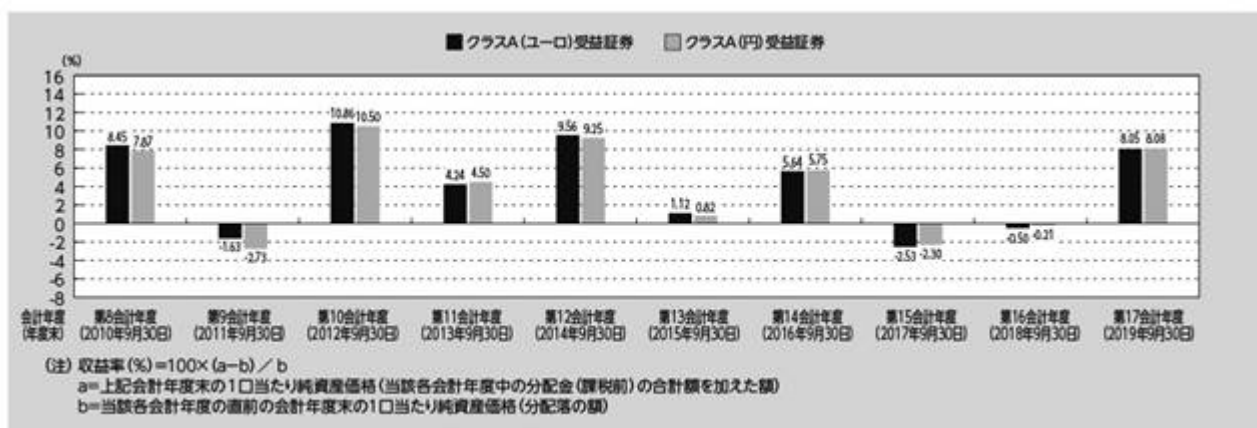
$$\text{収益率（％）} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 上記会計年度末の 1 口当たり純資産価格（当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の 1 口当たり純資産価格（分配落の額）（または当初発行価格）

< 参考情報 >

年間収益率の推移

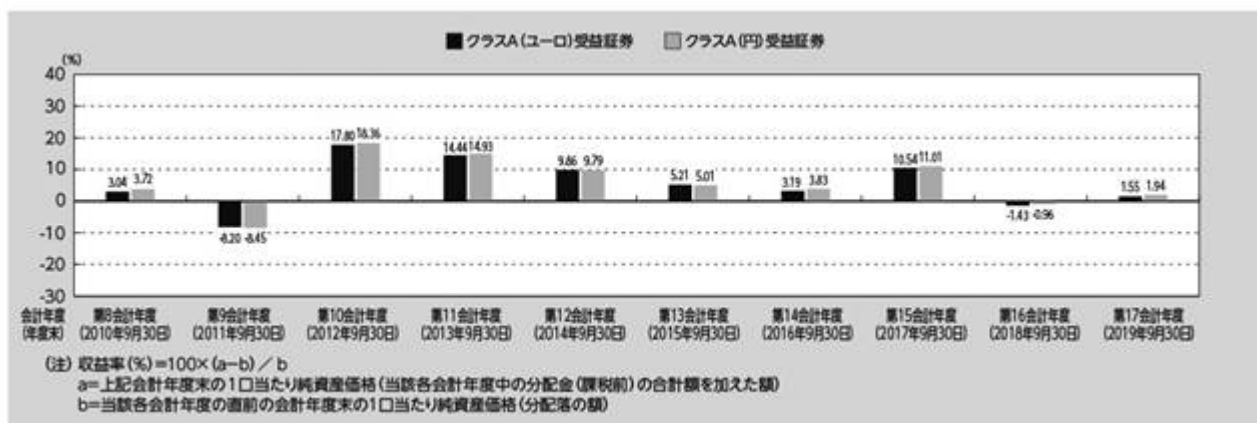


<ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス>

会計年度	収益率（注）			
	クラス A （ユーロ）	クラス B （ユーロ）	クラス A （円）	クラス B （円）
第 8 会計年度 （ 2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日 ）	3.04%	2.52%	3.72%	3.14%
第 9 会計年度 （ 2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日 ）	- 8.20%	- 8.66%	- 8.45%	- 8.88%
第10会計年度 （ 2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日 ）	17.80%	17.22%	18.36%	17.87%
第11会計年度 （ 2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日 ）	14.44%	13.87%	14.93%	14.24%
第12会計年度 （ 2013年10月 1 日 - 2014年 9 月30日 ）	9.86%	9.31%	9.79%	9.25%
第13会計年度 （ 2014年10月 1 日 - 2015年 9 月30日 ）	5.21%	4.68%	5.01%	5.58%
第14会計年度 （ 2015年10月 1 日 - 2016年 9 月30日 ）	3.19%	-	3.83%	-
第15会計年度 （ 2016年10月 1 日 - 2017年 9 月30日 ）	10.54%	-	11.01%	-
第16会計年度 （ 2017年10月 1 日 - 2018年 9 月30日 ）	- 1.43%	-	- 0.96%	-
第17会計年度 （ 2018年10月 1 日 - 2019年 9 月30日 ）	1.55%	-	1.94%	-

< 参考情報 >

年間収益率の推移

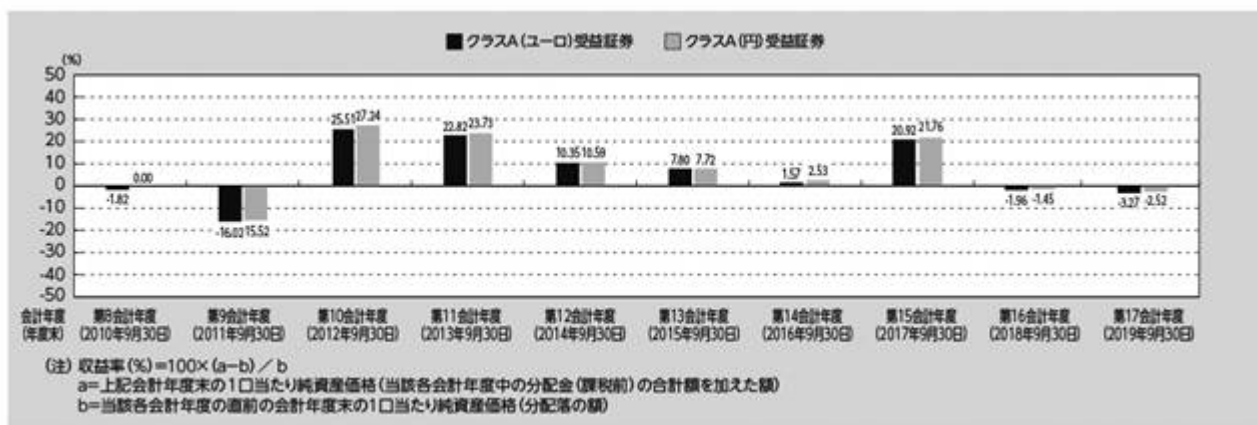


<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>

会計年度	収益率（注）			
	クラス A （ユーロ）	クラス B （ユーロ）	クラス A （円）	クラス B （円）
第 8 会計年度 （ 2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日 ）	- 1.82%	- 2.31%	0.00%	- 0.47%
第 9 会計年度 （ 2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日 ）	- 16.02%	- 16.44%	- 15.52%	- 15.94%
第10会計年度 （ 2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日 ）	25.51%	24.88%	27.24%	26.57%
第11会計年度 （ 2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日 ）	22.82%	22.20%	23.73%	23.15%
第12会計年度 （ 2013年10月 1 日 - 2014年 9 月30日 ）	10.35%	9.80%	10.59%	10.54%
第13会計年度 （ 2014年10月 1 日 - 2015年 9 月30日 ）	7.80%	7.26%	7.72%	7.14%
第14会計年度 （ 2015年10月 1 日 - 2016年 9 月30日 ）	1.57%	-	2.53%	-
第15会計年度 （ 2016年10月 1 日 - 2017年 9 月30日 ）	20.92%	-	21.76%	-
第16会計年度 （ 2017年10月 1 日 - 2018年 9 月30日 ）	- 1.96%	-	- 1.45%	-
第17会計年度 （ 2018年10月 1 日 - 2019年 9 月30日 ）	- 3.27%	-	- 2.52%	-

< 参考情報 >

年間収益率の推移



< ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ >

会計年度	収益率（注）		
	クラスA (米ドル)	クラスA (ユーロ)	クラスA (円)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	0.27%	- 0.52%	0.40%
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	15.11%	13.39%	13.94%
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	- 1.21%	- 3.56%	- 3.06%
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	1.26%	- 1.69%	- 1.08%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

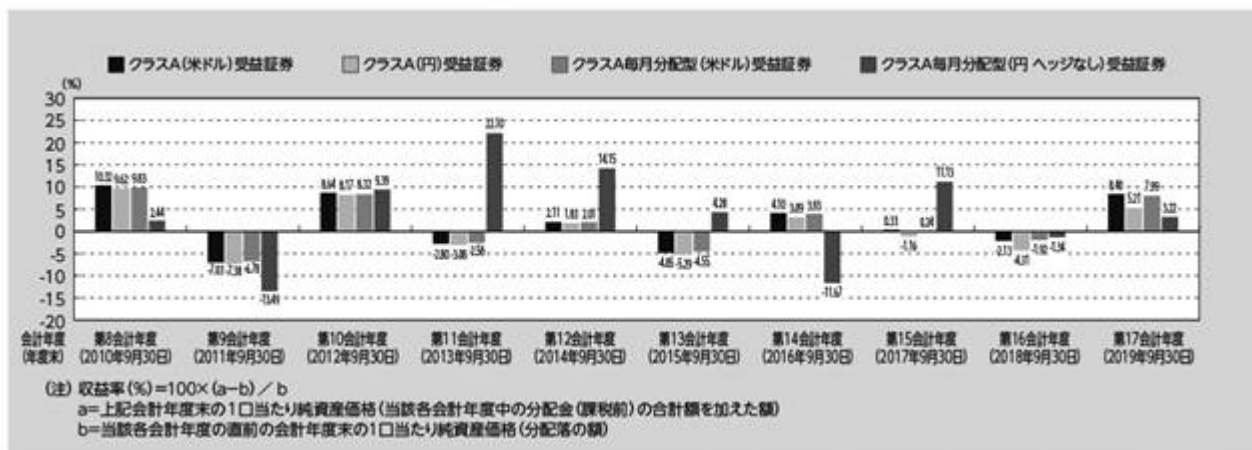


<ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド>

会計年度	収益率（注）					
	クラス A （米ドル）	クラス B （米ドル）	クラス A （円）	クラス B （円）	クラス A 毎月分配型 （米ドル）	クラス A 毎月分配型 （円 ヘッジ なし）
第 8 会計年度 （ 2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日 ）	10.32%	9.77%	9.62%	9.15%	9.83%	2.44%
第 9 会計年度 （ 2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日 ）	- 7.03%	- 7.49%	- 7.38%	- 7.90%	- 6.78%	- 13.49%
第10会計年度 （ 2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日 ）	8.64%	8.08%	8.17%	7.53%	8.32%	9.39%
第11会計年度 （ 2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日 ）	- 2.80%	- 3.28%	- 3.08%	- 3.50%	- 2.58%	22.10%
第12会計年度 （ 2013年10月 1 日 - 2014年 9 月30日 ）	2.11%	1.60%	1.83%	1.31%	2.01%	14.15%
第13会計年度 （ 2014年10月 1 日 - 2015年 9 月30日 ）	- 4.85%	- 5.33%	- 5.29%	- 5.67%	- 4.55%	4.28%
第14会計年度 （ 2015年10月 1 日 - 2016年 9 月30日 ）	4.10%	-	3.09%	-	3.93%	- 11.67%
第15会計年度 （ 2016年10月 1 日 - 2017年 9 月30日 ）	0.33%	-	- 1.16%	-	0.24%	11.13%
第16会計年度 （ 2017年10月 1 日 - 2018年 9 月30日 ）	- 2.13%	-	- 4.31%	-	- 1.92%	- 1.34%
第17会計年度 （ 2018年10月 1 日 - 2019年 9 月30日 ）	8.40%	-	5.21%	-	7.99%	3.22%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

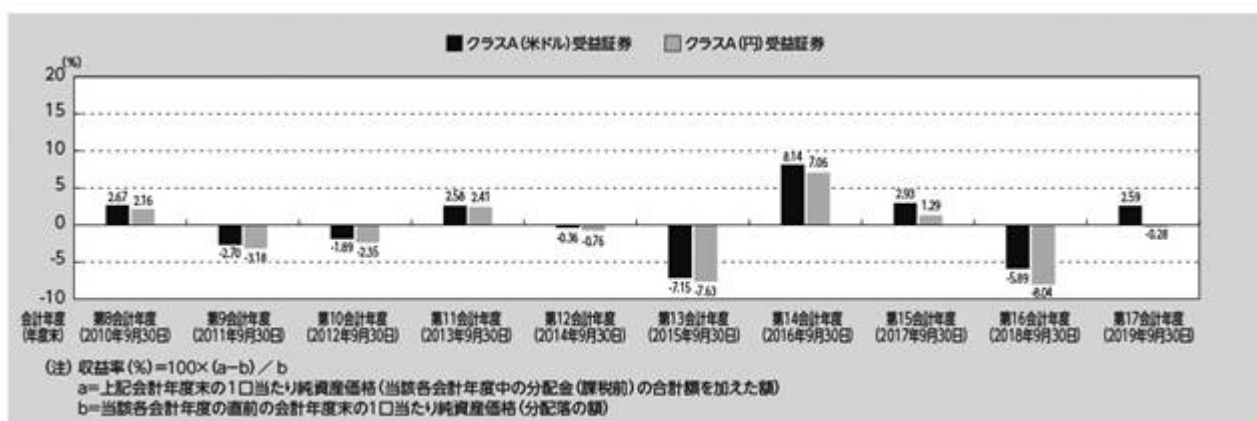


<ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド>

会計年度	収益率（注）			
	クラス A （米ドル）	クラス B （米ドル）	クラス A （円）	クラス B （円）
第 8 会計年度 （ 2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日 ）	2.67%	2.15%	2.16%	1.62%
第 9 会計年度 （ 2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日 ）	- 2.70%	- 3.18%	- 3.18%	- 3.62%
第10会計年度 （ 2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日 ）	- 1.89%	- 2.37%	- 2.35%	- 2.88%
第11会計年度 （ 2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日 ）	2.58%	2.06%	2.41%	1.89%
第12会計年度 （ 2013年10月 1 日 - 2014年 9 月30日 ）	- 0.36%	- 0.85%	- 0.76%	- 1.15%
第13会計年度 （ 2014年10月 1 日 - 2015年 9 月30日 ）	- 7.15%	- 7.61%	- 7.63%	- 8.12%
第14会計年度 （ 2015年10月 1 日 - 2016年 9 月30日 ）	8.14%	-	7.06%	-
第15会計年度 （ 2016年10月 1 日 - 2017年 9 月30日 ）	2.93%	-	1.29%	-
第16会計年度 （ 2017年10月 1 日 - 2018年 9 月30日 ）	- 5.89%	-	- 8.04%	-
第17会計年度 （ 2018年10月 1 日 - 2019年 9 月30日 ）	2.59%	-	- 0.28%	-

< 参考情報 >

年間収益率の推移

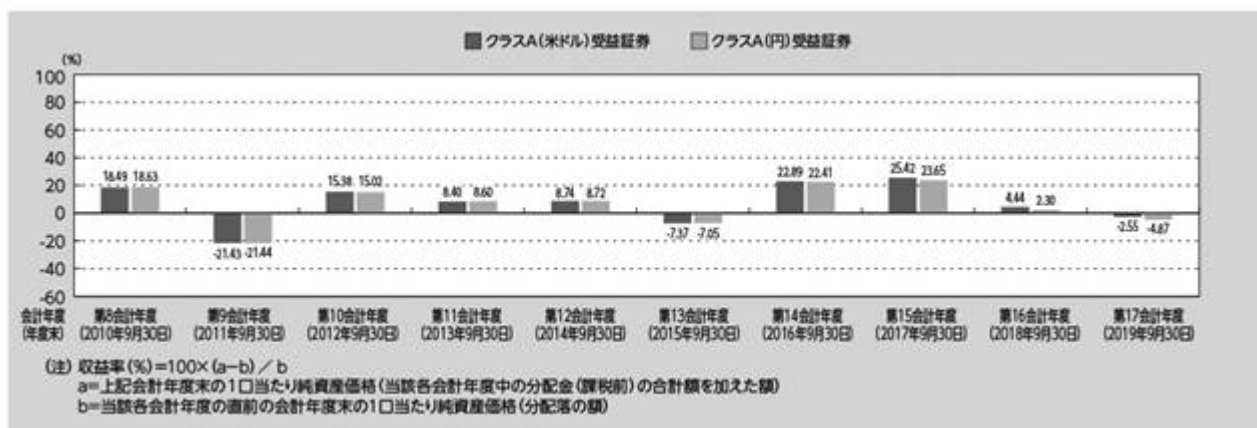


<ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ>

会計年度	収益率（注）			
	クラス A （米ドル）	クラス B （米ドル）	クラス A （円）	クラス B （円）
第 8 会計年度 （ 2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日 ）	18.49%	17.90%	18.63%	18.03%
第 9 会計年度 （ 2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日 ）	- 21.43%	- 21.83%	- 21.44%	- 21.84%
第10会計年度 （ 2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日 ）	15.38%	14.81%	15.02%	14.43%
第11会計年度 （ 2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日 ）	8.40%	7.85%	8.60%	8.11%
第12会計年度 （ 2013年10月 1 日 - 2014年 9 月30日 ）	8.74%	8.20%	8.72%	8.16%
第13会計年度 （ 2014年10月 1 日 - 2015年 9 月30日 ）	- 7.37%	- 7.83%	- 7.05%	- 7.55%
第14会計年度 （ 2015年10月 1 日 - 2016年 9 月30日 ）	22.89%	-	22.41%	-
第15会計年度 （ 2016年10月 1 日 - 2017年 9 月30日 ）	25.42%	-	23.65%	-
第16会計年度 （ 2017年10月 1 日 - 2018年 9 月30日 ）	4.44%	-	2.30%	-
第17会計年度 （ 2018年10月 1 日 - 2019年 9 月30日 ）	- 2.55%	-	- 4.87%	-

< 参考情報 >

年間収益率の推移

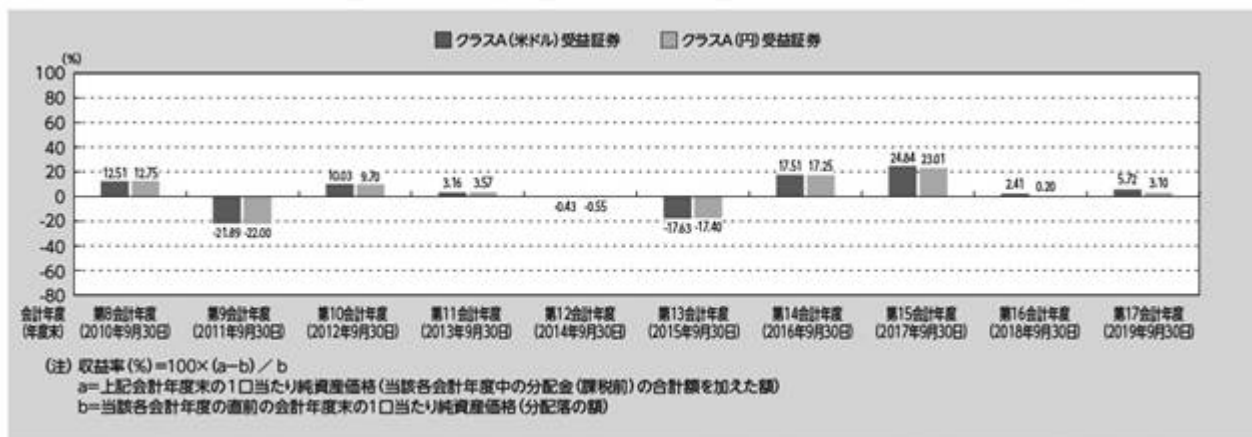


<ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ>

会計年度	収益率（注）			
	クラス A （米ドル）	クラス B （米ドル）	クラス A （円）	クラス B （円）
第 8 会計年度 （ 2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日 ）	12.51%	11.95%	12.75%	12.16%
第 9 会計年度 （ 2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日 ）	- 21.89%	- 22.27%	- 22.00%	- 22.40%
第10会計年度 （ 2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日 ）	10.03%	9.48%	9.70%	9.22%
第11会計年度 （ 2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日 ）	3.16%	2.64%	3.57%	3.01%
第12会計年度 （ 2013年10月 1 日 - 2014年 9 月30日 ）	- 0.43%	- 0.92%	- 0.55%	- 0.97%
第13会計年度 （ 2014年10月 1 日 - 2015年 9 月30日 ）	- 17.63%	- 18.04%	- 17.40%	- 17.87%
第14会計年度 （ 2015年10月 1 日 - 2016年 9 月30日 ）	17.51%	-	17.25%	-
第15会計年度 （ 2016年10月 1 日 - 2017年 9 月30日 ）	24.84%	-	23.01%	-
第16会計年度 （ 2017年10月 1 日 - 2018年 9 月30日 ）	2.41%	-	0.20%	-
第17会計年度 （ 2018年10月 1 日 - 2019年 9 月30日 ）	5.72%	-	3.10%	-

< 参考情報 >

年間収益率の推移



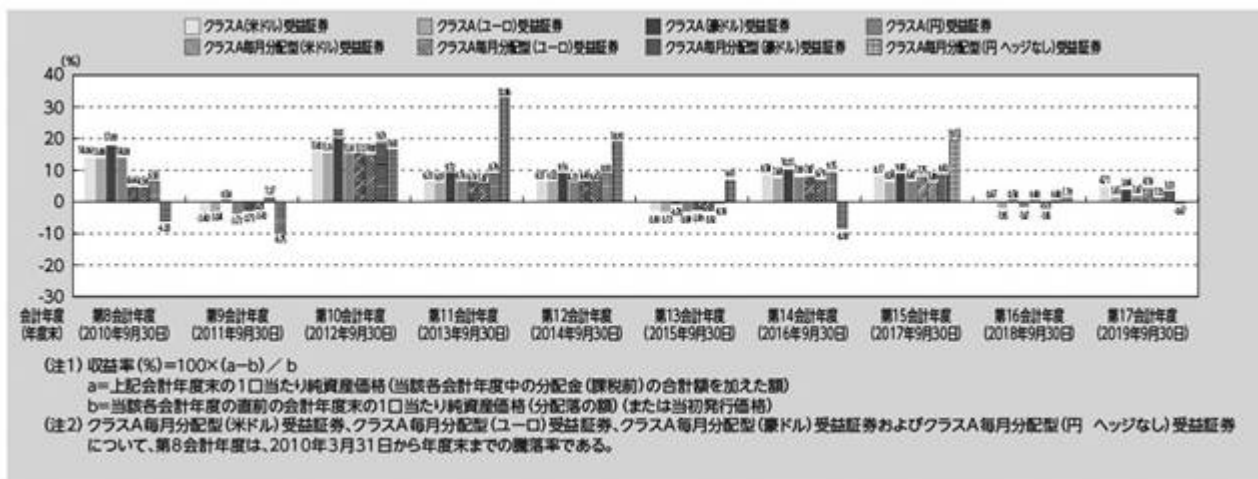
< グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド >

会計年度	収益率（注）			
	クラス A （米ドル）	クラス A （円）	クラス A （豪ドル）	クラス A （ユーロ）
第 8 会計年度 （ 2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日 ）	14.06%	14.08%	17.89%	13.88%
第 9 会計年度 （ 2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日 ）	- 3.40%	- 3.73%	0.58%	- 3.04%
第10会計年度 （ 2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日 ）	15.80%	15.24%	20.02%	15.36%
第11会計年度 （ 2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日 ）	6.33%	6.16%	9.12%	6.01%
第12会計年度 （ 2013年10月 1 日 - 2014年 9 月30日 ）	6.57%	6.33%	9.16%	6.52%
第13会計年度 （ 2014年10月 1 日 - 2015年 9 月30日 ）	- 2.80%	- 3.04%	- 0.70%	- 3.13%
第14会計年度 （ 2015年10月 1 日 - 2016年 9 月30日 ）	8.58%	7.80%	10.21%	7.44%
第15会計年度 （ 2016年10月 1 日 - 2017年 9 月30日 ）	8.17%	6.47%	9.00%	6.24%
第16会計年度 （ 2017年10月 1 日 - 2018年 9 月30日 ）	0.47%	- 1.67%	0.50%	- 1.95%
第17会計年度 （ 2018年10月 1 日 - 2019年 9 月30日 ）	4.71%	1.87%	3.84%	1.45%

会計年度	収益率（注）			
	クラス A 毎月分配型 （米ドル）	クラス A 毎月分配型 （円 ヘッジ なし）	クラス A 毎月分配型 （ユーロ）	クラス A 毎月分配型 （豪ドル）
第 8 会計年度 （ 2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日 ）	4.64%	- 6.20%	4.58%	6.50%
第 9 会計年度 （ 2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日 ）	- 2.75%	- 9.75%	- 2.40%	1.27%
第10会計年度 （ 2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日 ）	15.12%	16.42%	14.69%	18.79%
第11会計年度 （ 2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日 ）	6.16%	32.86%	5.87%	8.76%
第12会計年度 （ 2013年10月 1 日 - 2014年 9 月30日 ）	6.48%	18.93%	6.45%	8.90%
第13会計年度 （ 2014年10月 1 日 - 2015年 9 月30日 ）	- 2.49%	6.61%	- 2.82%	- 0.36%
第14会計年度 （ 2015年10月 1 日 - 2016年 9 月30日 ）	7.87%	- 8.30%	6.79%	9.15%
第15会計年度 （ 2016年10月 1 日 - 2017年 9 月30日 ）	7.75%	19.55%	5.89%	8.42%
第16会計年度 （ 2017年10月 1 日 - 2018年 9 月30日 ）	0.40%	1.19%	- 1.85%	0.40%
第17会計年度 （ 2018年10月 1 日 - 2019年 9 月30日 ）	4.18%	- 0.47%	1.13%	3.23%

< 参考情報 >

年間収益率の推移



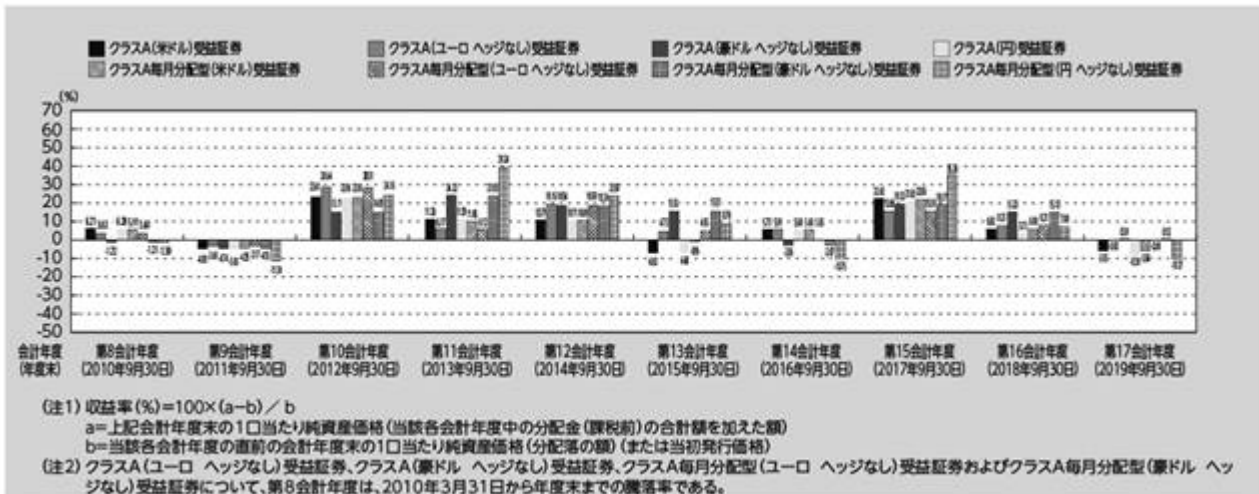
< グローバル・シリーズ イールド・エクイティ >

会計年度	収益率（注）					
	クラス A （米ドル）	クラス B （米ドル）	クラス A （円）	クラス B （円）	クラス A 毎月分配型 （米ドル）	クラス A 毎月分配型 （円 ヘッジ なし）
第 8 会計年度 （ 2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日 ）	6.21%	5.68%	6.28%	5.72%	5.91%	- 1.39%
第 9 会計年度 （ 2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日 ）	- 4.80%	- 5.27%	- 5.05%	- 5.53%	- 4.35%	- 11.34%
第10会計年度 （ 2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日 ）	23.41%	22.80%	22.96%	22.37%	22.95%	24.16%
第11会計年度 （ 2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日 ）	11.26%	10.69%	11.29%	10.77%	11.05%	39.24%
第12会計年度 （ 2013年10月 1 日 - 2014年 9 月30日 ）	10.77%	10.23%	10.71%	10.22%	10.69%	23.97%
第13会計年度 （ 2014年10月 1 日 - 2015年 9 月30日 ）	- 6.92%	- 7.38%	- 6.68%	- 7.22%	- 0.96%	8.70%
第14会計年度 （ 2015年10月 1 日 - 2016年 9 月30日 ）	5.73%	-	5.60%	-	5.60%	- 10.75%
第15会計年度 （ 2016年10月 1 日 - 2017年 9 月30日 ）	22.43%	-	21.03%	-	22.06%	35.26%
第16会計年度 （ 2017年10月 1 日 - 2018年 9 月30日 ）	6.02%	-	3.73%	-	6.00%	7.00%
第17会計年度 （ 2018年10月 1 日 - 2019年 9 月30日 ）	- 5.95%	-	- 8.30%	-	- 5.94%	- 10.37%

会計年度	収益率（注）			
	クラス A （ユーロ ヘッジ なし）	クラス A （豪ドル ヘッジ なし）	クラス A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジ なし）	クラス A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジ なし）
第 8 会計年度 （ 2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日 ）	3.62%	- 1.22%	3.60%	- 1.21%
第 9 会計年度 （ 2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日 ）	- 3.40%	- 4.74%	- 3.17%	- 4.55%
第10会計年度 （ 2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日 ）	28.64%	15.11%	28.31%	14.83%
第11会計年度 （ 2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日 ）	6.17%	24.22%	6.12%	23.83%
第12会計年度 （ 2013年10月 1 日 - 2014年 9 月30日 ）	19.16%	18.54%	18.89%	18.34%
第13会計年度 （ 2014年10月 1 日 - 2015年 9 月30日 ）	4.72%	15.55%	4.85%	15.51%
第14会計年度 （ 2015年10月 1 日 - 2016年 9 月30日 ）	5.91%	- 2.86%	5.85%	- 2.87%
第15会計年度 （ 2016年10月 1 日 - 2017年 9 月30日 ）	15.66%	19.32%	15.59%	19.17%
第16会計年度 （ 2017年10月 1 日 - 2018年 9 月30日 ）	8.25%	15.20%	8.21%	15.10%
第17会計年度 （ 2018年10月 1 日 - 2019年 9 月30日 ）	- 0.02%	0.59%	- 0.08%	0.52%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

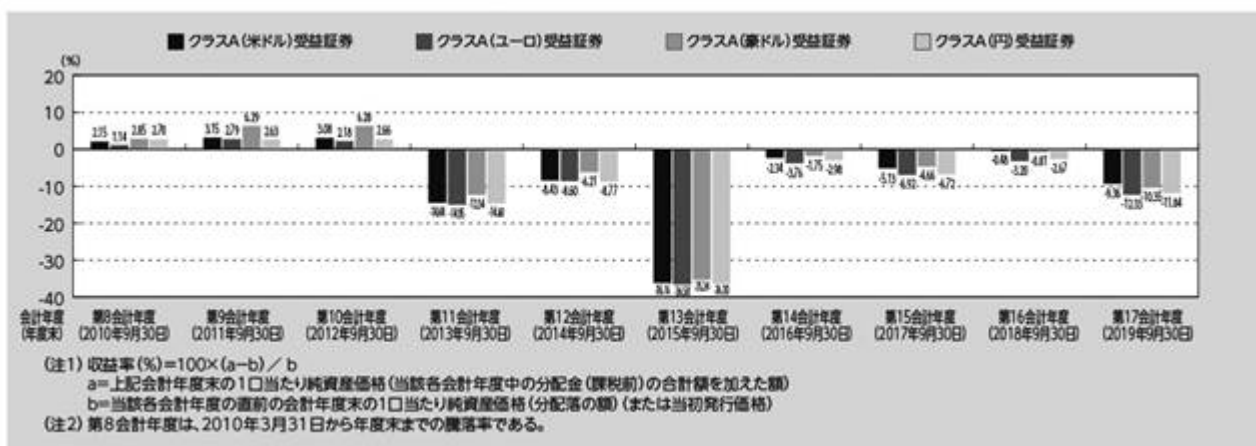


< グローバル・シリーズ コモディティ >

会計年度	収益率（注）			
	クラス A （米ドル）	クラス A （円）	クラス A （豪ドル）	クラス A （ユーロ）
第 8 会計年度 （ 2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日 ）	2.15%	2.70%	2.85%	1.14%
第 9 会計年度 （ 2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日 ）	3.15%	2.63%	6.29%	2.79%
第10会計年度 （ 2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日 ）	3.08%	2.66%	6.28%	2.18%
第11会計年度 （ 2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日 ）	- 14.44%	- 14.60%	- 12.34%	- 14.95%
第12会計年度 （ 2013年10月 1 日 - 2014年 9 月30日 ）	- 8.43%	- 8.77%	- 6.21%	- 8.60%
第13会計年度 （ 2014年10月 1 日 - 2015年 9 月30日 ）	- 36.16%	- 36.30%	- 35.24%	- 36.58%
第14会計年度 （ 2015年10月 1 日 - 2016年 9 月30日 ）	- 2.34%	- 2.98%	- 1.75%	- 3.76%
第15会計年度 （ 2016年10月 1 日 - 2017年 9 月30日 ）	- 5.13%	- 6.72%	- 4.66%	- 6.92%
第16会計年度 （ 2017年10月 1 日 - 2018年 9 月30日 ）	- 0.48%	- 2.67%	- 0.81%	- 3.20%
第17会計年度 （ 2018年10月 1 日 - 2019年 9 月30日 ）	- 9.36%	- 11.84%	- 10.35%	- 12.33%

< 参考情報 >

年間収益率の推移



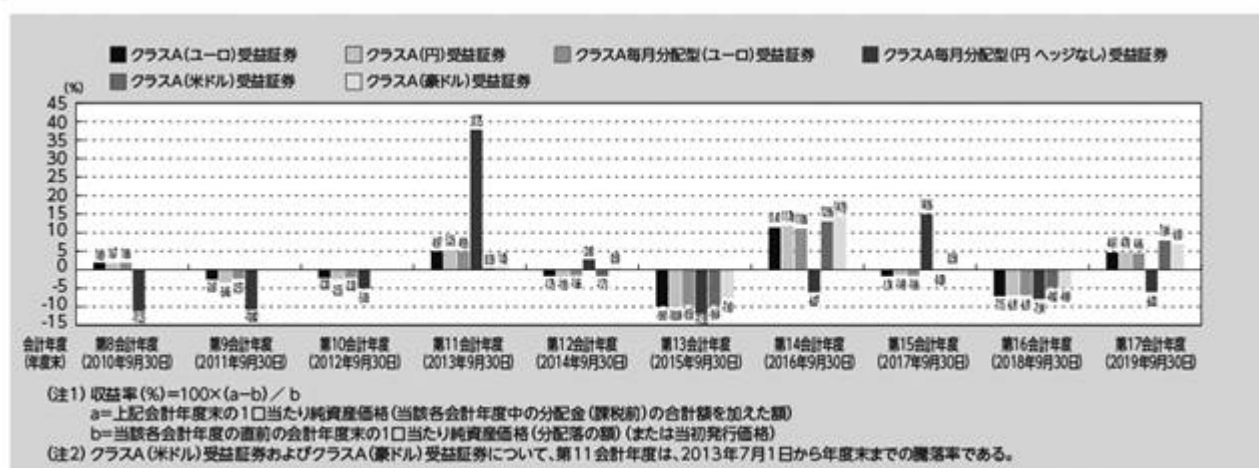
< グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション >

会計年度	収益率（注）					
	クラス A （ユーロ）	クラス B （ユーロ）	クラス A （円）	クラス B （円）	クラス A 毎月分配型 （ユーロ）	クラス A 毎月分配型 （円 ヘッジ なし）
第 8 会計年度 （ 2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日 ）	1.89%	1.39%	1.67%	1.13%	1.88%	- 11.25%
第 9 会計年度 （ 2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日 ）	- 2.61%	- 3.09%	- 3.46%	- 3.93%	- 2.51%	- 10.82%
第10会計年度 （ 2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日 ）	- 2.20%	- 2.70%	- 2.55%	- 3.02%	- 2.20%	- 5.08%
第11会計年度 （ 2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日 ）	4.97%	4.43%	5.23%	6.12%	4.93%	37.75%
第12会計年度 （ 2013年10月 1 日 - 2014年 9 月30日 ）	- 1.73%	- 2.22%	- 1.93%	- 2.46%	- 1.66%	2.80%
第13会計年度 （ 2014年10月 1 日 - 2015年 9 月30日 ）	- 9.81%	- 10.27%	- 10.04%	- 10.47%	- 9.50%	- 11.93%
第14会計年度 （ 2015年10月 1 日 - 2016年 9 月30日 ）	11.41%	-	11.78%	-	11.08%	- 6.07%
第15会計年度 （ 2016年10月 1 日 - 2017年 9 月30日 ）	- 1.74%	-	- 1.49%	-	- 1.68%	14.96%
第16会計年度 （ 2017年10月 1 日 - 2018年 9 月30日 ）	- 7.15%	-	- 6.91%	-	- 6.91%	- 7.94%
第17会計年度 （ 2018年10月 1 日 - 2019年 9 月30日 ）	4.61%	-	4.78%	-	4.46%	- 6.02%

会計年度	収益率（注）	
	クラスA （米ドル）	クラスA （豪ドル）
第11会計年度 （2012年10月1日 - 2013年9月30日）	0.39%	1.03%
第12会計年度 （2013年10月1日 - 2014年9月30日）	- 1.73%	0.58%
第13会計年度 （2014年10月1日 - 2015年9月30日）	- 9.64%	- 7.60%
第14会計年度 （2015年10月1日 - 2016年9月30日）	12.96%	14.19%
第15会計年度 （2016年10月1日 - 2017年9月30日）	- 0.09%	0.58%
第16会計年度 （2017年10月1日 - 2018年9月30日）	- 4.82%	- 4.89%
第17会計年度 （2018年10月1日 - 2019年9月30日）	7.84%	6.90%

< 参考情報 >

年間収益率の推移



（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第 8 会計年度 (2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日)	クラス A (ユーロ)	1,520,212.45 (1,520,212.45)	961,136.23 (961,136.23)	3,112,094.53 (3,112,094.53)
	クラス B (ユーロ)	381,155.88 (381,155.88)	900,727.91 (900,727.91)	1,700,929.89 (1,700,929.89)
	クラス A (円)	281,758.42 (281,758.42)	414,997.01 (414,997.01)	261,057.75 (261,057.75)
	クラス B (円)	25,449.65 (25,449.65)	111,921.68 (111,921.68)	152,436.38 (152,436.38)
第 9 会計年度 (2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日)	クラス A (ユーロ)	858,676.48 (858,676.48)	847,463.85 (847,463.85)	3,123,307.16 (3,123,307.16)
	クラス B (ユーロ)	13,078.19 (13,078.19)	851,269.46 (851,269.46)	862,738.62 (862,738.62)
	クラス A (円)	101,944.48 (101,944.48)	89,884.91 (89,884.91)	273,117.32 (273,117.32)
	クラス B (円)	0.00 (0.00)	90,129.33 (90,129.33)	62,307.05 (62,307.05)
第10会計年度 (2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日)	クラス A (ユーロ)	233,577.16 (233,577.16)	429,119.64 (429,119.64)	2,927,764.68 (2,927,764.68)
	クラス B (ユーロ)	9,316.63 (9,316.63)	253,290.06 (253,290.06)	618,765.19 (618,765.19)
	クラス A (円)	77,271.76 (77,271.76)	52,094.05 (52,094.05)	298,295.03 (298,295.03)
	クラス B (円)	0.00 (0.00)	40,872.16 (40,872.16)	21,434.89 (21,434.89)
第11会計年度 (2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日)	クラス A (ユーロ)	151,809.53 (151,809.53)	673,822.36 (673,822.36)	2,405,751.85 (2,405,751.85)
	クラス B (ユーロ)	586.97 (586.97)	189,159.62 (189,159.62)	430,192.54 (430,192.54)
	クラス A (円)	38,809.71 (38,809.71)	23,493.82 (23,493.82)	313,610.92 (313,610.92)
	クラス B (円)	0.00 (0.00)	8,411.07 (8,411.07)	13,023.82 (13,023.82)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 (2013年10月1日 - 2014年9月30日)	クラスA (ユーロ)	484,312.31 (484,312.31)	613,584.06 (613,584.06)	2,276,480.10 (2,276,480.10)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	161,103.75 (161,103.75)	269,088.79 (269,088.79)
	クラスA (円)	176,747.43 (176,747.43)	127,259.38 (127,259.38)	363,098.97 (363,098.97)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	3,050.77 (3,050.77)	9,973.05 (9,973.05)
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (ユーロ)	219,756.23 (219,756.23)	436,638.33 (436,638.33)	2,059,598.00 (2,059,598.00)
	クラスB (ユーロ)	1,761.97 (1,761.97)	147,921.63 (147,921.63)	122,929.13 (122,929.13)
	クラスA (円)	581,663.51 (581,663.51)	231,365.02 (231,365.02)	713,397.46 (713,397.46)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	3,248.08 (3,248.08)	6,724.97 (6,724.97)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (ユーロ)	282,708.44 (282,708.44)	189,326.36 (189,326.36)	2,152,980.08 (2,152,980.08)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	122,929.13 (122,929.13)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	46,327.52 (46,327.52)	234,336.04 (234,336.04)	525,388.94 (525,388.94)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	6,724.97 (6,724.97)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (ユーロ)	113,413.20 (113,413.20)	369,035.55 (369,035.55)	1,897,357.73 (1,897,357.73)
	クラスA (円)	18,934.36 (18,934.36)	162,287.93 (162,287.93)	382,035.37 (382,035.37)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (ユーロ)	40,803.26 (40,803.26)	169,054.13 (169,054.13)	1,769,106.86 (1,769,106.86)
	クラスA (円)	3,942.64 (3,942.64)	85,262.34 (85,262.34)	300,715.67 (300,715.67)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (ユーロ)	129,606.56 (129,606.56)	243,838.37 (243,838.37)	1,654,875.05 (1,654,875.05)
	クラスA (円)	36,878.54 (36,878.54)	47,653.48 (47,653.48)	289,940.73 (289,940.73)

(注) 括弧内の数字は、ルクセンブルグにおける約定日（管理会社の注文受領日）に基づく本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。以下同じ。

<ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第 8 会計年度 (2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日)	クラス A (ユーロ)	351,547.73 (351,547.73)	295,198.49 (295,198.49)	1,069,651.22 (1,069,651.22)
	クラス B (ユーロ)	64,994.95 (64,994.95)	783,687.46 (783,687.46)	2,348,205.28 (2,348,205.28)
	クラス A (円)	49,868.71 (49,868.71)	89,032.04 (89,032.04)	331,650.34 (331,650.34)
	クラス B (円)	536.73 (536.73)	265,852.10 (265,852.10)	714,131.39 (714,131.39)
第 9 会計年度 (2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日)	クラス A (ユーロ)	482,740.03 (482,740.03)	341,249.65 (341,249.65)	1,211,141.60 (1,211,141.60)
	クラス B (ユーロ)	13,853.02 (13,853.02)	796,595.40 (796,595.40)	1,565,462.90 (1,565,462.90)
	クラス A (円)	170,370.35 (170,370.35)	53,788.48 (53,788.48)	448,232.21 (448,232.21)
	クラス B (円)	1,223.60 (1,223.60)	258,904.36 (258,904.36)	456,450.63 (456,450.63)
第10会計年度 (2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日)	クラス A (ユーロ)	685,929.10 (685,929.10)	187,698.30 (187,698.30)	1,709,372.40 (1,709,372.40)
	クラス B (ユーロ)	1,191.41 (1,191.41)	889,769.09 (889,769.09)	676,885.22 (676,885.22)
	クラス A (円)	289,534.32 (289,534.32)	73,347.66 (73,347.66)	664,418.87 (664,418.87)
	クラス B (円)	490.43 (490.43)	335,878.19 (335,878.19)	121,062.87 (121,062.87)
第11会計年度 (2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日)	クラス A (ユーロ)	430,529.87 (430,529.87)	449,350.32 (449,350.32)	1,690,551.95 (1,690,551.95)
	クラス B (ユーロ)	516.88 (516.88)	537,293.18 (537,293.18)	140,108.92 (140,108.92)
	クラス A (円)	94,868.57 (94,868.57)	187,909.81 (187,909.81)	571,377.63 (571,377.63)
	クラス B (円)	0.00 (0.00)	108,887.02 (108,887.02)	12,175.85 (12,175.85)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 (2013年10月1日 - 2014年9月30日)	クラスA (ユーロ)	292,817.09 (292,817.09)	462,953.88 (462,953.88)	1,520,415.16 (1,520,415.16)
	クラスB (ユーロ)	727.16 (727.16)	104,161.88 (104,161.88)	36,674.20 (36,674.20)
	クラスA (円)	64,245.31 (64,245.31)	130,893.43 (130,893.43)	504,729.51 (504,729.51)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	11,181.36 (11,181.36)	994.49 (994.49)
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (ユーロ)	62,328.88 (62,328.88)	317,472.54 (317,472.54)	1,265,271.50 (1,265,271.50)
	クラスB (ユーロ)	167.19 (167.19)	18,767.36 (18,767.36)	18,074.03 (18,074.03)
	クラスA (円)	155,368.42 (155,368.42)	130,353.36 (130,353.36)	529,744.57 (529,744.57)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	992.50 (992.50)	1.99 (1.99)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (ユーロ)	50,188.30 (50,188.30)	149,406.51 (149,406.51)	1,166,053.29 (1,166,053.29)
	クラスB (ユーロ)	1,288.17 (1,288.17)	19,362.20 (19,362.20)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	17,687.98 (17,687.98)	105,043.16 (105,043.16)	442,389.39 (442,389.39)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	1.99 (1.99)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (ユーロ)	40,920.91 (40,920.91)	176,462.56 (176,462.56)	1,030,511.64 (1,030,511.64)
	クラスA (円)	2,427.64 (2,427.64)	88,040.98 (88,040.98)	356,776.05 (356,776.05)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (ユーロ)	333,135.44 (333,135.44)	82,718.31 (82,718.31)	1,280,928.77 (1,280,928.77)
	クラスA (円)	20,868.43 (20,868.43)	54,946.70 (54,946.70)	322,697.78 (322,697.78)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (ユーロ)	30,830.33 (30,830.33)	197,750.88 (197,750.88)	1,114,008.22 (1,114,008.22)
	クラスA (円)	1,071.43 (1,071.43)	44,032.53 (44,032.53)	279,736.68 (279,736.68)

<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第 8 会計年度 (2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日)	クラス A (ユーロ)	1,216,696.09 (1,216,696.09)	863,848.78 (863,848.78)	1,620,351.50 (1,620,351.50)
	クラス B (ユーロ)	72,409.97 (72,409.97)	312,669.67 (312,669.67)	1,326,398.21 (1,326,398.21)
	クラス A (円)	51,964.66 (51,964.66)	107,375.12 (107,375.12)	349,587.78 (349,587.78)
	クラス B (円)	141.67 (141.67)	94,688.87 (94,688.87)	351,510.75 (351,510.75)
第 9 会計年度 (2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日)	クラス A (ユーロ)	346,716.76 (346,716.76)	498,182.19 (498,182.19)	1,468,886.07 (1,468,886.07)
	クラス B (ユーロ)	25,516.75 (25,516.75)	336,174.81 (336,174.81)	1,015,740.15 (1,015,740.15)
	クラス A (円)	69,284.74 (69,284.74)	62,169.66 (62,169.66)	356,702.86 (356,702.86)
	クラス B (円)	0.00 (0.00)	103,992.86 (103,992.86)	247,517.89 (247,517.89)
第10会計年度 (2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日)	クラス A (ユーロ)	443,629.87 (443,629.87)	232,950.50 (232,950.50)	1,679,565.44 (1,679,565.44)
	クラス B (ユーロ)	0.00 (0.00)	548,420.46 (548,420.46)	467,319.69 (467,319.69)
	クラス A (円)	157,783.17 (157,783.17)	40,447.17 (40,447.17)	474,038.86 (474,038.86)
	クラス B (円)	0.00 (0.00)	179,122.69 (179,122.69)	68,395.20 (68,395.20)
第11会計年度 (2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日)	クラス A (ユーロ)	329,882.51 (329,882.51)	402,743.44 (402,743.44)	1,606,704.51 (1,606,704.51)
	クラス B (ユーロ)	6,583.82 (6,583.82)	367,766.85 (367,766.85)	106,136.66 (106,136.66)
	クラス A (円)	65,576.37 (65,576.37)	123,341.47 (123,341.47)	416,273.76 (416,273.76)
	クラス B (円)	310.78 (310.78)	67,221.19 (67,221.19)	1,484.79 (1,484.79)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 (2013年10月1日 - 2014年9月30日)	クラスA (ユーロ)	534,600.33 (534,600.33)	524,383.36 (524,383.36)	1,616,921.48 (1,616,921.48)
	クラスB (ユーロ)	2,164.84 (2,164.84)	63,933.27 (63,933.27)	44,368.23 (44,368.23)
	クラスA (円)	261,454.53 (261,454.53)	156,251.19 (156,251.19)	521,477.10 (521,477.10)
	クラスB (円)	753.09 (753.09)	1,481.04 (1,481.04)	756.84 (756.84)
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (ユーロ)	213,553.74 (213,553.74)	446,714.74 (446,714.74)	1,383,760.48 (1,383,760.48)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	27,606.95 (27,606.95)	16,761.28 (16,761.28)
	クラスA (円)	1,413,489.23 (1,413,489.23)	376,356.78 (376,356.78)	1,558,609.55 (1,558,609.55)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	756.84 (756.84)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (ユーロ)	94,895.22 (94,895.22)	208,221.93 (208,221.93)	1,270,433.77 (1,270,433.77)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	16,761.28 (16,761.28)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	116,148.16 (116,148.16)	551,979.29 (551,979.29)	1,122,778.42 (1,122,778.42)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	756.84 (756.84)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (ユーロ)	24,515.14 (24,515.14)	288,920.78 (288,920.78)	1,006,028.13 (1,006,028.13)
	クラスA (円)	14,630.82 (14,630.82)	618,625.64 (618,625.64)	518,783.60 (518,783.60)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (ユーロ)	190,820.38 (190,820.38)	121,208.85 (121,208.85)	1,075,639.66 (1,075,639.66)
	クラスA (円)	15,669.59 (15,669.59)	149,287.97 (149,287.97)	385,165.22 (385,165.22)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (ユーロ)	32,169.36 (32,169.36)	133,082.27 (133,082.27)	974,726.75 (974,726.75)
	クラスA (円)	285.53 (285.53)	67,902.17 (67,902.17)	317,548.58 (317,548.58)

<ユーロ・シリーズ ユーロピアン・オポチュニティ>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	683,224.24 (683,224.24)	138,365.71 (138,365.71)	544,858.53 (544,858.53)
	クラスA (ユーロ)	135,591.17 (135,591.17)	17,123.08 (17,123.08)	118,468.09 (118,468.09)
	クラスA (円)	237,753.46 (237,753.46)	30,793.09 (30,793.09)	206,960.37 (206,960.37)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	171,491.69 (171,491.69)	425,818.12 (425,818.12)	290,532.10 (290,532.10)
	クラスA (ユーロ)	31,631.05 (31,631.05)	36,026.58 (36,026.58)	114,072.56 (114,072.56)
	クラスA (円)	35,153.30 (35,153.30)	167,292.41 (167,292.41)	74,821.26 (74,821.26)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	447,242.88 (447,242.88)	161,314.67 (161,314.67)	576,460.31 (576,460.31)
	クラスA (ユーロ)	272,494.39 (272,494.39)	11,899.62 (11,899.62)	374,667.33 (374,667.33)
	クラスA (円)	11,690.56 (11,690.56)	16,589.39 (16,589.39)	69,922.43 (69,922.43)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	3,386.53 (3,386.53)	199,610.77 (199,610.77)	380,236.07 (380,236.07)
	クラスA (ユーロ)	17,515.10 (17,515.10)	136,817.76 (136,817.76)	255,364.67 (255,364.67)
	クラスA (円)	10,357.50 (10,357.50)	35,646.59 (35,646.59)	44,633.34 (44,633.34)

<ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第 8 会計年度 (2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	1,738,803.34 (1,738,803.34)	478,759.27 (478,759.27)	2,579,261.62 (2,579,261.62)
	クラス B (米ドル)	186,338.62 (186,338.62)	2,890,154.55 (2,890,154.55)	3,938,592.41 (3,938,592.41)
	クラス A (円)	432,496.38 (432,496.38)	127,509.26 (127,509.26)	566,419.55 (566,419.55)
	クラス B (円)	20,081.65 (20,081.65)	734,168.09 (734,168.09)	722,029.79 (722,029.79)
	クラス A 毎月分配 型 (米ドル)	3,043,176.28 (3,043,176.28)	1,071,511.98 (1,071,511.98)	4,978,084.47 (4,978,084.47)
	クラス A 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	26,661.98 (26,661.98)	386,868.10 (386,868.10)	1,537,846.60 (1,537,846.60)
第 9 会計年度 (2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	3,180,458.80 (3,180,458.80)	1,175,494.10 (1,175,494.10)	4,584,226.32 (4,584,226.32)
	クラス B (米ドル)	17,378.66 (17,378.66)	2,971,382.08 (2,971,382.08)	984,588.99 (984,588.99)
	クラス A (円)	643,336.35 (643,336.35)	297,492.40 (297,492.40)	912,263.50 (912,263.50)
	クラス B (円)	9,695.35 (9,695.35)	615,094.28 (615,094.28)	116,630.86 (116,630.86)
	クラス A 毎月分配 型 (米ドル)	990,298.05 (990,298.05)	1,679,309.45 (1,679,309.45)	4,289,073.07 (4,289,073.07)
	クラス A 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	32,245.99 (32,245.99)	268,317.46 (268,317.46)	1,301,775.13 (1,301,775.13)
第10会計年度 (2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	325,713.74 (325,713.74)	383,521.62 (383,521.62)	4,526,418.44 (4,526,418.44)
	クラス B (米ドル)	5,118.11 (5,118.11)	352,508.11 (352,508.11)	637,198.99 (637,198.99)
	クラス A (円)	89,888.78 (89,888.78)	81,396.10 (81,396.10)	920,756.18 (920,756.18)
	クラス B (円)	9,206.33 (9,206.33)	77,146.18 (77,146.18)	48,691.01 (48,691.01)
	クラス A 毎月分配 型 (米ドル)	153,345.69 (153,345.69)	310,515.28 (310,515.28)	4,131,903.48 (4,131,903.48)
	クラス A 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	14,011.34 (14,011.34)	110,985.66 (110,985.66)	1,204,800.81 (1,204,800.81)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第11会計年度 (2012年10月1日 - 2013年9月30日)	クラスA (米ドル)	497,583.06 (497,583.06)	1,065,529.40 (1,065,529.40)	3,958,472.10 (3,958,472.10)
	クラスB (米ドル)	4,977.22 (4,977.22)	294,317.36 (294,317.36)	347,858.85 (347,858.85)
	クラスA (円)	99,130.06 (99,130.06)	172,052.22 (172,052.22)	847,834.02 (847,834.02)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	30,382.03 (30,382.03)	18,308.98 (18,308.98)
	クラスA 毎月分配 型 (米ドル)	184,850.53 (184,850.53)	683,315.26 (683,315.26)	3,633,438.75 (3,633,438.75)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	334,717.39 (334,717.39)	180,404.60 (180,404.60)	1,359,113.60 (1,359,113.60)
第12会計年度 (2013年10月1日 - 2014年9月30日)	クラスA (米ドル)	173,954.87 (173,954.87)	1,079,625.26 (1,079,625.26)	3,052,801.71 (3,052,801.71)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	228,438.36 (228,438.36)	119,420.49 (119,420.49)
	クラスA (円)	16,752.58 (16,752.58)	195,562.16 (195,562.16)	669,024.44 (669,024.44)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	5,275.10 (5,275.10)	13,033.88 (13,033.88)
	クラスA 毎月分配 型 (米ドル)	149,739.79 (149,739.79)	1,108,906.19 (1,108,906.19)	2,674,272.35 (2,674,272.35)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	151,738.22 (151,738.22)	346,651.00 (346,651.00)	1,164,200.82 (1,164,200.82)
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	129,045.34 (129,045.34)	944,150.40 (944,150.40)	2,237,696.65 (2,237,696.65)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	66,009.06 (66,009.06)	53,411.43 (53,411.43)
	クラスA (円)	2,890.05 (2,890.05)	114,939.79 (114,939.79)	556,974.70 (556,974.70)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	7,113.76 (7,113.76)	5,920.12 (5,920.12)
	クラスA 毎月分配 型 (米ドル)	60,570.38 (60,570.38)	619,271.08 (619,271.08)	2,115,571.65 (2,115,571.65)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	11,082.79 (11,082.79)	272,233.73 (272,233.73)	903,049.88 (903,049.88)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	44,441.64 (44,441.64)	331,657.90 (331,657.90)	1,950,480.39 (1,950,480.39)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	53,411.43 (53,411.43)	0.00 (0.00)
	クラスA(円)	5,579.73 (5,579.73)	99,864.13 (99,864.13)	462,690.30 (462,690.30)
	クラスB(円)	0.00 (0.00)	5,920.12 (5,920.12)	0.00 (0.00)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	3,580.86 (3,580.86)	319,834.16 (319,834.16)	1,799,318.35 (1,799,318.35)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	12,094.47 (12,094.47)	177,234.95 (177,234.95)	737,909.40 (737,909.40)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	2,774.27 (2,774.27)	326,224.32 (326,224.32)	1,627,030.34 (1,627,030.34)
	クラスA(円)	0.00 (0.00)	58,079.48 (58,079.48)	404,610.82 (404,610.82)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	25,951.80 (25,951.80)	424,643.30 (424,643.30)	1,400,626.85 (1,400,626.85)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	1,601.05 (1,601.05)	136,620.19 (136,620.19)	602,890.26 (602,890.26)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	28,499.20 (28,499.20)	205,475.32 (205,475.32)	1,450,054.22 (1,450,054.22)
	クラスA(円)	1,160.54 (1,160.54)	44,722.83 (44,722.83)	361,048.53 (361,048.53)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	6,798.86 (6,798.86)	145,059.39 (145,059.39)	1,262,366.32 (1,262,366.32)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	12,247.57 (12,247.57)	93,738.63 (93,738.63)	521,399.20 (521,399.20)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	9,492.78 (9,492.78)	142,818.67 (142,818.67)	1,316,728.33 (1,316,728.33)
	クラスA(円)	0.00 (0.00)	36,463.42 (36,463.42)	324,585.11 (324,585.11)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	10,022.08 (10,022.08)	76,529.99 (76,529.99)	1,195,858.41 (1,195,858.41)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	17,112.23 (17,112.23)	57,408.64 (57,408.64)	481,102.79 (481,102.79)

<ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第 8 会計年度 (2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	934,571.04 (934,571.04)	561,820.31 (561,820.31)	1,041,836.45 (1,041,836.45)
	クラス B (米ドル)	156,567.74 (156,567.74)	584,298.05 (584,298.05)	920,803.49 (920,803.49)
	クラス A (円)	108,044.03 (108,044.03)	53,789.82 (53,789.82)	138,244.81 (138,244.81)
	クラス B (円)	13,929.72 (13,929.72)	119,954.24 (119,954.24)	130,845.12 (130,845.12)
第 9 会計年度 (2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	445,649.93 (445,649.93)	331,757.53 (331,757.53)	1,155,728.85 (1,155,728.85)
	クラス B (米ドル)	10,115.25 (10,115.25)	471,751.82 (471,751.82)	459,166.92 (459,166.92)
	クラス A (円)	77,858.59 (77,858.59)	40,718.91 (40,718.91)	175,384.49 (175,384.49)
	クラス B (円)	675.36 (675.36)	81,788.18 (81,788.18)	49,732.30 (49,732.30)
第10会計年度 (2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	99,319.00 (99,319.00)	167,184.86 (167,184.86)	1,087,862.99 (1,087,862.99)
	クラス B (米ドル)	2,034.86 (2,034.86)	134,437.45 (134,437.45)	326,764.33 (326,764.33)
	クラス A (円)	62,376.77 (62,376.77)	15,405.19 (15,405.19)	222,356.07 (222,356.07)
	クラス B (円)	0.00 (0.00)	27,822.43 (27,822.43)	21,909.87 (21,909.87)
第11会計年度 (2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	88,499.10 (88,499.10)	272,870.17 (272,870.17)	903,491.92 (903,491.92)
	クラス B (米ドル)	1,447.87 (1,447.87)	124,439.92 (124,439.92)	203,772.28 (203,772.28)
	クラス A (円)	16,849.76 (16,849.76)	80,905.04 (80,905.04)	158,300.79 (158,300.79)
	クラス B (円)	0.00 (0.00)	10,351.77 (10,351.77)	11,558.10 (11,558.10)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 (2013年10月1日 - 2014年9月30日)	クラスA (米ドル)	74,691.07 (74,691.07)	212,653.85 (212,653.85)	765,529.14 (765,529.14)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	118,767.96 (118,767.96)	85,004.32 (85,004.32)
	クラスA (円)	8,000.11 (8,000.11)	30,502.06 (30,502.06)	135,798.84 (135,798.84)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	6,201.53 (6,201.53)	5,356.57 (5,356.57)
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	11,401.24 (11,401.24)	175,071.81 (175,071.81)	601,858.57 (601,858.57)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	29,734.58 (29,734.58)	55,269.74 (55,269.74)
	クラスA (円)	639.09 (639.09)	26,981.22 (26,981.22)	109,456.71 (109,456.71)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	867.83 (867.83)	4,488.74 (4,488.74)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	112,454.63 (112,454.63)	142,349.13 (142,349.13)	571,964.07 (571,964.07)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	55,269.74 (55,269.74)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	7,923.97 (7,923.97)	26,806.07 (26,806.07)	90,574.61 (90,574.61)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	4,488.74 (4,488.74)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	44,204.86 (44,204.86)	109,155.60 (109,155.60)	507,013.33 (507,013.33)
	クラスA (円)	2,516.91 (2,516.91)	9,360.73 (9,360.73)	83,730.79 (83,730.79)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	21,545.18 (21,545.18)	95,308.62 (95,308.62)	433,249.89 (433,249.89)
	クラスA (円)	0.00 (0.00)	9,656.37 (9,656.37)	74,074.42 (74,074.42)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	25,535.63 (25,535.63)	57,496.31 (57,496.31)	401,289.21 (401,289.21)
	クラスA (円)	2,276.87 (2,276.87)	4,159.87 (4,159.87)	72,191.42 (72,191.42)

<ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第 8 会計年度 (2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	2,659,844.22 (2,659,844.22)	2,773,077.51 (2,773,077.51)	1,813,442.62 (1,813,442.62)
	クラス B (米ドル)	81,000.83 (81,000.83)	739,620.09 (739,620.09)	886,674.38 (886,674.38)
	クラス A (円)	645,631.00 (645,631.00)	747,862.55 (747,862.55)	623,325.00 (623,325.00)
	クラス B (円)	17,538.07 (17,538.07)	276,035.37 (276,035.37)	295,006.87 (295,006.87)
第 9 会計年度 (2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	1,007,242.45 (1,007,242.45)	1,003,441.52 (1,003,441.52)	1,817,243.55 (1,817,243.55)
	クラス B (米ドル)	841.96 (841.96)	438,333.30 (438,333.30)	449,183.04 (449,183.04)
	クラス A (円)	168,293.25 (168,293.25)	270,755.62 (270,755.62)	520,862.63 (520,862.63)
	クラス B (円)	145.30 (145.30)	120,170.57 (120,170.57)	174,981.60 (174,981.60)
第10会計年度 (2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	328,982.04 (328,982.04)	367,127.91 (367,127.91)	1,779,097.68 (1,779,097.68)
	クラス B (米ドル)	2,922.13 (2,922.13)	196,000.62 (196,000.62)	256,104.55 (256,104.55)
	クラス A (円)	67,433.70 (67,433.70)	70,229.22 (70,229.22)	518,067.11 (518,067.11)
	クラス B (円)	0.00 (0.00)	79,337.47 (79,337.47)	95,644.13 (95,644.13)
第11会計年度 (2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	119,163.26 (119,163.26)	594,672.10 (594,672.10)	1,303,588.84 (1,303,588.84)
	クラス B (米ドル)	2,651.44 (2,651.44)	135,978.32 (135,978.32)	122,777.67 (122,777.67)
	クラス A (円)	46,905.33 (46,905.33)	173,245.39 (173,245.39)	391,727.05 (391,727.05)
	クラス B (円)	0.00 (0.00)	67,779.92 (67,779.92)	27,864.21 (27,864.21)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 (2013年10月1日 - 2014年9月30日)	クラスA (米ドル)	156,819.04 (156,819.04)	578,731.56 (578,731.56)	881,676.32 (881,676.32)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	75,096.61 (75,096.61)	47,681.06 (47,681.06)
	クラスA (円)	12,802.12 (12,802.12)	102,301.72 (102,301.72)	302,227.45 (302,227.45)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	20,013.03 (20,013.03)	7,851.18 (7,851.18)
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	97,417.53 (97,417.53)	279,041.39 (279,041.39)	700,052.46 (700,052.46)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	34,766.89 (34,766.89)	12,914.17 (12,914.17)
	クラスA (円)	12,436.80 (12,436.80)	104,663.38 (104,663.38)	210,000.87 (210,000.87)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	6,784.38 (6,784.38)	1,066.80 (1,066.80)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	13,195.42 (13,195.42)	87,895.23 (87,895.23)	625,352.65 (625,352.65)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	12,914.17 (12,914.17)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	8,019.83 (8,019.83)	25,491.35 (25,491.35)	192,529.35 (192,529.35)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	1,066.80 (1,066.80)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	23,350.20 (23,350.20)	101,097.08 (101,097.08)	547,605.77 (547,605.77)
	クラスA (円)	2,232.23 (2,232.23)	40,266.09 (40,266.09)	154,495.49 (154,495.49)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	94,419.04 (94,419.04)	53,504.35 (53,504.35)	588,520.46 (588,520.46)
	クラスA (円)	27,343.02 (27,343.02)	11,593.41 (11,593.41)	170,245.10 (170,245.10)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	59,656.30 (59,656.30)	98,640.24 (98,640.24)	549,536.52 (549,536.52)
	クラスA (円)	932.94 (932.94)	30,017.62 (30,017.62)	141,160.42 (141,160.42)

<ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第 8 会計年度 (2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	6,636,869.91 (6,636,869.91)	4,691,308.58 (4,691,308.58)	5,209,513.89 (5,209,513.89)
	クラス B (米ドル)	418,916.61 (418,916.61)	505,110.59 (505,110.59)	2,564,183.84 (2,564,183.84)
	クラス A (円)	582,977.02 (582,977.02)	791,199.10 (791,199.10)	1,160,955.49 (1,160,955.49)
	クラス B (円)	43,166.64 (43,166.64)	255,520.21 (255,520.21)	1,235,656.45 (1,235,656.45)
第 9 会計年度 (2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	3,328,001.43 (3,328,001.43)	3,262,002.38 (3,262,002.38)	5,275,512.94 (5,275,512.94)
	クラス B (米ドル)	15,428.30 (15,428.30)	432,004.67 (432,004.67)	2,147,607.47 (2,147,607.47)
	クラス A (円)	195,279.04 (195,279.04)	435,464.38 (435,464.38)	920,770.15 (920,770.15)
	クラス B (円)	1,838.94 (1,838.94)	239,650.92 (239,650.92)	997,844.47 (997,844.47)
第10会計年度 (2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	424,868.89 (424,868.89)	382,631.25 (382,631.25)	5,317,750.58 (5,317,750.58)
	クラス B (米ドル)	0.00 (0.00)	452,052.45 (452,052.45)	1,695,555.02 (1,695,555.02)
	クラス A (円)	200,312.48 (200,312.48)	79,833.78 (79,833.78)	1,041,248.85 (1,041,248.85)
	クラス B (円)	0.00 (0.00)	279,767.89 (279,767.89)	718,076.58 (718,076.58)
第11会計年度 (2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	824,694.10 (824,694.10)	2,374,049.30 (2,374,049.30)	3,768,395.38 (3,768,395.38)
	クラス B (米ドル)	205.28 (205.28)	873,082.54 (873,082.54)	822,677.76 (822,677.76)
	クラス A (円)	468,622.96 (468,622.96)	275,044.62 (275,044.62)	1,234,827.19 (1,234,827.19)
	クラス B (円)	0.00 (0.00)	562,475.65 (562,475.65)	155,600.93 (155,600.93)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 (2013年10月1日 - 2014年9月30日)	クラスA (米ドル)	459,080.70 (459,080.70)	1,529,232.88 (1,529,232.88)	2,698,243.20 (2,698,243.20)
	クラスB (米ドル)	2,657.08 (2,657.08)	513,828.12 (513,828.12)	311,506.72 (311,506.72)
	クラスA (円)	119,723.77 (119,723.77)	309,603.81 (309,603.81)	1,044,947.15 (1,044,947.15)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	130,542.39 (130,542.39)	25,058.54 (25,058.54)
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	325,659.83 (325,659.83)	851,611.81 (851,611.81)	2,172,291.22 (2,172,291.22)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	158,222.28 (158,222.28)	153,284.44 (153,284.44)
	クラスA (円)	21,672.52 (21,672.52)	220,343.47 (220,343.47)	846,276.20 (846,276.20)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	18,451.74 (18,451.74)	6,606.80 (6,606.80)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	147,851.97 (147,851.97)	351,694.21 (351,694.21)	1,968,448.98 (1,968,448.98)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	153,284.44 (153,284.44)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	9,112.64 (9,112.64)	74,312.73 (74,312.73)	781,076.11 (781,076.11)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	6,606.80 (6,606.80)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	38,818.81 (38,818.81)	492,806.46 (492,806.46)	1,514,461.33 (1,514,461.33)
	クラスA (円)	5,927.86 (5,927.86)	153,579.05 (153,579.05)	633,424.92 (633,424.92)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	193,644.69 (193,644.69)	345,856.37 (345,856.37)	1,362,249.65 (1,362,249.65)
	クラスA (円)	44,585.15 (44,585.15)	129,255.97 (129,255.97)	548,754.10 (548,754.10)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	39,664.08 (39,664.08)	193,774.19 (193,774.19)	1,208,139.54 (1,208,139.54)
	クラスA (円)	5,439.89 (5,439.89)	47,614.94 (47,614.94)	506,579.05 (506,579.05)

< グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド >

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第 8 会計年度 (2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	6,136,779.18 (6,136,779.18)	3,695,739.05 (3,695,739.05)	4,535,869.02 (4,535,869.02)
	クラス A (円)	763,379.09 (763,379.09)	482,546.09 (482,546.09)	485,167.36 (485,167.36)
	クラス A (豪ドル)	13,544,191.39 (13,544,191.39)	8,957,371.41 (8,957,371.41)	7,611,855.46 (7,611,855.46)
	クラス A (ユーロ)	2,920,620.41 (2,920,620.41)	1,253,209.30 (1,253,209.30)	2,213,273.93 (2,213,273.93)
	クラス A 毎月分配 型 (米ドル)	1,230,936.98 (1,230,936.98)	50,556.66 (50,556.66)	1,180,380.32 (1,180,380.32)
	クラス A 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	84,712.26 (84,712.26)	3.01 (3.01)	84,709.25 (84,709.25)
	クラス A 毎月分配 型 (ユーロ)	266,279.55 (266,279.55)	5,410.23 (5,410.23)	260,869.32 (260,869.32)
	クラス A 毎月分配 型 (豪ドル)	2,158,144.40 (2,158,144.40)	383,001.62 (383,001.62)	1,775,142.78 (1,775,142.78)
第 9 会計年度 (2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	9,038,115.48 (9,038,115.48)	4,203,102.81 (4,203,102.81)	9,370,881.69 (9,370,881.69)
	クラス A (円)	524,331.96 (524,331.96)	490,555.74 (490,555.74)	518,943.58 (518,943.58)
	クラス A (豪ドル)	4,985,092.22 (4,985,092.22)	6,282,533.24 (6,282,533.24)	6,314,414.44 (6,314,414.44)
	クラス A (ユーロ)	1,287,277.37 (1,287,277.37)	1,540,078.05 (1,540,078.05)	1,960,473.25 (1,960,473.25)
	クラス A 毎月分配 型 (米ドル)	3,431,442.42 (3,431,442.42)	637,970.59 (637,970.59)	3,973,852.15 (3,973,852.15)
	クラス A 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	379,004.62 (379,004.62)	36,934.07 (36,934.07)	426,779.80 (426,779.80)
	クラス A 毎月分配 型 (ユーロ)	324,065.87 (324,065.87)	132,879.68 (132,879.68)	452,055.51 (452,055.51)
	クラス A 毎月分配 型 (豪ドル)	2,623,096.01 (2,623,096.01)	1,415,818.38 (1,415,818.38)	2,982,420.41 (2,982,420.41)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 (2011年10月1日 - 2012年9月30日)	クラスA (米ドル)	170,892.21 (170,892.21)	1,394,579.83 (1,394,579.83)	8,147,194.07 (8,147,194.07)
	クラスA(円)	12,090.63 (12,090.63)	95,454.00 (95,454.00)	435,580.21 (435,580.21)
	クラスA (豪ドル)	151,010.42 (151,010.42)	964,734.27 (964,734.27)	5,500,690.59 (5,500,690.59)
	クラスA (ユーロ)	36,164.67 (36,164.67)	264,398.23 (264,398.23)	1,732,239.69 (1,732,239.69)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	540,454.71 (540,454.71)	318,592.89 (318,592.89)	4,195,713.97 (4,195,713.97)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	65,881.36 (65,881.36)	55,590.68 (55,590.68)	437,070.48 (437,070.48)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	202,323.45 (202,323.45)	55,609.68 (55,609.68)	598,769.28 (598,769.28)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	570,027.15 (570,027.15)	298,403.79 (298,403.79)	3,254,043.77 (3,254,043.77)
第11会計年度 (2012年10月1日 - 2013年9月30日)	クラスA (米ドル)	1,815,739.50 (1,815,739.50)	4,236,767.90 (4,236,767.90)	5,726,165.67 (5,726,165.67)
	クラスA(円)	201,523.88 (201,523.88)	114,600.03 (114,600.03)	522,504.06 (522,504.06)
	クラスA (豪ドル)	1,989,209.20 (1,989,209.20)	2,882,298.90 (2,882,298.90)	4,607,600.89 (4,607,600.89)
	クラスA (ユーロ)	185,684.93 (185,684.93)	741,254.68 (741,254.68)	1,176,669.94 (1,176,669.94)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	1,405,656.10 (1,405,656.10)	974,120.04 (974,120.04)	4,627,250.03 (4,627,250.03)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	355,349.87 (355,349.87)	287,752.53 (287,752.53)	504,667.82 (504,667.82)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	145,352.26 (145,352.26)	352,985.34 (352,985.34)	391,136.20 (391,136.20)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	973,737.19 (973,737.19)	1,202,824.60 (1,202,824.60)	3,024,956.36 (3,024,956.36)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 (2013年10月1日 - 2014年9月30日)	クラスA (米ドル)	1,963,443.35 (1,963,443.35)	2,679,662.47 (2,679,662.47)	5,009,946.55 (5,009,946.55)
	クラスA(円)	280,968.23 (280,968.23)	230,346.92 (230,346.92)	573,125.37 (573,125.37)
	クラスA (豪ドル)	1,537,176.60 (1,537,176.60)	2,253,238.44 (2,253,238.44)	3,891,539.05 (3,891,539.05)
	クラスA (ユーロ)	247,892.75 (247,892.75)	534,122.11 (534,122.11)	890,440.58 (890,440.58)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	1,774,290.28 (1,774,290.28)	1,492,244.36 (1,492,244.36)	4,909,295.95 (4,909,295.95)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	686,820.11 (686,820.11)	221,834.53 (221,834.53)	969,653.40 (969,653.40)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	172,636.79 (172,636.79)	107,123.35 (107,123.35)	456,649.64 (456,649.64)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	1,158,230.33 (1,158,230.33)	899,108.91 (899,108.91)	3,284,077.78 (3,284,077.78)
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	746,787.51 (746,787.51)	2,221,199.55 (2,221,199.55)	3,535,534.51 (3,535,534.51)
	クラスA(円)	66,364.51 (66,364.51)	174,523.01 (174,523.01)	464,966.87 (464,966.87)
	クラスA (豪ドル)	636,180.56 (636,180.56)	1,648,282.30 (1,648,282.30)	2,879,437.31 (2,879,437.31)
	クラスA (ユーロ)	23,044.12 (23,044.12)	304,504.20 (304,504.20)	608,980.50 (608,980.50)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	867,670.91 (867,670.91)	1,468,453.62 (1,468,453.62)	4,308,513.24 (4,308,513.24)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	155,926.70 (155,926.70)	421,889.53 (421,889.53)	703,690.57 (703,690.57)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	34,277.24 (34,277.24)	111,013.69 (111,013.69)	379,913.19 (379,913.19)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	447,889.91 (447,889.91)	1,154,966.33 (1,154,966.33)	2,577,001.36 (2,577,001.36)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	184,251.52 (184,251.52)	1,026,953.62 (1,026,953.62)	2,692,832.41 (2,692,832.41)
	クラスA (円)	72,941.44 (72,941.44)	80,236.15 (80,236.15)	457,672.16 (457,672.16)
	クラスA (豪ドル)	834,930.39 (834,930.39)	682,466.46 (682,466.46)	3,031,901.24 (3,031,901.24)
	クラスA (ユーロ)	44,202.25 (44,202.25)	120,988.59 (120,988.59)	532,194.16 (532,194.16)
	クラスA 毎月分配 型 (米ドル)	1,299,778.85 (1,299,778.85)	1,022,907.11 (1,022,907.11)	4,585,384.98 (4,585,384.98)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	417,712.53 (417,712.53)	289,209.30 (289,209.30)	832,193.80 (832,193.80)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	74,935.94 (74,935.94)	77,830.96 (77,830.96)	377,018.17 (377,018.17)
	クラスA 毎月分配 型 (豪ドル)	394,062.39 (394,062.39)	203,164.38 (203,164.38)	2,767,899.37 (2,767,899.37)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	791,752.41 (791,752.41)	824,198.96 (824,198.96)	2,660,385.86 (2,660,385.86)
	クラスA (円)	467,089.41 (467,089.41)	213,863.31 (213,863.31)	710,898.26 (710,898.26)
	クラスA (豪ドル)	1,309,788.19 (1,309,788.19)	1,212,222.82 (1,212,222.82)	3,129,466.61 (3,129,466.61)
	クラスA (ユーロ)	325,917.26 (325,917.26)	115,773.35 (115,773.35)	742,338.07 (742,338.07)
	クラスA 毎月分配 型 (米ドル)	2,234,421.04 (2,234,421.04)	1,115,569.50 (1,115,569.50)	5,704,236.52 (5,704,236.52)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	1,185,232.89 (1,185,232.89)	529,623.82 (529,623.82)	1,487,802.87 (1,487,802.87)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	513,941.41 (513,941.41)	487,439.33 (487,439.33)	403,520.25 (403,520.25)
	クラスA 毎月分配 型 (豪ドル)	519,351.00 (519,351.00)	561,807.31 (561,807.31)	2,725,443.06 (2,725,443.06)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	280,038.10 (280,038.10)	800,340.85 (800,340.85)	2,140,083.11 (2,140,083.11)
	クラスA (円)	67,014.27 (67,014.27)	211,515.70 (211,515.70)	566,396.83 (566,396.83)
	クラスA (豪ドル)	429,353.56 (429,353.56)	813,300.39 (813,300.39)	2,745,519.78 (2,745,519.78)
	クラスA (ユーロ)	97,832.88 (97,832.88)	129,696.50 (129,696.50)	710,474.45 (710,474.45)
	クラスA 毎月分配 型 (米ドル)	1,886,523.76 (1,886,523.76)	1,076,095.84 (1,076,095.84)	6,514,664.44 (6,514,664.44)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	161,138.62 (161,138.62)	656,383.16 (656,383.16)	992,558.33 (992,558.33)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	15,418.98 (15,418.98)	52,971.61 (52,971.61)	365,967.62 (365,967.62)
	クラスA 毎月分配 型 (豪ドル)	401,250.60 (401,250.60)	533,162.26 (533,162.26)	2,593,531.40 (2,593,531.40)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	184,279.71 (184,279.71)	401,815.77 (401,815.77)	1,922,547.05 (1,922,547.05)
	クラスA (円)	20,626.36 (20,626.36)	72,440.80 (72,440.80)	514,582.39 (514,582.39)
	クラスA (豪ドル)	884,400.30 (884,400.30)	662,568.12 (662,568.12)	2,967,351.96 (2,967,351.96)
	クラスA (ユーロ)	73,878.61 (73,878.61)	71,784.95 (71,784.95)	712,568.11 (712,568.11)
	クラスA 毎月分配 型 (米ドル)	482,773.40 (482,773.40)	950,251.12 (950,251.12)	6,047,186.72 (6,047,186.72)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	193,610.00 (193,610.00)	121,307.09 (121,307.09)	1,064,861.24 (1,064,861.24)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	25,953.19 (25,953.19)	49,587.96 (49,587.96)	342,332.85 (342,332.85)
	クラスA 毎月分配 型 (豪ドル)	671,821.81 (671,821.81)	575,796.83 (575,796.83)	2,689,556.38 (2,689,556.38)

<グローバル・シリーズ イールド・エクイティ>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第 8 会計年度 (2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	581,231.16 (581,231.16)	693,844.97 (693,844.97)	742,126.52 (742,126.52)
	クラス B (米ドル)	33,873.09 (33,873.09)	195,766.99 (195,766.99)	780,075.20 (780,075.20)
	クラス A (円)	106,851.39 (106,851.39)	151,688.50 (151,688.50)	162,602.21 (162,602.21)
	クラス B (円)	5,148.18 (5,148.18)	51,505.17 (51,505.17)	317,371.23 (317,371.23)
	クラス A 毎月分配 型 (米ドル)	65,588.91 (65,588.91)	185,569.59 (185,569.59)	493,428.14 (493,428.14)
	クラス A 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	15,764.88 (15,764.88)	33,073.31 (33,073.31)	194,944.38 (194,944.38)
	クラス A (ユー ロ ヘッジなし)	20,214.90 (20,214.90)	2,350.42 (2,350.42)	17,864.48 (17,864.48)
	クラス A (豪ド ル ヘッジなし)	211,296.15 (211,296.15)	129,317.03 (129,317.03)	81,979.12 (81,979.12)
	クラス A 毎月分配 型 (ユーロ ヘッ ジなし)	12,875.23 (12,875.23)	301.00 (301.00)	12,574.23 (12,574.23)
	クラス A 毎月分配 型 (豪ドル ヘッ ジなし)	8,417.93 (8,417.93)	528.89 (528.89)	7,889.04 (7,889.04)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第9会計年度 (2010年10月1日 - 2011年9月30日)	クラスA (米ドル)	537,731.92 (537,731.92)	308,430.10 (308,430.10)	971,428.34 (971,428.34)
	クラスB (米ドル)	17,218.73 (17,218.73)	166,960.09 (166,960.09)	630,333.84 (630,333.84)
	クラスA(円)	77,956.47 (77,956.47)	37,342.90 (37,342.90)	203,215.78 (203,215.78)
	クラスB(円)	0.00 (0.00)	42,077.80 (42,077.80)	275,293.43 (275,293.43)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	18,804.14 (18,804.14)	69,176.86 (69,176.86)	443,055.42 (443,055.42)
	クラスA毎月分配 型(円ヘッジなし)	21,026.58 (21,026.58)	18,459.27 (18,459.27)	197,511.69 (197,511.69)
	クラスA(ユー ロヘッジなし)	24,440.32 (24,440.32)	14,844.69 (14,844.69)	27,460.11 (27,460.11)
	クラスA(豪ド ルヘッジなし)	234,738.54 (234,738.54)	75,938.05 (75,938.05)	240,779.61 (240,779.61)
	クラスA毎月分配 型(ユーロヘッ ジなし)	6,692.22 (6,692.22)	3,061.58 (3,061.58)	16,204.87 (16,204.87)
	クラスA毎月分配 型(豪ドルヘッ ジなし)	2,447.52 (2,447.52)	0.00 (0.00)	10,336.56 (10,336.56)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 (2011年10月1日 - 2012年9月30日)	クラスA (米ドル)	164,643.36 (164,643.36)	73,805.53 (73,805.53)	1,062,266.17 (1,062,266.17)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	190,887.22 (190,887.22)	439,446.62 (439,446.62)
	クラスA (円)	95,188.01 (95,188.01)	24,105.79 (24,105.79)	274,298.00 (274,298.00)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	117,930.21 (117,930.21)	157,363.22 (157,363.22)
	クラスA 毎月分配 型 (米ドル)	20,185.19 (20,185.19)	54,793.69 (54,793.69)	408,446.92 (408,446.92)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	35,992.90 (35,992.90)	23,841.24 (23,841.24)	209,663.35 (209,663.35)
	クラスA (ユー ロ ヘッジなし)	7,728.47 (7,728.47)	9,082.65 (9,082.65)	26,105.93 (26,105.93)
	クラスA (豪ド ル ヘッジなし)	11,460.19 (11,460.19)	82,310.63 (82,310.63)	169,929.17 (169,929.17)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ ヘッ ジなし)	15,323.30 (15,323.30)	20,138.58 (20,138.58)	11,389.59 (11,389.59)
	クラスA 毎月分配 型 (豪ドル ヘッ ジなし)	9,499.63 (9,499.63)	10,380.23 (10,380.23)	9,455.96 (9,455.96)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第11会計年度 (2012年10月1日 - 2013年9月30日)	クラスA (米ドル)	981,422.61 (981,422.61)	572,325.54 (572,325.54)	1,471,363.24 (1,471,363.24)
	クラスB (米ドル)	21,664.99 (21,664.99)	366,439.72 (366,439.72)	94,671.89 (94,671.89)
	クラスA (円)	183,948.44 (183,948.44)	64,735.94 (64,735.94)	393,510.50 (393,510.50)
	クラスB (円)	368.66 (368.66)	151,363.24 (151,363.24)	6,368.64 (6,368.64)
	クラスA 毎月分配 型 (米ドル)	88,035.28 (88,035.28)	82,682.77 (82,682.77)	413,799.43 (413,799.43)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	29,552.32 (29,552.32)	66,421.66 (66,421.66)	172,794.01 (172,794.01)
	クラスA (ユー ロ ヘッジなし)	72,622.94 (72,622.94)	3,141.35 (3,141.35)	95,587.52 (95,587.52)
	クラスA (豪ド ル ヘッジなし)	354,598.41 (354,598.41)	200,514.12 (200,514.12)	324,013.46 (324,013.46)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ ヘッ ジなし)	5,104.57 (5,104.57)	2,755.00 (2,755.00)	13,739.16 (13,739.16)
	クラスA 毎月分配 型 (豪ドル ヘッ ジなし)	24,955.29 (24,955.29)	18,814.94 (18,814.94)	15,596.31 (15,596.31)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 (2013年10月1日 - 2014年9月30日)	クラスA (米ドル)	2,522,468.35 (2,522,468.35)	1,223,405.98 (1,223,405.98)	2,770,425.61 (2,770,425.61)
	クラスB (米ドル)	21,247.29 (21,247.29)	65,994.38 (65,994.38)	49,924.80 (49,924.80)
	クラスA (円)	163,928.51 (163,928.51)	121,249.79 (121,249.79)	436,189.22 (436,189.22)
	クラスB (円)	1,725.10 (1,725.10)	1,951.39 (1,951.39)	6,142.35 (6,142.35)
	クラスA 毎月分配 型 (米ドル)	193,969.28 (193,969.28)	98,593.95 (98,593.95)	509,174.76 (509,174.76)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジなし)	143,601.97 (143,601.97)	35,084.01 (35,084.01)	281,311.97 (281,311.97)
	クラスA (ユー ロ ヘッジなし)	98,962.52 (98,962.52)	53,557.93 (53,557.93)	140,992.11 (140,992.11)
	クラスA (豪ド ル ヘッジなし)	853,002.13 (853,002.13)	547,266.51 (547,266.51)	629,749.08 (629,749.08)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ ヘッ ジなし)	16,815.08 (16,815.08)	10,576.51 (10,576.51)	19,977.73 (19,977.73)
	クラスA 毎月分配 型 (豪ドル ヘッ ジなし)	26,660.27 (26,660.27)	4,580.90 (4,580.90)	37,675.68 (37,675.68)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	1,442,303.67 (1,442,303.67)	1,277,051.72 (1,277,051.72)	2,935,677.56 (2,935,677.56)
	クラスB (米ドル)	7,083.38 (7,083.38)	31,221.07 (31,221.07)	25,787.11 (25,787.11)
	クラスA (円)	101,424.39 (101,424.39)	153,012.46 (153,012.46)	384,601.15 (384,601.15)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	3,566.74 (3,566.74)	2,575.61 (2,575.61)
	クラスA 毎月分配 型 (米ドル)	163,347.10 (163,347.10)	190,941.89 (190,941.89)	481,579.97 (481,579.97)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	180,358.43 (180,358.43)	96,860.86 (96,860.86)	364,809.54 (364,809.54)
	クラスA (ユー ロ ヘッジなし)	77,378.99 (77,378.99)	53,864.49 (53,864.49)	164,506.61 (164,506.61)
	クラスA (豪ド ル ヘッジなし)	709,742.37 (709,742.37)	527,297.98 (527,297.98)	812,193.47 (812,193.47)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ ヘッ ジなし)	26,174.34 (26,174.34)	6,579.32 (6,579.32)	39,572.75 (39,572.75)
	クラスA 毎月分配 型 (豪ドル ヘッ ジなし)	56,875.40 (56,875.40)	20,825.09 (20,825.09)	73,725.99 (73,725.99)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	195,407.05 (195,407.05)	884,654.10 (884,654.10)	2,246,430.51 (2,246,430.51)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	25,787.11 (25,787.11)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	103,755.86 (103,755.86)	156,059.12 (156,059.12)	332,297.89 (332,297.89)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	2,575.61 (2,575.61)	0.00 (0.00)
	クラスA 毎月分配 型 (米ドル)	59,043.34 (59,043.34)	76,668.74 (76,668.74)	463,954.57 (463,954.57)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	2,538.33 (2,538.33)	119,398.03 (119,398.03)	247,949.84 (247,949.84)
	クラスA (ユー ロ ヘッジなし)	34,465.09 (34,465.09)	24,012.15 (24,012.15)	174,959.55 (174,959.55)
	クラスA (豪ド ル ヘッジなし)	110,538.40 (110,538.40)	236,245.13 (236,245.13)	686,486.74 (686,486.74)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ ヘッ ジなし)	2,287.51 (2,287.51)	3,021.05 (3,021.05)	38,839.21 (38,839.21)
	クラスA 毎月分配 型 (豪ドル ヘッ ジなし)	10,160.70 (10,160.70)	13,185.08 (13,185.08)	70,701.61 (70,701.61)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	236,891.73 (236,891.73)	916,456.21 (916,456.21)	1,566,866.03 (1,566,866.03)
	クラスA(円)	24,826.19 (24,826.19)	125,694.95 (125,694.95)	231,429.13 (231,429.13)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	42,985.55 (42,985.55)	118,592.60 (118,592.60)	388,347.52 (388,347.52)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	18,688.94 (18,688.94)	43,073.83 (43,073.83)	223,564.95 (223,564.95)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	26,309.64 (26,309.64)	64,400.38 (64,400.38)	136,868.81 (136,868.81)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	229,898.48 (229,898.48)	393,294.58 (393,294.58)	523,090.64 (523,090.64)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	7,070.51 (7,070.51)	9,523.74 (9,523.74)	36,385.98 (36,385.98)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	8,113.69 (8,113.69)	15,426.77 (15,426.77)	63,388.53 (63,388.53)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	311,596.99 (311,596.99)	360,651.33 (360,651.33)	1,517,811.69 (1,517,811.69)
	クラスA(円)	72,222.33 (72,222.33)	31,143.38 (31,143.38)	272,508.08 (272,508.08)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	37,119.37 (37,119.37)	58,167.78 (58,167.78)	367,299.11 (367,299.11)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	9,058.99 (9,058.99)	14,964.36 (14,964.36)	217,659.58 (217,659.58)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	95,741.87 (95,741.87)	27,088.32 (27,088.32)	205,522.36 (205,522.36)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	637,797.46 (637,797.46)	233,847.15 (233,847.15)	927,040.95 (927,040.95)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	15,810.10 (15,810.10)	3,099.05 (3,099.05)	49,097.03 (49,097.03)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	33,536.45 (33,536.45)	49,493.25 (49,493.25)	47,431.73 (47,431.73)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	60,426.54 (60,426.54)	242,261.86 (242,261.86)	1,335,976.37 (1,335,976.37)
	クラスA(円)	4,571.56 (4,571.56)	71,156.16 (71,156.16)	205,923.48 (205,923.48)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	73,570.67 (73,570.67)	132,045.94 (132,045.94)	308,823.84 (308,823.84)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	38,714.45 (38,714.45)	16,578.36 (16,578.36)	239,795.67 (239,795.67)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	48,845.44 (48,845.44)	71,181.34 (71,181.34)	183,186.46 (183,186.46)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	584,169.62 (584,169.62)	412,802.75 (412,802.75)	1,098,407.82 (1,098,407.82)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	1,056.08 (1,056.08)	14,294.09 (14,294.09)	35,859.02 (35,859.02)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	11,901.03 (11,901.03)	7,820.40 (7,820.40)	51,512.36 (51,512.36)

<グローバル・シリーズ コモディティ>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第 8 会計年度 (2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	1,772,469.94 (1,772,469.94)	582,742.56 (582,742.56)	1,189,727.38 (1,189,727.38)
	クラス A (円)	466,178.04 (466,178.04)	89,145.62 (89,145.62)	377,032.42 (377,032.42)
	クラス A (豪ドル)	1,519,200.45 (1,519,200.45)	780,503.66 (780,503.66)	738,696.79 (738,696.79)
	クラス A (ユーロ)	487,441.88 (487,441.88)	223,116.19 (223,116.19)	264,325.69 (264,325.69)
第 9 会計年度 (2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	2,100,890.76 (2,100,890.76)	1,549,533.82 (1,549,533.82)	1,741,084.32 (1,741,084.32)
	クラス A (円)	500,412.63 (500,412.63)	667,763.38 (667,763.38)	209,681.67 (209,681.67)
	クラス A (豪ドル)	952,395.00 (952,395.00)	920,653.93 (920,653.93)	770,437.86 (770,437.86)
	クラス A (ユーロ)	104,647.65 (104,647.65)	173,108.99 (173,108.99)	195,864.35 (195,864.35)
第10会計年度 (2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	67,926.65 (67,926.65)	152,437.50 (152,437.50)	1,656,573.47 (1,656,573.47)
	クラス A (円)	10,032.82 (10,032.82)	30,672.85 (30,672.85)	189,041.64 (189,041.64)
	クラス A (豪ドル)	5,808.00 (5,808.00)	135,362.43 (135,362.43)	640,883.43 (640,883.43)
	クラス A (ユーロ)	13,473.06 (13,473.06)	28,244.37 (28,244.37)	181,093.04 (181,093.04)
第11会計年度 (2012年10月 1 日 - 2013年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	99,186.43 (99,186.43)	824,072.52 (824,072.52)	931,687.38 (931,687.38)
	クラス A (円)	37,460.58 (37,460.58)	99,463.10 (99,463.10)	127,039.12 (127,039.12)
	クラス A (豪ドル)	48,797.23 (48,797.23)	314,127.73 (314,127.73)	375,552.93 (375,552.93)
	クラス A (ユーロ)	11,889.20 (11,889.20)	57,944.68 (57,944.68)	135,037.56 (135,037.56)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 (2013年10月1日 - 2014年9月30日)	クラスA (米ドル)	75,138.96 (75,138.96)	364,427.94 (364,427.94)	642,398.40 (642,398.40)
	クラスA (円)	28,727.74 (28,727.74)	35,854.85 (35,854.85)	119,912.01 (119,912.01)
	クラスA (豪ドル)	166,070.91 (166,070.91)	177,750.50 (177,750.50)	363,873.34 (363,873.34)
	クラスA (ユーロ)	12,333.39 (12,333.39)	27,979.18 (27,979.18)	119,391.77 (119,391.77)
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	2,276,265.09 (2,276,265.09)	695,910.13 (695,910.13)	2,222,753.36 (2,222,753.36)
	クラスA (円)	676,226.32 (676,226.32)	174,822.82 (174,822.82)	621,315.51 (621,315.51)
	クラスA (豪ドル)	616,204.96 (616,204.96)	198,639.39 (198,639.39)	781,438.91 (781,438.91)
	クラスA (ユーロ)	83,682.64 (83,682.64)	14,527.21 (14,527.21)	188,547.20 (188,547.20)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	353,759.69 (353,759.69)	627,738.57 (627,738.57)	1,948,774.48 (1,948,774.48)
	クラスA (円)	169,626.67 (169,626.67)	220,029.10 (220,029.10)	570,913.08 (570,913.08)
	クラスA (豪ドル)	216,052.24 (216,052.24)	94,728.99 (94,728.99)	902,762.16 (902,762.16)
	クラスA (ユーロ)	82,392.69 (82,392.69)	26,140.32 (26,140.32)	244,799.57 (244,799.57)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	361,034.80 (361,034.80)	445,259.34 (445,259.34)	1,864,549.94 (1,864,549.94)
	クラスA (円)	147,842.76 (147,842.76)	68,142.18 (68,142.18)	650,613.66 (650,613.66)
	クラスA (豪ドル)	286,919.51 (286,919.51)	375,962.58 (375,962.58)	813,719.09 (813,719.09)
	クラスA (ユーロ)	53,094.85 (53,094.85)	79,587.41 (79,587.41)	218,307.01 (218,307.01)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	226,019.42 (226,019.42)	604,923.94 (604,923.94)	1,485,645.42 (1,485,645.42)
	クラスA (円)	116,642.24 (116,642.24)	177,369.20 (177,369.20)	589,886.70 (589,886.70)
	クラスA (豪ドル)	72,484.64 (72,484.64)	186,131.44 (186,131.44)	700,072.29 (700,072.29)
	クラスA (ユーロ)	6,163.36 (6,163.36)	17,145.35 (17,145.35)	207,325.02 (207,325.02)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	46,886.47 (46,886.47)	351,234.23 (351,234.23)	1,181,297.66 (1,181,297.66)
	クラスA (円)	17,043.05 (17,043.05)	57,993.58 (57,993.58)	548,936.17 (548,936.17)
	クラスA (豪ドル)	134,421.60 (134,421.60)	160,308.45 (160,308.45)	674,185.44 (674,185.44)
	クラスA (ユーロ)	10,246.20 (10,246.20)	16,893.26 (16,893.26)	200,677.96 (200,677.96)

<グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第 8 会計年度 (2009年10月 1 日 - 2010年 9 月30日)	クラス A (ユーロ)	68,130.29 (68,130.29)	93,114.43 (93,114.43)	250,593.27 (250,593.27)
	クラス B (ユーロ)	29,481.17 (29,481.17)	343,443.31 (343,443.31)	747,838.82 (747,838.82)
	クラス A (円)	11,500.57 (11,500.57)	61,968.89 (61,968.89)	145,748.69 (145,748.69)
	クラス B (円)	1,055.26 (1,055.26)	208,698.60 (208,698.60)	313,474.79 (313,474.79)
	クラス A 毎月分配 型 (ユーロ)	90,539.77 (90,539.77)	132,659.90 (132,659.90)	438,102.66 (438,102.66)
	クラス A 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	1,910.20 (1,910.20)	319,264.56 (319,264.56)	970,285.56 (970,285.56)
第 9 会計年度 (2010年10月 1 日 - 2011年 9 月30日)	クラス A (ユーロ)	10,631.63 (10,631.63)	95,197.00 (95,197.00)	166,027.90 (166,027.90)
	クラス B (ユーロ)	1,543.34 (1,543.34)	159,819.92 (159,819.92)	589,562.24 (589,562.24)
	クラス A (円)	97,571.29 (97,571.29)	103,961.69 (103,961.69)	139,358.29 (139,358.29)
	クラス B (円)	0.00 (0.00)	51,136.80 (51,136.80)	262,337.99 (262,337.99)
	クラス A 毎月分配 型 (ユーロ)	17,397.00 (17,397.00)	63,661.19 (63,661.19)	391,838.47 (391,838.47)
	クラス A 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	1,302.08 (1,302.08)	232,634.68 (232,634.68)	738,952.96 (738,952.96)
第10会計年度 (2011年10月 1 日 - 2012年 9 月30日)	クラス A (ユーロ)	526,085.75 (526,085.75)	79,564.26 (79,564.26)	612,549.39 (612,549.39)
	クラス B (ユーロ)	0.00 (0.00)	552,301.97 (552,301.97)	37,260.27 (37,260.27)
	クラス A (円)	250,321.90 (250,321.90)	56,725.11 (56,725.11)	332,955.08 (332,955.08)
	クラス B (円)	0.00 (0.00)	260,690.41 (260,690.41)	1,647.58 (1,647.58)
	クラス A 毎月分配 型 (ユーロ)	6,993.80 (6,993.80)	73,813.62 (73,813.62)	325,018.65 (325,018.65)
	クラス A 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	2,302.55 (2,302.55)	64,723.38 (64,723.38)	676,532.13 (676,532.13)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第11会計年度 (2012年10月1日 - 2013年9月30日)	クラスA (ユーロ)	18,567.73 (18,567.73)	129,159.81 (129,159.81)	501,957.31 (501,957.31)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	19,043.82 (19,043.82)	18,216.45 (18,216.45)
	クラスA (円)	2,754.34 (2,754.34)	63,008.00 (63,008.00)	272,701.42 (272,701.42)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	1,642.74 (1,642.74)	4.84 (4.84)
	クラスA (米ドル)	12,237.02 (12,237.02)	0.00 (0.00)	12,237.02 (12,237.02)
	クラスA (豪ドル)	10,756.92 (10,756.92)	0.00 (0.00)	10,756.92 (10,756.92)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	1,030.84 (1,030.84)	20,364.43 (20,364.43)	305,685.06 (305,685.06)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	4,364.26 (4,364.26)	111,170.49 (111,170.49)	569,725.90 (569,725.90)
第12会計年度 (2013年10月1日 - 2014年9月30日)	クラスA (ユーロ)	11,784.77 (11,784.77)	124,387.38 (124,387.38)	389,354.70 (389,354.70)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	7,846.59 (7,846.59)	10,369.86 (10,369.86)
	クラスA (円)	3,682.95 (3,682.95)	63,119.46 (63,119.46)	213,264.91 (213,264.91)
	クラスB (円)	1,232.23 (1,232.23)	0.00 (0.00)	1,237.07 (1,237.07)
	クラスA (米ドル)	31,860.89 (31,860.89)	21,058.63 (21,058.63)	23,039.28 (23,039.28)
	クラスA (豪ドル)	18,027.25 (18,027.25)	3,112.78 (3,112.78)	25,671.39 (25,671.39)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	24,828.70 (24,828.70)	52,144.50 (52,144.50)	278,369.26 (278,369.26)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	8,137.88 (8,137.88)	94,066.75 (94,066.75)	483,797.03 (483,797.03)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (ユーロ)	4,783.95 (4,783.95)	60,898.38 (60,898.38)	333,240.27 (333,240.27)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	7,245.85 (7,245.85)	3,124.01 (3,124.01)
	クラスA (円)	5,280.72 (5,280.72)	27,667.47 (27,667.47)	190,878.16 (190,878.16)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	1,237.07 (1,237.07)
	クラスA (米ドル)	24,961.03 (24,961.03)	29,235.59 (29,235.59)	18,764.72 (18,764.72)
	クラスA (豪ドル)	7,437.53 (7,437.53)	3,094.27 (3,094.27)	30,014.65 (30,014.65)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	705.34 (705.34)	50,084.82 (50,084.82)	228,989.78 (228,989.78)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	6,201.51 (6,201.51)	109,945.24 (109,945.24)	380,053.30 (380,053.30)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (ユーロ)	54,946.04 (54,946.04)	51,561.44 (51,561.44)	336,624.87 (336,624.87)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	3,124.01 (3,124.01)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	58,526.79 (58,526.79)	21,779.45 (21,779.45)	227,625.50 (227,625.50)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	1,237.07 (1,237.07)	0.00 (0.00)
	クラスA (米ドル)	296,742.40 (296,742.40)	34,207.98 (34,207.98)	281,299.14 (281,299.14)
	クラスA (豪ドル)	32,697.15 (32,697.15)	14,480.57 (14,480.57)	48,231.23 (48,231.23)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	14,453.64 (14,453.64)	29,859.33 (29,859.33)	213,584.09 (213,584.09)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	333.33 (333.33)	47,231.22 (47,231.22)	333,155.41 (333,155.41)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (ユーロ)	40,340.97 (40,340.97)	59,183.10 (59,183.10)	317,782.74 (317,782.74)
	クラスA (円)	38,710.44 (38,710.44)	60,088.49 (60,088.49)	206,247.45 (206,247.45)
	クラスA (米ドル)	63,871.76 (63,871.76)	169,356.72 (169,356.72)	175,814.18 (175,814.18)
	クラスA (豪ドル)	249,612.99 (249,612.99)	219,329.17 (219,329.17)	78,515.05 (78,515.05)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	72.25 (72.25)	58,909.54 (58,909.54)	154,746.80 (154,746.80)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	7,094.97 (7,094.97)	37,935.47 (37,935.47)	302,314.91 (302,314.91)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (ユーロ)	9,939.50 (9,939.50)	12,404.83 (12,404.83)	315,317.41 (315,317.41)
	クラスA (円)	0.00 (0.00)	45,180.39 (45,180.39)	161,067.06 (161,067.06)
	クラスA (米ドル)	12,519.61 (12,519.61)	80,541.02 (80,541.02)	107,792.77 (107,792.77)
	クラスA (豪ドル)	3,683.57 (3,683.57)	28,616.54 (28,616.54)	53,582.08 (53,582.08)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	1,774.87 (1,774.87)	12,365.40 (12,365.40)	144,156.27 (144,156.27)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	1,685.41 (1,685.41)	30,892.88 (30,892.88)	273,107.44 (273,107.44)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (ユーロ)	3,131.30 (3,131.30)	68,710.91 (68,710.91)	249,737.80 (249,737.80)
	クラスA (円)	495.05 (495.05)	19,091.72 (19,091.72)	142,470.39 (142,470.39)
	クラスA (米ドル)	47,832.93 (47,832.93)	101,444.00 (101,444.00)	54,181.70 (54,181.70)
	クラスA (豪ドル)	19,137.87 (19,137.87)	15,234.83 (15,234.83)	57,485.12 (57,485.12)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	175.25 (175.25)	16,704.93 (16,704.93)	127,626.59 (127,626.59)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	856.53 (856.53)	18,457.96 (18,457.96)	255,506.01 (255,506.01)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(A) 海外における販売手続等

管理会社は、各サブ・ファンドに関し、記名式の受益証券のみを発行する。小数第2位までの端数の受益証券が発行される。

受益証券の券面は発行されず、代わりに、勘定明細書の様式で受益証券所有確認書が交付される。

各クラス受益証券のそれぞれは、同等の権利および特権を有する。ただし、元本成長型受益証券に関する分配は行われず、帰属すべき純利益は受益証券の増加する価格に反映される。分配型受益証券に関して、各サブ・ファンドの管理会社は、当該サブ・ファンドについての分配を宣言することができる。

各サブ・ファンドの受益証券は、当該サブ・ファンドの各取引日に管理会社が発行する。特定の取引日に1口当たり純資産価格により取り扱われる受益証券の購入申込みは、かかる各取引日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに名義書換事務代行会社が受領していることを要し、当該取引日の当該時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

取引についての十分な明細を記載した勘定明細書が受益者に対し発行され、送付される。

サブ・ファンドの受益証券の当初募集の期間および条件は、各サブ・ファンドについて開示される。

各クラス受益証券の当初募集後において、当該クラス受益証券の1口当たり発行価格は、受益証券の購入申込みが受領されたまたは受領されたものとみなされる取引日に当該クラスにつき決定される1口当たり純資産価格に基づき、これに当該サブ・ファンドの販売手数料が加算される。

支払は、受益証券の購入申込みが受領されたまたは受領されたものとみなされる各取引日後から関係サブ・ファンドについて特定される日数以内に、名義書換事務代行会社への現金振込により当該受益証券クラスの通貨建てで行われる。

受益者へのまたは受益者からの支払は、通常、関連受益証券クラスの通貨で行わねばならない。ただし、受益者が、ファンドへのまたはファンドからの支払について関連受益証券クラスの通貨以外の通貨を選択する場合、これは、かかる支払に関して受益者に外国為替業務を提供することを求める受益者からファンドのために行う管理会社への請求とみなされる。外国為替取引に適用される変更の詳細（管理会社により留保される。）は、ファンドのために行う管理会社からの要求に応じて提供される。通貨転換費用およびその他の関連費用は、関連投資家が負担する。

管理会社は、ファンドおよびその販売会社が、受益証券の発行に関し、当該受益証券が募集される国々の法令を遵守することを確保するように図る。管理会社は、その裁量で、一定の国々または地域に居住する個人または設立された法人に対する受益証券の発行をいつでも一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、（ ）受益者全体、（ ）ファンド、または（ ）一サブ・ファンドもしくはクラスの受益者の保護のために当該処置が必要である場合、一定の個人または法人が受益証券を取得することを禁止することができる。

管理会社は、

(a) その裁量により、受益証券の購入申込みを拒否することができる。

(b) 受益証券の購入または保有を禁止された受益者が保有する受益証券をいつでも買い戻すことができる。

(c) いつでも一クラスの受益証券の発行を停止し、または新規発行に応じて一サブ・ファンドを終了することができる。

詳細は、以下の通りである。

(a) 管理会社は、EU加盟国内（またはその一部）において公衆に対してファンドの受益証券の販売を行ってはならない。ファンドは、ルクセンブルグの一般投資家に対しては販売されない。

(b) ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」という。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もない。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「米国証券法」という。）または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、登録され

る予定もなく、かかる受益証券は、米国証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができる。ファンドの受益証券は、米国人に対してもしくは米国人のために、募集または販売することができない。かかる目的において、米国人とは、米国証券法のレギュレーションSにおいて米国人として定められた者を意味する。

自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに相談すべきである。

ユーロ・シリーズのユーロ・ボンド、ユーロ・バランス、ユーロ・エクイティおよびユーロピアン・オポチュニティの最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、1,000米ドル、1,000ユーロまたは100,000円である。ニューマーケット・シリーズのうち、アジア・ボンド、エマージング・ボンド、グレーター・チャイナ・エクイティおよびB R I C・エクイティについては、3,000米ドルまたは500,000円である。グローバル・シリーズのグローバル・ハイイールド、イールド・エクイティ、コモディティおよびウェルス・プリザベーションについては、3,000米ドル、500,000円、3,000豪ドルまたは3,000ユーロである。管理会社は、その裁量においてこれらの最低限度を放棄することができる。

E U一般データ保護規則2016 / 679（以下「G D P R」という。）の目的上、投資者が提供するすべての個人情報に関するデータ管理者は、管理会社である。

G D P Rの下における義務および責任の遵守のため、管理会社は、シュローダー・グループがどのように投資家情報を収集し、使用し、開示し、転送し、保管しているのかを詳述したプライバシー・ポリシーを投資者に提供することが法律で要求されている。プライバシー・ポリシーの写しは www.schroders.com/en/privacy-policyで入手することができる。投資者は、これにより、プライバシー・ポリシーの内容を読み、かつ理解したことを承認するものとする。

マネー・ロンダリング防止のための手続

国際基準およびルクセンブルグの法令（2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止法（改正済）を含むが、これに限られない。）ならびに2004年11月12日の改正法の一部規定の詳細を定める2010年2月1日の大公国規則およびマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止に関する2012年12月14日のC S S F規則12/02に基づき、金融セクターのあらゆる専門家に対して、集団投資スキームをマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達を目的として使用することを防止する義務が課されている。

かかる規定の制定により、管理会社は、ルクセンブルグの法令に従い、ファンドの投資家（仲介業者およびノミニーを含む。）の身元確認を行い、当該投資家について継続的なデュー・デリジェンスを実施しなければならない。かかる要件を満たすために、管理会社および／または名義書換事務代行会社は、実質的所有権、資金源およびその入手経路に関する情報を含む管理会社が必要とみなす情報および関係書類を要求することができる。いずれの場合にも、管理会社および／または名義書換事務代行会社は、適用ある法律上および規制上の要件に従うために、随時追加の書類を要求することができる。

投資家が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入の申込みまたは（適用ある場合）買戻しもしくはその他の取引の申込みは受諾されないことがある。管理会社または名義書換事務代行会社のいずれも、投資家が文書を提出しなかったことまたは不完全な情報および／または文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負わない。

管理会社はルクセンブルグの適用法令に従い、リスクベース・アプローチによりファンドの投資対象に対するデュー・デリジェンスを確実に実施しなければならない。

(B) 日本における販売手続等

日本においては、当初申込期間における申込みについては当該当初申込期間中（該当する場合）、また、継続申込期間における申込みについては当該継続申込期間中の取引日に、申込取扱場所である日本における販売会社においてファンド証券の募集の取扱いが行われる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。投資家はまた日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することがある。詳しくは、日本に

おける各販売会社または販売取扱会社に問い合わせること。販売の単位は、日本における販売会社または販売取扱会社が随時決定し、かつ申込人に申込前に通知する発行最低価額または口数とする。申込単位の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

購入時の受益証券の口数は、小数第2位まで（小数点以下第3位で切上げまたは切下げの調整を行う。）で割り当てる。

$$A = \frac{B}{C}$$

A：購入したサブ・ファンドの割当予定ファンドの受益証券口数

B：購入したサブ・ファンドの受益証券に対して支払われた申込金額（申込手数料は除く。）

C：購入したサブ・ファンドの受益証券1口当たりの当該計算日における純資産価格

継続申込期間中ファンド証券1口当たりの販売価格は、原則として、名義書換事務代行会社が当該申込みを受領した取引日の1口当たりの純資産価格である。申込みが行われた取引日の翌取引日が国内約定日とみなされ、受渡しは、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から原則として4取引日以内に行われる。ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。なお、日本における販売会社における当該受渡しは、口座約款および購入申込契約書に基づくものとし、販売取扱会社であるS M B C信託銀行における当該受渡しは、口座約款および累積投資約款に基づくものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込期日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるS M B C信託銀行は、通常、申込日に申込金額等の引落としを行う。

上記にかかわらず、ファンド証券について当初申込期間が設定されている場合において、当初申込期間中ファンド証券1口当たりの販売価格は、当初の発行価格で行われる。当初申込期間中の取得申込みについては、販売会社および販売取扱会社が定める条件に基づいて取り扱われる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託し投資契約を締結した投資者に対し、取引報告書を交付する。代金の支払は、各販売会社または販売取扱会社が定めるところにより、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨または日本円によるものとし、S M B C信託銀行に対しては、原則として、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨により行われるものとする。

クラスA受益証券の購入（申込み）にあたって、上限3.30%（税抜3.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注1）管理会社、日本における販売会社または販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（注2）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（注3）申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。

（注4）販売取扱会社であるS M B C信託銀行において、米ドル建て受益証券、ユーロ建て受益証券および豪ドル建て受益証券を円資金から該当通貨に交換したうえで申し込む場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円（上限）かかる。各販売会社における取扱いについては各販売会社へ問い合わせること。

クラスB受益証券については、2010年6月30日をもって募集が停止され、2016年6月30日をもって、すべての受益証券が同一サブ・ファンドのクラスA受益証券に自動転換された。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記「(A) 海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

(A) 海外における買戻し手続等

受益者は、いずれの関係取引日にも受益証券の買戻しを請求することができる。特定の取引日に1口当たり純資産価格により取り扱われる受益証券の買戻し請求は、当該サブ・ファンドの当該取引日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに名義書換事務代行会社が受領していることを要し、当該日の当該時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻しは、受益証券の買戻し請求が受領されたまたは受領されたとみなされる取引日に決定される当該クラス受益証券1口当たりの純資産価格に基づき行われる。当該サブ・ファンドについての規定に基づき、買戻し手数料を課すことができる。

当該取引についての十分な明細を記載した勘定明細書が受益者に対し発行され、送付される。

管理会社は、通常の場合にサブ・ファンドの受益証券の買戻しが受益者の請求に応じ速やかに行われるようにサブ・ファンドにおいて適切な流動性が維持されるよう確保する。

ある取引日において、いずれかのサブ・ファンドにつき、当該サブ・ファンドの当該取引日における発行済受益証券総数の10%を超える口数の受益証券に関する買戻し請求を受領した場合、管理会社は、かかる10%を超過しないよう、すべての買戻し請求を按分して繰り延べる権利を有する。また、当該サブ・ファンドの投資先である投資信託受益証券の買戻しが繰り延べられた場合にも、管理会社は、当該サブ・ファンドに関するすべての買戻し請求を按分して繰り延べる権利を有する。当該取引日に上記により削減された買戻し請求は、その後に受領された買戻し請求に優先して、翌取引日に実行される。ただし、常に10%の制限に服する。

買戻し価格の支払は、当該申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる取引日後から当該サブ・ファンドについて特定される日数以内に行われる。受渡日が支払通貨の国において銀行営業日でない場合には、翌銀行営業日に受渡しが行われる。買戻し代金は、通常、関連受益証券クラスの通貨で支払われる。ただし、受益者の請求に応じて、買戻しのための為替業務がファンドのために行為する管理会社から受益者へ提供される。外国為替取引に適用される変更の詳細（管理会社により留保される。）は、ファンドのために行為する管理会社からの要求に応じて提供される。通貨転換費用およびその他の関連費用は、関連投資家が負担する。

管理会社は、前記の状況および事態において、受益証券の強制買戻しを進めることを決定することができる。

(B) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、いつでも買戻しを請求することができる。買戻し請求は、手数料なしで、各取引日に日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。ただし、日本において買戻し請求を取り扱うことが適当でないと代行協会員が判断する日には、例外として買戻し請求の取扱いを行わない。

買戻し請求受付時間は、通常、原則として取引日の午後3時まで（日本時間）とする。当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとする。申込日が取引日でない場合、管理会社に対する買戻し請求は、翌取引日の取扱いとする。

ファンド証券1口当たりの買戻し価格は、原則として、名義書換事務代行会社が買戻し請求を受領した取引日に計算される1口当たり純資産価格である。日本において、買戻し代金（および発生済・未払いの分配金）は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻し請求が行われ、または行われたとみなされる取引日（同日を含まない。）から原則として4取引日以内に支払われる。ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。なお、日本における販売会社における当該受渡しは、口座約款および購入申込契約書に基づくものとし、販売取扱会社であるS M B C信託銀行における当該受渡しは、口座約款および累積投資約款の定めるところに従うものとする。代金の支払は、各販売会社または販売取扱会社が定めるところにより、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨または日本円によるものとし、S M B C信託銀行からは、原則として、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨により行われるものとする。ファンド証券の買戻しは1口以上100分の1口を単位とする。ただし、日本における販売会社はこれと異なる買戻し単位を定めることができる。買戻し単位の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

買戻し代金は下記の計算式により算出する。

$$A = B \times C$$

A：買戻時に支払われる買戻代金

B：買戻しをするサブ・ファンドの受益証券口数

C：買戻しをするサブ・ファンドの受益証券 1 口当たりの当該計算日における純資産額

* B × C によって算出される A は、外貨の場合、小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位まで求めた額となる。また、円貨の場合、1 円未満の端数の取扱いについては、各日本における販売会社、販売取扱会社により適宜切上げ、切捨て等の調整を行う。

取引日における買戻請求が管理会社の決定する各サブ・ファンドの発行済受益証券の総口数の一定割合を超過する場合には、管理会社により、当該レベルを超過することのないよう買戻請求の全部または一部の処理が延期されることがある。かかる削減された当該取引日における買戻請求は、常に上記制限を条件とし、翌取引日に優先的に受領される買戻請求として取り扱われる。当該制限は、当該取引日に有効な買戻請求を行ったすべての受益者に対して比例按分して適用され、各受益証券の買戻請求の割合は、当該全受益者について平等である。

前記「(A) 海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがある。

3【ファンド証券の転換】

(A) 海外における転換

サブ・ファンドにおいて、以下に定める規定を逸脱することがある。

1 つのサブ・ファンドの受益証券から他のサブ・ファンドの同一クラスの受益証券への転換、分配型受益証券から元本成長型受益証券への転換もしくはその逆の転換または同一のサブ・ファンドもしくは他のサブ・ファンドのクラス A 受益証券との転換を希望する受益者は、原サブ・ファンドの取引日に、取消不能の転換請求書を名義書換事務代行会社に対し呈示することにより、受益証券の転換を請求することができる。当該請求書には、転換される受益証券の口数を指定するものとする。

転換により発行される口数は、適用ある取引日の当該サブ・ファンドの 1 口当たり純資産価格に基づき以下の通り決定される。

$$N1 = \frac{NAV2 \times N2}{NAV1}$$

N1： 転換後の受益証券の発行口数

N2： 転換請求される受益証券の口数

NAV1： 転換が請求される取引日の最大 5 営業日後に転換により発行される受益証券の 1 口当たり純資産価格。同一の取引日の転換請求により発行される受益証券はすべて同一の純資産価格で取引される。

NAV2： 転換により発行される受益証券の基準通貨に NAV1 が計算される取引日の適用ある為替レートにより変換される転換が請求された取引日現在の転換請求される受益証券の 1 口当たり純資産価格

なお、管理会社は、転換により発行される受益証券の販売会社および販売取扱会社による端数処理等に対応するため、受益証券の発行を含むアレンジを行うことができる。

関係サブ・ファンドについてその旨規定される場合、転換手数料が適用される。

当該取引についての十分な明細を記載した勘定明細書が受益者に対し発行され、送付される。

(B) 日本における転換

日本における転換とは、受益者が受益証券の買戻請求および購入申込みを以下の方法により一括して行う取引をいう。転換を取り扱うか否かは、日本における各販売会社または販売取扱会社にお問い合わせること。

1 つのサブ・ファンドの受益証券から他のサブ・ファンドの受益証券への転換を希望する受益者は、原サブ・ファンドの取引日に、受益証券の転換を請求することができる。転換請求は、転換される受益証券の口数を指定して行うものとする。転換は、原則として、各取引日に 1 口以上 100 分の 1 口単位、ま

たは、各販売会社または販売取扱会社が別途定める単位で行われる。ただし、保有するサブ・ファンドすべての転換を請求する場合、100分の1口以上100分の1口単位で行うことができる。

転換により発行される口数は、適用ある取引日の純資産価格に基づき以下の通り決定される。なお、管理会社は、転換により発行される受益証券の日本における販売会社および販売取扱会社による端数処理等に対応するため、受益証券の発行を含むアレンジを行うことができる。

（表示通貨が同じ場合）

$$N1 = \frac{(NAV2 \times N2)^{**}}{NAV1}$$

N1： 転換後の受益証券の発行口数

N2： 転換請求される受益証券の口数

NAV2： 転換請求される受益証券1口当たりの適用ある取引日現在の純資産価格

NAV1： 転換が請求される取引日の最大5営業日後に転換により発行される受益証券の1口当たり純資産価格。同一の取引日の転換請求により発行される受益証券はすべて同一の純資産価格で取引される。

* NAV2 × N2の値は外貨の場合小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで求めたものを、また、円貨の場合1円未満を日本における販売会社及び販売取扱会社により適宜1円単位に調整した値をその後の計算に使用する。

** 当該受益証券が特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税額を控除した後の価格とする。

（表示通貨が異なる場合）

$$N1 = \frac{(NAV2 \times N2)^{****}}{NAV1} \times E$$

N1： 転換後の受益証券の発行口数

N2： 転換請求される受益証券の口数

NAV2： 転換請求される受益証券1口当たりの適用ある取引日現在の純資産価格

NAV1： 転換が請求される取引日の最大5営業日後に転換により発行される受益証券の1口当たり純資産価格。同一の取引日の転換請求により発行される受益証券はすべて同一の純資産価格で取引される。

E： 算出された金額を適用ある取引日の為替レート*により転換後の受益証券の表示通貨額に換算するための換算係数

* 転換する原受益証券と新受益証券の表示通貨が異なる場合の換算レートは、原則として、日本における受渡日（申込日から最大5営業日後の間。通常5営業日目。）の東京外国為替市場の外国為替相場に準拠した販売会社または販売取扱会社が決定するレートとする。かかる為替レートは、転換請求を行った日の為替レートと大きく乖離することがあり、受益者に有利にも不利にも変動することがある。

為替取引における利益相反

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの申込みに関する為替取引において、相手方として参加する場合がある。したがって、これらの当事者の利益がファンドまたは投資家の利益と対立する場合が考えられる。各当事者は、常にファンドに対するそれぞれの責任を考慮し、かかる取引が、独立企業間の取引として交渉された通常の条件で公正な取引を行うことを確認するものとする。

** NAV2 × N2の値は外貨の場合小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで求めたものを、また、円貨の場合1円未満を日本における販売会社および販売取扱会社により適宜1円単位に調整した値をその後の計算に使用する。

*** 日本における販売会社および販売取扱会社は、サブ・ファンドの表示通貨の異なるクラスA受益証券との間における転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。販売取扱会社であるSMB C信託銀行における転換については、転換手数料は賦課されない。

**** 当該受益証券が特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税額を控除した後の価格とする。

当該取引についての十分な明細を記載した取引報告書が受益者に対し発行され、送付される。

受益証券の転換請求後、注文執行中に当該転換請求を取り消すことはできない。

なお、インターネットでは、転換手続は取扱われない。日本における販売会社または販売取扱会社の裁量で、転換の取扱いを一時的に停止する場合がある。

4【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

（ ）純資産価格の計算

各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、当該サブ・ファンドまたはクラスの通貨建てで表示される。

各クラスの受益証券の１口当たりの純資産価格は、各取引日に、当該クラスの資産から当該クラスに属する負債（管理会社により必要または妥当とみなされた一切の引当金を含む。）を控除した額を当該クラスの発行済み受益証券の総数で割ることにより、管理会社により、管理会社の裁量で決定される。可能な限り、投資収益、未払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬を含む。）は、日々発生するものとして扱われる。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

各サブ・ファンドの資産および負債を決定するため、各サブ・ファンドの資産プールは、以下の方法で設定される。

- (a) 各サブ・ファンドの受益証券発行からの手取金は、ファンドの帳簿上、当該サブ・ファンドのための資産プールに計上され、各サブ・ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上される。
- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、ファンドの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加または減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上される。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、ファンドに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させる。
- (d) ファンドの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断できない場合、かかる資産や債務は、関連するサブ・ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプール間において配分される。
- (e) 各サブ・ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価格は、当該分配金の金額分だけ減少させる。

管理会社は、各サブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドの特定の投資方針に従いその資産が共同投資される一または複数のクラスを設定することを決定できるが、各クラスには特定の特徴を追加することができる。こうした変動要因により異なる別個の受益証券１口当たり純資産価格が、各クラスについて算出される。同一サブ・ファンドについて、一または複数のクラスが設定された場合、当該クラスに関し、（適切な場合）上記の配分規定が適用される。

いずれかの取引日において、クラス受益証券１口当たりの純資産価格が、通信手段の一時的故障またはサブ・ファンドの投資対象の市場相場が一時的に入手不可能となったことにより、決定不可能な場合、管理会社は、発行価格および買戻価格の決定のため、前取引日に決定された各サブ・ファンドの受益証券１口当たりの純資産価格を用いることができるものとする。

当該サブ・ファンドについて別途に定められる場合を除き、各サブ・ファンドの資産は、以下の通り評価される。

- (a) 手元現金または現金預金、為替手形および一覽払い約束手形、売掛金、前払費用、上記の通り宣言または発生したが受領されていない現金配当および利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されない場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社がある真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額とする。）を除き、その全額とみなされる。
- (b) 通常、サブ・ファンドの投資対象は、当該投資対象が取引され、相場が立ちまたは処理されている証券市場における当該証券の最終取引価格または入手可能な最終仲値（最終の買い呼び値および売り呼び値の中間値）を基準として評価される。

- (c) サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。
- (d) いずれの証券取引所においても相場が立っておらずまた取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、第(b)項において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。
- (e) サブ・ファンドにより保有されているいずれかの有価証券について、相場が入手できない場合、または上記第(b)項および第(d)項に従い決定された評価額が当該有価証券の適正な市場価格を表していない場合、当該有価証券の評価額は、慎重かつ誠実に決定された合理的に予測可能な売却価格を基準とする。
- (f) オープン・エンド型投資信託の受益証券は、最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。
- (g) その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。

基準通貨建てではないすべての資産および負債は、評価時点またはその近い時点の当該通貨の外国為替市場の実勢レートを参考に換算されるものとする。

管理会社は、毎日の1口当たり純資産価格を決定するために、J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイを任命している。

各クラスに関する毎日の1口当たり純資産価格は、各取引日に管理会社および保管受託銀行の事務所において入手することができる。

() 純資産価格の決定の停止

管理会社は、次の場合において各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の決定を一時的に停止することができる。その結果として、サブ・ファンドの受益証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

- 1) 各サブ・ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する一もしくは複数の証券取引所もしくは市場、または各サブ・ファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合。
- 2) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、各サブ・ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合、または管理会社の取締役会の意見によれば、買戻価格が適正に算出できない場合。
- 3) 各サブ・ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能またはコンピューター設備が故障している場合、または何らかの理由で各サブ・ファンドの資産の評価が要求される通り迅速かつ正確に確定できない場合。
- 4) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合、または各サブ・ファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。
- 5) 当該サブ・ファンドの組入証券の重要な部分を形成するオープン・エンド型投資信託の受益証券の価格を決定することが不可能な場合（特に、かかる投資信託の純資産価格の決定が停止された場合）。

かかる停止は、販売、買戻しおよび転換（該当する場合）を行う受益者に通知され、管理会社および保管受託銀行の事務所で公表され、必要とみなされる場合または法律により要求される場合には新聞一紙およびR E S Aに公告される。

(2) 【保管】

受益証券または確認書は、受益者の責任において保管される。日本の投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、日本における販売会社を名義人とする確認書を日本における販売会社に交付する。受益者に対しては、日本における販売会社または販売

取扱会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。ただし、受益者が記名式券面の発行を特に請求する場合は、外国為替管理法上の許可が必要なときはこれを得て、自己の責任においてこれを保管する。

（３）【信託期間】

ファンドおよびサブ・ファンドの存続期間は、無期限である。

（４）【計算期間】

ファンドおよびサブ・ファンドの決算日は、毎年９月30日である。

（５）【その他】

（１）発行限度額

受益証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができる。

（２）ファンドおよびサブ・ファンドの解散

ファンドは、管理会社および保管受託銀行の合意により、いつでも、解散することができる。さらに、ファンドは、ルクセンブルグ法により要求される場合に解散する。解散通知は、ルクセンブルグの R E S A および管理会社と保管受託銀行が共同で決定する適切な発行部数をもつ少なくとも３つの新聞に公告されるものとする。ただし、そのうち少なくとも１紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

管理会社は、清算する場合、受益者の最大の利益に資するようファンドの資産を売却し、保管受託銀行は、管理会社の指示に従って、受益者に対しその持分に応じて（清算にかかる全経費を控除後の）純清算手取金を分配する。ルクセンブルグ法に規定されたように、清算手取金の受領のために呈示されなかった受益証券に相当する清算手取金は、消滅時効期間の経過するまでルクセンブルグの預託機関に預託される。ファンドが解散に至るような状況が発生した場合はすみやかに、受益証券の発行は禁止され、発行された場合には無効となる。受益証券の買戻しは、受益者の公平な取扱いが確保される限り、行うことができる。

ファンドまたはサブ・ファンドの解散は、受益者またはその相続人もしくは実質的受益者から請求することができない。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、（ ）いつでもサブ・ファンドを解散することができ、当該サブ・ファンドの受益者は、当該サブ・ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または（ ）いつでもサブ・ファンドを解散することができ、他のサブ・ファンドに、解散されるサブ・ファンドの資産を拠出し、他のサブ・ファンドの受益証券を、解散されるサブ・ファンドの受益者に分配することができる。上記（ ）の解散および拠出しは、当該解散されるサブ・ファンドの規模、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができる。

上記（ ）に記載される解散の場合、解散の効力発生日は、郵便で受益者に通知される。上記（ ）のサブ・ファンドの解散および拠出しの場合、当該ファンドの全受益者には解散の１か月前に郵便により通知するものとする。サブ・ファンドの解散の効力発生日まで、受益者は、サブ・ファンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した適用ある純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができる。

（３）ワラント、新受益証券引受権またはオプションの発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を付与しない。

（４）約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも修正することができる。変更は、約款の変更が商業および法人登記所に預託された旨の公告が R E S A に掲載された時点または約款の変更に規定されたその他の日に発効する。

日本においては、約款の重要事項の変更は、公告され、日本の受益者に通知される。

（５）関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

本契約各当事者は、別段の合意がない限り、他方当事者に対し3か月前までに書面で通知することにより、本契約をいつでも終了させることができる。

包括的保管契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の2か月以上前に、書面による通知により、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグ法に準拠して、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

ファンド・アカウンティング契約

本契約は、いずれかの当事者からの90日以上前の書面通知により解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

本契約は、一当事者が他の全当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

為替オーバーレイ契約

本契約は、為替オーバーレイ業務提供会社が書面による通知を6か月前になすこと、および管理会社が書面による通知を1営業日前になすことによりこれを解約することができる。管理会社の重大な違反が30日を超えて継続しているか、または支払不能となった場合、為替オーバーレイ業務提供会社は、直ちに業務を停止することができる。

本契約は、英国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

ルクセンブルグ現地事務契約

登録・名義書換事務代行業務につき規定する本契約は、便宜上、管理会社による12か月前の書面による通知をなすことで終了されるまで継続する。本契約は、便宜上、名義書換事務代行業者からは終了できない。本契約の一方の当事者が、重大なもしくは継続して違反をしているか、または支払不能である等の特定の場合、他方当事者は、直ちに業務を停止することができる。また、管理会社は、投資者の利益のため必要な場合、直ちに業務を停止することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

(6) 新サブ・ファンドの設定

管理会社は、随時保管受託銀行の同意を得て、ファンドの英文目論見書にその別紙を追加することにより新しいサブ・ファンドを設定することができる。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者に対する優遇措置は、一切存在しない。受益者の権利については、本書および約款に記載される。すべての受益者は、同一の条件に基づきサブ・ファンドの受益証券の申込みを行う。

受益者がファンドに関する受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として受益者名簿に登録されていなければならない。

したがって、日本における販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、受益者名簿に登録されていないため、ファンドに関する受益権を直接行使することはできない。これらの日本の受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づ

き日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、自らの手配で、また本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次の通りである。

（ ）分配請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。期日から５年以内に請求されなかった分配金は、失効し、ファンドに返金される。

（ ）買戻請求権

受益者は、いつでも販売会社を通じてファンド証券の買戻しを管理会社に請求することができる。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（注）受益者は、約款に基づき受益者集会を開催する権利を有していない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の５年後に失効する。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

１）管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

２）日本におけるファンド証券の募集、販売、買戻しおよび転換の取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

また、日本国関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出に関する代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるブライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．ファンドの原文の財務書類は日本円、ユーロ、米ドルおよび豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の2019年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.54円、1米ドル＝109.56円、1豪ドル＝76.52円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【財務諸表】

(1) 【2019年 9月30日終了年度】

【貸借対照表】

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書

2019年 9月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券取得原価	22,855,148	2,800,670	25,273,298	3,096,990
未実現利益 / (損失) *	8,441,094	1,034,372	9,460,985	1,159,349
投資有価証券時価	31,296,242	3,835,041	34,734,283	4,256,339
現金預金およびブローカー現金	328,316	40,232	355,401	43,551
担保未収金	17,264	2,116	15,286	1,873
未収申込金	-	-	244,439	29,954
投資有価証券売却未収金	-	-	48	6
未収利息	-	-	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	5,411	663	4,185	513
その他の資産	-	-	-	-
資産合計	31,647,233	3,878,052	35,353,642	4,332,235
負債				
担保未払金	-	-	-	-
未払買戻金	-	-	-	-
投資有価証券購入未払金	9,898	1,213	385,857	47,283
未払利息	116	14	130	16
未払管理報酬	32,038	3,926	23,687	2,903
為替予約契約に係る未実現損失	3	0	511	63
その他の負債	43,132	5,285	37,122	4,549
負債合計	85,187	10,439	447,307	54,813
純資産総額	31,562,046	3,867,613	34,906,335	4,277,422
未実現利益 / (損失) の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	8,441,094	1,034,372	9,460,985	1,159,349
投資有価証券に係る未実現 (損失)	-	-	-	-

* 計算の詳細については、未実現利益 / (損失) の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2019年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・オポチュニティ	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券取得原価	25,074,148	3,072,586	6,941,232	850,579
未実現利益 / (損失) *	7,204,083	882,788	175,781	21,540
投資有価証券時価	32,278,231	3,955,374	7,117,013	872,119
現金預金およびブローカー現金	334,935	41,043	65,826	8,066
担保未収金	19,776	2,423	939	115
未収申込金	-	-	-	-
投資有価証券売却未収金	8,819	1,081	-	-
未収利息	-	-	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	7,425	910	30,865	3,782
その他の資産	-	-	-	-
資産合計	32,649,186	4,000,831	7,214,643	884,082
負債				
担保未払金	-	-	-	-
未払買戻金	8,906	1,091	-	-
投資有価証券購入未払金	9,901	1,213	19,797	2,426
未払利息	121	15	26	3
未払管理報酬	39,890	4,888	8,701	1,066
為替予約契約に係る未実現損失	323	40	680	83
その他の負債	46,974	5,756	10,598	1,299
負債合計	106,115	13,003	39,802	4,877
純資産総額	32,543,071	3,987,828	7,174,841	879,205
未実現利益 / (損失) の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	7,204,083	882,788	175,781	21,540
投資有価証券に係る未実現 (損失)	-	-	-	-

* 計算の詳細については、未実現利益 / (損失) の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2019年9月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	12,565,020	1,376,624	139,674,514	15,302,740
未実現利益 / (損失)*	(1,946,837)	(213,295)	23,496,113	2,574,234
投資有価証券時価	10,618,183	1,163,328	163,170,627	17,876,974
現金預金およびブローカー現金	105,455	11,554	2,119,270	232,187
担保未収金	1,482	162	-	-
未収申込金	-	-	192,305	21,069
投資有価証券売却未収金	38,815	4,253	588,550	64,482
未収利息	120	13	1,856	203
為替予約契約に係る未実現利益	170	19	117	13
その他の資産	-	-	-	-
資産合計	10,764,225	1,179,328	166,072,725	18,194,928
負債				
担保未払金	-	-	51,545	5,647
未払買戻金	-	-	124,487	13,639
投資有価証券購入未払金	9,898	1,084	818,810	89,709
未払利息	-	-	-	-
未払管理報酬	13,869	1,519	140,376	15,380
為替予約契約に係る未実現損失	26,458	2,899	318,483	34,893
その他の負債	16,006	1,754	198,127	21,707
負債合計	66,231	7,256	1,651,828	180,974
純資産総額	10,697,994	1,172,072	164,420,897	18,013,953
未実現利益 / (損失) の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	-	-	23,496,113	2,574,234
投資有価証券に係る未実現 (損失)	(1,946,837)	(213,295)	-	-

* 計算の詳細については、未実現利益 / (損失) の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2019年9月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	6,015,935	737,193	45,029,314	4,933,412
未実現利益 / (損失) *	692,816	84,898	6,412,187	702,519
投資有価証券時価	6,708,751	822,090	51,441,501	5,635,931
現金預金およびブローカー現金	78,327	9,598	836,309	91,626
担保未収金	1,997	245	7,999	876
未収申込金	116	14	2,028	222
投資有価証券売却未収金	4,198	514	300,511	32,924
未収利息	-	-	660	72
為替予約契約に係る未実現利益	7,026	861	341	37
その他の資産	-	-	127	14
資産合計	6,800,415	833,323	52,589,476	5,761,703
負債				
担保未払金	-	-	-	-
未払買戻金	4,238	519	303,651	33,268
投資有価証券購入未払金	10,012	1,227	22,163	2,428
未払利息	29	4	-	-
未払管理報酬	8,300	1,017	52,952	5,801
為替予約契約に係る未実現損失	15	2	16,725	1,832
その他の負債	10,256	1,257	71,570	7,841
負債合計	32,850	4,025	467,061	51,171
純資産総額	6,767,565	829,297	52,122,415	5,710,532
未実現利益 / (損失) の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	692,816	84,898	6,412,187	702,519
投資有価証券に係る未実現 (損失)	-	-	-	-

* 計算の詳細については、未実現利益 / (損失) の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2019年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	19,940,166	2,184,645	20,348,916	2,229,427
未実現利益 / (損失) *	8,036,660	880,496	8,141,564	891,990
投資有価証券時価	27,976,826	3,065,141	28,490,480	3,121,417
現金預金およびブローカー現金	241,388	26,446	310,616	34,031
担保未収金	11,022	1,208	13,590	1,489
未収申込金	-	-	-	-
投資有価証券売却未収金	59,871	6,559	63,375	6,943
未収利息	313	34	360	39
為替予約契約に係る未実現利益	-	-	1,113	122
その他の資産	-	-	-	-
資産合計	28,289,420	3,099,389	28,879,534	3,164,042
負債				
担保未払金	-	-	-	-
未払買戻金	4,398	482	54,011	5,917
投資有価証券購入未払金	-	-	67,851	7,434
未払利息	-	-	-	-
未払管理報酬	28,919	3,168	36,283	3,975
為替予約契約に係る未実現損失	20,063	2,198	48,752	5,341
その他の負債	38,844	4,256	42,655	4,673
負債合計	92,224	10,104	249,552	27,341
純資産総額	28,197,196	3,089,285	28,629,982	3,136,701
未実現利益 / (損失) の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	8,036,660	880,496	8,141,564	891,990
投資有価証券に係る未実現 (損失)	-	-	-	-

* 計算の詳細については、未実現利益 / (損失) の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2019年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	5,157,476	565,053	18,051,304	1,977,701
未実現利益 / (損失)*	1,300,146	142,444	9,857,023	1,079,935
投資有価証券時価	6,457,622	707,497	27,908,327	3,057,636
現金預金およびブローカー現金	58,517	6,411	284,669	31,188
担保未収金	3,596	394	6,975	764
未収申込金	-	-	-	-
投資有価証券売却未収金	3,270	358	9,899	1,085
未収利息	71	8	325	36
為替予約契約に係る未実現利益	10	1	584	64
その他の資産	-	-	-	-
資産合計	6,523,086	714,669	28,210,779	3,090,773
負債				
担保未払金	-	-	-	-
未払買戻金	-	-	-	-
投資有価証券購入未払金	-	-	-	-
未払利息	-	-	-	-
未払管理報酬	7,752	849	35,556	3,896
為替予約契約に係る未実現損失	4,690	514	30,782	3,372
その他の負債	9,589	1,051	41,438	4,540
負債合計	22,031	2,414	107,776	11,808
純資産総額	6,501,055	712,256	28,103,003	3,078,965
未実現利益 / (損失)の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	1,300,146	142,444	9,857,023	1,079,935
投資有価証券に係る未実現(損失)	-	-	-	-

* 計算の詳細については、未実現利益 / (損失)の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2019年9月30日現在

	結合**	
	ユーロ	千円
資産		
投資有価証券取得原価	325,423,818	39,877,435
未実現利益 / （損失）*	76,711,872	9,400,273
投資有価証券時価	402,135,690	49,277,707
現金預金およびブローカー現金	4,792,801	587,310
担保未収金	96,243	11,794
未収申込金	422,863	51,818
投資有価証券売却未収金	989,595	121,265
未収利息	3,400	417
為替予約契約に係る未実現利益	57,054	6,991
その他の資産	117	14
資産合計	408,497,763	50,057,316
負債		
担保未払金	47,294	5,795
未払買戻金	459,571	56,316
投資有価証券購入未払金	1,278,430	156,659
未払利息	422	52
未払管理報酬	402,290	49,297
為替予約契約に係る未実現損失	429,063	52,577
その他の負債	531,824	65,170
負債合計	3,148,894	385,865
純資産総額	405,348,869	49,671,450
未実現利益 / （損失）の内訳		
投資有価証券に係る未実現利益	78,498,174	9,619,166
投資有価証券に係る未実現（損失）	(1,786,302)	(218,893)

* 計算の詳細については、未実現利益 / （損失）の内訳を参照のこと。

** ユーロで表示されている純資産計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2019年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1 ユーロ = 1.089869969米ドル

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書
2019年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
期首現在純資産**	35,148,347	4,307,078	34,052,080	4,172,742
収益				
銀行利息	10	1	7	1
収益合計	10	1	7	1
費用				
管理報酬	381,388	46,735	275,016	33,700
保管報酬	5,682	696	5,046	618
管理事務報酬	2,351	288	2,641	324
販売報酬	254,394	31,173	154,810	18,970
年次税	117	14	116	14
銀行費用およびその他の利子費用	1,414	173	1,648	202
その他の費用	30,674	3,759	33,183	4,066
費用合計	676,020	82,839	472,460	57,895
投資純利益 / (損失)	(676,010)	(82,838)	(472,453)	(57,894)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却***	1,398,921	171,424	1,565,052	191,781
為替予約契約***	571,190	69,994	384,310	47,093
外国為替	33,959	4,161	20,870	2,557
当期実現純利益 / (損失)	2,004,070	245,579	1,970,232	241,432
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券	(464,820)	(56,959)	1,575,624	193,077
為替予約契約	(49,332)	(6,045)	(30,663)	(3,757)
外国為替	-	-	(1)	(0)
期中未実現利益 / (損失) の純変動	(514,152)	(63,004)	1,544,960	189,319
運用による純資産増加 / (減少) 額	813,908	99,736	3,042,739	372,857
申込み	5,703,887	698,954	6,107,905	748,463
買戻し	(10,104,096)	(1,238,156)	(8,296,389)	(1,016,640)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(4,400,209)	(539,202)	(2,188,484)	(268,177)
分配金支払	-	-	-	-
期末現在純資産	31,562,046	3,867,613	34,906,335	4,277,422
実現利益 / (損失) の内訳****				
有価証券売却に係る実現利益	1,398,921	171,424	1,565,052	191,781
有価証券売却に係る実現(損失)	-	-	-	-
為替予約契約に係る実現利益	821,678	100,688	551,532	67,585
為替予約契約に係る実現(損失)	(250,488)	(30,695)	(167,222)	(20,491)

** 期首現在残高は、2019年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2018年9月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、420,449,142ユーロの数字として反映された。

*** 計算の内訳については、実現利益 / (損失) の表を参照のこと。

**** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2019年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・オポチュニティ	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
期首現在純資産**	36,952,740	4,528,189	10,339,508	1,267,003
収益				
銀行利息	-	-	7	1
収益合計	-	-	7	1
費用				
管理報酬	470,533	57,659	119,106	14,595
保管報酬	5,189	636	2,000	245
管理事務報酬	2,384	292	574	70
販売報酬	292,182	35,804	74,057	9,075
年次税	112	14	45	6
銀行費用およびその他の利子費用	1,387	170	595	73
その他の費用	31,403	3,848	8,086	991
費用合計	803,190	98,423	204,463	25,055
投資純利益 / (損失)	(803,190)	(98,423)	(204,456)	(25,054)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却***	1,149,217	140,825	(114,779)	(14,065)
為替予約契約***	789,002	96,684	507,453	62,183
外国為替	49,290	6,040	15,779	1,934
当期実現純利益 / (損失)	1,987,509	243,549	408,453	50,052
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券	(1,735,314)	(212,645)	94,497	11,580
為替予約契約	(74,773)	(9,163)	(40,781)	(4,997)
外国為替	-	-	-	-
期中未実現利益 / (損失) の純変動	(1,810,087)	(221,808)	53,716	6,582
運用による純資産増加 / (減少) 額	(625,768)	(76,682)	257,713	31,580
申込み	7,669,318	939,798	5,592,421	685,295
買戻し	(11,453,219)	(1,403,477)	(9,014,801)	(1,104,674)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(3,783,901)	(463,679)	(3,422,380)	(419,378)
分配金支払	-	-	-	-
期末現在純資産	32,543,071	3,987,828	7,174,841	879,205
実現利益 / (損失) の内訳****				
有価証券売却に係る実現利益	1,149,233	140,827	-	-
有価証券売却に係る実現 (損失)	(16)	(2)	(114,779)	(14,065)
為替予約契約に係る実現利益	1,169,346	143,292	1,044,643	128,011
為替予約契約に係る実現 (損失)	(380,344)	(46,607)	(537,190)	(65,827)

** 期首現在残高は、2019年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2018年9月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、420,449,142ユーロの数字として反映された。

*** 計算の内訳については、実現利益 / (損失) の表を参照のこと。

**** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2019年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産**	13,896,754	1,522,528	174,180,870	19,083,256
収益				
銀行利息	2,847	312	28,463	3,118
収益合計	2,847	312	28,463	3,118
費用				
管理報酬	180,949	19,825	1,688,057	184,944
保管報酬	3,908	428	22,662	2,483
管理事務報酬	872	96	12,766	1,399
販売報酬	108,712	11,910	1,012,977	110,982
年次税	51	6	444	49
銀行費用およびその他の利子費用	-	-	-	-
その他の費用	11,804	1,293	165,326	18,113
費用合計	306,296	33,558	2,902,232	317,969
投資純利益 / (損失)	(303,449)	(33,246)	(2,873,769)	(314,850)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却***	(679,707)	(74,469)	7,658,194	839,032
為替予約契約***	(204,659)	(22,422)	(5,323,297)	(583,220)
外国為替	(47,561)	(5,211)	(652,947)	(71,537)
当期実現純利益 / (損失)	(931,927)	(102,102)	1,681,950	184,274
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券	(225,306)	(24,685)	2,837,694	310,898
為替予約契約	3,389	371	143,867	15,762
外国為替	-	-	(2)	(0)
期中未実現利益 / (損失) の純変動	(221,917)	(24,313)	2,981,559	326,660
運用による純資産増加 / (減少) 額	(1,457,293)	(159,661)	1,789,740	196,084
申込み	6,718,811	736,113	113,249,133	12,407,575
買戻し	(8,460,278)	(926,908)	(116,601,904)	(12,774,905)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(1,741,467)	(190,795)	(3,352,771)	(367,330)
分配金支払	-	-	(8,196,942)	(898,057)
期末現在純資産	10,697,994	1,172,072	164,420,897	18,013,953
実現利益 / (損失) の内訳****				
有価証券売却に係る実現利益	396	43	7,658,194	839,032
有価証券売却に係る実現 (損失)	(680,103)	(74,512)	-	-
為替予約契約に係る実現利益	581,083	63,663	6,710,353	735,186
為替予約契約に係る実現 (損失)	(785,742)	(86,086)	(12,033,650)	(1,318,407)

** 期首現在残高は、2019年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2018年9月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、420,449,142ユーロの数字として反映された。

*** 計算の内訳については、実現利益 / (損失) の表を参照のこと。

**** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2019年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
期首現在純資産**	7,860,650	963,244	57,559,140	6,306,179
収益				
銀行利息	4	0	10,375	1,137
収益合計	4	0	10,375	1,137
費用				
管理報酬	104,806	12,843	654,949	71,756
保管報酬	3,289	403	9,704	1,063
管理事務報酬	550	67	4,113	451
販売報酬	67,505	8,272	436,791	47,855
年次税	26	3	260	28
銀行費用およびその他の利子費用	347	43	-	-
その他の費用	7,291	893	52,385	5,739
費用合計	183,814	22,525	1,158,202	126,893
投資純利益 / (損失)	(183,810)	(22,524)	(1,147,827)	(125,756)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却***	242,053	29,661	2,340,018	256,372
為替予約契約***	214,811	26,323	68,943	7,553
外国為替	18,796	2,303	(4,220)	(462)
当期実現純利益 / (損失)	475,660	58,287	2,404,741	263,463
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券	285,638	35,002	(4,530,329)	(496,343)
為替予約契約	(23,972)	(2,938)	1,304	143
外国為替	(3)	(0)	127	14
期中未実現利益 / (損失) の純変動	261,663	32,064	(4,528,898)	(496,186)
運用による純資産増加 / (減少) 額	553,513	67,827	(3,271,984)	(358,479)
申込み	3,038,043	372,282	15,993,319	1,752,228
買戻し	(4,559,199)	(558,684)	(17,957,858)	(1,967,463)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(1,521,156)	(186,402)	(1,964,539)	(215,235)
分配金支払	(125,442)	(15,372)	(200,202)	(21,934)
期末現在純資産	6,767,565	829,297	52,122,415	5,710,532
実現利益 / (損失) の内訳****				
有価証券売却に係る実現利益	242,053	29,661	2,340,018	256,372
有価証券売却に係る実現 (損失)	-	-	-	-
為替予約契約に係る実現利益	396,725	48,615	364,589	39,944
為替予約契約に係る実現 (損失)	(181,914)	(22,292)	(295,646)	(32,391)

** 期首現在残高は、2019年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2018年9月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、420,449,142ユーロの数字として反映された。

*** 計算の内訳については、実現利益 / (損失) の表を参照のこと。

**** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2019年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BRIC・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産**	29,165,989	3,195,426	30,052,621	3,292,565
収益				
銀行利息	4,122	452	4,780	524
収益合計	4,122	452	4,780	524
費用				
管理報酬	347,263	38,046	429,463	47,052
保管報酬	5,458	598	4,869	533
管理事務報酬	2,198	241	2,236	245
販売報酬	231,667	25,381	266,711	29,221
年次税	99	11	99	11
銀行費用およびその他の利子費用	-	-	-	-
その他の費用	27,937	3,061	28,772	3,152
費用合計	614,622	67,338	732,150	80,214
投資純利益 / (損失)	(610,500)	(66,886)	(727,370)	(79,691)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却***	1,225,876	134,307	1,729,392	189,472
為替予約契約***	80,953	8,869	179,990	19,720
外国為替	(15,517)	(1,700)	(34,377)	(3,766)
当期実現純利益 / (損失)	1,291,312	141,476	1,875,005	205,426
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券	1,717,410	188,159	704,778	77,215
為替予約契約	(4,279)	(469)	(10,964)	(1,201)
外国為替	-	-	-	-
期中未実現利益 / (損失) の純変動	1,713,131	187,691	693,814	76,014
運用による純資産増加 / (減少) 額	2,393,943	262,280	1,841,449	201,749
申込み	3,324,804	364,266	8,298,961	909,234
買戻し	(5,880,590)	(644,277)	(11,563,049)	(1,266,848)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(2,555,786)	(280,012)	(3,264,088)	(357,613)
分配金支払	(806,950)	(88,409)	-	-
期末現在純資産	28,197,196	3,089,285	28,629,982	3,136,701
実現利益 / (損失) の内訳****				
有価証券売却に係る実現利益	1,225,876	134,307	1,729,969	189,535
有価証券売却に係る実現(損失)	-	-	(577)	(63)
為替予約契約に係る実現利益	372,943	40,860	903,447	98,982
為替予約契約に係る実現(損失)	(291,990)	(31,990)	(723,457)	(79,262)

** 期首現在残高は、2019年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2018年9月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、420,449,142ユーロの数字として反映された。

*** 計算の内訳については、実現利益 / (損失) の表を参照のこと。

**** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2019年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産**	6,789,558	743,864	31,382,064	3,438,219
収益				
銀行利息	1,382	151	4,943	542
収益合計	1,382	151	4,943	542
費用				
管理報酬	95,036	10,412	421,501	46,180
保管報酬	2,014	221	4,960	543
管理事務報酬	513	56	2,174	238
販売報酬	61,248	6,710	261,768	28,679
年次税	27	3	80	9
銀行費用およびその他の利子費用	-	-	-	-
その他の費用	6,561	719	28,139	3,083
費用合計	165,399	18,121	718,622	78,732
投資純利益 / (損失)	(164,017)	(17,970)	(713,679)	(78,191)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却***	235,510	25,802	2,714,204	297,368
為替予約契約***	18,439	2,020	115,720	12,678
外国為替	(3,312)	(363)	(23,873)	(2,616)
当期実現純利益 / (損失)	250,637	27,460	2,806,051	307,431
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券	106,555	11,674	(2,625,160)	(287,613)
為替予約契約	(1,093)	(120)	(2,940)	(322)
外国為替	-	-	-	-
期中未実現利益 / (損失) の純変動	105,462	11,554	(2,628,100)	(287,935)
運用による純資産増加 / (減少) 額	192,082	21,045	(535,728)	(58,694)
申込み	1,106,210	121,196	7,753,177	849,438
買戻し	(1,586,795)	(173,849)	(10,496,510)	(1,149,998)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(480,585)	(52,653)	(2,743,333)	(300,560)
分配金支払	-	-	-	-
期末現在純資産	6,501,055	712,256	28,103,003	3,078,965
実現利益 / (損失) の内訳****				
有価証券売却に係る実現利益	235,510	25,802	2,714,204	297,368
有価証券売却に係る実現 (損失)	-	-	-	-
為替予約契約に係る実現利益	86,221	9,446	620,417	67,973
為替予約契約に係る実現 (損失)	(67,782)	(7,426)	(504,697)	(55,295)

** 期首現在残高は、2019年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2018年9月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、420,449,142ユーロの数字として反映された。

*** 計算の内訳については、実現利益 / (損失) の表を参照のこと。

**** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2019年9月30日終了年度

	結合*	
	ユーロ	千円
期首現在純資産**	439,094,538	53,806,645
収益		
銀行利息	52,247	6,402
収益合計	52,247	6,402
費用		
管理報酬	4,853,302	594,724
保管報酬	70,363	8,622
管理事務報酬	31,321	3,838
販売報酬	3,026,579	370,877
年次税	1,389	170
銀行費用およびその他の利子費用	5,391	661
その他の費用	405,098	49,641
費用合計	8,393,443	1,028,533
投資純利益 / (損失)	(8,341,196)	(1,022,130)
以下に係る実現純利益 / (損失) :		
投資有価証券売却***	18,208,632	2,231,286
為替予約契約***	(2,179,578)	(267,085)
外国為替	(578,646)	(70,907)
当期実現純利益 / (損失)	15,450,408	1,893,293
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :		
投資有価証券	(2,092,630)	(256,431)
為替予約契約	(100,898)	(12,364)
外国為替	111	14
期中未実現利益 / (損失) の純変動	(2,193,417)	(268,781)
運用による純資産増加 / (減少) 額	4,915,795	602,382
申込み	171,655,684	21,034,688
買戻し	(201,746,576)	(24,722,025)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(30,090,892)	(3,687,338)
分配金支払	(8,570,572)	(1,050,238)
期末現在純資産	405,348,869	49,671,450
実現利益 / (損失) の内訳****		
有価証券売却に係る実現利益	18,947,979	2,321,885
有価証券売却に係る実現 (損失)	(739,347)	(90,600)
為替予約契約に係る実現利益	12,828,147	1,571,961
為替予約契約に係る実現 (損失)	(15,007,725)	(1,839,047)

* ユーロで表示されている運用計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2019年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1 ユーロ = 1.089869969米ドル

** 期首現在残高は、2019年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2018年9月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、420,449,142ユーロの数字として反映された。

*** 計算の内訳については、実現利益 / (損失) の表を参照のこと。

**** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

シュローダー・セレクション

統計情報

	2019年 9月30日現在の 発行済受益証券口数	2019年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格	2018年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格	2017年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ユーロ・バランス				
クラスA（ユーロ）受益証券	1,114,008 □	23.8580 ユーロ	23.4950 ユーロ	23.8350 ユーロ
クラスA（円）受益証券	279,737 □	2,097.0000 円	2,057.0000 円	2,077.0000 円
純資産合計（ユーロ）		31,562,046 ユーロ	35,148,347 ユーロ	30,141,092 ユーロ
		3,867,613 千円	4,307,078 千円	3,693,489 千円
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ユーロ・ボンド				
クラスA（ユーロ）受益証券	1,654,875 □	18.8420 ユーロ	17.4380 ユーロ	17.5250 ユーロ
クラスA（円）受益証券	289,941 □	1,512.0000 円	1,399.0000 円	1,402.0000 円
純資産合計（ユーロ）		34,906,335 ユーロ	34,052,080 ユーロ	37,284,213 ユーロ
		4,277,422 千円	4,172,742 千円	4,568,807 千円
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ユーロ・エクイティ				
クラスA（ユーロ）受益証券	974,727 □	26.4400 ユーロ	27.3330 ユーロ	27.8800 ユーロ
クラスA（円）受益証券	317,549 □	2,510.0000 円	2,575.0000 円	2,613.0000 円
純資産合計（ユーロ）		32,543,071 ユーロ	36,952,740 ユーロ	38,252,335 ユーロ
		3,987,828 千円	4,528,189 千円	4,687,441 千円
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ヨーロッパ・オポチュニティ				
クラスA（ユーロ）受益証券	255,365 □	10.6940 ユーロ	10.8780 ユーロ	11.2800 ユーロ
クラスA（円）受益証券	44,633 □	1,097.0000 円	1,109.0000 円	1,144.0000 円
クラスA（米ドル）受益証券	380,236 □	11.5460 米ドル	11.4020 米ドル	11.5420 米ドル
純資産合計（ユーロ）		7,174,841 ユーロ	10,339,508 ユーロ	4,765,987 ユーロ
		879,205 千円	1,267,003 千円	584,024 千円
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ				
コモディティ				
クラスA（米ドル）受益証券	1,181,298 □	4.5410 米ドル	5.0100 米ドル	5.0340 米ドル
クラスA（豪ドル）受益証券	674,185 □	5.1530 豪ドル	5.7480 豪ドル	5.7950 豪ドル
クラスA（ユーロ）受益証券	200,678 □	3.9810 ユーロ	4.5410 ユーロ	4.6910 ユーロ
クラスA（円）受益証券	548,936 □	417.0000 円	473.0000 円	486.0000 円
純資産合計（米ドル）		10,697,994 米ドル	13,896,754 米ドル	17,114,078 米ドル
		1,172,072 千円	1,522,528 千円	1,875,018 千円
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ				
グローバル・ハイイールド				
クラスA（米ドル）受益証券	1,922,547 □	19.6340 米ドル	18.7500 米ドル	18.6630 米ドル
クラスA（豪ドル）受益証券	2,967,352 □	23.9840 豪ドル	23.0980 豪ドル	22.9840 豪ドル
クラスA（ユーロ）受益証券	712,568 □	17.8610 ユーロ	17.6050 ユーロ	17.9550 ユーロ
クラスA（円）受益証券	514,582 □	1,798.0000 円	1,765.0000 円	1,795.0000 円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	6,047,187 □	6.1330 米ドル	6.6930 米ドル	7.5030 米ドル
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	2,689,556 □	5.2470 豪ドル	6.0130 豪ドル	6.9450 豪ドル
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	342,333 □	5.4510 ユーロ	6.2210 ユーロ	7.1940 ユーロ
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1,064,861 □	764.0000 円	852.0000 円	925.0000 円
純資産合計（米ドル）		164,420,897 米ドル	174,180,870 米ドル	206,567,540 米ドル
		18,013,953 千円	19,083,256 千円	22,631,540 千円

シュローダー・セレクション

統計情報（続き）

	2019年 9 月30日現在の 発行済受益証券口数	2019年 9 月30日現在の 受益証券 1 口当たり 純資産価格	2018年 9 月30日現在の 受益証券 1 口当たり 純資産価格	2017年 9 月30日現在の 受益証券 1 口当たり 純資産価格			
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ							
ウェルス・プリザベーション							
クラスA（ユーロ）受益証券	249,738 □	11.5510 ユーロ	1,415 円	11.0420 ユーロ	1,353 円	11.8920 ユーロ	1,457 円
クラスA（円）受益証券	142,470 □	1,030.0000 円		983.0000 円		1,056.0000 円	
クラスA（豪ドル）受益証券	57,485 □	10.9650 豪ドル	839 円	10.2570 豪ドル	785 円	10.7840 豪ドル	825 円
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	127,627 □	5.6820 ユーロ	696 円	5.7840 ユーロ	709 円	6.6000 ユーロ	809 円
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	255,506 □	464.0000 円		532.0000 円		617.0000 円	
クラスA（米ドル）受益証券	54,182 □	10.3260 米ドル	1,131 円	9.5750 米ドル	1,049 円	10.0600 米ドル	1,102 円
純資産合計（ユーロ）		6,767,565 ユーロ	829,297 千円	7,860,650 ユーロ	963,244 千円	9,900,172 ユーロ	1,213,167 千円
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ							
イールド・エクイティ							
クラスA（米ドル）受益証券	1,335,976 □	15.2950 米ドル	1,676 円	16.2620 米ドル	1,782 円	15.3380 米ドル	1,680 円
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	1,098,408 □	24.7550 豪ドル	1,894 円	24.6100 豪ドル	1,883 円	21.3620 豪ドル	1,635 円
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	183,186 □	22.6190 ユーロ	2,772 円	22.6230 ユーロ	2,772 円	20.8980 ユーロ	2,561 円
クラスA（円）受益証券	205,923 □	1,325.0000 円		1,445.0000 円		1,393.0000 円	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	308,824 □	9.7770 米ドル	1,071 円	10.7130 米ドル	1,174 円	10.3900 米ドル	1,138 円
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	51,512 □	19.9990 豪ドル	1,530 円	20.1930 豪ドル	1,545 円	17.8040 豪ドル	1,362 円
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	35,859 □	18.4500 ユーロ	2,261 円	18.7650 ユーロ	2,299 円	17.6180 ユーロ	2,159 円
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	239,796 □	834.0000 円		964.0000 円		929.0000 円	
純資産合計（米ドル）		52,122,415 米ドル	5,710,532 千円	57,559,140 米ドル	6,306,179 千円	46,584,691 米ドル	5,103,819 千円
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ							
アジア・ボンド							
クラスA（米ドル）受益証券	1,316,728 □	13.6900 米ドル	1,500 円	12.6290 米ドル	1,384 円	12.9040 米ドル	1,414 円
クラスA（円）受益証券	324,585 □	1,029.0000 円		978.0000 円		1,022.0000 円	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1,195,858 □	4.3070 米ドル	472 円	4.4330 米ドル	486 円	5.0090 米ドル	549 円
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	481,103 □	433.0000 円		466.0000 円		521.0000 円	
純資産合計（米ドル）		28,197,196 米ドル	3,089,285 千円	29,165,989 米ドル	3,195,426 千円	34,490,721 米ドル	3,778,803 千円
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ							
B R I C ・エクイティ							
クラスA（米ドル）受益証券	1,208,140 □	17.6280 米ドル	1,931 円	16.6740 米ドル	1,827 円	16.2810 米ドル	1,784 円
クラスA（円）受益証券	506,579 □	1,563.0000 円		1,516.0000 円		1,513.0000 円	
純資産合計（米ドル）		28,629,982 米ドル	3,136,701 千円	30,052,621 米ドル	3,292,565 千円	33,193,069 米ドル	3,636,633 千円
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ							
エマージング・ボンド							
クラスA（米ドル）受益証券	401,289 □	14.3950 米ドル	1,577 円	14.0320 米ドル	1,537 円	14.9100 米ドル	1,634 円
クラスA（円）受益証券	72,191 □	1,084.0000 円		1,087.0000 円		1,182.0000 円	
純資産合計（米ドル）		6,501,055 米ドル	712,256 千円	6,789,558 米ドル	743,864 千円	8,440,857 米ドル	924,780 千円

シュローダー・セレクション

統計情報（続き）

	2019年 9 月30日現在の 発行済受益証券口数	2019年 9 月30日現在の 受益証券 1 口当たり 純資産価格	2018年 9 月30日現在の 受益証券 1 口当たり 純資産価格	2017年 9 月30日現在の 受益証券 1 口当たり 純資産価格			
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ							
クラス A（米ドル）受益証券	549,537 口	42.7760 米ドル	4,687 円	43.8940 米ドル	4,809 円	42.0280 米ドル	4,605 円
クラス A（円）受益証券	141,160 口	3,516.0000 円		3,696.0000 円		3,613.0000 円	
純資産合計（米ドル）		28,103,003 米ドル	3,078,965 千円	31,382,064 米ドル	3,438,219 千円	27,986,288 米ドル	3,066,178 千円

[次へ](#)

シュローダー・セレクション

運用成績一覧表

（未監査）

サブ・ファンド* / クラス	設定日	1 年間 (%)	2 年間 (%)	3 年間 (%)	設定来 (%)
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス					
クラス A（ユーロ）受益証券	2002年12月23日	1.55	0.10	10.64	138.58
クラス A（円）受益証券	2002年12月23日	1.94	0.96	12.08	109.70
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド					
クラス A（ユーロ）受益証券	2002年12月23日	8.05	7.51	4.80	88.42
クラス A（円）受益証券	2002年12月23日	8.08	7.85	5.37	51.20
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ					
クラス A（ユーロ）受益証券	2002年12月23日	(3.27)	(5.16)	14.67	164.40
クラス A（円）受益証券	2002年12月23日	(2.52)	(3.94)	16.96	151.00
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ					
クラス A（ユーロ）受益証券	2016年 4 月12日	(1.69)	(5.20)	7.50	6.94
クラス A（円）受益証券	2016年 4 月12日	(1.08)	(4.11)	9.26	9.70
クラス A（米ドル）受益証券	2016年 4 月12日	1.26	0.03	15.15	15.46
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ					
クラス A（米ドル）受益証券	2010年 3 月31日	(9.36)	(9.79)	(14.42)	(54.59)
クラス A（豪ドル）受益証券	2010年 3 月31日	(10.35)	(11.08)	(15.22)	(48.47)
クラス A（ユーロ）受益証券	2010年 3 月31日	(12.33)	(15.14)	(21.01)	(60.19)
クラス A（円）受益証券	2010年 3 月31日	(11.84)	(14.20)	(19.96)	(58.30)
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド					
クラス A（米ドル）受益証券	2009年 5 月28日	4.71	5.20	13.80	96.34
クラス A（豪ドル）受益証券	2009年 5 月28日	3.84	4.35	13.74	139.84
クラス A（ユーロ）受益証券	2009年 5 月28日	1.45	(0.52)	5.68	78.61
クラス A（円）受益証券	2009年 5 月28日	1.87	0.17	6.64	79.80
クラス A 毎月分配型（米ドル）受益証券	2010年 3 月31日	4.70	5.21	13.81	100.21
クラス A 毎月分配型（豪ドル）受益証券	2010年 3 月31日	3.80	4.32	13.69	142.25
クラス A 毎月分配型（ユーロ）受益証券	2010年 3 月31日	1.46	(0.49)	5.69	79.86
クラス A 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2010年 3 月31日	(0.26)	1.24	21.55	119.73

* 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、費用を控除し税金を加算した分配金が調整された純資産ベース（ビット・トゥ・ビット）である。過去の運用成績は、将来の成績や受益証券の価格に対する信頼性のある指標となるものではなく、そこから生じる収益は増減する可能性があり、また、投資家は投資元本額を取り戻せないことがある。

シュローダー・セレクション

運用成績一覧表（続き）

（未監査）

サブ・ファンド* / クラス	設定日	1 年間 (%)	2 年間 (%)	3 年間 (%)	設定来 (%)
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション					
クラス A（ユーロ）受益証券	2005年 9 月30日	4.61	(2.87)	(4.56)	15.51
クラス A（円）受益証券	2005年 9 月30日	4.78	(2.46)	(3.92)	3.00
クラス A（豪ドル）受益証券	2013年 7 月 1 日	6.90	1.68	2.27	68.27
クラス A 毎月分配型（ユーロ）受益証券	2005年 9 月30日	4.61	(2.88)	(4.56)	15.51
クラス A 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2005年 9 月30日	(6.22)	(13.91)	(0.62)	(0.40)
クラス A（米ドル）受益証券	2013年 7 月 1 日	7.84	2.64	2.55	26.11
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ					
クラス A（米ドル）受益証券	2006年 7 月31日	(5.95)	(0.28)	22.09	52.95
クラス A（豪ドル ヘッジなし）受益証券	2010年 3 月31日	0.59	15.88	38.27	73.02
クラス A（ユーロ ヘッジなし）受益証券	2010年 3 月31日	(0.02)	8.24	25.19	78.71
クラス A（円）受益証券	2006年 7 月31日	(8.30)	(4.88)	15.12	32.50
クラス A 毎月分配型（米ドル）受益証券	2006年 7 月31日	(5.93)	(0.28)	22.09	52.97
クラス A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	2010年 3 月31日	0.59	15.88	38.26	72.66
クラス A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	2010年 3 月31日	(0.02)	8.24	25.20	78.32
クラス A 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2006年 7 月31日	(10.43)	(4.07)	30.25	43.98
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド					
クラス A（米ドル）受益証券	2004年 5 月 6 日	8.40	6.09	6.45	36.90
クラス A（円）受益証券	2004年 5 月 6 日	5.21	0.68	(0.48)	2.90
クラス A 毎月分配型（米ドル）受益証券	2004年12月 1 日	8.41	6.11	6.46	36.68
クラス A 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2004年12月 1 日	3.42	2.07	13.66	33.86
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ					
クラス A（米ドル）受益証券	2006年 7 月31日	5.72	8.27	35.17	76.28
クラス A（円）受益証券	2006年 7 月31日	3.10	3.30	27.07	56.30
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド					
クラス A（米ドル）受益証券	2004年 5 月 6 日	2.59	(3.45)	(0.63)	43.95
クラス A（円）受益証券	2004年 5 月 6 日	(0.28)	(8.29)	(7.11)	8.40

* 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、費用を控除し税金を加算した分配金が調整された純資産ベース（ビット・トゥ・ビット）である。過去の運用成績は、将来の成績や受益証券の価格に対する信頼性のある指標となるものではなく、そこから生じる収益は増減する可能性があり、また、投資家は投資元本額を取り戻せないことがある。

シュローダー・セレクション

運用成績一覧表（続き）

（未監査）

サブ・ファンド* / クラス	設定日	1 年間 (%)	2 年間 (%)	3 年間 (%)	設定来 (%)
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ					
クラス A（米ドル）受益証券	2004年 5 月 6 日	(2.55)	1.78	27.66	327.76
クラス A（円）受益証券	2004年 5 月 6 日	(4.87)	(2.68)	20.33	251.60

* 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、費用を控除し税金を加算した分配金が調整された純資産ベース（ビット・トゥ・ビット）である。過去の運用成績は、将来の成績や受益証券の価格に対する信頼性のある指標となるものではなく、そこから生じる収益は増減する可能性があり、また、投資家は投資元本額を取り戻せないことがある。

総経費率（「T E R」）

2019年9月30日終了年度

ファンド名		クラス A (%)	クラス A ヘッジあり (%)
シュローダー・セレクト	ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	2.12	2.12
シュローダー・セレクト	ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	1.37	1.37
シュローダー・セレクト	ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	2.47	2.47
シュローダー・セレクト	ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ	2.48	2.49
シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ コモディティ	2.53	2.54
シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	1.72	1.72
シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	2.45	2.45
シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	2.12	2.12
シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	2.12	2.12
シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	2.47	2.47
シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	2.42	2.43
シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	2.47	2.47

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

2019年9月30日現在

ファンド

ファンドは、ルクセンブルグの2010年12月17日法（「2010年法」）のパート の規定により規制される投資信託としての要件を充足する。

ファンドは、設定日である2002年12月20日から無期限で設立されており、各サブ・ファンドについて、複数のクラス受益証券の追加発行が可能である。

クラス受益証券

投資可能なクラス受益証券は下記に表示される。

サブ・ファンドクラス受益証券*

シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・バランス	クラスA（ユーロ）受益証券
			クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・ボンド	クラスA（ユーロ）受益証券
			クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ		クラスA（ユーロ）受益証券
ユーロ・エクイティ			クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ		クラスA（ユーロ）受益証券
ヨーロピアン・オポチュニティ			クラスA（円）受益証券
			クラスA（米ドル）受益証券
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ	コモディティ	クラスA（米ドル）受益証券
			クラスA（豪ドル）受益証券
			クラスA（ユーロ）受益証券
			クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ		クラスA（米ドル）受益証券
グローバル・ハイイールド			クラスA（豪ドル）受益証券
			クラスA（ユーロ）受益証券
			クラスA（円）受益証券
			クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券
			クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券
			クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券
			クラスA 毎月分配型（円
			ヘッジなし）受益証券

サブ・ファンド

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ
ウェルス・プリザベーション

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ
イールド・エクイティ

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
アジア・ボンド

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
B R I C ・エクイティ

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
エマージング・ボンド

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
グレーター・チャイナ・エクイティ

クラス受益証券*

クラスA（ユーロ）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA（豪ドル）受益証券
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券
クラスA 毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券
クラスA 毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券
クラスA 毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（円）受益証券

* 基準通貨建のクラスおよび「ヘッジなし」の記載があるクラスを除くすべてのクラスは、ヘッジありのクラスである。

日本円建てまたは豪ドル建てによるファンドのすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に関して、サブ・ファンドの投資対象ファンドへの投資は、ユーロまたは米ドルにより行われる。通常の状況下において、ファンドは受領したすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券を投資目的でユーロまたは米ドルに転換し、また、受益者が受益証券の買戻しを行う時に、適宜ユーロまたは米ドルをすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に転換する。かかる通貨換算に関して発生する費用は、各サブ・ファンドのすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に按分して配分される。

さらに、投資対象ファンドが、特定のクラス受益証券の基準通貨建てではない証券または通貨を保有する限り、かかるクラス受益証券の評価価格は、現地通貨の当該クラス受益証券の基準通貨に対する当該通貨の価値により影響される。

管理会社は、すべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券のユーロまたは米ドルに対するリスクへのヘッジを提供することを意図した技法および手段を採用することができる。管理会社は、為替リスクに対するヘッジを試みるが、すべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券の評価価格が日本円または豪ドルのユーロまたは米ドルに対する価値により影響されないという保証はない。円建ておよび豪ドル建てクラス受益証券は、当該ヘッジ技法に関連するあらゆる費用を別々に負担する。当該ヘッジ取引の結果として各クラス受益証券に生じるすべての利益または損失は、関連クラス受益証券に帰するものとされる。

当初販売手数料および販売報酬

受益証券	当初販売手数料および販売報酬
クラスA 受益証券および クラスA 毎月分配型受益証券	1口当たり純資産価格の6.25%を上限とする当初販売手数料が課される。販売報酬は発生しない。

最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額

サブ・ファンド名	最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ	すべてのクラス受益証券に関する、最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、1,000ユーロまたは100,000円である。
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロピアン・オポチュニティ	すべてのクラス受益証券に関する、最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、1,000米ドル、1,000ユーロ、または100,000円である。
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ	すべてのクラス受益証券に関する、最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、3,000米ドル、3,000ユーロ、3,000豪ドルまたは500,000円である。
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ	すべてのクラス受益証券に関する、最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、3,000米ドルまたは500,000円である。

上記の限度は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

会計方針

重要な会計方針の要約

本財務書類は、継続企業の前提に基づき、集団投資スキームに関するルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成および表示されている。

純資産価額

1口当たり純資産価格の計算

各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格（「純資産価格」）は、各取引日に、当該クラスの通貨建てで計算される。各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額（当該クラスの資産から負債を控除した額に比例する金額）を、当該クラスの当該時点での発行口数で割ることにより計算される。

資産総額の評価に適用される規則に係るさらなる詳細は、現行の目論見書に記載されている。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

ファンド資産の評価

手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、上記の通り宣言または発生したが受領されていない現金配当および利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されない場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社がその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額となる。）を除き、その全額とみなされる。

サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。いずれの証券取引所においても取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、前述の段落において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。

オープン・エンド型投資信託の受益証券は、最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。

その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。

ファンドの創立費（印刷費、旅費等の費用、法的費用を含む。）は、5年を超えない期間にわたり償却される。基準通貨建てではないすべての資産および負債は、評価時点またはその近い時点の当該通貨の外国為替市場の実勢レートを参考に換算されるものとする。

基準通貨建てではない投資対象の取得原価、収入および支出は、取引日における優勢な為替レートにより換算されている。これらの項目の取引により生じる為替差損益は、運用結果の決定において考慮される。

スイング・プライシング調整

ファンドは、現金流入または流出を受け入れるために投資運用会社が証券取引を行う場合に生じる取引費用およびその他の費用を反映しない価格でファンドの受益証券を投資家が売買するため、受益証券1口当たり純資産価格の希薄化を被る可能性がある。この影響に対抗するために、ファンドの投資主の利益を保護するためにスイング・プライシングの仕組みを採用することができる。いかなる評価日においても、ファンドの受益証券の純取引の総額が、管理会社によって定期的に決定され検討される、あらかじめ定められた基準を上回る場合、1口当たり純資産価格は、それぞれ、純流入および純流出を反映して上方または下方に調整することができる。純流入と純流出は、1口当たり純資産価格の計算時に入手可能な直近の情報に基づき、管理会社が決定する。価格調整の範囲は、取引費用およびその他の費用を反映するように、管理会社によって設定される。このような調整は、本来の1口当たり純資産価格の2%を超えないものとする。

投資有価証券売却に係る実現損益

投資有価証券売却に係る実現損益は、通常、平均原価ベースで決定され、取引費用を含む。

為替予約契約

未決済の為替予約契約は、当該契約の満期に適用される先渡交換レートを参照し、純資産計算日における最終入手可能価格で評価された。未実現利益／（損失）は、結合純資産計算書の「為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）」において表示されている。

報酬および費用

保管報酬および管理事務報酬

保管受託銀行およびファンド事務代行会社は、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、ファンドの純資産から、提供された関連サービスに対する報酬を毎月受領する権利を有する。

管理報酬

管理会社は、ファンドの各サブ・ファンドの純資産額から報酬を受領する権利を有する。報酬は、毎月支払われる。対象年度中のレートは、以下に表示される。

サブ・ファンド			クラス A	クラス A ヘッジあり
シュローダー・セレクト	ユーロ・シリーズ	ユーロ・バランス	1.20%	-
シュローダー・セレクト	ユーロ・シリーズ	ユーロ・ボンド	0.95%	-
シュローダー・セレクト ティ	ユーロ・シリーズ	ユーロ・エクイ	1.45%	-
シュローダー・セレクト ヨーロッパ・オポチュニティ	ユーロ・シリーズ		1.45%	1.45%
シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ	コモディティ	1.50%	-
シュローダー・セレクト グローバル・ハイイールド	グローバル・シリーズ		1.15%	-
シュローダー・セレクト ウェルス・プリザベーション	グローバル・シリーズ		1.40%	-
シュローダー・セレクト エクイティ	グローバル・シリーズ	イールド・	1.20%	-
シュローダー・セレクト アジア・ボンド	ニューマーケット・シリーズ		1.20%	-
シュローダー・セレクト BRIC・エクイティ	ニューマーケット・シリーズ		1.45%	-
シュローダー・セレクト エマージング・ボンド	ニューマーケット・シリーズ		1.40%	-
シュローダー・セレクト グレート・チャイナ・エクイティ	ニューマーケット・シリーズ		1.45%	-

年率0.05%の代行協会員報酬は、管理報酬より支払われる。

これらの報酬は、管理会社の裁量により一部放棄されることがある。

シュローダー・セレクト ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドについては、当面、管理報酬と（以下に定義される）受益者サービス報酬の年率合計を1.25%とするため、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

シュローダー・セレクト グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドについては、当面、管理報酬と（以下に定義される）受益者サービス報酬の年率合計を1.60%とするため、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンドまたはシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズにかかるすべての原資産は、管理報酬が発生しないIクラスまたはXクラスであることに留意のこと。

受益者サービス報酬

管理会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイは、ファンドのすべてのサブ・ファンドの純資産額から受益者サービス報酬を受領する権利を有する。報酬は、毎月支払われる。料率の上限は、以下に表示される。

サブ・ファンド	受益者サービス報酬
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	0.80%
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	0.65%
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	0.90%
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロピアン・オポチュニティ	0.90%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ	0.90%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	0.75%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	0.90%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	0.80%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	0.80%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	0.90%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	0.90%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	0.90%

これらの報酬は、管理会社の裁量により一部放棄されることがある。シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドおよびシュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドのサブ・ファンドの報酬については、管理報酬に関する項を参照のこと。

税制

ルクセンブルグの法律に基づき、各サブ・ファンドは、その純資産額に対して課せられる、年率0.05%の資本税の対象である。かかる税金は、四半期毎に後払いで、当該四半期末のサブ・ファンドの純資産額に基づいて計算され、支払われる。しかしながら、かかる資本税がすでに支払われた他のルクセンブルグの投資信託に対して投資されたサブ・ファンドの純資産額に対しては、いかなる資本税も課せられない。

現金担保の再投資

取引相手方リスク軽減目的において、ヘッジクラス受益証券に関連した通貨ヘッジ取引を行うファンドは、取引相手方から日次ベースで現金担保を支払うかまたは受領することにより、為替予約取引の残存期間にわたってエクスポージャーを軽減する。

投資運用会社は、ファンドの投資目的に沿った通貨ヘッジに関連し、取引相手方から受領した現金担保を再投資することができる。

為替予約契約の満期日に受領したまたは支払った担保は、純資産計算書の「担保未収金 / 未払金」において表示されている。

取引費用の開示

取引費用としては、ブローカーへの手数料および譲渡性のある有価証券の売買に関する税金がある。サブ・ファンドは、その純資産を名義書換事務代行会社を通じて、他のルクセンブルグのアンブレラ型投資信託、すなわち譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託であるシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンドまたは投資信託であるシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ（「投資先ファンド」）のいずれかに投資するため、保管報酬は常にゼロで表示される。したがって、ブローカー手数料は、いずれのサブ・ファンドに対しても課せられていない。

為替レート

2019年9月30日現在の財務書類において、ユーロで合算された合計の計算に使用された為替レートは、1ユーロ = 1.089869969米ドルである。

サブ・ファンドに関する変更

対象年度中の各サブ・ファンドの購入および販売の総額を明記したリストは、管理会社の登記上の事務所において、請求することにより無償で入手できる。

後発事象

財務書類の承認日現在、重要な後発事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表

2019年9月30日現在

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス

投資明細表							
投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)			
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券							
集団投資スキーム - UCITS							
産業							
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド・クラスIACC ^(a)	ユーロ	522,659	14,182,212	44.94			
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ・クラスIACC ^(a)	ユーロ	326,015	17,114,030	54.22			
			31,296,242	99.16			
集団投資スキーム - UCITS 合計			31,296,242	99.16			
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			31,296,242	99.16			
投資有価証券合計			31,296,242	99.16			
現金			328,316	1.04			
その他の資産 / (負債)			(62,512)	(0.20)			
純資産合計			31,562,046	100.00			
為替予約契約							
購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	586,407,096	ユーロ	4,975,649	2019年10月31日	H S B C	5,411	0.02
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						5,411	0.02
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						5,411	0.02
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	1,107	日本円	130,642	2019年10月31日	H S B C	(3)	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(3)	-
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(3)	-
為替予約契約に係る未実現純利益 - 資産						5,408	0.02

(a) 2019年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2019年9月30日現在

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド

投資明細表							
投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)			
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券							
集団投資スキーム - UCITS							
産業							
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド・クラスIACC ^(a)	ユーロ	1,280,067	34,734,283	99.51			
			34,734,283	99.51			
集団投資スキーム - UCITS 合計			34,734,283	99.51			
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			34,734,283	99.51			
投資有価証券合計			34,734,283	99.51			
現金			355,401	1.02			
その他の資産 / (負債)			(183,349)	(0.53)			
純資産合計			34,906,335	100.00			
為替予約契約							
購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	447,966,413	ユーロ	3,800,931	2019年10月31日	H S B C	4,185	0.01
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						4,185	0.01
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						4,185	0.01
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	75,082	日本円	8,899,353	2019年10月31日	H S B C	(511)	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(511)	-
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(511)	-
為替予約契約に係る未実現純利益 - 資産						3,674	0.01

(a) 2019年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2019年9月30日現在

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ

投資明細表							
投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)			
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券							
集団投資スキーム - UCITS							
産業							
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ・クラスI A c c ^(a)	ユーロ	614,887	32,278,231	99.19			
			32,278,231	99.19			
集団投資スキーム - UCITS 合計			32,278,231	99.19			
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			32,278,231	99.19			
投資有価証券合計			32,278,231	99.19			
現金			334,935	1.03			
その他の資産 / (負債)			(70,095)	(0.22)			
純資産合計			32,543,071	100.00			
為替予約契約							
購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	807,986,961	ユーロ	6,855,778	2019年10月31日	H S B C	7,425	0.02
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						7,425	0.02
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						7,425	0.02
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	126,458	日本円	14,925,507	2019年10月31日	H S B C	(323)	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(323)	-
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(323)	-
為替予約契約に係る未実現純利益 - 資産						7,102	0.02

(a) 2019年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2019年9月30日現在

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ ヨーロピアン・オポチュニティ・クラスI A c c (a)	ユーロ	55,975	7,117,013	99.19
			7,117,013	99.19
集団投資スキーム - UCITS 合計			7,117,013	99.19
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			7,117,013	99.19
投資有価証券合計			7,117,013	99.19
現金			65,826	0.92
その他の資産 / (負債)			(7,998)	(0.11)
純資産合計			7,174,841	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	49,914,348	ユーロ	423,514	2019年10月31日	H S B C	468	0.01
米ドル	4,475,350	ユーロ	4,066,367	2019年10月31日	H S B C	30,397	0.42
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						30,865	0.43
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						30,865	0.43
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	9,373	日本円	1,106,197	2019年10月31日	H S B C	(23)	-
ユーロ	87,876	米ドル	96,714	2019年10月31日	H S B C	(657)	(0.01)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(680)	(0.01)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(680)	(0.01)
為替予約契約に係る未実現純利益 - 資産						30,185	0.42

(a) 2019年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2019年9月30日現在

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ

投資明細表							
投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)			
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券							
集団投資スキーム - UCITS							
投資信託							
シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンド・クラスXACC (a)	米ドル	132,345	10,618,183	99.25			
			10,618,183	99.25			
集団投資スキーム - UCITS 合計			10,618,183	99.25			
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			10,618,183	99.25			
投資有価証券合計			10,618,183	99.25			
現金			105,455	0.99			
その他の資産 / (負債)			(25,644)	(0.24)			
純資産合計			10,697,994	100.00			
為替予約契約							
購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
米ドル	40,243	豪ドル	59,474	2019年10月31日	H S B C	46	-
米ドル	15,593	ユーロ	14,210	2019年10月31日	H S B C	69	-
米ドル	37,886	日本円	4,077,071	2019年10月31日	H S B C	55	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						170	-
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						170	-
受益証券クラスヘッジ							
豪ドル	3,551,566	米ドル	2,406,154	2019年10月31日	H S B C	(5,744)	(0.06)
ユーロ	817,194	米ドル	899,466	2019年10月31日	H S B C	(6,754)	(0.06)
日本円	233,975,733	米ドル	2,185,057	2019年10月31日	H S B C	(13,960)	(0.13)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(26,458)	(0.25)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(26,458)	(0.25)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(26,288)	(0.25)

(a) 2019年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2019年9月30日現在

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券				
集団投資スキーム - UCITS				
産業				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ グローバル・ハイイールド・クラス I A c c ^(a)	米ドル	2,821,198	163,170,627	99.24
			163,170,627	99.24
集団投資スキーム - UCITS 合計			163,170,627	99.24
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			163,170,627	99.24
投資有価証券合計			163,170,627	99.24
現金			2,119,270	1.29
その他の資産 / (負債)			(869,000)	(0.53)
純資産合計			164,420,897	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
米ドル	2,164	豪ドル	3,181	2019年10月31日	H S B C	15	-
米ドル	9,281	ユーロ	8,403	2019年10月31日	H S B C	102	-
N A Vヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						117	-
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						117	-
受益証券クラスヘッジ							
豪ドル	85,598,492	米ドル	57,995,086	2019年10月31日	H S B C	(141,321)	(0.09)
ユーロ	14,660,888	米ドル	16,137,278	2019年10月31日	H S B C	(121,561)	(0.07)
日本円	929,000,235	米ドル	8,675,942	2019年10月31日	H S B C	(55,601)	(0.03)
N A Vヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(318,483)	(0.19)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(318,483)	(0.19)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(318,366)	(0.19)

(a) 2019年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2019年9月30日現在

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券				
集団投資スキーム - UCITS				
産業				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ウェルス・プリザベーション・クラスI A c c ^(a)	ユーロ	266,830	6,708,751	99.13
			6,708,751	99.13
集団投資スキーム - UCITS 合計			6,708,751	99.13
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			6,708,751	99.13
投資有価証券合計			6,708,751	99.13
現金			78,327	1.16
その他の資産 / (負債)			(19,513)	(0.29)
純資産合計			6,767,565	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
豪ドル	634,602	ユーロ	390,824	2019年10月31日	H S B C	1,804	0.02
日本円	148,345,162	ユーロ	1,258,704	2019年10月31日	H S B C	1,369	0.02
米ドル	563,165	ユーロ	511,672	2019年10月31日	H S B C	3,853	0.06
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						7,026	0.10
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						7,026	0.10
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	4,240	日本円	500,912	2019年10月31日	H S B C	(15)	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(15)	-
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(15)	-
為替予約契約に係る未実現純利益 - 資産						7,011	0.10

(a) 2019年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2019年9月30日現在

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券				
集団投資スキーム - UCITS				
産業				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ グローバル・エクイティ・イールド・クラス I A c c (a)	米ドル	213,778	51,441,501	98.69
			51,441,501	98.69
集団投資スキーム - UCITS 合計			51,441,501	98.69
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			51,441,501	98.69
投資有価証券合計			51,441,501	98.69
現金			836,309	1.61
その他の資産 / (負債)			(155,395)	(0.30)
純資産合計			52,122,415	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
米ドル	68,673	日本円	7,364,030	2019年10月31日	H S B C	341	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						341	-
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						341	-
受益証券クラスヘッジ							
日本円	280,325,268	米ドル	2,617,907	2019年10月31日	H S B C	(16,725)	(0.03)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(16,725)	(0.03)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(16,725)	(0.03)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(16,384)	(0.03)

(a) 2019年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2019年9月30日現在

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

投資明細表							
投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)			
承認されたU C I T Sまたはその他の投資信託の受益証券							
集団投資スキーム - U C I T S							
産業							
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ アジア・ボンド・トータル・リターン・クラス I A c c (a)	米ドル	1,473,689	27,976,826	99.22			
			27,976,826	99.22			
集団投資スキーム - U C I T S 合計			27,976,826	99.22			
承認されたU C I T Sまたはその他の投資信託の受益証券合計			27,976,826	99.22			
投資有価証券合計			27,976,826	99.22			
現金			241,388	0.85			
その他の資産 / (負債)			(21,018)	(0.07)			
純資産合計			28,197,196	100.00			
為替予約契約							
購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	336,068,304	米ドル	3,138,489	2019年10月31日	H S B C	(20,058)	(0.07)
米ドル	4,407	日本円	475,408	2019年10月31日	H S B C	(5)	-
N A Vヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(20,063)	(0.07)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(20,063)	(0.07)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(20,063)	(0.07)

(a) 2019年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2019年9月30日現在

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認された U C I T S またはその他の投資信託の受益証券				
集団投資スキーム - U C I T S				
産業				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ B R I C (ブラジル・ロシア・インド・中国)・ クラス I A c c ^(a)	米ドル	87,883	28,490,480	99.51
			28,490,480	99.51
集団投資スキーム - U C I T S 合計			28,490,480	99.51
承認された U C I T S またはその他の投資信託の受益証券合計			28,490,480	99.51
投資有価証券合計			28,490,480	99.51
現金			310,616	1.08
その他の資産 / (負債)			(171,114)	(0.59)
純資産合計			28,629,982	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
米ドル	196,600	日本円	21,067,280	2019年10月31日	H S B C	1,113	-
N A V ヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						1,113	-
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						1,113	-
受益証券クラスヘッジ							
日本円	817,144,403	米ドル	7,631,165	2019年10月31日	H S B C	(48,752)	(0.17)
N A V ヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(48,752)	(0.17)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(48,752)	(0.17)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(47,639)	(0.17)

(a) 2019年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2019年9月30日現在

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券				
集団投資スキーム - UCITS				
産業				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ エマージング・マーケット・デット・アプソルート・リターン・ クラスI Acc ^(a)	米ドル	165,084	6,457,622	99.33
			6,457,622	99.33
集団投資スキーム - UCITS 合計			6,457,622	99.33
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			6,457,622	99.33
投資有価証券合計			6,457,622	99.33
現金			58,517	0.90
その他の資産 / (負債)			(15,084)	(0.23)
純資産合計			6,501,055	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
米ドル	1,075	日本円	114,859	2019年10月31日	H S B C	10	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						10	-
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						10	-
受益証券クラスヘッジ							
日本円	78,606,647	米ドル	734,093	2019年10月31日	H S B C	(4,690)	(0.07)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(4,690)	(0.07)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(4,690)	(0.07)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(4,680)	(0.07)

(a) 2019年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2019年9月30日現在

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ

投資明細表							
投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)			
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券							
集団投資スキーム - UCITS							
産業							
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ グレーター・チャイナ・クラスIACC (a)	米ドル	328,022	27,908,327	99.31			
			27,908,327	99.31			
集団投資スキーム - UCITS 合計			27,908,327	99.31			
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			27,908,327	99.31			
投資有価証券合計			27,908,327	99.31			
現金			284,669	1.01			
その他の資産 / (負債)			(89,993)	(0.32)			
純資産合計			28,103,003	100.00			
為替予約契約							
購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
米ドル	127,085	日本円	13,632,846	2019年10月31日	H S B C	584	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						584	-
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						584	-
受益証券クラスヘッジ							
日本円	515,939,094	米ドル	4,818,263	2019年10月31日	H S B C	(30,782)	(0.11)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(30,782)	(0.11)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(30,782)	(0.11)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(30,198)	(0.11)

(a) 2019年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

Combined Statement of Net Assets
as at 30 September 2019

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Opportunities EUR	Schroder Selection Global Series - Commodity USD
ASSETS					
Investments in securities at cost	22,855,148	25,273,298	25,074,148	6,941,232	12,565,020
Unrealised gain/(loss) *	8,441,094	9,460,985	7,204,083	175,781	(1,946,837)
Investments in securities at market value	31,296,242	34,734,283	32,278,231	7,117,013	10,618,183
Cash at bank and at brokers	328,316	355,401	334,935	65,826	105,455
Collateral receivable	17,264	15,286	19,776	939	1,482
Receivables on subscriptions	-	244,439	-	-	-
Receivables on investments sold	-	48	8,819	-	38,815
Interest receivable	-	-	-	-	120
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	5,411	4,185	7,425	30,865	170
Other assets	-	-	-	-	-
TOTAL ASSETS	31,647,233	35,353,642	32,649,186	7,214,643	10,764,225
LIABILITIES					
Collateral payable	-	-	-	-	-
Payables on redemptions	-	-	8,906	-	-
Payables on investments purchased	9,898	385,857	9,901	19,797	9,898
Interest payable	116	130	121	26	-
Management fees payable	32,038	23,687	39,890	8,701	13,869
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	3	511	323	680	26,458
Other liabilities	43,132	37,122	46,974	10,598	16,006
TOTAL LIABILITIES	85,187	447,307	106,115	39,802	66,231
TOTAL NET ASSETS	31,562,046	34,906,335	32,543,071	7,174,841	10,697,994
UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT					
Unrealised appreciation on investments	8,441,094	9,460,985	7,204,083	175,781	-
Unrealised (depreciation) on investments	-	-	-	-	(1,946,837)

* Please refer to the table Unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Net Assets
as at 30 September 2019 (cont)

	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD
ASSETS					
Investments in securities at cost	139,674,514	6,015,935	45,029,314	19,940,166	20,348,916
Unrealised gain/(loss) *	23,496,113	692,816	6,412,187	8,036,660	8,141,564
Investments in securities at market value	163,170,627	6,708,751	51,441,501	27,976,826	28,490,480
Cash at bank and at brokers	2,119,270	78,327	836,309	241,388	310,616
Collateral receivable	-	1,997	7,999	11,022	13,590
Receivables on subscriptions	192,305	116	2,028	-	-
Receivables on investments sold	588,550	4,198	300,511	59,871	63,375
Interest receivable	1,856	-	660	313	360
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	117	7,026	341	-	1,113
Other assets	-	-	127	-	-
TOTAL ASSETS	166,072,725	6,800,415	52,589,476	28,289,420	28,879,534
LIABILITIES					
Collateral payable	51,545	-	-	-	-
Payables on redemptions	124,487	4,238	303,651	4,398	54,011
Payables on investments purchased	818,810	10,012	22,163	-	67,851
Interest payable	-	29	-	-	-
Management fees payable	140,376	8,300	52,952	28,919	36,283
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	318,483	15	16,725	20,063	48,752
Other liabilities	198,127	10,256	71,570	38,844	42,655
TOTAL LIABILITIES	1,651,828	32,850	467,061	92,224	249,552
TOTAL NET ASSETS	164,420,897	6,767,565	52,122,415	28,197,196	28,629,982
UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT					
Unrealised appreciation on investments	23,496,113	692,816	6,412,187	8,036,660	8,141,564
Unrealised (depreciation) on investments	-	-	-	-	-

* Please refer to the table Unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Net Assets
as at 30 September 2019 (cont)

	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Combined ** EUR
ASSETS			
Investments in securities at cost	5,157,476	18,051,304	325,423,818
Unrealised gain/(loss) *	1,300,146	9,857,023	76,711,872
Investments in securities at market value	6,457,622	27,908,327	402,135,690
Cash at bank and at brokers	58,517	284,669	4,792,801
Collateral receivable	3,596	6,975	96,243
Receivables on subscriptions	-	-	422,863
Receivables on investments sold	3,270	9,899	989,595
Interest receivable	71	325	3,400
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	10	584	57,054
Other assets	-	-	117
TOTAL ASSETS	6,523,086	28,210,779	408,497,763
LIABILITIES			
Collateral payable	-	-	47,294
Payables on redemptions	-	-	459,571
Payables on investments purchased	-	-	1,278,430
Interest payable	-	-	422
Management fees payable	7,752	35,556	402,290
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	4,690	30,782	429,063
Other liabilities	9,589	41,438	531,824
TOTAL LIABILITIES	22,031	107,776	3,148,894
TOTAL NET ASSETS	6,501,055	28,103,003	405,348,869
UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT			
Unrealised appreciation on investments	1,300,146	9,857,023	78,498,174
Unrealised (depreciation) on investments	-	-	(1,786,302)

* Please refer to the table Unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

** For the total of the Statement of Net Assets, which has been presented in Euro, assets and liabilities stated in currencies other than Euro have been converted at the following exchange rate ruling as at 30 September 2019: 1 Euro = 1.089869969 US Dollar.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and
Change in Net Assets as at 30 September 2019

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series-European Opportunities EUR	Schroder Selection Global Series - Commodity USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR **	35,148,347	34,052,080	36,952,740	10,339,508	13,896,754
INCOME					
Bank interest	10	7	-	7	2,847
TOTAL INCOME	10	7	-	7	2,847
EXPENSES					
Management fees	381,388	275,016	470,533	119,106	180,949
Depositary fees	5,682	5,046	5,189	2,000	3,908
Administration fees	2,351	2,641	2,384	574	872
Distribution fees	254,394	154,810	292,182	74,057	108,712
Taxe d'abonnement	117	116	112	45	51
Bank and other interest expenses	1,414	1,648	1,387	595	-
Other expenses	30,674	33,183	31,403	8,086	11,804
TOTAL EXPENSES	676,020	472,460	803,190	204,463	306,296
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(676,010)	(472,453)	(803,190)	(204,456)	(303,449)
Net realised gain/(loss) on:					
Sale of investments ***	1,398,921	1,565,052	1,149,217	(114,779)	(679,707)
Forward currency exchange contracts ***	571,190	384,310	789,002	507,453	(204,659)
Currency exchange	33,959	20,870	49,290	15,779	(47,561)
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	2,004,070	1,970,232	1,987,509	408,453	(931,927)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:					
Investments	(464,820)	1,575,624	(1,735,314)	94,497	(225,306)
Forward currency exchange contracts	(49,332)	(30,663)	(74,773)	(40,781)	3,389
Currency exchange	-	(1)	-	-	-
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	(514,152)	1,544,960	(1,810,087)	53,716	(221,917)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS					
Subscriptions	813,908	3,042,739	(625,768)	257,713	(1,457,293)
Redemptions	5,703,887	6,107,905	7,669,318	5,592,421	6,718,811
Redemptions	(10,104,096)	(8,296,389)	(11,453,219)	(9,014,801)	(8,460,278)
Increase/(decrease) in net assets as a result of movements in share capital	(4,400,209)	(2,188,484)	(3,783,901)	(3,422,380)	(1,741,467)
Dividend distributions	-	-	-	-	-
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	31,562,046	34,906,335	32,543,071	7,174,841	10,697,994
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT ****					
Realised gains on securities sold	1,398,921	1,565,052	1,149,233	-	396
Realised (losses) on securities sold	-	-	(16)	(114,779)	(680,103)
Realised gains on forward currency exchange contracts	821,678	551,532	1,169,346	1,044,643	581,083
Realised (losses) on forward currency exchange contracts	(250,488)	(167,222)	(380,344)	(537,190)	(785,742)

** The opening balance was combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2019. The same net assets combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2018 reflected a figure of EUR 420,449,142.

*** Please refer to the table Realised gains/(losses) for the calculation split.

**** The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and
Change in Net Assets as at 30 September 2019 (cont)

	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR **	174,180,870	7,860,650	57,559,140	29,165,989	30,052,621
INCOME					
Bank interest	28,463	4	10,375	4,122	4,780
TOTAL INCOME	28,463	4	10,375	4,122	4,780
EXPENSES					
Management fees	1,688,057	104,806	654,949	347,263	429,463
Depositary fees	22,662	3,289	9,704	5,458	4,869
Administration fees	12,766	550	4,113	2,198	2,236
Distribution fees	1,012,977	67,505	436,791	231,667	266,711
Taxe d'abonnement	444	26	260	99	99
Bank and other interest expenses	-	347	-	-	-
Other expenses	165,326	7,291	52,385	27,937	28,772
TOTAL EXPENSES	2,902,232	183,814	1,158,202	614,622	732,150
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(2,873,769)	(183,810)	(1,147,827)	(610,500)	(727,370)
Net realised gain/(loss) on:					
Sale of investments ***	7,658,194	242,053	2,340,018	1,225,876	1,729,392
Forward currency exchange contracts ***	(5,323,297)	214,811	68,943	80,953	179,990
Currency exchange	(652,947)	18,796	(4,220)	(15,517)	(34,377)
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	1,681,950	475,660	2,404,741	1,291,312	1,875,005
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:					
Investments	2,837,694	285,638	(4,530,329)	1,717,410	704,778
Forward currency exchange contracts	143,867	(23,972)	1,304	(4,279)	(10,964)
Currency exchange	(2)	(3)	127	-	-
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	2,981,559	261,663	(4,528,898)	1,713,131	693,814
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	1,789,740	553,513	(3,271,984)	2,393,943	1,841,449
Subscriptions	113,249,133	3,038,043	15,993,319	3,324,804	8,298,961
Redemptions	(116,601,904)	(4,559,199)	(17,957,858)	(5,880,590)	(11,563,049)
Increase/(decrease) in net assets as a result of movements in share capital	(3,352,771)	(1,521,156)	(1,964,539)	(2,555,786)	(3,264,088)
Dividend distributions	(8,196,942)	(125,442)	(200,202)	(806,950)	-
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	164,420,897	6,767,565	52,122,415	28,197,196	28,629,982
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT ****					
Realised gains on securities sold	7,658,194	242,053	2,340,018	1,225,876	1,729,969
Realised (losses) on securities sold	-	-	-	-	(577)
Realised gains on forward currency exchange contracts	6,710,353	396,725	364,589	372,943	903,447
Realised (losses) on forward currency exchange contracts	(12,033,650)	(181,914)	(295,646)	(291,990)	(723,457)

** The opening balance was combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2019. The same net assets combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2018 reflected a figure of EUR 420,449,142.

*** Please refer to the table Realised gains/(losses) for the calculation split.

**** The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and
Change in Net Assets as at 30 September 2019 (cont)

	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Combined * EUR
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR **	6,789,558	31,382,064	439,094,538
INCOME			
Bank interest	1,382	4,943	52,247
TOTAL INCOME	1,382	4,943	52,247
EXPENSES			
Management fees	95,036	421,501	4,853,302
Depositary fees	2,014	4,960	70,363
Administration fees	513	2,174	31,321
Distribution fees	61,248	261,768	3,026,579
Taxe d'abonnement	27	80	1,389
Bank and other interest expenses	-	-	5,391
Other expenses	6,561	28,139	405,098
TOTAL EXPENSES	165,399	718,622	8,393,443
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(164,017)	(713,679)	(8,341,196)
Net realised gain/(loss) on:			
Sale of investments ***	235,510	2,714,204	18,208,632
Forward currency exchange contracts ***	18,439	115,720	(2,179,578)
Currency exchange	(3,312)	(23,873)	(578,646)
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	250,637	2,806,051	15,450,408
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:			
Investments	106,555	(2,625,160)	(2,092,630)
Forward currency exchange contracts	(1,093)	(2,940)	(100,898)
Currency exchange	-	-	111
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	105,462	(2,628,100)	(2,193,417)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	192,082	(535,728)	4,915,795
Subscriptions	1,106,210	7,753,177	171,655,684
Redemptions	(1,586,795)	(10,496,510)	(201,746,576)
Increase/(decrease) in net assets as a result of movements in share capital	(480,585)	(2,743,333)	(30,090,892)
Dividend distributions	-	-	(8,570,572)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	6,501,055	28,103,003	405,348,869
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT ****			
Realised gains on securities sold	235,510	2,714,204	18,947,979
Realised (losses) on securities sold	-	-	(739,347)
Realised gains on forward currency exchange contracts	86,221	620,417	12,828,147
Realised (losses) on forward currency exchange contracts	(67,782)	(504,697)	(15,007,725)

* For the total of the Statement of Operations, which has been presented in Euro, assets and liabilities stated in currencies other than Euro have been converted at the following exchange rate ruling as at 30 September 2019: 1 Euro = 1.089869969 US Dollar.

** The opening balance was combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2019. The same net assets combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2018 reflected a figure of EUR 420,449,142.

*** Please refer to the table Realised gains/(losses) for the calculation split.

**** The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statistical Information

	Shares outstanding as at 30 September 2019	NAV per share as at 30 September 2019	NAV per share as at 30 September 2018	NAV per share as at 30 September 2017
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced				
Class A Dis	1,114,008	23.8580	23.4950	23.8350
Class A Dis JPY	279,737	2,097.0000	2,057.0000	2,077.0000
TOTAL NET ASSETS IN EUR		31,562,046	35,148,347	30,141,092
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond				
Class A Dis	1,654,875	18.8420	17.4380	17.5250
Class A Dis JPY	289,941	1,512.0000	1,399.0000	1,402.0000
TOTAL NET ASSETS IN EUR		34,906,335	34,052,080	37,284,213
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity				
Class A Dis	974,727	26.4400	27.3330	27.8800
Class A Dis JPY	317,549	2,510.0000	2,575.0000	2,613.0000
TOTAL NET ASSETS IN EUR		32,543,071	36,952,740	38,252,335
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities				
Class A Dis	255,365	10.6940	10.8780	11.2800
Class A Dis JPY	44,633	1,097.0000	1,109.0000	1,144.0000
Class A Dis USD	380,236	11.5460	11.4020	11.5420
TOTAL NET ASSETS IN EUR		7,174,841	10,339,508	4,765,987
Schroder Selection Global Series - Commodity				
Class A Dis	1,181,298	4.5410	5.0100	5.0340
Class A Dis AUD	674,185	5.1530	5.7480	5.7950
Class A Dis EUR	200,678	3.9810	4.5410	4.6910
Class A Dis JPY	548,936	417.0000	473.0000	486.0000
TOTAL NET ASSETS IN USD		10,697,994	13,896,754	17,114,078
Schroder Selection Global Series - Global High Yield				
Class A Dis	1,922,547	19.6340	18.7500	18.6630
Class A Dis AUD	2,967,352	23.9840	23.0980	22.9840
Class A Dis EUR	712,568	17.8610	17.6050	17.9550
Class A Dis JPY	514,582	1,798.0000	1,765.0000	1,795.0000
Class A Dis Monthly Income	6,047,187	6.1330	6.6930	7.5030
Class A Dis Monthly Income AUD	2,689,556	5.2470	6.0130	6.9450
Class A Dis Monthly Income EUR	342,333	5.4510	6.2210	7.1940
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1,064,861	764.0000	852.0000	925.0000
TOTAL NET ASSETS IN USD		164,420,897	174,180,870	206,567,540
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR				
Class A Dis	249,738	11.5510	11.0420	11.8920
Class A Dis JPY	142,470	1,030.0000	983.0000	1,056.0000
Class A Dis AUD	57,485	10.9650	10.2570	10.7840
Class A Dis Monthly Income	127,627	5.6820	5.7840	6.6000
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	255,506	464.0000	532.0000	617.0000
Class A Dis USD	54,182	10.3260	9.5750	10.0600
TOTAL NET ASSETS IN EUR		6,767,565	7,860,650	9,900,172

Statistical Information (cont)

	Shares outstanding as at 30 September 2019	NAV per share as at 30 September 2019	NAV per share as at 30 September 2018	NAV per share as at 30 September 2017
Schroder Selection Global Series - Yield Equity				
Class A Dis	1,335,976	15.2950	16.2620	15.3380
Class A Dis AUD Unhedged	1,098,408	24.7550	24.6100	21.3620
Class A Dis EUR Unhedged	183,186	22.6190	22.6230	20.8980
Class A Dis JPY	205,923	1,325.0000	1,445.0000	1,393.0000
Class A Dis Monthly Income	308,824	9.7770	10.7130	10.3900
Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	51,512	19.9990	20.1930	17.8040
Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	35,859	18.4500	18.7650	17.6180
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	239,796	834.0000	964.0000	929.0000
TOTAL NET ASSETS IN USD		52,122,415	57,559,140	46,584,691
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond				
Class A Dis	1,316,728	13.6900	12.6290	12.9040
Class A Dis JPY	324,585	1,029.0000	978.0000	1,022.0000
Class A Dis Monthly Income	1,195,858	4.3070	4.4330	5.0090
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	481,103	433.0000	466.0000	521.0000
TOTAL NET ASSETS IN USD		28,197,196	29,165,989	34,490,721
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity				
Class A Dis	1,208,140	17.6280	16.6740	16.2810
Class A Dis JPY	506,579	1,563.0000	1,516.0000	1,513.0000
TOTAL NET ASSETS IN USD		28,629,982	30,052,621	33,193,069
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond				
Class A Dis	401,289	14.3950	14.0320	14.9100
Class A Dis JPY	72,191	1,084.0000	1,087.0000	1,182.0000
TOTAL NET ASSETS IN USD		6,501,055	6,789,558	8,440,857
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity				
Class A Dis	549,537	42.7760	43.8940	42.0280
Class A Dis JPY	141,160	3,516.0000	3,696.0000	3,613.0000
TOTAL NET ASSETS IN USD		28,103,003	31,382,064	27,986,288

[次へ](#)

Appendix II - Fund Performance (Unaudited)

Sub-Fund */Class	Launch Date	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced					
Class A Dis	23 December 2002	1.55	0.10	10.64	138.58
Class A Dis JPY	23 December 2002	1.94	0.96	12.08	109.70
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond					
Class A Dis	23 December 2002	8.05	7.51	4.80	88.42
Class A Dis JPY	23 December 2002	8.08	7.85	5.37	51.20
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity					
Class A Dis	23 December 2002	(3.27)	(5.16)	14.67	164.40
Class A Dis JPY	23 December 2002	(2.52)	(3.94)	16.96	151.00
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities					
Class A Dis	12 April 2016	(1.69)	(5.20)	7.50	6.94
Class A Dis JPY	12 April 2016	(1.08)	(4.11)	9.26	9.70
Class A Dis USD	12 April 2016	1.26	0.03	15.15	15.46
Schroder Selection Global Series - Commodity					
Class A Dis	31 March 2010	(9.36)	(9.79)	(14.42)	(54.59)
Class A Dis AUD	31 March 2010	(10.35)	(11.08)	(15.22)	(48.47)
Class A Dis EUR	31 March 2010	(12.33)	(15.14)	(21.01)	(60.19)
Class A Dis JPY	31 March 2010	(11.84)	(14.20)	(19.96)	(58.30)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield					
Class A Dis	28 May 2009	4.71	5.20	13.80	96.34
Class A Dis AUD	28 May 2009	3.84	4.35	13.74	139.84
Class A Dis EUR	28 May 2009	1.45	(0.52)	5.68	78.61
Class A Dis JPY	28 May 2009	1.87	0.17	6.64	79.80
Class A Dis Monthly Income	31 March 2010	4.70	5.21	13.81	100.21
Class A Dis Monthly Income AUD	31 March 2010	3.80	4.32	13.69	142.25
Class A Dis Monthly Income EUR	31 March 2010	1.46	(0.49)	5.69	79.86
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	31 March 2010	(0.26)	1.24	21.55	119.73
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR					
Class A Dis	30 September 2005	4.61	(2.87)	(4.56)	15.51
Class A Dis JPY	30 September 2005	4.78	(2.46)	(3.92)	3.00
Class A Dis AUD	1 July 2013	6.90	1.68	2.27	68.27
Class A Dis Monthly Income	30 September 2005	4.61	(2.88)	(4.56)	15.51
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	30 September 2005	(6.22)	(13.91)	(0.62)	(0.40)
Class A Dis USD	1 July 2013	7.84	2.64	2.55	26.11
Schroder Selection Global Series - Yield Equity					
Class A Dis	31 July 2006	(5.95)	(0.28)	22.09	52.95
Class A Dis AUD Unhedged	31 March 2010	0.59	15.88	38.27	73.02
Class A Dis EUR Unhedged	31 March 2010	(0.02)	8.24	25.19	78.71

* All fund performance data are on a NAV to NAV basis (Bid to Bid), adjusted for dividends, net of expenses and gross of taxes. Past performance is not a reliable indicator of future results, prices of units and the income from them may fall as well as rise and investors may not get back the amount originally invested.

Appendix II - Fund Performance (Unaudited)

(cont)

Sub-Fund */Class	Launch Date	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection Global Series - Yield Equity (cont)					
Class A Dis JPY	31 July 2006	(8.30)	(4.88)	15.12	32.50
Class A Dis Monthly Income	31 July 2006	(5.93)	(0.28)	22.09	52.97
Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	31 March 2010	0.59	15.88	38.26	72.66
Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	31 March 2010	(0.02)	8.24	25.20	78.32
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	31 July 2006	(10.43)	(4.07)	30.25	43.98
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond					
Class A Dis	6 May 2004	8.40	6.09	6.45	36.90
Class A Dis JPY	6 May 2004	5.21	0.68	(0.48)	2.90
Class A Dis Monthly Income	1 December 2004	8.41	6.11	6.46	36.68
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1 December 2004	3.42	2.07	13.66	33.86
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity					
Class A Dis	31 July 2006	5.72	8.27	35.17	76.28
Class A Dis JPY	31 July 2006	3.10	3.30	27.07	56.30
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond					
Class A Dis	6 May 2004	2.59	(3.45)	(0.63)	43.95
Class A Dis JPY	6 May 2004	(0.28)	(8.29)	(7.11)	8.40
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity					
Class A Dis	6 May 2004	(2.55)	1.78	27.66	327.76
Class A Dis JPY	6 May 2004	(4.87)	(2.68)	20.33	251.60

* All fund performance data are on a NAV to NAV basis (Bid to Bid), adjusted for dividends, net of expenses and gross of taxes. Past performance is not a reliable indicator of future results, prices of units and the income from them may fall as well as rise and investors may not get back the amount originally invested.

Total Expense Ratio (the “ TER ”)
for the Year Ended 30 September 2019

Fund Name	A %	A Hedged %
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	2.12	2.12
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	1.37	1.37
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	2.47	2.47
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	2.48	2.49
Schroder Selection Global Series - Commodity	2.53	2.54
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	1.72	1.72
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	2.45	2.45
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	2.12	2.12
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	2.12	2.12
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	2.47	2.47
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	2.42	2.43
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	2.47	2.47

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

Notes to the Financial Statements

as at 30 September 2019

The Fund

The Fund qualifies as an undertaking for collective investment (UCI) regulated by the provisions of Part II of the Luxembourg law of 17 December 2010, as amended, regarding undertaking for collective investment (the '2010 law').

The Fund has been established for an undetermined period from the date of inception 20 December 2002, and may further issue several classes of units in each sub-fund.

Classes of Units

The classes of units available for investment are shown below:

Sub-Funds	Classes of Units *
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	Class A Dis Class A Dis JPY Class A Dis USD
Schroder Selection Global Series - Commodity	Class A Dis Class A Dis AUD Class A Dis EUR Class A Dis JPY
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	Class A Dis Class A Dis AUD Class A Dis EUR Class A Dis JPY Class A Dis Monthly Income Class A Dis Monthly Income AUD Class A Dis Monthly Income EUR Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	Class A Dis Class A Dis JPY Class A Dis AUD Class A Dis Monthly Income Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged Class A Dis USD
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	Class A Dis Class A Dis AUD Unhedged Class A Dis EUR Unhedged Class A Dis JPY Class A Dis Monthly Income Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged

* Please note that with the exception of base currency classes and those that mention "unhedged", all other classes are hedged.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2019 (cont)

Sub-Funds	Classes of Units *
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	Class A Dis Class A Dis JPY Class A Dis Monthly Income Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	Class A Dis Class A Dis JPY

In respect of all non base currency Classes of the Fund, denominated in Japanese Yen or Australian Dollar, the investments of the sub-funds in the Underlying Fund will be in either Euro or US Dollar. Under normal circumstances the Fund converts all non base currency Classes it receives into Euro or US Dollar for investment purposes, and converts the Euro or US Dollar into all non base currency Classes or as appropriate when a unit holder repurchases units. Any costs incurred in respect of such currency conversions will be allocated on a pro rata basis across all non base currency Classes of the relevant sub-fund.

Furthermore, as long as the Underlying Fund holds securities or currencies denominated in a currency other than the denomination of a particular Class, the value of such Class may be affected by the value of the local currency relative to the currency in which that Class is denominated.

The Management Company may employ techniques and instruments intended to provide protection against the exposure of all non base currency Classes to Euro or US Dollar. While the Management Company will attempt to hedge against this currency exposure, there can be no guarantee that the value of all non base currency Classes will not be affected by the value of Japanese Yen relative or Australian Dollar to Euro or US Dollar. The JPY and AUD Classes will separately bear any expenses in connection with such hedging techniques. All gains or losses which may be made by any Class as a result of such hedging transactions shall accrue to the relevant Class of Units.

* Please note that with the exception of base currency classes and those that mention "unhedged", all other classes are hedged.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2019 (cont)

Initial and Distribution Charges

Units	Initial and Distribution Charges
A Units and A Monthly Income Units	Subject to an Initial Charge of up to 6.25% of the NAV per Unit. There are no Distribution Charges.

Minimum Purchase Amount, Minimum Additional Purchase Amount and Minimum Holding Amount

Sub-fund name	Minimum subscription, additional subscription and holding amount
Schroder Selection EURO Series	For all Classes, the minimum amounts for subscriptions, additional subscriptions and holdings are EUR 1,000 or JPY 100,000
Schroder Selection EURO Series European Opportunities	For all Classes, the minimum amounts for subscriptions, additional subscriptions and holdings are USD 1,000, EUR 1,000 or JPY 100,000
Schroder Selection Global Series	For all Classes, the minimum amounts for subscriptions, additional subscriptions and holdings are USD 3,000, EUR 3,000, AUD 3,000 or JPY 500,000
Schroder Selection New Market Series	For all Classes, the minimum amounts for subscriptions, additional subscriptions and holdings are USD 3,000 or JPY 500,000

The Limits stated above may be waived at the discretion of the Management Company.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2019 (cont)

Accounting Policies

Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared and presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg for collective investment schemes on a going concern basis.

Net Asset Value

Calculation of Net Asset Value per Unit

The Net Asset Value (' NAV ') per unit of each class is calculated on each Dealing Day in the currency of the relevant class. It is calculated by dividing the NAV attributable to each class, being the proportionate value of its assets less its liabilities, by the number of units of such class then in issue.

Further details on rules that apply in valuing total assets can be found in the current prospectus.

The assets of each sub-fund are invested for the exclusive benefit of the unitholders of the corresponding sub-fund and the assets of a specific subfund are solely accountable for the liabilities, commitments and obligations of that sub-fund.

Valuation of the Assets of the Fund

The value of any cash in hand or on deposit, bills and demand notes and accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof, unless in any case the same is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Management Company may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof.

Where the investments of a sub-fund are both listed on a stock exchange and dealt in by market makers outside the stock exchange on which the investments are listed, then the Management Company determines the principal market for the investments in question and they are valued at the latest available price in that market. Securities which are not quoted or dealt in on any stock exchange but which are dealt in on any other regulated market are valued in such a manner as near as possible to that described in the previous paragraph.

Units or shares in open-ended undertakings for collective investment are valued on the basis of the latest reported NAV. The latest reported NAV may be adjusted in order to reflect market movements since the report date in accordance with adjustment methods as determined by the Management Company.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2019 (cont)

All other assets and liabilities are valued at their respective fair values as determined in good faith by the Management Company in accordance with generally accepted valuation principles and procedures.

The expenses of establishing the Fund, including printing costs, travel and other expenses, and legal fees, are written off over a period not exceeding five years. All assets and liabilities not expressed in the currency of denomination are translated therein by reference to the market rates prevailing in the foreign exchange market for the relevant currency at or about the time of the valuation.

Cost of investments, income and expenditure denominated in currencies other than the currency of denomination have been translated at the exchange rate ruling on the day of transaction. The exchange gain or loss from the transaction of these items is taken into account in the determination of the results of operations.

Swing Pricing Adjustment

A Fund may suffer dilution of the Net Asset Value per Share due to investors buying or selling Shares in a Fund at a price that does not reflect the dealing and other costs that arise when security trades are undertaken by the Investment Manager to accommodate cash inflows or outflows. In order to counter this impact, a Swing Pricing mechanism may be adopted to protect the interests of Shareholders of the Fund. If on any Valuation Date, the aggregate net transactions in Shares of a Fund exceed a pre-determined threshold, as determined and reviewed for each Fund on a periodic basis by the Management Company, the Net Asset Value per Share may be adjusted upwards or downwards to reflect net inflows and net outflows respectively. The net inflows and net outflows will be determined by the Management Company based on the latest available information at the time of calculation of the Net Asset Value per Share. The extent of the price adjustment will be set by the Management Company to reflect dealing and other costs. Such adjustment will not exceed 2% of the original Net Asset Value per Share.

Realised Gains and Losses on Sales of Investments in Securities

Realised gains and losses on sales of investments in securities are usually determined on the average cost basis and include transactions costs.

Forward Currency Exchange Contracts

Outstanding forward currency exchange contracts were valued at the last available price at NAV calculation day by reference to the forward rate of exchange applicable to the maturity of the contracts. The unrealised gain/(loss) are shown in the Combined Statement of Net Assets under 'Net unrealised gain/(loss) on forward currency exchange contracts'.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2019 (cont)

Fees and Expenses

Custodian and Administration fees

The Custodian and fund administrator are entitled to fees for related services rendered in accordance with common practice in Luxembourg, payable monthly, out of the net assets of the Fund.

Management Fee

The Management Company is entitled to a fee out of the NAV of all the sub-funds of the Fund. The fees are payable monthly. The rates for the period under review are shown below:

Sub-Fund Name/Share Class	A %	A Hedged %
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	1.20	-
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	0.95	-
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	1.45	-
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	1.45	1.45
Schroder Selection Global Series - Commodity	1.50	-
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	1.15	-
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	1.40	-
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	1.20	-
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	1.20	-
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	1.45	-
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	1.40	-
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	1.45	-

The Agent Company Fee of 0.05% p.a. is paid from the Management Fee.

These fees may be partially waived at the discretion of the Management Company.

In respect of Schroder Selection EURO Series - EURO Bond, the Management Company waives a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee (as hereinafter defined), so that the total annual rate of these fees shall be 1.25% p.a. for the time being.

In respect of Schroder Selection Global Series - Global High Yield, the Management Company waives a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee (as hereinafter defined), so that the total annual rate of these fees shall be 1.60% p.a. for the time being.

Please note that all underlying investments into Schroder ISF or Schroder AS are in I or X classes which bear no management fees.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2019 (cont)

Unitholder Service Fee

The Management Company, Schroder Investment Management (Europe) S.A., is entitled to a Unitholder Service Fee out of the NAV of all the sub-funds of the Fund. The fees are payable monthly. The maximum rates are shown below:

Sub-Fund	Unitholder Service Fee
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	0.80%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	0.65%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	0.90%
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	0.90%
Schroder Selection Global Series - Commodity	0.90%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	0.75%
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	0.90%
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	0.80%
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	0.80%
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	0.90%
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	0.90%
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	0.90%

These fees may be partially waived at the discretion of the Management Company. Please see the Management Fee section regarding the fee for Schroder Selection EURO Series - EURO Bond and Schroder Selection Global Series - Global High Yield sub-funds.

Taxation

Under Luxembourg law, each sub-fund is liable to a capital tax on its net assets at an annual rate of 0.05%. This tax is calculated and payable quarterly in arrears on the basis of the net assets of the sub-fund at the end of the relevant quarter. However, no capital tax is payable on the portion of the net assets of a sub-fund invested in other Luxembourg undertakings for collective investment which have already paid this capital tax.

Cash Collateral Reinvestment

For the purpose of counterparty risk mitigation, Funds with currency hedging transactions related to hedged share classes will pay or receive cash collateral on a daily basis from the counterparty, thus reducing their exposure over the duration of the forward contract.

Investment Manager may reinvest the cash collateral received from the counterparty in connection with currency hedging, in line with the investment objectives of the fund.

Collateral receivable or payable at the maturity date of the forward contracts are shown in the Statement of Net Assets as 'Collateral Receivable/Payable'.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2019 (cont)

Disclosure of Transactions Costs

The transaction costs are broker commission fees and taxes related to the purchase and sale of transferable securities. They will always show the figure of zero as the sub-funds invest their net assets in other Luxembourg umbrella funds, either Schroder ISF, an undertaking for collective investment in transferable securities, or Schroder AS an undertaking for collective investment (the “Underlying Funds”) through their transfer agent. Therefore no broker fees are charged for any sub-funds.

Exchange Rate

The exchange rate used for the calculation of the combined total in EUR of the financial Statement as at 30 September 2019 is: 1 Euro = 1.089869969 US Dollar.

Changes in the Sub-funds

A list specifying the total purchases and sales which took place during the period under review for each sub-fund may be obtained free of charge, upon request, at the registered office of the Management Company.

Subsequent Events

As at the date of the approval of the Financial Statements, there were no significant subsequent events.

Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced
Schedule of Investments as at 30 September 2019

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets	Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings					Total Collective Investment Schemes - UCITS				
Collective Investment Schemes - UCITS									
Industrials					Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Schroder ISF Euro Bond - Class I Acc (a)	EUR	522,659	14,182,212	44.94					
Schroder ISF Euro Equity - Class I Acc (a)	EUR	326,015	17,114,030	54.22	Total Investments				
			31,296,242	99.16	Cash				
					Other assets/(liabilities)				
					Total Net assets				

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	586,407,096	EUR	4,975,649	31/10/2019	HSBC	5,411	0.02
Unrealised Gain on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						5,411	0.02
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						5,411	0.02
Unit Class Hedging							
EUR	1,107	JPY	130,642	31/10/2019	HSBC	(3)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(3)	-
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(3)	-
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						5,408	0.02

(a) The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2019 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schroder Selection EURO Series - EURO Bond

Schedule of Investments as at 30 September 2019

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets	Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings					Total Collective Investment Schemes - UCITS				
Collective Investment Schemes - UCITS									
Industrials					Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Schroder ISF Euro Bond - Class I									
Acc ^(a)	EUR	1,280,067	34,734,283	99.51	Total Investments				
			34,734,283	99.51	Cash				
					Other assets/(liabilities)				
					Total Net assets				

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	447,966,413	EUR	3,800,931	31/10/2019	HSBC	4,185	0.01
Unrealised Gain on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						4,185	0.01
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						4,185	0.01
Unit Class Hedging							
EUR	75,082	JPY	8,899,353	31/10/2019	HSBC	(511)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(511)	-
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(511)	-
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						3,674	0.01

(a) The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2019 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schroder Selection EURO Series - EURO Equity
Schedule of Investments as at 30 September 2019

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets	Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings					Total Collective Investment Schemes - UCITS				
Collective Investment Schemes - UCITS									
Industrials					Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Schroder ISF Euro Equity - Class I									
Acc ^(a)	EUR	614,887	32,278,231	99.19	Total Investments				
			32,278,231	99.19	Cash				
					Other assets/(liabilities)				
					Total Net assets				

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	807,986,961	EUR	6,855,778	31/10/2019	HSBC	7,425	0.02
Unrealised Gain on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						7,425	0.02
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						7,425	0.02
Unit Class Hedging							
EUR	126,458	JPY	14,925,507	31/10/2019	HSBC	(323)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(323)	-
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(323)	-
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						7,102	0.02

(a) The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2019 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schroder Selection EURO Series - European Opportunities

Schedule of Investments as at 30 September 2019

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets	Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings					Total Collective Investment Schemes - UCITS				
Collective Investment Schemes - UCITS					Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Investment Funds					Total Investments				
Schroder ISF European Opportunities - Class					Cash				
I Acc (a)					Other assets/(liabilities)				
	EUR	55,975	7,117,013	99.19	Total Net assets				
			7,117,013	99.19					

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	49,914,348	EUR	423,514	31/10/2019	HSBC	468	0.01
USD	4,475,350	EUR	4,066,367	31/10/2019	HSBC	30,397	0.42
Unrealised Gain on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						30,865	0.43
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						30,865	0.43
Unit Class Hedging							
EUR	9,373	JPY	1,106,197	31/10/2019	HSBC	(23)	-
EUR	87,876	USD	96,714	31/10/2019	HSBC	(657)	(0.01)
Unrealised Loss on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(680)	(0.01)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(680)	(0.01)
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						30,185	0.42

(a) The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2019 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schroder Selection Global Series - Commodity
Schedule of Investments as at 30 September 2019

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets	Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings					Total Collective Investment Schemes - UCITS			10,618,183	99.25
Collective Investment Schemes - UCITS					Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings			10,618,183	99.25
Investment Funds					Total Investments			10,618,183	99.25
Schroder AS Commodity Fund - Class X Acc ^(a)	USD	132,345	10,618,183	99.25	Cash			105,455	0.99
			10,618,183	99.25	Other assets/(liabilities)			(25,644)	(0.24)
					Total Net assets			10,697,994	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
USD	40,243	AUD	59,474	31/10/2019	HSBC	46	-
USD	15,593	EUR	14,210	31/10/2019	HSBC	69	-
USD	37,886	JPY	4,077,071	31/10/2019	HSBC	55	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						170	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						170	-
Unit Class Hedging							
AUD	3,551,566	USD	2,406,154	31/10/2019	HSBC	(5,744)	(0.06)
EUR	817,194	USD	899,466	31/10/2019	HSBC	(6,754)	(0.06)
JPY	233,975,733	USD	2,185,057	31/10/2019	HSBC	(13,960)	(0.13)
Unrealised Loss on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(26,458)	(0.25)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(26,458)	(0.25)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(26,288)	(0.25)

(a) The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2019 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schroder Selection Global Series - Global High Yield

Schedule of Investments as at 30 September 2019

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets	Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings					Total Collective Investment Schemes - UCITS				
Collective Investment Schemes - UCITS					Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Industrials									
Schroder ISF Global High Yield - Class I					Total Investments				
Acc ^(a)					Cash				
	USD	2,821,198	163,170,627	99.24	Other assets/(liabilities)				
			163,170,627	99.24	Total Net assets				

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
USD	2,164	AUD	3,181	31/10/2019	HSBC	15	-
USD	9,281	EUR	8,403	31/10/2019	HSBC	102	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						117	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						117	-
Unit Class Hedging							
AUD	85,598,492	USD	57,995,086	31/10/2019	HSBC	(141,321)	(0.09)
EUR	14,660,888	USD	16,137,278	31/10/2019	HSBC	(121,561)	(0.07)
JPY	929,000,235	USD	8,675,942	31/10/2019	HSBC	(55,601)	(0.03)
Unrealised Loss on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(318,483)	(0.19)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(318,483)	(0.19)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(318,366)	(0.19)

(a) The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2019 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR

Schedule of Investments as at 30 September 2019

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets	Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings					Total Collective Investment Schemes - UCITS				
Collective Investment Schemes - UCITS					Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Industrials									
Schroder ISF Wealth Preservation - Class I Acc (a)					Total Investments				
	EUR	266,830	6,708,751	99.13				6,708,751	99.13
			6,708,751	99.13				78,327	1.16
								(19,513)	(0.29)
					Total Net assets				
								6,767,565	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
AUD	634,602	EUR	390,824	31/10/2019	HSBC	1,804	0.02
JPY	148,345,162	EUR	1,258,704	31/10/2019	HSBC	1,369	0.02
USD	563,165	EUR	511,672	31/10/2019	HSBC	3,853	0.06
Unrealised Gain on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						7,026	0.10
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						7,026	0.10
Unit Class Hedging							
EUR	4,240	JPY	500,912	31/10/2019	HSBC	(15)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(15)	-
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(15)	-
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						7,011	0.10

(a) The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2019 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schroder Selection Global Series - Yield Equity

Schedule of Investments as at 30 September 2019

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Industrials				
Schroder ISF Global Equity Yield - Class I Acc (a)	USD	213,778	51,441,501	98.69
			51,441,501	98.69

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Total Collective Investment Schemes - UCITS				
			51,441,501	98.69
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
			51,441,501	98.69
Total Investments				
			51,441,501	98.69
Cash				
			836,309	1.61
Other assets/(liabilities)				
			(155,395)	(0.30)
Total Net assets				
			52,122,415	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
USD	68,673	JPY	7,364,030	31/10/2019	HSBC	341	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						341	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						341	-
Unit Class Hedging							
JPY	280,325,268	USD	2,617,907	31/10/2019	HSBC	(16,725)	(0.03)
Unrealised Loss on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(16,725)	(0.03)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(16,725)	(0.03)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(16,384)	(0.03)

(a) The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2019 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schroder Selection New Market Series - Asian Bond

Schedule of Investments as at 30 September 2019

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets	Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings					Total Collective Investment Schemes - UCITS				
Collective Investment Schemes - UCITS					Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Industrials					Total Investments				
Schroder ISF Asian Bond Total Return - Class I Acc ^(a)					Cash				
	USD	1,473,689	27,976,826	99.22	Other assets/(liabilities)				
			27,976,826	99.22	Total Net assets				

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	336,068,304	USD	3,138,489	31/10/2019	HSBC	(20,058)	(0.07)
USD	4,407	JPY	475,408	31/10/2019	HSBC	(5)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(20,063)	(0.07)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(20,063)	(0.07)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(20,063)	(0.07)

(a) The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2019 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity

Schedule of Investments as at 30 September 2019

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets	Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings					Total Collective Investment Schemes - UCITS				
Collective Investment Schemes - UCITS					Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Industrials					Total Investments				
Schroder ISF BRIC					Cash				
(Brazil, Russia, India, China) - Class					Other assets/(liabilities)				
I Acc (a)	USD	87,883	28,490,480	99.51	Total Net assets				
			28,490,480	99.51					

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
USD	196,600	JPY	21,067,280	31/10/2019	HSBC	1,113	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						1,113	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						1,113	-
Unit Class Hedging							
JPY	817,144,403	USD	7,631,165	31/10/2019	HSBC	(48,752)	(0.17)
Unrealised Loss on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(48,752)	(0.17)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(48,752)	(0.17)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(47,639)	(0.17)

(a) The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2019 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond

Schedule of Investments as at 30 September 2019

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets	Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings					Total Collective Investment Schemes - UCITS			6,457,622	99.33
Collective Investment Schemes - UCITS					Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings			6,457,622	99.33
Industrials					Total Investments			6,457,622	99.33
Schroder ISF					Cash			58,517	0.90
Emerging Markets					Other assets/(liabilities)			(15,084)	(0.23)
Debt Absolute					Total Net assets			6,501,055	100.00
Return - Class I									
Acc (a)	USD	165,084	6,457,622	99.33					
			6,457,622	99.33					

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
USD	1,075	JPY	114,859	31/10/2019	HSBC	10	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						10	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						10	-
Unit Class Hedging							
JPY	78,606,647	USD	734,093	31/10/2019	HSBC	(4,690)	(0.07)
Unrealised Loss on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(4,690)	(0.07)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(4,690)	(0.07)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(4,680)	(0.07)

(a) The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2019 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity

Schedule of Investments as at 30 September 2019

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets	Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings					Total Collective Investment Schemes - UCITS				
Collective Investment Schemes - UCITS					Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Industrials									
Schroder ISF Greater China - Class I					Total Investments				
Acc (a)	USD	328,022	27,908,327	99.31	Cash			284,669	1.01
			27,908,327	99.31	Other assets/(liabilities)			(89,993)	(0.32)
					Total Net assets			28,103,003	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
USD	127,085	JPY	13,632,846	31/10/2019	HSBC	584	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						584	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						584	-
Unit Class Hedging							
JPY	515,939,094	USD	4,818,263	31/10/2019	HSBC	(30,782)	(0.11)
Unrealised Loss on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(30,782)	(0.11)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(30,782)	(0.11)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(30,198)	(0.11)

(a) The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2019 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

（２）【2018年９月30日終了年度】

【貸借対照表】

シュローダー・セレクション

純資産計算書

2018年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券				
有価証券取得原価	25,785,634	3,159,772	25,833,233	3,165,604
未実現利益／（損失）**	8,905,914	1,091,331	7,885,361	966,272
有価証券時価	34,691,548	4,251,102	33,718,594	4,131,877
為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）**	54,740	6,708	34,337	4,208
	34,746,288	4,257,810	33,752,931	4,136,084
現金預金	356,277	43,658	268,825	32,942
有価証券売却未収金	107,914	13,224	70,604	8,652
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	-	-	-	-
未収申込金	-	-	16,554	2,029
未収利息	-	-	-	-
未収雑費および前払費用	-	-	-	-
資産合計	35,210,479	4,314,692	34,108,914	4,179,706
負債				
有価証券購入未払金	-	-	16,364	2,005
未払買戻金	-	-	525	64
未払利息	174	21	125	15
未払管理報酬	32,546	3,988	21,018	2,576
その他の未払金	29,412	3,604	18,802	2,304
負債合計	62,132	7,614	56,834	6,964
純資産総額	35,148,347	4,307,078	34,052,080	4,172,742
未実現利益／（損失）の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	8,905,914	1,091,331	7,885,361	966,272
投資有価証券に係る未実現（損失）	-	-	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	54,740	6,708	34,337	4,208
為替予約契約に係る未実現（損失）	-	-	-	-

** 計算の詳細については、未実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

純資産計算書（続き）

2018年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・オポチュニティ	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券				
有価証券取得原価	27,501,986	3,370,093	10,068,478	1,233,791
未実現利益 / (損失) **	8,939,397	1,095,434	81,284	9,961
有価証券時価	36,441,383	4,465,527	10,149,762	1,243,752
為替予約契約に係る未実現純利益 / (損失) **	81,875	10,033	70,966	8,696
	36,523,258	4,475,560	10,220,728	1,252,448
現金預金	344,672	42,236	63,640	7,798
有価証券売却未収金	189,778	23,255	76,505	9,375
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	-	-	-	-
未収申込金	-	-	-	-
未収利息	-	-	-	-
未収雑費および前払費用	4	0	-	-
資産合計	37,057,712	4,541,052	10,360,873	1,269,621
負債				
有価証券購入未払金	4	0	-	-
未払買戻金	30,385	3,723	-	-
未払利息	184	23	53	6
未払管理報酬	41,140	5,041	11,367	1,393
その他の未払金	33,259	4,076	9,945	1,219
負債合計	104,972	12,863	21,365	2,618
純資産総額	36,952,740	4,528,189	10,339,508	1,267,003
未実現利益 / (損失) の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	8,939,397	1,095,434	81,284	9,961
投資有価証券に係る未実現 (損失)	-	-	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	81,875	10,033	70,966	8,696
為替予約契約に係る未実現 (損失)	-	-	-	-

** 計算の詳細については、未実現利益 / (損失) の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

純資産計算書（続き）

2018年9月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券				
有価証券取得原価	15,542,942	1,702,885	152,780,447	16,738,626
未実現利益 / (損失)**	(1,721,531)	(188,611)	20,658,419	2,263,336
有価証券時価	13,821,411	1,514,274	173,438,866	19,001,962
為替予約契約に係る未実現純利益 / (損失)**	(29,677)	(3,251)	(462,233)	(50,642)
	13,791,734	1,511,022	172,976,633	18,951,320
現金預金	54,158	5,934	1,143,251	125,255
有価証券売却未収金	83,449	9,143	375,168	41,103
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	-	-	99,649	10,918
未収申込金	20,815	2,280	127,970	14,020
未収利息	138	15	1,941	213
未収雑費および前払費用	-	-	-	-
資産合計	13,950,294	1,528,394	174,724,612	19,142,828
負債				
有価証券購入未払金	20,615	2,259	126,550	13,865
未払買戻金	4,007	439	163,974	17,965
未払利息	-	-	-	-
未払管理報酬	15,824	1,734	133,833	14,663
その他の未払金	13,094	1,435	119,385	13,080
負債合計	53,540	5,866	543,742	59,572
純資産総額	13,896,754	1,522,528	174,180,870	19,083,256
未実現利益 / (損失)の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	-	-	20,658,419	2,263,336
投資有価証券に係る未実現(損失)	(1,721,531)	(188,611)	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	1,106	121	2,350	257
為替予約契約に係る未実現(損失)	(30,783)	(3,373)	(464,583)	(50,900)

** 計算の詳細については、未実現利益 / (損失) の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

純資産計算書（続き）

2018年9月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券				
有価証券取得原価	7,353,418	901,088	46,217,308	5,063,568
未実現利益 / (損失)**	407,178	49,896	10,942,516	1,198,862
有価証券時価	7,760,596	950,983	57,159,824	6,262,430
為替予約契約に係る未実現純利益 / (損失)**	30,983	3,797	(17,688)	(1,938)
	7,791,579	954,780	57,142,136	6,260,492
現金預金	10,482	1,284	454,227	49,765
有価証券売却未収金	74,990	9,189	160,580	17,593
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	-	-	-	-
未収申込金	-	-	269,495	29,526
未収利息	-	-	559	61
未収雑費および前払費用	-	-	-	-
資産合計	7,877,051	965,254	58,026,997	6,357,438
負債				
有価証券購入未払金	-	-	266,897	29,241
未払買戻金	-	-	101,984	11,173
未払利息	28	3	-	-
未払管理報酬	8,650	1,060	51,672	5,661
その他の未払金	7,723	946	47,304	5,183
負債合計	16,401	2,010	467,857	51,258
純資産総額	7,860,650	963,244	57,559,140	6,306,179
未実現利益 / (損失)の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	407,178	49,896	10,942,516	1,198,862
投資有価証券に係る未実現(損失)	-	-	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	30,983	3,797	-	-
為替予約契約に係る未実現(損失)	-	-	(17,688)	(1,938)

** 計算の詳細については、未実現利益 / (損失) の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

純資産計算書（続き）

2018年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券				
有価証券取得原価	22,636,670	2,480,074	22,412,701	2,455,536
未実現利益 / (損失) **	6,319,250	692,337	7,436,786	814,774
有価証券時価	28,955,920	3,172,411	29,849,487	3,270,310
為替予約契約に係る未実現純利益 / (損失) **	(15,784)	(1,729)	(36,675)	(4,018)
	28,940,136	3,170,681	29,812,812	3,266,292
現金預金	223,328	24,468	180,232	19,746
有価証券売却未収金	148,496	16,269	213,580	23,400
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	-	-	-	-
未収申込金	-	-	10,002	1,096
未収利息	330	36	333	36
未収雑費および前払費用	-	-	-	-
資産合計	29,312,290	3,211,454	30,216,959	3,310,570
負債				
有価証券購入未払金	-	-	18	2
未払買戻金	94,855	10,392	103,702	11,362
未払利息	-	-	-	-
未払管理報酬	26,990	2,957	33,041	3,620
その他の未払金	24,456	2,679	27,577	3,021
負債合計	146,301	16,029	164,338	18,005
純資産総額	29,165,989	3,195,426	30,052,621	3,292,565
未実現利益 / (損失) の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	6,319,250	692,337	7,436,786	814,774
投資有価証券に係る未実現 (損失)	-	-	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	-	-	-	-
為替予約契約に係る未実現 (損失)	(15,784)	(1,729)	(36,675)	(4,018)

** 計算の詳細については、未実現利益 / (損失) の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

純資産計算書（続き）

2018年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券				
有価証券取得原価	5,532,021	606,088	18,695,223	2,048,249
未実現利益 / (損失) **	1,193,591	130,770	12,482,183	1,367,548
有価証券時価	6,725,612	736,858	31,177,406	3,415,797
為替予約契約に係る未実現純利益 / (損失) **	(3,587)	(393)	(27,258)	(2,986)
	6,722,025	736,465	31,150,148	3,412,810
現金預金	68,772	7,535	191,480	20,979
有価証券売却未収金	12,369	1,355	159,235	17,446
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	-	-	-	-
未収申込金	-	-	173,723	19,033
未収利息	88	10	310	34
未収雑費および前払費用	-	-	-	-
資産合計	6,803,254	745,365	31,674,896	3,470,302
負債				
有価証券購入未払金	-	-	161,471	17,691
未払買戻金	-	-	68,976	7,557
未払利息	-	-	-	-
未払管理報酬	7,317	802	34,044	3,730
その他の未払金	6,379	699	28,341	3,105
負債合計	13,696	1,501	292,832	32,083
純資産総額	6,789,558	743,864	31,382,064	3,438,219
未実現利益 / (損失) の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	1,193,591	130,770	12,482,183	1,367,548
投資有価証券に係る未実現 (損失)	-	-	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	-	-	75	8
為替予約契約に係る未実現 (損失)	(3,587)	(393)	(27,333)	(2,995)

** 計算の詳細については、未実現利益 / (損失) の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

純資産計算書（続き）

2018年9月30日現在

	合計*	
	ユーロ	千円
資産		
投資有価証券		
有価証券取得原価	341,529,644	41,851,043
未実現利益 / (損失)**	75,689,324	9,274,970
有価証券時価	417,218,968	51,126,012
為替予約契約に係る未実現純利益 / (損失)**	(238,883)	(29,273)
	416,980,085	51,096,740
負債		
現金預金	3,042,556	372,835
有価証券売却未収金	1,514,937	185,640
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	86,016	10,540
未収申込金	536,196	65,705
未収利息	3,193	391
未収雑費および前払費用	4	0
負債合計	422,162,987	51,731,852
純資産総額	420,449,142	51,521,838
未実現利益 / (損失) の内訳		
投資有価証券に係る未実現利益	77,175,324	9,457,064
投資有価証券に係る未実現(損失)	(1,486,000)	(182,094)
為替予約契約に係る未実現利益	275,949	33,815
為替予約契約に係る未実現(損失)	(514,832)	(63,088)

* ユーロで表示されている純資産計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2018年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1 ユーロ = 1.158499977米ドル

** 計算の詳細については、未実現利益 / (損失) の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

シュローダー・セレクション

純資産計算書（続き）

2018年 9月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
純資産価額				
2018年 9月30日現在	35,148,347ユーロ	4,307,078千円	34,052,080ユーロ	4,172,742千円
2017年 9月30日現在	30,141,092ユーロ	3,693,489千円	37,284,213ユーロ	4,568,807千円
2016年 9月30日現在	32,465,374ユーロ	3,978,307千円	45,377,887ユーロ	5,560,606千円
発行済受益証券口数*				
2018年 9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	- 口		- 口	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA（ユーロ）受益証券	1,280,929口		1,769,107口	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA（円）受益証券	322,698口		300,716口	
クラスA（米ドル）受益証券	- 口		- 口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 口		- 口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	- 口		- 口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	- 口		- 口	
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
1口当たり純資産価格**				
2018年 9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	23.50ユーロ	2,880円	17.44ユーロ	2,137円
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（円）受益証券	2,057円		1,399円	
クラスA（米ドル）受益証券	- 米ドル		- 米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	- 米ドル		- 米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	- 円		- 円	
2017年 9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	23.84ユーロ	2,921円	17.53ユーロ	2,148円
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（円）受益証券	2,077円		1,402円	
クラスA（米ドル）受益証券	- 米ドル		- 米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	- 米ドル		- 米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	- 円		- 円	
2016年 9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	21.56ユーロ	2,642円	17.98ユーロ	2,203円
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（円）受益証券	1,871円		1,435円	
クラスA（米ドル）受益証券	- 米ドル		- 米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	- 米ドル		- 米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	- 円		- 円	

* クラス受益証券に対して用いられる命名法については、財務書類に対する注記中の「クラス受益証券」の項目を参照のこと。

** 各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、クラス受益証券の通貨で表示されている。
注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

純資産計算書（続き）

2018年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・オポチュニティ	
純資産価額				
2018年9月30日現在	36,952,740ユーロ	4,528,189千円	10,339,508ユーロ	1,267,003千円
2017年9月30日現在	38,252,335ユーロ	4,687,441千円	4,765,987ユーロ	584,024千円
2016年9月30日現在	50,606,844ユーロ	6,201,363千円	7,904,734ユーロ	968,646千円
発行済受益証券口数*				
2018年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	- 口		- 口	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA（ユーロ）受益証券	1,075,640口		374,667口	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA（円）受益証券	385,165口		69,922口	
クラスA（米ドル）受益証券	- 口		576,460口	
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 口		- 口	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	- 口		- 口	
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	- 口		- 口	
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
1口当たり純資産価格**				
2018年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	27.33ユーロ	3,349円	10.88ユーロ	1,333円
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（円）受益証券	2,575円		1,109円	
クラスA（米ドル）受益証券	- 米ドル		11.40米ドル	1,249円
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	- 米ドル		- 米ドル	
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	- 円		- 円	
2017年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	27.88ユーロ	3,416円	11.28ユーロ	1,382円
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（円）受益証券	2,613円		1,144円	
クラスA（米ドル）受益証券	- 米ドル		11.54米ドル	1,264円
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	- 米ドル		- 米ドル	
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	- 円		- 円	
2016年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	23.06ユーロ	2,826円	9.95ユーロ	1,219円
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（円）受益証券	2,146円		1,004円	
クラスA（米ドル）受益証券	- 米ドル		10.03米ドル	1,099円
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	- 米ドル		- 米ドル	
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	- 円		- 円	

* クラス受益証券に対して用いられる命名法については、財務書類に対する注記中の「クラス受益証券」の項目を参照のこと。

** 各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、クラス受益証券の通貨で表示されている。
注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

純資産計算書（続き）

2018年9月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
純資産価額				
2018年9月30日現在	13,896,754米ドル	1,522,528千円	174,180,870米ドル	19,083,256千円
2017年9月30日現在	17,114,078米ドル	1,875,018千円	206,567,540米ドル	22,631,540千円
2016年9月30日現在	18,853,703米ドル	2,065,612千円	174,101,272米ドル	19,074,535千円
発行済受益証券口数*				
2018年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	700,072口		2,745,520口	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA（ユーロ）受益証券	207,325口		710,474口	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA（円）受益証券	589,887口		566,397口	
クラスA（米ドル）受益証券	1,485,645口		2,140,083口	
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 口		2,593,531口	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	- 口		365,968口	
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	- 口		6,514,664口	
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	- 口		992,558口	
1口当たり純資産価格**				
2018年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	5.75豪ドル	440円	23.10豪ドル	1,768円
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	4.54ユーロ	556円	17.61ユーロ	2,158円
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（円）受益証券	473円		1,765円	
クラスA（米ドル）受益証券	5.01米ドル	549円	18.75米ドル	2,054円
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		6.01豪ドル	460円
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	- ユーロ		6.22ユーロ	762円
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	- 米ドル		6.69米ドル	733円
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	- 円		852円	
2017年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	5.80豪ドル	444円	22.98豪ドル	1,758円
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	4.69ユーロ	575円	17.96ユーロ	2,201円
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（円）受益証券	486円		1,795円	
クラスA（米ドル）受益証券	5.03米ドル	551円	18.66米ドル	2,044円
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		6.95豪ドル	532円
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	- ユーロ		7.19ユーロ	881円
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	- 米ドル		7.50米ドル	822円
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	- 円		925円	
2016年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	6.08豪ドル	465円	21.09豪ドル	1,614円
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	5.04ユーロ	618円	16.90ユーロ	2,071円
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（円）受益証券	521円		1,686円	
クラスA（米ドル）受益証券	5.31米ドル	582円	17.25米ドル	1,890円
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		7.29豪ドル	558円
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	- ユーロ		7.59ユーロ	930円
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	- 米ドル		7.74米ドル	848円
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	- 円		844円	

* クラス受益証券に対して用いられる命名法については、財務書類に対する注記中の「クラス受益証券」の項目を参照のこと。

** 各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、クラス受益証券の通貨で表示されている。
注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

純資産計算書（続き）

2018年9月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・ブリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
純資産価額				
2018年9月30日現在	7,860,650ユーロ	963,244千円	57,559,140米ドル	6,306,179千円
2017年9月30日現在	9,900,172ユーロ	1,213,167千円	46,584,691米ドル	5,103,819千円
2016年9月30日現在	12,305,214ユーロ	1,507,881千円	52,148,452米ドル	5,713,384千円
発行済受益証券口数*				
2018年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	53,582口		- 口	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 口		927,041口	
クラスA（ユーロ）受益証券	315,317口		- 口	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- 口		205,522口	
クラスA（円）受益証券	161,067口		272,508口	
クラスA（米ドル）受益証券	107,793口		1,517,812口	
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 口		- 口	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	144,156口		- 口	
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	- 口		367,299口	
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 口		47,432口	
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- 口		49,097口	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	273,107口		217,660口	
1口当たり純資産価格**				
2018年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	10.26豪ドル	785円	- 豪ドル	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		24.61豪ドル	1,883円
クラスA（ユーロ）受益証券	11.04ユーロ	1,353円	- ユーロ	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		22.62ユーロ	2,772円
クラスA（円）受益証券	983円		1,445円	
クラスA（米ドル）受益証券	9.58米ドル	1,050円	16.26米ドル	1,781円
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	5.78ユーロ	708円	- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	- 米ドル		10.71米ドル	1,173円
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		20.19豪ドル	1,545円
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		18.77ユーロ	2,300円
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	532円		964円	
2017年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	10.78豪ドル	825円	- 豪ドル	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		21.36豪ドル	1,634円
クラスA（ユーロ）受益証券	11.89ユーロ	1,457円	- ユーロ	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		20.90ユーロ	2,561円
クラスA（円）受益証券	1,056円		1,393円	
クラスA（米ドル）受益証券	10.06米ドル	1,102円	15.34米ドル	1,681円
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	6.60ユーロ	809円	- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	- 米ドル		10.39米ドル	1,138円
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		17.80豪ドル	1,362円
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		17.62ユーロ	2,159円
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	617円		929円	
2016年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	10.72豪ドル	820円	- 豪ドル	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		17.90豪ドル	1,370円
クラスA（ユーロ）受益証券	12.10ユーロ	1,483円	- ユーロ	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		18.07ユーロ	2,214円
クラスA（円）受益証券	1,072円		1,151円	
クラスA（米ドル）受益証券	10.07米ドル	1,103円	12.53米ドル	1,373円
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	7.08ユーロ	868円	- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	- 米ドル		8.76米ドル	960円
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		15.19豪ドル	1,162円
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		15.50ユーロ	1,899円
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	568円		709円	

* クラス受益証券に対して用いられる命名法については、財務書類に対する注記中の「クラス受益証券」の項目を参照のこと。

** 各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、クラス受益証券の通貨で表示されている。
注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

純資産計算書（続き）

2018年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティ	
純資産価額				
2018年9月30日現在	29,165,989米ドル	3,195,426千円	30,052,621米ドル	3,292,565千円
2017年9月30日現在	34,490,721米ドル	3,778,803千円	33,193,069米ドル	3,636,633千円
2016年9月30日現在	43,401,235米ドル	4,755,039千円	35,170,225米ドル	3,853,250千円
発行済受益証券口数*				
2018年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	- 口		- 口	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA（ユーロ）受益証券	- 口		- 口	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA（円）受益証券	361,049口		548,754口	
クラスA（米ドル）受益証券	1,450,054口		1,362,250口	
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 口		- 口	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	- 口		- 口	
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	1,262,366口		- 口	
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	521,399口		- 口	
1口当たり純資産価格**				
2018年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（円）受益証券	978円		1,516円	
クラスA（米ドル）受益証券	12.63米ドル	1,384円	16.67米ドル	1,826円
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	4.43米ドル	485円	- 米ドル	
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	466円		- 円	
2017年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（円）受益証券	1,022円		1,513円	
クラスA（米ドル）受益証券	12.90米ドル	1,413円	16.28米ドル	1,784円
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	5.01米ドル	549円	- 米ドル	
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	521円		- 円	
2016年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（円）受益証券	1,034円		1,230円	
クラスA（米ドル）受益証券	12.86米ドル	1,409円	13.04米ドル	1,429円
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	5.48米ドル	600円	- 米ドル	
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	512円		- 円	

* クラス受益証券に対して用いられる命名法については、財務書類に対する注記中の「クラス受益証券」の項目を参照のこと。

** 各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、クラス受益証券の通貨で表示されている。
注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

純資産計算書（続き）

2018年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
純資産価額				
2018年9月30日現在	6,789,558米ドル	743,864千円	31,382,064米ドル	3,438,219千円
2017年9月30日現在	8,440,857米ドル	924,780千円	27,986,288米ドル	3,066,178千円
2016年9月30日現在	9,331,056米ドル	1,022,310千円	26,515,991米ドル	2,905,092千円
発行済受益証券口数*				
2018年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	- 口		- 口	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA（ユーロ）受益証券	- 口		- 口	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA（円）受益証券	74,074口		170,245口	
クラスA（米ドル）受益証券	433,250口		588,520口	
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 口		- 口	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	- 口		- 口	
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	- 口		- 口	
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	- 口		- 口	
1口当たり純資産価格**				
2018年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（円）受益証券	1,087円		3,696円	
クラスA（米ドル）受益証券	14.03米ドル	1,537円	43.89米ドル	4,809円
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	- 米ドル		- 米ドル	
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	- 円		- 円	
2017年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（円）受益証券	1,182円		3,613円	
クラスA（米ドル）受益証券	14.91米ドル	1,634円	42.03米ドル	4,605円
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	- 米ドル		- 米ドル	
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	- 円		- 円	
2016年9月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA（円）受益証券	1,167円		2,922円	
クラスA（米ドル）受益証券	14.49米ドル	1,588円	33.51米ドル	3,671円
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	- 米ドル		- 米ドル	
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	- 豪ドル		- 豪ドル	
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	- ユーロ		- ユーロ	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	- 円		- 円	

* クラス受益証券に対して用いられる命名法については、財務書類に対する注記中の「クラス受益証券」の項目を参照のこと。

** 各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、クラス受益証券の通貨で表示されている。
注記は、財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

シュローダー・セレクション

運用計算書

2018年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
収益				
銀行利息	-	-	-	-
収益合計	-	-	-	-
費用				
管理事務報酬	4,554	558	5,023	616
管理報酬	396,708	48,613	286,816	35,146
銀行および利子費用	1,708	209	1,712	210
保管報酬	5,154	632	4,427	542
年次税	108	13	148	18
販売報酬	264,472	32,408	161,334	19,770
その他の費用	28,646	3,510	30,687	3,760
費用合計	701,350	85,943	490,147	60,063
投資純利益 / (損失)	(701,350)	(85,943)	(490,147)	(60,063)

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

運用計算書（続き）

2018年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・オポチュニティ	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
収益				
銀行利息	-	-	-	-
収益合計	-	-	-	-
費用				
管理事務報酬	5,247	643	661	81
管理報酬	548,529	67,217	123,266	15,105
銀行および利子費用	1,997	245	623	76
保管報酬	5,921	726	3,297	404
年次税	108	13	26	3
販売報酬	340,466	41,721	76,510	9,376
その他の費用	33,200	4,068	8,081	990
費用合計	935,468	114,632	212,464	26,035
投資純利益 / (損失)	(935,468)	(114,632)	(212,464)	(26,035)

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

運用計算書（続き）

2018年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益				
銀行利息	1,067	117	12,558	1,376
収益合計	1,067	117	12,558	1,376
費用				
管理事務報酬	1,216	133	28,025	3,070
管理報酬	241,658	26,476	1,875,240	205,451
銀行および利子費用	-	-	858	94
保管報酬	4,959	543	29,344	3,215
年次税	60	7	1,154	126
販売報酬	144,995	15,886	1,125,144	123,271
その他の費用	14,103	1,545	164,559	18,029
費用合計	406,991	44,590	3,224,324	353,257
投資純利益 / （損失）	(405,924)	(44,473)	(3,211,766)	(351,881)

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

運用計算書（続き）

2018年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
収益				
銀行利息	-	-	4,404	483
収益合計	-	-	4,404	483
費用				
管理事務報酬	500	61	7,978	874
管理報酬	125,297	15,354	620,813	68,016
銀行および利子費用	453	56	-	-
保管報酬	3,225	395	10,611	1,163
年次税	35	4	219	24
販売報酬	80,548	9,870	413,876	45,344
その他の費用	8,011	982	43,993	4,820
費用合計	218,069	26,722	1,097,490	120,241
投資純利益 / （損失）	(218,069)	(26,722)	(1,093,086)	(119,759)

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

運用計算書（続き）

2018年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益				
銀行利息	1,760	193	2,777	304
収益合計	1,760	193	2,777	304
費用				
管理事務報酬	4,651	510	4,683	513
管理報酬	386,433	42,338	495,588	54,297
銀行および利子費用	-	-	-	-
保管報酬	5,560	609	6,164	675
年次税	104	11	148	16
販売報酬	257,622	28,225	307,606	33,701
その他の費用	27,604	3,024	30,069	3,294
費用合計	681,974	74,717	844,258	92,497
投資純利益 / （損失）	(680,214)	(74,524)	(841,481)	(92,193)

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

運用計算書（続き）

2018年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益				
銀行利息	720	79	3,076	337
収益合計	720	79	3,076	337
費用				
管理事務報酬	774	85	4,238	464
管理報酬	110,083	12,061	466,388	51,097
銀行および利子費用	-	-	-	-
保管報酬	1,710	187	5,265	577
年次税	28	3	96	11
販売報酬	70,767	7,753	289,483	31,716
その他の費用	6,737	738	27,943	3,061
費用合計	190,099	20,827	793,413	86,926
投資純利益 / （損失）	(189,379)	(20,748)	(790,337)	(86,589)

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

運用計算書（続き）

2018年9月30日終了年度

	合計*	
	ユーロ	千円
収益		
銀行利息	22,755	2,788
収益合計	22,755	2,788
費用		
管理事務報酬	60,495	7,413
管理報酬	5,102,716	625,287
銀行および利子費用	7,234	886
保管報酬	76,934	9,427
年次税	1,987	243
販売報酬	3,175,806	389,163
その他の費用	380,533	46,631
費用合計	8,805,705	1,079,051
投資純利益 / （損失）	(8,782,950)	(1,076,263)

* ユーロで表示されている運用計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2018年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1 ユーロ = 1.158499977米ドル

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

シュローダー・セレクション

純資産変動計算書

2018年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
投資純利益 / (損失) **	(701,350)	(85,943)	(490,147)	(60,063)
以下に係る実現純利益 / (損失) ***				
有価証券売却に係る実現純利益 / (損失)	1,507,532	184,733	1,139,350	139,616
為替予約契約に係る実現純利益 / (損失)	(119,297)	(14,619)	(92,734)	(11,364)
その他の純資産の外国為替に係る 実現純利益 / (損失)	124,626	15,272	82,953	10,165
実現純利益 / (損失)	1,512,861	185,386	1,129,569	138,417
投資に係る未実現利益 / (損失) の純変動	(1,380,513)	(169,168)	(803,086)	(98,410)
為替予約契約に係る未実現利益 / (損失) の純変動	91,378	11,197	61,187	7,498
未実現利益 / (損失) の純変動	(1,289,135)	(157,971)	(741,899)	(90,912)
運用による純資産総額の純変動	(477,624)	(58,528)	(102,477)	(12,558)
受益証券発行純収入	8,332,854	1,021,108	765,194	93,767
受益証券買戻支払金	(2,847,975)	(348,991)	(3,894,850)	(477,275)
宣言された当年度の分配金	-	-	-	-
期中純資産増加 / (減少) 額	5,007,255	613,589	(3,232,133)	(396,066)
期首現在純資産****	30,141,092	3,693,489	37,284,213	4,568,807
期末現在純資産	35,148,347	4,307,078	34,052,080	4,172,742
実現利益 / (損失) の内訳*****				
有価証券売却に係る実現利益	1,508,043	184,796	1,139,858	139,678
有価証券売却に係る実現 (損失)	(511)	(63)	(508)	(62)
為替予約契約に係る実現利益	509,025	62,376	318,203	38,993
為替予約契約に係る実現 (損失)	(628,322)	(76,995)	(410,937)	(50,356)

** 投資純利益 / (損失) の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益 / (損失) の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2018年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2017年9月30日付の
為替レートを用いて合算された同純資産は、436,818,787ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

純資産変動計算書（続き）

2018年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・オポチュニティ	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
投資純利益 / (損失)**	(935,468)	(114,632)	(212,464)	(26,035)
以下に係る実現純利益 / (損失)***				
有価証券売却に係る実現純利益 / (損失)	2,727,682	334,250	225,782	27,667
為替予約契約に係る実現純利益 / (損失)	(186,669)	(22,874)	395,738	48,494
その他の純資産の外国為替に係る 実現純利益 / (損失)	206,626	25,320	(127,813)	(15,662)
実現純利益 / (損失)	2,747,639	336,696	493,707	60,499
投資に係る未実現利益 / (損失)の純変動	(2,535,318)	(310,678)	(350,296)	(42,925)
為替予約契約に係る未実現利益 / (損失) の純変動	149,305	18,296	77,715	9,523
未実現利益 / (損失)の純変動	(2,386,013)	(292,382)	(272,581)	(33,402)
運用による純資産総額の純変動	(573,842)	(70,319)	8,662	1,061
受益証券発行純収入	5,679,770	695,999	7,448,015	912,680
受益証券買戻支払金	(6,405,523)	(784,933)	(1,883,156)	(230,762)
宣言された当年度の分配金	-	-	-	-
期中純資産増加 / (減少)額	(1,299,595)	(159,252)	5,573,521	682,979
期首現在純資産****	38,252,335	4,687,441	4,765,987	584,024
期末現在純資産	36,952,740	4,528,189	10,339,508	1,267,003
実現利益 / (損失)の内訳*****				
有価証券売却に係る実現利益	2,728,228	334,317	225,782	27,667
有価証券売却に係る実現(損失)	(546)	(67)	-	-
為替予約契約に係る実現利益	872,228	106,883	1,303,178	159,691
為替予約契約に係る実現(損失)	(1,058,897)	(129,757)	(907,440)	(111,198)

** 投資純利益 / (損失)の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益 / (損失)の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2018年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2017年9月30日付の
為替レートを用いて合算された同純資産は、436,818,787ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

純資産変動計算書（続き）

2018年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資純利益 / (損失)**	(405,924)	(44,473)	(3,211,766)	(351,881)
以下に係る実現純利益 / (損失)***				
有価証券売却に係る実現純利益 / (損失)	(930,978)	(101,998)	12,322,673	1,350,072
為替予約契約に係る実現純利益 / (損失)	(688,668)	(75,450)	(9,561,654)	(1,047,575)
その他の純資産の外国為替に係る 実現純利益 / (損失)	246,617	27,019	3,294,060	360,897
実現純利益 / (損失)	(1,373,029)	(150,429)	6,055,079	663,394
投資に係る未実現利益 / (損失)の純変動	1,382,024	151,415	(8,260,708)	(905,043)
為替予約契約に係る未実現利益 / (損失) の純変動	24,594	2,695	226,456	24,811
未実現利益 / (損失)の純変動	1,406,618	154,109	(8,034,252)	(880,233)
運用による純資産総額の純変動	(372,335)	(40,793)	(5,190,939)	(568,719)
受益証券発行純収入	2,048,372	224,420	32,311,235	3,540,019
受益証券買戻支払金	(4,893,361)	(536,117)	(51,251,312)	(5,615,094)
宣言された当年度の分配金	-	-	(8,255,654)	(904,489)
期中純資産増加 / (減少)額	(3,217,324)	(352,490)	(32,386,670)	(3,548,284)
期首現在純資産****	17,114,078	1,875,018	206,567,540	22,631,540
期末現在純資産	13,896,754	1,522,528	174,180,870	19,083,256
実現利益 / (損失)の内訳*****				
有価証券売却に係る実現利益	703	77	12,330,598	1,350,940
有価証券売却に係る実現(損失)	(931,681)	(102,075)	(7,925)	(868)
為替予約契約に係る実現利益	915,541	100,307	12,166,470	1,332,958
為替予約契約に係る実現(損失)	(1,604,209)	(175,757)	(21,728,124)	(2,380,533)

** 投資純利益 / (損失)の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益 / (損失)の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2018年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2017年9月30日付の
為替レートを用いて合算された同純資産は、436,818,787ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

純資産変動計算書（続き）

2018年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
投資純利益 / (損失)**	(218,069)	(26,722)	(1,093,086)	(119,759)
以下に係る実現純利益 / (損失)***				
有価証券売却に係る実現純利益 / (損失)	193,946	23,766	3,777,091	413,818
為替予約契約に係る実現純利益 / (損失)	(5,983)	(733)	(215,791)	(23,642)
その他の純資産の外国為替に係る 実現純利益 / (損失)	17,266	2,116	79,257	8,683
実現純利益 / (損失)	205,229	25,149	3,640,557	398,859
投資に係る未実現利益 / (損失)の純変動	(638,189)	(78,204)	(23,493)	(2,574)
為替予約契約に係る未実現利益 / (損失) の純変動	42,576	5,217	(1,502)	(165)
未実現利益 / (損失)の純変動	(595,613)	(72,986)	(24,995)	(2,738)
運用による純資産総額の純変動	(608,453)	(74,560)	2,522,476	276,362
受益証券発行純収入	263,820	32,329	21,273,634	2,330,739
受益証券買戻支払金	(1,561,275)	(191,319)	(12,621,439)	(1,382,805)
宣言された当年度の分配金	(133,614)	(16,373)	(200,222)	(21,936)
期中純資産増加 / (減少)額	(2,039,522)	(249,923)	10,974,449	1,202,361
期首現在純資産****	9,900,172	1,213,167	46,584,691	5,103,819
期末現在純資産	7,860,650	963,244	57,559,140	6,306,179
実現利益 / (損失)の内訳*****				
有価証券売却に係る実現利益	194,526	23,837	3,778,695	413,994
有価証券売却に係る実現(損失)	(580)	(71)	(1,604)	(176)
為替予約契約に係る実現利益	484,574	59,380	283,031	31,009
為替予約契約に係る実現(損失)	(490,557)	(60,113)	(498,822)	(54,651)

** 投資純利益 / (損失)の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益 / (損失)の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2018年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2017年9月30日付の
為替レートを用いて合算された同純資産は、436,818,787ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

純資産変動計算書（続き）

2018年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資純利益 / (損失) **	(680,214)	(74,524)	(841,481)	(92,193)
以下に係る実現純利益 / (損失) ***				
有価証券売却に係る実現純利益 / (損失)	1,423,652	155,975	3,351,201	367,158
為替予約契約に係る実現純利益 / (損失)	(191,163)	(20,944)	(428,489)	(46,945)
その他の純資産の外国為替に係る 実現純利益 / (損失)	88,173	9,660	197,601	21,649
実現純利益 / (損失)	1,320,662	144,692	3,120,313	341,861
投資に係る未実現利益 / (損失) の純変動	(1,387,913)	(152,060)	(1,580,677)	(173,179)
為替予約契約に係る未実現利益 / (損失) の純変動	5,489	601	12,834	1,406
未実現利益 / (損失) の純変動	(1,382,424)	(151,458)	(1,567,843)	(171,773)
運用による純資産総額の純変動	(741,976)	(81,291)	710,989	77,896
受益証券発行純収入	469,224	51,408	4,116,124	450,963
受益証券買戻支払金	(4,170,531)	(456,923)	(7,967,561)	(872,926)
宣言された当年度の分配金	(881,449)	(96,572)	-	-
期中純資産増加 / (減少) 額	(5,324,732)	(583,378)	(3,140,448)	(344,067)
期首現在純資産****	34,490,721	3,778,803	33,193,069	3,636,633
期末現在純資産	29,165,989	3,195,426	30,052,621	3,292,565
実現利益 / (損失) の内訳*****				
有価証券売却に係る実現利益	1,424,938	156,116	3,352,594	367,310
有価証券売却に係る実現 (損失)	(1,286)	(141)	(1,393)	(153)
為替予約契約に係る実現利益	309,774	33,939	849,268	93,046
為替予約契約に係る実現 (損失)	(500,937)	(54,883)	(1,277,757)	(139,991)

** 投資純利益 / (損失) の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益 / (損失) の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2018年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2017年9月30日付の
為替レートを用いて合算された同純資産は、436,818,787ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

純資産変動計算書（続き）

2018年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資純利益 / (損失) **	(189,379)	(20,748)	(790,337)	(86,589)
以下に係る実現純利益 / (損失) ***				
有価証券売却に係る実現純利益 / (損失)	399,320	43,749	2,233,571	244,710
為替予約契約に係る実現純利益 / (損失)	(44,999)	(4,930)	(309,043)	(33,859)
その他の純資産の外国為替に係る 実現純利益 / (損失)	20,299	2,224	142,331	15,594
実現純利益 / (損失)	374,620	41,043	2,066,859	226,445
投資に係る未実現利益 / (損失) の純変動	(651,033)	(71,327)	(339,295)	(37,173)
為替予約契約に係る未実現利益 / (損失) の純変動	1,555	170	1,338	147
未実現利益 / (損失) の純変動	(649,478)	(71,157)	(337,957)	(37,027)
運用による純資産総額の純変動	(464,237)	(50,862)	938,565	102,829
受益証券発行純収入	318,338	34,877	5,244,351	574,571
受益証券買戻支払金	(1,505,400)	(164,932)	(2,787,140)	(305,359)
宣言された当年度の分配金	-	-	-	-
期中純資産増加 / (減少) 額	(1,651,299)	(180,916)	3,395,776	372,041
期首現在純資産****	8,440,857	924,780	27,986,288	3,066,178
期末現在純資産	6,789,558	743,864	31,382,064	3,438,219
実現利益 / (損失) の内訳*****				
有価証券売却に係る実現利益	400,052	43,830	2,234,409	244,802
有価証券売却に係る実現 (損失)	(732)	(80)	(838)	(92)
為替予約契約に係る実現利益	74,241	8,134	537,804	58,922
為替予約契約に係る実現 (損失)	(119,240)	(13,064)	(846,847)	(92,781)

** 投資純利益 / (損失) の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益 / (損失) の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2018年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2017年9月30日付の
為替レートを用いて合算された同純資産は、436,818,787ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

純資産変動計算書（続き）

2018年9月30日終了年度

	合計*	
	ユーロ	千円
投資純利益 / (損失)**	(8,782,950)	(1,076,263)
以下に係る実現純利益 / (損失)***		
有価証券売却に係る実現純利益 / (損失)	25,282,018	3,098,058
為替予約契約に係る実現純利益 / (損失)	(9,883,617)	(1,211,138)
その他の純資産の外国為替に係る 実現純利益 / (損失)	3,815,387	467,538
実現純利益 / (損失)	19,213,788	2,354,458
投資に係る未実現利益 / (損失)の純変動	(15,082,538)	(1,848,214)
為替予約契約に係る未実現利益 / (損失) の純変動	655,880	80,372
未実現利益 / (損失)の純変動	(14,426,658)	(1,767,843)
運用による純資産総額の純変動	(3,995,820)	(489,648)
受益証券発行純収入	79,271,077	9,713,878
受益証券買戻支払金	(90,133,345)	(11,044,940)
宣言された当年度の分配金	(8,193,454)	(1,004,026)
期中純資産増加 / (減少)額	(23,051,542)	(2,824,736)
期首現在純資産****	443,500,684	54,346,574
期末現在純資産	420,449,142	51,521,838
実現利益 / (損失)の内訳*****		
有価証券売却に係る実現利益	26,100,269	3,198,327
有価証券売却に係る実現(損失)	(818,251)	(100,268)
為替予約契約に係る実現利益	16,552,490	2,028,342
為替予約契約に係る実現(損失)	(26,436,107)	(3,239,481)

* ユーロで表示されている純資産変動計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2018年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1 ユーロ = 1.158499977米ドル

** 投資純利益 / (損失)の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益 / (損失)の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2018年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2017年9月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、436,818,787ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

運用成績一覧表

2018年9月30日現在

（未監査）

サブ・ファンド*	クラス（通貨）	1年間 （％）	2年間 （％）	3年間 （％）	設定来 （％）
シュローダー・セレクション （設定日：2002年12月20日）	ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス				
	クラスA（ユーロ）受益証券	(1.43)	8.96	12.43	134.95
	クラスA（円）受益証券	(0.96)	9.94	14.15	105.70
シュローダー・セレクション （設定日：2002年12月20日）	ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド				
	クラスA（ユーロ）受益証券	(0.50)	(3.01)	2.46	74.38
	クラスA（円）受益証券	(0.21)	(2.51)	3.10	39.90
シュローダー・セレクション （設定日：2002年12月20日）	ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ				
	クラスA（ユーロ）受益証券	(1.96)	18.55	20.41	173.33
	クラスA（円）受益証券	(1.45)	19.99	23.03	157.50
シュローダー・セレクション （設定日：2016年4月12日）	ユーロ・シリーズ ユーロピアン・オポチュニティ				
	クラスA（ユーロ）受益証券	(3.56)	9.35	-	8.78
	クラスA（円）受益証券	(3.06)	10.46	-	10.90
	クラスA（米ドル）受益証券	(1.21)	13.71	-	14.02
シュローダー・セレクション （設定日：2010年3月31日）	グローバル・シリーズ コモディティ				
	クラスA（豪ドル）受益証券	(0.81)	(5.43)	(7.08)	(42.52)
	クラスA（ユーロ）受益証券	(3.20)	(9.90)	(13.29)	(54.59)
	クラスA（円）受益証券	(2.67)	(9.21)	(11.92)	(52.70)
	クラスA（米ドル）受益証券	(0.48)	(5.58)	(7.79)	(49.90)

* 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、費用を控除し税金を加算した分配金が調整された純資産ベース（ビット・トゥ・ビット）である。「設定来」とは、サブ・ファンドの設定日をいう。過去の運用成績は、将来の成績や受益証券の価格に対する信頼性のある指標となるものではなく、そこから生じる収益は増減する可能性があり、また、投資家は投資元本額を取り戻せないことがある。

シュローダー・セレクション

運用成績一覧表（続き）

2018年9月30日現在

（未監査）

サブ・ファンド*	クラス（通貨）	1年間 （％）	2年間 （％）	3年間 （％）	設定来 （％）
シュローダー・セレクション （設定日：2009年5月28日）	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド				
	クラスA（豪ドル）受益証券	0.50	9.54	20.72	130.98
	クラスA（ユーロ）受益証券	(1.95)	4.17	11.91	76.05
	クラスA（円）受益証券	(1.67)	4.69	12.85	76.50
	クラスA（米ドル）受益証券	0.47	8.68	18.01	87.50
	クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし） 受益証券	1.49	21.86	11.41	120.29
	クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	0.50	9.53	20.68	133.38
	クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	(1.92)	4.18	11.93	77.28
	クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	0.48	8.69	18.03	91.22
シュローダー・セレクション （設定日：2005年9月30日）	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション				
	クラスA（豪ドル）受益証券	(4.89)	(4.34)	9.23	57.41
	クラスA（ユーロ）受益証券	(7.15)	(8.77)	1.65	10.42
	クラスA（円）受益証券	(6.91)	(8.30)	2.50	(1.70)
	クラスA（米ドル）受益証券	(4.82)	(4.91)	7.42	16.94
	クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	(7.16)	(8.76)	1.64	10.42
	クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし） 受益証券	(8.20)	5.97	(0.68)	6.21
シュローダー・セレクション （設定日：2006年7月31日）	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ				
	クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	15.20	37.46	33.53	72.00
	クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	8.25	25.21	32.62	78.75
	クラスA（円）受益証券	3.73	25.54	32.57	44.50
	クラスA（米ドル）受益証券	6.02	29.81	37.24	62.62
	クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジな し）受益証券	15.20	37.45	33.50	71.64
	クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジな し）受益証券	8.27	25.22	32.63	78.36
	クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし） 受益証券	7.10	45.41	29.48	60.74
	クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	6.01	29.79	37.23	62.61

* 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、費用を控除し税金を加算した分配金が調整された純資産ベース（ビット・トゥ・ビット）である。「設定来」とは、サブ・ファンドの設定日をいう。過去の運用成績は、将来の成績や受益証券の価格に対する信頼性のある指標となるものではなく、そこから生じる収益は増減する可能性があり、また、投資家は投資元本額を取り戻せないことがある。

シュローダー・セレクション

運用成績一覧表（続き）

2018年9月30日現在

（未監査）

サブ・ファンド*	クラス（通貨）	1年間 （％）	2年間 （％）	3年間 （％）	設定来 （％）
シュローダー・セレクション （設定日：2004年4月27日）	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド				
	クラスA（円）受益証券	(4.31)	(5.42)	(2.49)	(2.20)
	クラスA（米ドル）受益証券	(2.13)	(1.80)	2.22	26.29
	クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし） 受益証券	(1.31)	9.90	(3.56)	29.43
	クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	(2.12)	(1.80)	2.23	26.08
シュローダー・セレクション （設定日：2006年7月31日）	ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ				
	クラスA（円）受益証券	0.20	23.25	44.52	51.60
	クラスA（米ドル）受益証券	2.41	27.86	50.24	66.74
シュローダー・セレクション （設定日：2004年4月27日）	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド				
	クラスA（円）受益証券	(8.04)	(6.86)	(0.28)	8.70
	クラスA（米ドル）受益証券	(5.89)	(3.13)	4.76	40.32
シュローダー・セレクション （設定日：2004年4月27日）	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ				
	クラスA（円）受益証券	2.30	26.49	54.84	269.60
	クラスA（米ドル）受益証券	4.44	30.99	60.98	338.94

* 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、費用を控除し税金を加算した分配金が調整された純資産ベース（ビット・トゥ・ビット）である。「設定来」とは、サブ・ファンドの設定日をいう。過去の運用成績は、将来の成績や受益証券の価格に対する信頼性のある指標となるものではなく、そこから生じる収益は増減する可能性があり、また、投資家は投資元本額を取り戻せないことがある。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

2018年9月30日現在

ファンド

ファンドは、ルクセンブルグの2010年12月17日法（「2010年法」）のパート の規定により規制される投資信託としての要件を充足する。

ファンドは、設定日である2002年12月20日から無期限で設立されており、各サブ・ファンドについて、複数のクラス受益証券の追加発行が可能である。

クラス受益証券

投資可能なクラス受益証券は下記に表示される。

サブ・ファンドクラス受益証券*

シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・バランス	クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・ボンド	クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ		クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
ユーロ・エクイティ			
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ		クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
ユーロピアン・オポチュニティ			クラスA（米ドル）受益証券 クラスA（豪ドル）受益証券 クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ	コモディティ	クラスA（米ドル）受益証券 クラスA（豪ドル）受益証券 クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ		クラスA（米ドル）受益証券 クラスA（豪ドル）受益証券 クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
グローバル・ハイイールド			クラスA（米ドル）受益証券 クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券 クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券 クラスA 毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券 クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券

サブ・ファンド

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ
ウェルス・プリザベーション

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ
イールド・エクイティ

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
アジア・ボンド

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
B R I C ・エクイティ

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
エマージング・ボンド

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
グレーター・チャイナ・エクイティ

クラス受益証券*

クラスA（豪ドル）受益証券
クラスA（ユーロ）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券
クラスA 毎月分配型（円
ヘッジなし）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券
クラスA 毎月分配型（円
ヘッジなし）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA 毎月分配型（円
ヘッジなし）受益証券
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券

* 基準通貨建のクラスおよび「ヘッジなし」の記載があるクラスを除くすべてのクラスは、ヘッジありのクラスである。

日本円建てまたは豪ドル建てによるファンドのすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に関して、サブ・ファンドの投資対象ファンドへの投資は、ユーロまたは米ドルにより行われる。通常の状況下において、ファンドは受領したすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券を投資目的でユーロまたは米ドルに転換し、また、受益者が受益証券の買戻しを行う時に、適宜ユーロまたは米ドルをすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に転換する。かかる通貨換算に関して発生する費用は、各サブ・ファンドのすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に按分して配分される。

さらに、投資対象ファンドが、特定のクラス受益証券の基準通貨建てではない証券または通貨を保有する限り、かかるクラス受益証券の評価価格は、現地通貨の当該クラス受益証券の基準通貨に対する当該通貨の価値により影響される。

管理会社は、すべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券のユーロまたは米ドルに対するリスクへのヘッジを提供することを意図した技法および手段を採用することができる。管理会社は、為替リスクに対するヘッジを試みるが、すべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券の評価価格が日本円または豪ドルのユーロまたは米ドルに対する価値により影響されないという保証はない。円建ておよび豪ドル建てクラス受益証券は、当該ヘッジ技法に関連するあらゆる費用を別々に負担する。当該ヘッジ取引の結果として各クラス受益証券に生じるすべての利益または損失は、関連クラス受益証券に帰するものとされる。

当初販売手数料および販売報酬

受益証券	当初販売手数料および販売報酬
クラスA 受益証券および クラスA 毎月分配型受益証券	1口当たり純資産価格の6.25%を上限とする当初販売手数料が課される。販売報酬は発生しない。

最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額

サブ・ファンド名	最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ	すべてのクラス受益証券に関する、最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、1,000ユーロまたは100,000円である。
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロピアン・オポチュニティ	すべてのクラス受益証券に関する、最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、1,000米ドル、1,000ユーロ、または100,000円である。
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ	すべてのクラス受益証券に関する、最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、3,000米ドル、3,000ユーロ、3,000豪ドルまたは500,000円である。
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ	すべてのクラス受益証券に関する、最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、3,000米ドルまたは500,000円である。

上記の限度は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

保管報酬および管理事務報酬

保管受託銀行およびファンド事務代行会社は、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、ファンドの純資産から、提供された関連サービスに対する報酬を毎月受領する権利を有する。

純資産価額

1口当たり純資産価格の計算

各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格（「純資産価格」）は、各取引日に、当該クラスの通貨建てで計算される。各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額（当該クラスの資産から負債を控除した額に比例する金額）を、当該クラスの当該時点での発行口数で割ることにより計算される。

資産総額の評価に適用される規則に係るさらなる詳細は、現行の目論見書に記載されている。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

ファンド資産の評価

手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、上記の通り宣言または発生したが受領されていない現金配当および利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されな

い場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社はその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額となる。）を除き、その全額とみなされる。

サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。いずれの証券取引所においても取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、前述の段落において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。

オープン・エンド型投資信託の受益証券は、最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。

その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。

ファンドの創立費（印刷費、旅費等の費用、法的費用を含む。）は、5年を超えない期間にわたり償却される。基準通貨建てではないすべての資産および負債は、評価時点またはその近い時点の当該通貨の外国為替市場の実勢レートを参考に換算されるものとする。

基準通貨建てではない投資対象の取得原価、収入および支出は、取引日における優勢な為替レートにより換算されている。これらの項目の取引により生じる為替差損益は、運用結果の決定において考慮される。

為替レート

2018年9月30日現在の財務書類において、ユーロで合算された合計の計算に使用された為替レートは、1ユーロ = 1.158499977米ドルである。

サブ・ファンドに関する変更

対象年度中の各サブ・ファンドの購入および販売の総額を明記したリストは、管理会社の登記上の事務所において、請求することにより無償で入手できる。

投資有価証券売却に係る実現損益

投資有価証券売却に係る実現損益は、通常、平均原価ベースで決定され、取引費用を含む。

為替予約契約

未決済の為替予約契約は、当該契約の満期に適用される先渡交換レートを参照し、純資産計算日における最終入手可能価格で評価された。未実現利益／（損失）は、純資産計算書の「為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）」において表示されている。

取引費用の開示

取引費用としては、ブローカーへの手数料および譲渡性のある有価証券の売買に関する税金がある。サブ・ファンドは、その純資産を名義書換事務代行会社を通じて、他のルクセンブルグのアンブレラ型投資信託、すなわち譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託であるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドまたは投資信託であるシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ（「投資先ファンド」）のいずれかに投資するため、保管報酬は常にゼロで表示される。したがって、ブローカー手数料は、いずれのサブ・ファンドに対しても課せられていない。

税制

ルクセンブルグの法律に基づき、各サブ・ファンドは、その純資産額に対して課せられる、年率0.05%の資本税の対象である。かかる税金は、四半期毎に後払いで、当該四半期末のサブ・ファンドの純資産額に基づいて計算され、支払われる。しかしながら、かかる資本税がすでに支払われた他のルクセンブルグの投資信託に対して投資されたサブ・ファンドの純資産額に対しては、いかなる資本税も課せられない。

現金担保の再投資

取引相手方リスク軽減目的において、ヘッジクラス受益証券に関連した通貨ヘッジ取引を行うファンドは、取引相手方から日次ベースで現金担保を支払うかまたは受領することにより、為替予約取引の残存期間にわたってエクスポージャーを軽減する。

投資運用会社は、ファンドの投資目的に沿った通貨ヘッジに関連し、取引相手方から受領した現金担保を再投資することができる。

為替予約契約の満期日に受領したまたは支払った担保は、純資産計算書の「通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金／未払金」において表示されている。未収または未払の担保コールは、純資産計算書の「通貨ヘッジクラスの為替予約担保コール未収金／未払金（純額）」において表示されている。

為替予約契約

未決済の為替予約契約は、当該契約の残存期間において適用される先渡交換レートを参照し、純資産計算日における最終入手可能価格で評価された。未実現利益／（損失）は、純資産計算書の「為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）」において表示されている。2018年9月30日において、以下のサブ・ファンドが為替予約契約を締結している。

購入通貨		売却通貨		満期日	未実現利益 / (損失)	
シュローダー・セレクション		ユーロ・シリーズ	ユーロ・バランス			
ヘッジクラス受益証券						
日本円	670,057,200	ユーロ	5,045,447	2018年10月31日		54,740
					ユーロ	54,740
シュローダー・セレクション		ユーロ・シリーズ	ユーロ・ボンド			
ヘッジクラス受益証券						
日本円	420,301,800	ユーロ	3,164,820	2018年10月31日		34,337
					ユーロ	34,337
シュローダー・セレクション		ユーロ・シリーズ	ユーロ・エクイティ			
ヘッジクラス受益証券						
日本円	1,002,202,600	ユーロ	7,546,461	2018年10月31日		81,875
					ユーロ	81,875

購入通貨		売却通貨		満期日	未実現利益 / (損失)	
シュローダー・セレクション		ユーロ・シリーズ		ヨーロピアン・オポチュニティ		
ヘッジクラス受益証券						
日本円	77,841,000	ユーロ	586,133	2018年10月31日	6,359	
米ドル	4,687,300	ユーロ	4,006,240	2018年10月 4 日	39,134	
米ドル	1,904,600	ユーロ	1,617,381	2018年10月11日	25,473	
					ユーロ	70,966
シュローダー・セレクション		グローバル・シリーズ		コモディティ		
ヘッジクラス受益証券						
豪ドル	4,033,500	米ドル	2,921,891	2018年10月31日	(9,024)	
ユーロ	11,000	米ドル	13,057	2018年11月21日	(262)	
ユーロ	15,000	米ドル	17,557	2018年12月20日	(60)	
ユーロ	421,300	米ドル	491,330	2019年 1 月10日	1,106	
ユーロ	10,400	米ドル	12,326	2019年 1 月17日	(162)	
ユーロ	469,700	米ドル	558,866	2019年 2 月 7 日	(8,517)	
ユーロ	16,300	米ドル	19,409	2019年 2 月14日	(298)	
日本円	279,537,400	米ドル	2,483,199	2018年10月31日	(12,460)	
					米ドル	(29,677)
シュローダー・セレクション		グローバル・シリーズ		グローバル・ハイイールド		
ヘッジクラス受益証券						
豪ドル	78,808,900	米ドル	57,089,325	2018年10月31日	(176,012)	
ユーロ	2,899,300	米ドル	3,431,107	2018年10月25日	(66,040)	
ユーロ	153,100	米ドル	182,141	2018年10月31日	(4,359)	
ユーロ	210,200	米ドル	249,285	2018年11月29日	(4,621)	
ユーロ	10,225,300	米ドル	12,072,623	2018年12月 6 日	(162,553)	
ユーロ	895,200	米ドル	1,044,004	2019年 1 月10日	2,351	
ユーロ	355,900	米ドル	423,460	2019年 2 月 7 日	(6,451)	
日本円	996,501,900	米ドル	8,852,302	2018年10月31日	(44,548)	
					米ドル	(462,233)
シュローダー・セレクション		グローバル・シリーズ		ウェルス・プリザベーション		
ヘッジクラス受益証券						
豪ドル	547,800	ユーロ	336,378	2018年10月31日	4,303	
日本円	159,004,100	ユーロ	1,197,281	2018年10月31日	12,990	
米ドル	1,023,600	ユーロ	869,238	2018年10月11日	13,690	
					ユーロ	30,983
シュローダー・セレクション		グローバル・シリーズ		イールド・エクイティ		
ヘッジクラス受益証券						
日本円	395,660,300	米ドル	3,514,800	2018年10月31日	(17,688)	
					米ドル	(17,688)
シュローダー・セレクション		ニューマーケット・シリーズ		アジア・ボンド		
ヘッジクラス受益証券						
日本円	353,086,300	米ドル	3,136,599	2018年10月31日	(15,784)	
					米ドル	(15,784)

購入通貨		売却通貨		満期日	未実現利益 / (損失)	
シュローダー・セレクション		ニューマーケット・シリーズ		B R I C ・エクイティ		
ヘッジクラス受益証券						
日本円	820,381,600	米ドル	7,287,759	2018年10月31日		(36,675)
					米ドル	(36,675)
シュローダー・セレクション		ニューマーケット・シリーズ		エマージング・ボンド		
ヘッジクラス受益証券						
日本円	80,228,700	米ドル	712,702	2018年10月31日		(3,587)
					米ドル	(3,587)
シュローダー・セレクション		ニューマーケット・シリーズ		グレーター・チャイナ・エクイティ		
ヘッジクラス受益証券						
日本円	626,187,600	米ドル	5,561,925	2018年10月31日		(27,258)
					米ドル	(27,258)

為替予約契約の取引相手方

ファンド	取引相手方		未実現利益 / (損失)
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・バランス	
		バンク・オブ・アメリカ	29,666
		H S B C	25,074
			ユーロ 54,740
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・ボンド	
		バンク・オブ・アメリカ	25,918
		H S B C	8,419
			ユーロ 34,337
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・エクイティ	
		バンク・オブ・アメリカ	54,986
		H S B C	26,889
			ユーロ 81,875
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ヨーロッパ・オポチュニティ	
		バンク・オブ・アメリカ	39,201
		H S B C	31,765
			ユーロ 70,966
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ	コモディティ	
		バンク・オブ・アメリカ	(24,546)
		H S B C	(5,131)
			米ドル (29,677)

ファンド	取引相手方	未実現利益 / (損失)
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ	グローバル・ハイイールド	
	バンク・オブ・アメリカ	(192,959)
	H S B C	(269,274)
	米ドル	(462,233)
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ	ウェルス・プリザベーション	
	バンク・オブ・アメリカ	695
	H S B C	30,288
	ユーロ	30,983
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ	イールド・エクイティ	
	バンク・オブ・アメリカ	(9,978)
	H S B C	(7,710)
	米ドル	(17,688)
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ	アジア・ボンド	
	バンク・オブ・アメリカ	(2,303)
	H S B C	(13,481)
	米ドル	(15,784)
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ	B R I C ・エクイティ	
	バンク・オブ・アメリカ	(3,901)
	H S B C	(32,774)
	米ドル	(36,675)
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ	エマージング・ボンド	
	バンク・オブ・アメリカ	(422)
	H S B C	(3,165)
	米ドル	(3,587)
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ	グレーター・チャイナ・エクイティ	
	バンク・オブ・アメリカ	(6,202)
	H S B C	(21,056)
	米ドル	(27,258)

管理報酬

管理会社は、ファンドの各サブ・ファンドの純資産額から報酬を受領する権利を有する。報酬は、毎月支払われる。対象年度中のレートは、以下に表示される。

サブ・ファンド	管理報酬
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	1.20%
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	0.95%
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	1.45%
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・オポチュニティ	1.45%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ	1.50%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	1.15%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	1.40%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	1.20%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	1.20%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BRIC・エクイティ	1.45%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	1.40%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	1.45%

年率0.05%の代行協会員報酬は、管理報酬より支払われる。

これらの報酬は、管理会社の裁量により一部放棄されることがある。

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドについては、当面、管理報酬と（以下に定義される）受益者サービス報酬の年率合計を1.25%とするため、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドについては、当面、管理報酬と（以下に定義される）受益者サービス報酬の年率合計を1.60%とするため、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドまたはシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズにかかるすべての原資産は、管理報酬が発生しないIクラスまたはXクラスであることに留意のこと。

受益者サービス報酬

管理会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイは、ファンドのすべてのサブ・ファンドの純資産額から受益者サービス報酬を受領する権利を有する。報酬は、毎月支払われる。料率の上限は、以下に表示される。

サブ・ファンド	受益者サービス報酬
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	0.80%
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	0.65%
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	0.90%
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロピアン・オポチュニティ	0.90%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ	0.90%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	0.75%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	0.90%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	0.80%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	0.80%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	0.90%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	0.90%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレート・チャイナ・エクイティ	0.90%

これらの報酬は、管理会社の裁量により一部放棄されることがある。シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドおよびシュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドのサブ・ファンドの報酬については、管理報酬に関する項を参照のこと。

分配金

取締役は、当期中において、以下の分配金を宣言した。

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド／クラス	通貨	1口当たり 分配金
2017年10月5日	2017年10月6日	2017年10月18日			
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
	アジア・ボンド	クラスA毎月分配型		米ドル	0.040
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
	アジア・ボンド	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	4.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	ウェルス・ブリザベーション	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.030
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	ウェルス・ブリザベーション	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	3.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		米ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		豪ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	2.500
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		米ドル	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	7.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		豪ドル	0.080
2017年11月6日	2017年11月7日	2017年11月16日			
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
	アジア・ボンド	クラスA毎月分配型		米ドル	0.040
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
	アジア・ボンド	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	4.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	ウェルス・ブリザベーション	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.030
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	ウェルス・ブリザベーション	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	3.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		米ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		豪ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	2.500
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		米ドル	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	7.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		豪ドル	0.080

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド/クラス	通貨	1口当たり 分配金
2017年12月5日	2017年12月6日	2017年12月15日			
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			ウェルス・ブリザベーション クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			ウェルス・ブリザベーション クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080
2018年1月9日	2018年1月10日	2018年1月19日			
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			ウェルス・ブリザベーション クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			ウェルス・ブリザベーション クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
	シュローダー・セレクト	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド/クラス	通貨	1口当たり 分配金
2018年2月5日	2018年2月6日	2018年2月16日			
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
	アジア・ボンド	クラスA毎月分配型		米ドル	0.040
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
	アジア・ボンド	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	4.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	ウェルス・ブリザベーション	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.030
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	ウェルス・ブリザベーション	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	3.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		米ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		豪ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	2.500
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		米ドル	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	7.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		豪ドル	0.080
2018年3月5日	2018年3月6日	2018年3月15日			
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
	アジア・ボンド	クラスA毎月分配型		米ドル	0.040
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
	アジア・ボンド	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	4.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	ウェルス・ブリザベーション	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.030
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	ウェルス・ブリザベーション	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	3.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		米ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		豪ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	2.500
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		米ドル	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	7.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		豪ドル	0.080

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド/クラス	通貨	1口当たり 分配金
2018年4月5日	2018年4月6日	2018年4月17日			
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
		アジア・ボンド クラスA毎月分配型		米ドル	0.040
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
		アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	4.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		ウェルス・ブリザベーション クラスA毎月分配型		ユーロ	0.030
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		ウェルス・ブリザベーション クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	3.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		イールド・エクイティ クラスA毎月分配型		米ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		イールド・エクイティ クラスA毎月分配型		ユーロ	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		イールド・エクイティ クラスA毎月分配型		豪ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	2.500
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型		米ドル	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型		ユーロ	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	7.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型		豪ドル	0.080
2018年5月7日	2018年5月8日	2018年5月18日			
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
		アジア・ボンド クラスA毎月分配型		米ドル	0.040
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
		アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	4.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		ウェルス・ブリザベーション クラスA毎月分配型		ユーロ	0.030
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		ウェルス・ブリザベーション クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	3.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		イールド・エクイティ クラスA毎月分配型		米ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		イールド・エクイティ クラスA毎月分配型		ユーロ	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		イールド・エクイティ クラスA毎月分配型		豪ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	2.500
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型		米ドル	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型		ユーロ	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	7.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
		グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型		豪ドル	0.080

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド/クラス	通貨	1口当たり 分配金
2018年6月5日	2018年6月6日	2018年6月15日			
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
	アジア・ボンド	クラスA毎月分配型		米ドル	0.040
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
	アジア・ボンド	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	4.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	ウェルス・ブリザベーション	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.030
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	ウェルス・ブリザベーション	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	3.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		米ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		豪ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	2.500
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		米ドル	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	7.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		豪ドル	0.080
2018年7月5日	2018年7月6日	2018年7月18日			
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
	アジア・ボンド	クラスA毎月分配型		米ドル	0.040
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
	アジア・ボンド	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	4.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	ウェルス・ブリザベーション	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.030
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	ウェルス・ブリザベーション	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	3.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		米ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		豪ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	2.500
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		米ドル	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	7.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		豪ドル	0.080

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド/クラス	通貨	1口当たり 分配金
2018年8月6日	2018年8月7日	2018年8月17日			
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
	アジア・ボンド	クラスA毎月分配型		米ドル	0.040
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
	アジア・ボンド	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	4.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	ウェルス・ブリザベーション	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.030
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	ウェルス・ブリザベーション	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	3.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		米ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		豪ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	2.500
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		米ドル	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	7.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		豪ドル	0.080
2018年9月5日	2018年9月6日	2018年9月18日			
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
	アジア・ボンド	クラスA毎月分配型		米ドル	0.040
	シュローダー・セレクト	ニューマーケット・シリーズ			
	アジア・ボンド	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	4.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	ウェルス・ブリザベーション	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.030
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	ウェルス・ブリザベーション	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	3.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		米ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型		豪ドル	0.025
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	イールド・エクイティ	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	2.500
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		米ドル	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		ユーロ	0.070
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）		日本円	7.000
	シュローダー・セレクト	グローバル・シリーズ			
	グローバル・ハイイールド	クラスA毎月分配型		豪ドル	0.080

後発事象

財務書類の承認日現在、重要な後発事象はなかった。

[次へ](#)

Statement of Net Assets
as at 30 September 2018

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Opportunities EUR	Schroder Selection Global Series - Commodity USD
ASSETS					
Investments					
Securities at cost	25,785,634	25,833,233	27,501,986	10,068,478	15,542,942
Unrealised appreciation/(depreciation) **	8,905,914	7,885,361	8,939,397	81,284	(1,721,531)
Securities at Market Value	34,691,548	33,718,594	36,441,383	10,149,762	13,821,411
Net unrealised appreciation/(depreciation) ** on forward foreign exchange contracts	54,740	34,337	81,875	70,966	(29,677)
	34,746,288	33,752,931	36,523,258	10,220,728	13,791,734
Cash at banks	356,277	268,825	344,672	63,640	54,158
Receivables for securities sold	107,914	70,604	189,778	76,505	83,449
Hedged currency class forward contract collateral receivable	-	-	-	-	-
Receivables for subscriptions	-	16,554	-	-	20,815
Interest receivable	-	-	-	-	138
Sundry receivables and prepayments	-	-	4	-	-
TOTAL ASSETS	35,210,479	34,108,914	37,057,712	10,360,873	13,950,294
LIABILITIES					
Payables for securities purchased	-	16,364	4	-	20,615
Payables for redemptions	-	525	30,385	-	4,007
Interest payable	174	125	184	53	-
Management fees payable	32,546	21,018	41,140	11,367	15,824
Other payables and accruals	29,412	18,802	33,259	9,945	13,094
TOTAL LIABILITIES	62,132	56,834	104,972	21,365	53,540
TOTAL NET ASSETS	35,148,347	34,052,080	36,952,740	10,339,508	13,896,754
UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT					
Unrealised appreciation on investments	8,905,914	7,885,361	8,939,397	81,284	-
Unrealised (depreciation) on investments	-	-	-	-	(1,721,531)
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	54,740	34,337	81,875	70,966	1,106
Unrealised (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-	-	-	-	(30,783)

** Please refer to the table Unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD
ASSETS					
Investments					
Securities at cost	152,780,447	7,353,418	46,217,308	22,636,670	22,412,701
Unrealised appreciation/(depreciation) **	20,658,419	407,178	10,942,516	6,319,250	7,436,786
Securities at Market Value	173,438,866	7,760,596	57,159,824	28,955,920	29,849,487
Net unrealised appreciation/(depreciation) ** on forward foreign exchange contracts	(462,233)	30,983	(17,688)	(15,784)	(36,675)
	172,976,633	7,791,579	57,142,136	28,940,136	29,812,812
Cash at banks	1,143,251	10,482	454,227	223,328	180,232
Receivables for securities sold	375,168	74,990	160,580	148,496	213,580
Hedged currency class forward contract collateral receivable	99,649	-	-	-	-
Receivables for subscriptions	127,970	-	269,495	-	10,002
Interest receivable	1,941	-	559	330	333
Sundry receivables and prepayments	-	-	-	-	-
TOTAL ASSETS	174,724,612	7,877,051	58,026,997	29,312,290	30,216,959
LIABILITIES					
Payables for securities purchased	126,550	-	266,897	-	18
Payables for redemptions	163,974	-	101,984	94,855	103,702
Interest payable	-	28	-	-	-
Management fees payable	133,833	8,650	51,672	26,990	33,041
Other payables and accruals	119,385	7,723	47,304	24,456	27,577
TOTAL LIABILITIES	543,742	16,401	467,857	146,301	164,338
TOTAL NET ASSETS	174,180,870	7,860,650	57,559,140	29,165,989	30,052,621
UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT					
Unrealised appreciation on investments	20,658,419	407,178	10,942,516	6,319,250	7,436,786
Unrealised (depreciation) on investments	-	-	-	-	-
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2,350	30,983	-	-	-
Unrealised (depreciation) on forward foreign exchange contracts	(464,583)	-	(17,688)	(15,784)	(36,675)

** Please refer to the table Unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Total * EUR
ASSETS			
Investments			
Securities at cost	5,532,021	18,695,223	341,529,644
Unrealised appreciation/(depreciation) **	1,193,591	12,482,183	75,689,324
Securities at Market Value	6,725,612	31,177,406	417,218,968
Net unrealised appreciation/(depreciation) ** on forward foreign exchange contracts	(3,587)	(27,258)	(238,883)
	6,722,025	31,150,148	416,980,085
Cash at banks	68,772	191,480	3,042,556
Receivables for securities sold	12,369	159,235	1,514,937
Hedged currency class forward contract collateral receivable	-	-	86,016
Receivables for subscriptions	-	173,723	536,196
Interest receivable	88	310	3,193
Sundry receivables and prepayments	-	-	4
TOTAL ASSETS	6,803,254	31,674,896	422,162,987
LIABILITIES			
Payables for securities purchased	-	161,471	513,175
Payables for redemptions	-	68,976	494,870
Interest payable	-	-	564
Management fees payable	7,317	34,044	376,025
Other payables and accruals	6,379	28,341	329,211
TOTAL LIABILITIES	13,696	292,832	1,713,845
TOTAL NET ASSETS	6,789,558	31,382,064	420,449,142
UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT			
Unrealised appreciation on investments	1,193,591	12,482,183	77,175,324
Unrealised (depreciation) on investments	-	-	(1,486,000)
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	-	75	275,949
Unrealised (depreciation) on forward foreign exchange contracts	(3,587)	(27,333)	(514,832)

* For the total of the Statement of Net Assets, which has been presented in Euro, assets and liabilities stated in currencies other than Euro have been converted at the following exchange rate ruling as at 30 September 2018: 1 Euro = 1.158499977 US Dollar.

** Please refer to the table Unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets

as at 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Opportunities EUR
Net Asset Value				
as at 30 September 2018	35,148,347	34,052,080	36,952,740	10,339,508
as at 30 September 2017	30,141,092	37,284,213	38,252,335	4,765,987
as at 30 September 2016	32,465,374	45,377,887	50,606,844	7,904,734
Units Outstanding *				
as at 30 September 2018				
Class A (AUD)	-	-	-	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A (EUR)	1,280,929	1,769,107	1,075,640	374,667
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A (JPY)	322,698	300,716	385,165	69,922
Class A (USD)	-	-	-	576,460
Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (USD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	-	-	-
Net Asset Value per Unit **				
as at 30 September 2018				
Class A (AUD)	-	-	-	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A (EUR)	23.50	17.44	27.33	10.88
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A (JPY)	2,057	1,399	2,575	1,109
Class A (USD)	-	-	-	11.40
Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (USD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	-	-	-

* Please refer to the 'Classes of Units' section of the Notes to the Financial Statements for the naming convention used for the classes of units.

** The Net Asset Value per Unit is stated in the currency of the unit class.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets

as at 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Opportunities EUR
Net Asset Value per Unit * **				
as at 30 September 2017				
Class A (AUD)	-	-	-	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A (EUR)	23.84	17.53	27.88	11.28
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A (JPY)	2,077	1,402	2,613	1,144
Class A (USD)	-	-	-	11.54
Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (USD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	-	-	-
as at 30 September 2016				
Class A (AUD)	-	-	-	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A (EUR)	21.56	17.98	23.06	9.95
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A (JPY)	1,871	1,435	2,146	1,004
Class A (USD)	-	-	-	10.03
Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (USD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	-	-	-

* Please refer to the 'Classes of Units' section of the Notes to the Financial Statements for the naming convention used for the classes of units.

** The Net Asset Value per Unit is stated in the currency of the unit class.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets

as at 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
Net Asset Value				
as at 30 September 2018	13,896,754	174,180,870	7,860,650	57,559,140
as at 30 September 2017	17,114,078	206,567,540	9,900,172	46,584,691
as at 30 September 2016	18,853,703	174,101,272	12,305,214	52,148,452
Units Outstanding *				
as at 30 September 2018				
Class A (AUD)	700,072	2,745,520	53,582	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	927,041
Class A (EUR)	207,325	710,474	315,317	-
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	205,522
Class A (JPY)	589,887	566,397	161,067	272,508
Class A (USD)	1,485,645	2,140,083	107,793	1,517,812
Class A Monthly Income (AUD)	-	2,593,531	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	365,968	144,156	-
Class A Monthly Income (USD)	-	6,514,664	-	367,299
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	47,432
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	49,097
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	992,558	273,107	217,660
Net Asset Value per Unit ***				
as at 30 September 2018				
Class A (AUD)	5.75	23.10	10.26	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	24.61
Class A (EUR)	4.54	17.61	11.04	-
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	22.62
Class A (JPY)	473	1,765	983	1,445
Class A (USD)	5.01	18.75	9.58	16.26
Class A Monthly Income (AUD)	-	6.01	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	6.22	5.78	-
Class A Monthly Income (USD)	-	6.69	-	10.71
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	20.19
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	18.77
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	852	532	964

* Please refer to the 'Classes of Units' section of the Notes to the Financial Statements for the naming convention used for the classes of units.

** The Net Asset Value per Unit is stated in the currency of the unit class.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
Net Asset Value per Unit * **				
as at 30 September 2017				
Class A (AUD)	5.80	22.98	10.78	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	21.36
Class A (EUR)	4.69	17.96	11.89	-
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	20.90
Class A (JPY)	486	1,795	1,056	1,393
Class A (USD)	5.03	18.66	10.06	15.34
Class A Monthly Income (AUD)	-	6.95	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	7.19	6.60	-
Class A Monthly Income (USD)	-	7.50	-	10.39
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	17.80
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	17.62
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	925	617	929
as at 30 September 2016				
Class A (AUD)	6.08	21.09	10.72	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	17.90
Class A (EUR)	5.04	16.90	12.10	-
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	18.07
Class A (JPY)	521	1,686	1,072	1,151
Class A (USD)	5.31	17.25	10.07	12.53
Class A Monthly Income (AUD)	-	7.29	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	7.59	7.08	-
Class A Monthly Income (USD)	-	7.74	-	8.76
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	15.19
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	15.50
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	844	568	709

* Please refer to the 'Classes of Units' section of the Notes to the Financial Statements for the naming convention used for the classes of units.

** The Net Asset Value per Unit is stated in the currency of the unit class.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets

as at 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD
Net Asset Value				
as at 30 September 2018	29,165,989	30,052,621	6,789,558	31,382,064
as at 30 September 2017	34,490,721	33,193,069	8,440,857	27,986,288
as at 30 September 2016	43,401,235	35,170,225	9,331,056	26,515,991
Units Outstanding*				
as at 30 September 2018				
Class A (AUD)	-	-	-	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A (EUR)	-	-	-	-
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A (JPY)	361,049	548,754	74,074	170,245
Class A (USD)	1,450,054	1,362,250	433,250	588,520
Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (USD)	1,262,366	-	-	-
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	521,399	-	-	-
Net Asset Value per Unit***				
as at 30 September 2018				
Class A (AUD)	-	-	-	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A (EUR)	-	-	-	-
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A (JPY)	978	1,516	1,087	3,696
Class A (USD)	12.63	16.67	14.03	43.89
Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (USD)	4.43	-	-	-
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	466	-	-	-

* Please refer to the 'Classes of Units' section of the Notes to the Financial Statements for the naming convention used for the classes of units.

** The Net Asset Value per Unit is stated in the currency of the unit class.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets

as at 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD
Net Asset Value per Unit * **				
as at 30 September 2017				
Class A (AUD)	-	-	-	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A (EUR)	-	-	-	-
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A (JPY)	1,022	1,513	1,182	3,613
Class A (USD)	12.90	16.28	14.91	42.03
Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (USD)	5.01	-	-	-
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	521	-	-	-
as at 30 September 2016				
Class A (AUD)	-	-	-	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A (EUR)	-	-	-	-
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A (JPY)	1,034	1,230	1,167	2,922
Class A (USD)	12.86	13.04	14.49	33.51
Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (USD)	5.48	-	-	-
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	512	-	-	-

* Please refer to the 'Classes of Units' section of the Notes to the Financial Statements for the naming convention used for the classes of units.

** The Net Asset Value per Unit is stated in the currency of the unit class.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the Year Ended 30 September 2018

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Opportunities EUR	Schroder Selection Global Series - Commodity USD
INCOME					
Bank interest	-	-	-	-	1,067
Total Income	-	-	-	-	1,067
EXPENSES					
Administration fees	4,554	5,023	5,247	661	1,216
Management fees	396,708	286,816	548,529	123,266	241,658
Bank and interest charges	1,708	1,712	1,997	623	-
Custodian fees	5,154	4,427	5,921	3,297	4,959
Taxe d'abonnement	108	148	108	26	60
Distribution fees	264,472	161,334	340,466	76,510	144,995
Other Expenses	28,646	30,687	33,200	8,081	14,103
Total Expenses	701,350	490,147	935,468	212,464	406,991
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(701,350)	(490,147)	(935,468)	(212,464)	(405,924)

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations

for the Year Ended 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD
INCOME					
Bank interest	12,558	-	4,404	1,760	2,777
Total Income	12,558	-	4,404	1,760	2,777
EXPENSES					
Administration fees	28,025	500	7,978	4,651	4,683
Management fees	1,875,240	125,297	620,813	386,433	495,588
Bank and interest charges	858	453	-	-	-
Custodian fees	29,344	3,225	10,611	5,560	6,164
Taxe d'abonnement	1,154	35	219	104	148
Distribution fees	1,125,144	80,548	413,876	257,622	307,606
Other Expenses	164,559	8,011	43,993	27,604	30,069
Total Expenses	3,224,324	218,069	1,097,490	681,974	844,258
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(3,211,766)	(218,069)	(1,093,086)	(680,214)	(841,481)

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the Year Ended 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Total * EUR
INCOME			
Bank interest	720	3,076	22,755
Total Income	720	3,076	22,755
EXPENSES			
Administration fees	774	4,238	60,495
Management fees	110,083	466,388	5,102,716
Bank and interest charges	-	-	7,234
Custodian fees	1,710	5,265	76,934
Taxe d'abonnement	28	96	1,987
Distribution fees	70,767	289,483	3,175,806
Other Expenses	6,737	27,943	380,533
Total Expenses	190,099	793,413	8,805,705
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(189,379)	(790,337)	(8,782,950)

* For the total of the Statement of Operations, which has been presented in Euro, assets and liabilities stated in currencies other than Euro have been converted at the following exchange rate ruling as at 30 September 2018: 1 Euro = 1.158499977 US Dollar.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets
for the Year Ended 30 September 2018

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Opportunities EUR	Schroder Selection Global Series - Commodity USD
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS) **	(701,350)	(490,147)	(935,468)	(212,464)	(405,924)
Net realised gains/(losses) ***					
on securities sold	1,507,532	1,139,350	2,727,682	225,782	(930,978)
on forward foreign exchange contracts	(119,297)	(92,734)	(186,669)	395,738	(688,668)
on foreign exchange on other net assets	124,626	82,953	206,626	(127,813)	246,617
NET REALISED PROFIT/(LOSS)	1,512,861	1,129,569	2,747,639	493,707	(1,373,029)
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation)					
on investments	(1,380,513)	(803,086)	(2,535,318)	(350,296)	1,382,024
on forward foreign exchange contracts	91,378	61,187	149,305	77,715	24,594
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION)	(1,289,135)	(741,899)	(2,386,013)	(272,581)	1,406,618
NET CHANGE IN TOTAL NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(477,624)	(102,477)	(573,842)	8,662	(372,335)
Net proceeds from issue of units	8,332,854	765,194	5,679,770	7,448,015	2,048,372
Payment for units redeemed	(2,847,975)	(3,894,850)	(6,405,523)	(1,883,156)	(4,893,361)
Dividends declared for the year	-	-	-	-	-
Increase/(decrease) in Net Assets for the Year	5,007,255	(3,232,133)	(1,299,595)	5,573,521	(3,217,324)
Net Assets at the beginning of the year ****	30,141,092	37,284,213	38,252,335	4,765,987	17,114,078
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	35,148,347	34,052,080	36,952,740	10,339,508	13,896,754
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT *****					
Realised gains on securities sold	1,508,043	1,139,858	2,728,228	225,782	703
Realised (losses) on securities sold	(511)	(508)	(546)	-	(931,681)
Realised gains on forward foreign exchange contracts	509,025	318,203	872,228	1,303,178	915,541
Realised (losses) on forward foreign exchange contracts	(628,322)	(410,937)	(1,058,897)	(907,440)	(1,604,209)

** Please see the Statement of Operations for the calculation of Net Investment Income/(Loss).

*** Please refer to the table Realised gains/(losses) for the calculation split.

**** The opening balance was combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2018. The same net assets combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2017 reflected a figure of EUR 436,818,787.

***** The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets
for the Year Ended 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS) **	(3,211,766)	(218,069)	(1,093,086)	(680,214)	(841,481)
Net realised gains/(losses) ***					
on securities sold	12,322,673	193,946	3,777,091	1,423,652	3,351,201
on forward foreign exchange contracts	(9,561,654)	(5,983)	(215,791)	(191,163)	(428,489)
on foreign exchange on other net assets	3,294,060	17,266	79,257	88,173	197,601
NET REALISED PROFIT/(LOSS)	6,055,079	205,229	3,640,557	1,320,662	3,120,313
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation)					
on investments	(8,260,708)	(638,189)	(23,493)	(1,387,913)	(1,580,677)
on forward foreign exchange contracts	226,456	42,576	(1,502)	5,489	12,834
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION)	(8,034,252)	(595,613)	(24,995)	(1,382,424)	(1,567,843)
NET CHANGE IN TOTAL NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(5,190,939)	(608,453)	2,522,476	(741,976)	710,989
Net proceeds from issue of units	32,311,235	263,820	21,273,634	469,224	4,116,124
Payment for units redeemed	(51,251,312)	(1,561,275)	(12,621,439)	(4,170,531)	(7,967,561)
Dividends declared for the year	(8,255,654)	(133,614)	(200,222)	(881,449)	-
Increase/(decrease) in Net Assets for the Year	(32,386,670)	(2,039,522)	10,974,449	(5,324,732)	(3,140,448)
Net Assets at the beginning of the year ****	206,567,540	9,900,172	46,584,691	34,490,721	33,193,069
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	174,180,870	7,860,650	57,559,140	29,165,989	30,052,621
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT *****					
Realised gains on securities sold	12,330,598	194,526	3,778,695	1,424,938	3,352,594
Realised (losses) on securities sold	(7,925)	(580)	(1,604)	(1,286)	(1,393)
Realised gains on forward foreign exchange contracts	12,166,470	484,574	283,031	309,774	849,268
Realised (losses) on forward foreign exchange contracts	(21,728,124)	(490,557)	(498,822)	(500,937)	(1,277,757)

** Please see the Statement of Operations for the calculation of Net Investment Income/(Loss).

*** Please refer to the table Realised gains/(losses) for the calculation split.

**** The opening balance was combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2018. The same net assets combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2017 reflected a figure of EUR 436,818,787.

***** The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets
for the Year Ended 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Total * EUR
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS) **	(189,379)	(790,337)	(8,782,950)
Net realised gains/(losses) ***			
on securities sold	399,320	2,233,571	25,282,018
on forward foreign exchange contracts	(44,999)	(309,043)	(9,883,617)
on foreign exchange on other net assets	20,299	142,331	3,815,387
NET REALISED PROFIT/(LOSS)	374,620	2,066,859	19,213,788
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation)			
on investments	(651,033)	(339,295)	(15,082,538)
on forward foreign exchange contracts	1,555	1,338	655,880
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION)	(649,478)	(337,957)	(14,426,658)
NET CHANGE IN TOTAL NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(464,237)	938,565	(3,995,820)
Net proceeds from issue of units	318,338	5,244,351	79,271,077
Payment for units redeemed	(1,505,400)	(2,787,140)	(90,133,345)
Dividends declared for the year	-	-	(8,193,454)
Increase/(decrease) in Net Assets for the Year	(1,651,299)	3,395,776	(23,051,542)
Net Assets at the beginning of the year ****	8,440,857	27,986,288	443,500,684
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	6,789,558	31,382,064	420,449,142
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT *****			
Realised gains on securities sold	400,052	2,234,409	26,100,269
Realised (losses) on securities sold	(732)	(838)	(818,251)
Realised gains on forward foreign exchange contracts	74,241	537,804	16,552,490
Realised (losses) on forward foreign exchange contracts	(119,240)	(846,847)	(26,436,107)

* For the total of the Statement of Changes in Net Assets, which has been presented in Euro, assets and liabilities stated in currencies other than Euro have been converted at the following exchange rate ruling as at 30 September 2018: 1 Euro = 1.158499977 US Dollar.

** Please see the Statement of Operations for the calculation of Net Investment Income/(Loss).

*** Please refer to the table Realised gains/(losses) for the calculation split.

**** The opening balance was combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2018. The same net assets combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2017 reflected a figure of EUR 436,818,787.

***** The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

Fund Performance

as at 30 September 2018 (Unaudited)

Sub-Fund *	Class (Currency)	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	Class A (EUR)	(1.43)	8.96	12.43	134.95
(Launch Date: 20/12/2002)	Class A (JPY)	(0.96)	9.94	14.15	105.70
Schroder Selection Euro Series - EURO Bond	Class A (EUR)	(0.50)	(3.01)	2.46	74.38
(Launch Date: 20/12/2002)	Class A (JPY)	(0.21)	(2.51)	3.10	39.90
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	Class A (EUR)	(1.96)	18.55	20.41	173.33
(Launch Date: 20/12/2002)	Class A (JPY)	(1.45)	19.99	23.03	157.50
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	Class A (EUR)	(3.56)	9.35	-	8.78
(Launch Date: 12/04/2016)	Class A (JPY)	(3.06)	10.46	-	10.90
	Class A (USD)	(1.21)	13.71	-	14.02
Schroder Selection Global Series - Commodity	Class A (AUD)	(0.81)	(5.43)	(7.08)	(42.52)
(Launch Date: 31/03/2010)	Class A (EUR)	(3.20)	(9.90)	(13.29)	(54.59)
	Class A (JPY)	(2.67)	(9.21)	(11.92)	(52.70)
	Class A (USD)	(0.48)	(5.58)	(7.79)	(49.90)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	Class A (AUD)	0.50	9.54	20.72	130.98
(Launch Date: 28/05/2009)	Class A (EUR)	(1.95)	4.17	11.91	76.05
	Class A (JPY)	(1.67)	4.69	12.85	76.50
	Class A (USD)	0.47	8.68	18.01	87.50
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	1.49	21.86	11.41	120.29
	Class A Monthly Income (AUD)	0.50	9.53	20.68	133.38
	Class A Monthly Income (EUR)	(1.92)	4.18	11.93	77.28
	Class A Monthly Income (USD)	0.48	8.69	18.03	91.22
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	Class A (AUD)	(4.89)	(4.34)	9.23	57.41
(Launched on: 30/09/2005)	Class A (EUR)	(7.15)	(8.77)	1.65	10.42
	Class A (JPY)	(6.91)	(8.30)	2.50	(1.70)
	Class A (USD)	(4.82)	(4.91)	7.42	16.94
	Class A Monthly Income (EUR)	(7.16)	(8.76)	1.64	10.42
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	(8.20)	5.97	(0.68)	6.21

* All fund performance data are on a NAV to NAV basis (Bid to Bid), adjusted for dividends, net of expenses and gross of taxes. The term "Since Launch" means the launch date of the sub-fund. Past performance is not a reliable indicator of future results, prices of units and the income from them may fall as well as rise and investors may not get back the amount originally invested.

Fund Performance

as at 30 September 2018 (Unaudited) (cont)

Sub-Fund *	Class (Currency)	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection Global Series - Yield Equity (Launch Date: 31/07/2006)	Class A (AUD unhedged)	15.20	37.46	33.53	72.00
	Class A (EUR unhedged)	8.25	25.21	32.62	78.75
	Class A (JPY)	3.73	25.54	32.57	44.50
	Class A (USD)	6.02	29.81	37.24	62.62
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	15.20	37.45	33.50	71.64
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	8.27	25.22	32.63	78.36
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	7.10	45.41	29.48	60.74
	Class A Monthly Income (USD)	6.01	29.79	37.23	62.61
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond (Launch Date: 27/04/2004)	Class A (JPY)	(4.31)	(5.42)	(2.49)	(2.20)
	Class A (USD)	(2.13)	(1.80)	2.22	26.29
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	(1.31)	9.90	(3.56)	29.43
	Class A Monthly Income (USD)	(2.12)	(1.80)	2.23	26.08
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity (Launch Date: 31/07/2006)	Class A (JPY)	0.20	23.25	44.52	51.60
	Class A (USD)	2.41	27.86	50.24	66.74
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond (Launch Date: 27/04/2004)	Class A (JPY)	(8.04)	(6.86)	(0.28)	8.70
	Class A (USD)	(5.89)	(3.13)	4.76	40.32
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity (Launch Date: 27/04/2004)	Class A (JPY)	2.30	26.49	54.84	269.60
	Class A (USD)	4.44	30.99	60.98	338.94

* All fund performance data are on a NAV to NAV basis (Bid to Bid), adjusted for dividends, net of expenses and gross of taxes. The term “Since Launch” means the launch date of the sub-fund. Past performance is not a reliable indicator of future results, prices of units and the income from them may fall as well as rise and investors may not get back the amount originally invested.

[次へ](#)

Notes to the Financial Statements

as at 30 September 2018

The Fund

The Fund qualifies as an undertaking for collective investment (UCI) regulated by the provisions of Part II of the Luxembourg law of 17 December 2010, as amended, regarding undertaking for collective investment (the '2010 law').

The Fund has been established for an undetermined period from the date of inception 20 December 2002, and may further issue several classes of units in each sub-fund.

Classes of Units

The classes of units available for investment are shown below:

Sub-Funds	Classes of Units *
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
	Class A (USD)
Schroder Selection Global Series - Commodity	Class A (AUD)
	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
	Class A (USD)
	Class A (USD)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	Class A (AUD)
	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
	Class A (USD)
	Class A (USD)
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	Class A Monthly Income (AUD)
	Class A Monthly Income (EUR)
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)
	Class A Monthly Income (USD)
	Class A (AUD)
	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
	Class A (USD)
	Class A Monthly Income (EUR)
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)

* Please note that with the exception of base currency classes and those that mention "unhedged", all other classes are hedged.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Classes of Units

Sub-Funds	Classes of Units *
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	Class A (JPY) Class A (USD) Class A (AUD unhedged) Class A (EUR unhedged) Class A Monthly Income (USD) Class A Monthly Income (AUD unhedged) Class A Monthly Income (EUR unhedged) Class A Monthly Income (JPY unhedged)
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	Class A (JPY) Class A (USD) Class A Monthly Income (JPY unhedged) Class A Monthly Income (USD)
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	Class A (JPY) Class A (USD)
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	Class A (JPY) Class A (USD)
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	Class A (JPY) Class A (USD)

In respect of all non base currency Classes of the Fund, denominated in Japanese Yen or Australian Dollar, the investments of the sub-funds in the Underlying Fund will be in either Euro or US Dollar. Under normal circumstances the Fund converts all non base currency Classes it receives into Euro or US Dollar for investment purposes, and converts the Euro or US Dollar into all non base currency Classes or as appropriate when a unit holder repurchases units. Any costs incurred in respect of such currency conversions will be allocated on a pro rata basis across all non base currency Classes of the relevant sub-fund.

Furthermore, as long as the Underlying Fund holds securities or currencies denominated in a currency other than the denomination of a particular Class, the value of such Class may be affected by the value of the local currency relative to the currency in which that Class is denominated.

The Management Company may employ techniques and instruments intended to provide protection against the exposure of all non base currency Classes to Euro or US Dollar. While the Management Company will attempt to hedge against this currency exposure, there can be no guarantee that the value of all non base currency Classes will not be affected by the value of Japanese Yen relative or Australian Dollar to Euro or US Dollar. The JPY and AUD Classes will separately bear any expenses in connection with such hedging techniques. All gains or losses which may be made by any Class as a result of such hedging transactions shall accrue to the relevant Class of Units.

* Please note that with the exception of base currency classes and those that mention "unhedged", all other classes are hedged.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Initial and Distribution Charges

Units	Initial and Distribution Charges
A Units and A Monthly Income Units	Subject to an Initial Charge of up to 6.25% of the NAV per Unit. There are no Distribution Charges.

Minimum Purchase Amount, Minimum Additional Purchase Amount and Minimum Holding Amount

Sub-fund name	Minimum subscription, additional subscription and holding amount
Schroder Selection EURO Series	For all Classes, the minimum amounts for subscriptions, additional subscriptions and holdings are EUR 1,000 or JPY 100,000
Schroder Selection EURO Series European Opportunities	For all Classes, the minimum amounts for subscriptions, additional subscriptions and holdings are USD 1,000, EUR 1,000 or JPY 100,000
Schroder Selection Global Series	For all Classes, the minimum amounts for subscriptions, additional subscriptions and holdings are USD 3,000, EUR 3,000, AUD 3,000 or JPY 500,000
Schroder Selection New Market Series	For all Classes, the minimum amounts for subscriptions, additional subscriptions and holdings are USD 3,000 or JPY 500,000

The limits stated above may be waived at the discretion of the Management Company.

* Please note that with the exception of base currency classes and those that mention "unhedged", all other classes are hedged.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Custodian and Administration fees

The Custodian and fund administrator are entitled to fees for related services rendered in accordance with common practice in Luxembourg, payable monthly, out of the net assets of the Fund.

Net Asset Value

Calculation of Net Asset Value per Unit

The Net Asset Value (' NAV ') per unit of each class is calculated on each Dealing Day in the currency of the relevant class. It is calculated by dividing the NAV attributable to each class, being the proportionate value of its assets less its liabilities, by the number of units of such class then in issue.

Further details on rules that apply in valuing total assets can be found in the current prospectus.

The assets of each sub-fund are invested for the exclusive benefit of the unitholders of the corresponding sub-fund and the assets of a specific subfund are solely accountable for the liabilities, commitments and obligations of that sub-fund.

Valuation of the Assets of the Fund

The value of any cash in hand or on deposit, bills and demand notes and accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof, unless in any case the same is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Management Company may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof.

Where the investments of a sub-fund are both listed on a stock exchange and dealt in by market makers outside the stock exchange on which the investments are listed, then the Management Company determines the principal market for the investments in question and they are valued at the latest available price in that market. Securities which are not quoted or dealt in on any stock exchange but which are dealt in on any other regulated market are valued in such a manner as near as possible to that described in the previous paragraph.

Units or shares in open-ended undertakings for collective investment are valued on the basis of the latest reported NAV. The latest reported NAV may be adjusted in order to reflect market movements since the report date in accordance with adjustment methods as determined by the Management Company.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

All other assets and liabilities are valued at their respective fair values as determined in good faith by the Management Company in accordance with generally accepted valuation principles and procedures.

The expenses of establishing the Fund, including printing costs, travel and other expenses, and legal fees, are written off over a period not exceeding five years. All assets and liabilities not expressed in the currency of denomination are translated therein by reference to the market rates prevailing in the foreign exchange market for the relevant currency at or about the time of the valuation.

Cost of investments, income and expenditure denominated in currencies other than the currency of denomination have been translated at the exchange rate ruling on the day of transaction. The exchange gain or loss from the transaction of these items is taken into account in the determination of the results of operations.

Exchange Rate

The exchange rate used for the calculation of the combined total in EUR of the financial Statement as at 30 September 2018 is:

1 Euro = 1.158499977 US Dollar.

Changes in the Sub-funds

A list specifying the total purchases and sales which took place during the year under review for each sub-fund may be obtained free of charge, upon request, at the registered office of the Management Company.

Realised Gains and Losses on Sales of Investments in Securities

Realised gains and losses on sales of investments in securities are usually determined on the average cost basis and include transactions costs.

Forward Foreign Exchange Contracts

Outstanding forward foreign exchange contracts were valued at the last available price at NAV calculation day by reference to the forward rate of exchange applicable to the maturity of the contracts. The unrealised appreciations/(depreciations) are shown in the Statement of Net Assets under 'Net unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts'.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Disclosure of Transactions Costs

The transaction costs are broker commission fees and taxes related to the purchase and sale of transferable securities. They will always show the figure of zero as the sub-funds invest their net assets in other Luxembourg umbrella funds, either Schroder ISF, an undertaking for collective investment in transferable securities, or Schroder AS an undertaking for collective investment (the "Underlying Funds") through their transfer agent. Therefore no broker fees are charged for any sub-funds.

Taxation

Under Luxembourg law, each sub-fund is liable to a capital tax on its net assets at an annual rate of 0.05%. This tax is calculated and payable quarterly in arrears on the basis of the net assets of the sub-fund at the end of the relevant quarter. However, no capital tax is payable on the portion of the net assets of a sub-fund invested in other Luxembourg undertakings for collective investment which have already paid this capital tax.

Cash Collateral Reinvestment

For the purpose of counterparty risk mitigation, Funds with currency hedging transactions related to hedged share classes will pay or receive cash collateral on a daily basis from the counterparty, thus reducing their exposure over the duration of the forward contract. Investment Manager may reinvest the cash collateral received from the counterparty in connection with currency hedging, in line with the investment objectives of the fund.

Collateral receivable or payable at the maturity date of the forward contracts are shown in the Statement of Net Assets as 'Hedged Currency Class Forward Contract Collateral Receivable/Payable'. Collateral calls receivable or payable are shown in the Statement of Net Assets as 'Net Hedged Currency Class Forward Contract Collateral Calls Receivable/Payable'.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Forward Foreign Exchange Contracts

Outstanding forward foreign exchange contracts were valued at the last available price on NAV calculation day by reference to the forward rate of exchange applicable to the outstanding life of the relevant contract. The unrealised appreciation/(depreciation) is shown in the Statement of Net Assets under “Net unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts”. As at 30 September 2018, the following sub-funds were committed to forward foreign exchange contracts:

Currency Bought		Currency Sold		Maturity Date		Unrealised Appreciation/ (Depreciation)
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced Unit Class Hedging						
JPY	670,057,200	EUR	5,045,447	31-Oct-2018		54,740
					EUR	54,740
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond Unit Class Hedging						
JPY	420,301,800	EUR	3,164,820	31-Oct-2018		34,337
					EUR	34,337
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity Unit Class Hedging						
JPY	1,002,202,600	EUR	7,546,461	31-Oct-2018		81,875
					EUR	81,875
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities Unit Class Hedging						
JPY	77,841,000	EUR	586,133	31-Oct-2018		6,359
USD	4,687,300	EUR	4,006,240	04-Oct-2018		39,134
USD	1,904,600	EUR	1,617,381	11-Oct-2018		25,473
					EUR	70,966
Schroder Selection Global Series - Commodity Unit Class Hedging						
AUD	4,033,500	USD	2,921,891	31-Oct-2018		(9,024)
EUR	11,000	USD	13,057	21-Nov-2018		(262)
EUR	15,000	USD	17,557	20-Dec-2018		(60)
EUR	421,300	USD	491,330	10-Jan-2019		1,106
EUR	10,400	USD	12,326	17-Jan-2019		(162)
EUR	469,700	USD	558,866	07-Feb-2019		(8,517)
EUR	16,300	USD	19,409	14-Feb-2019		(298)
JPY	279,537,400	USD	2,483,199	31-Oct-2018		(12,460)
					USD	(29,677)

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Forward Foreign Exchange Contracts

Currency Bought	Currency Sold		Maturity Date		Unrealised Appreciation/ (Depreciation)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield					
Unit Class Hedging					
AUD	78,808,900	USD	57,089,325	31-Oct-2018	(176,012)
EUR	2,899,300	USD	3,431,107	25-Oct-2018	(66,040)
EUR	153,100	USD	182,141	31-Oct-2018	(4,359)
EUR	210,200	USD	249,285	29-Nov-2018	(4,621)
EUR	10,225,300	USD	12,072,623	06-Dec-2018	(162,553)
EUR	895,200	USD	1,044,004	10-Jan-2019	2,351
EUR	355,900	USD	423,460	07-Feb-2019	(6,451)
JPY	996,501,900	USD	8,852,302	31-Oct-2018	(44,548)
				USD	(462,233)
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR					
Unit Class Hedging					
AUD	547,800	EUR	336,378	31-Oct-2018	4,303
JPY	159,004,100	EUR	1,197,281	31-Oct-2018	12,990
USD	1,023,600	EUR	869,238	11-Oct-2018	13,690
				EUR	30,983
Schroder Selection Global Series - Yield Equity					
Unit Class Hedging					
JPY	395,660,300	USD	3,514,800	31-Oct-2018	(17,688)
				USD	(17,688)
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond					
Unit Class Hedging					
JPY	353,086,300	USD	3,136,599	31-Oct-2018	(15,784)
				USD	(15,784)
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity					
Unit Class Hedging					
JPY	820,381,600	USD	7,287,759	31-Oct-2018	(36,675)
				USD	(36,675)
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond					
Unit Class Hedging					
JPY	80,228,700	USD	712,702	31-Oct-2018	(3,587)
				USD	(3,587)
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity					
Unit Class Hedging					
JPY	626,187,600	USD	5,561,925	31-Oct-2018	(27,258)
				USD	(27,258)

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Forward Foreign Exchange Contracts Counterparties

Fund	Counterparty	Unrealised Appreciation/(Depreciation)
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced		
	Bank of America	29,666
	HSBC	25,074
		EUR 54,740
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond		
	Bank of America	25,918
	HSBC	8,419
		EUR 34,337
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity		
	Bank of America	54,986
	HSBC	26,889
		EUR 81,875
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities		
	Bank of America	39,201
	HSBC	31,765
		EUR 70,966
Schroder Selection Global Series - Commodity		
	Bank of America	(24,546)
	HSBC	(5,131)
		USD (29,677)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield		
	Bank of America	(192,959)
	HSBC	(269,274)
		USD (462,233)
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR		
	Bank of America	695
	HSBC	30,288
		EUR 30,983
Schroder Selection Global Series - Yield Equity		
	Bank of America	(9,978)
	HSBC	(7,710)
		USD (17,688)
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond		
	Bank of America	(2,303)
	HSBC	(13,481)
		USD (15,784)
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity		
	Bank of America	(3,901)
	HSBC	(32,774)
		USD (36,675)
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond		
	Bank of America	(422)
	HSBC	(3,165)
		USD (3,587)
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity		
	Bank of America	(6,202)
	HSBC	(21,056)
		USD (27,258)

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Management Fee

The Management Company is entitled to a fee out of the NAV of all the sub-funds of the Fund. The fees are payable monthly. The rates for the year under review are shown below:

Sub-Fund	Management Fee
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	1.20%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	0.95%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	1.45%
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	1.45%
Schroder Selection Global Series - Commodity	1.50%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	1.15%
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	1.40%
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	1.20%
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	1.20%
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	1.45%
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	1.40%
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	1.45%

The Agent Company Fee of 0.05% p.a. is paid from the Management Fee.

These fees may be partially waived at the discretion of the Management Company.

In respect of Schroder Selection EURO Series - EURO Bond, the Management Company waives a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee (as hereinafter defined), so that the total annual rate of these fees shall be 1.25% p.a. for the time being.

In respect of Schroder Selection Global Series - Global High Yield, the Management Company waives a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee (as hereinafter defined), so that the total annual rate of these fees shall be 1.60% p.a. for the time being.

Please note that all underlying investments into Schroder ISF or Schroder AS are in I or X classes which bear no management fees.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Unitholder Service Fee

The Management Company, Schroder Investment Management (Europe) S.A., is entitled to a Unitholder Service Fee out of the NAV of all the sub-funds of the Fund. The fees are payable monthly. The maximum rates are shown below:

Sub-Fund	Unitholder Service Fee
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	0.80%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	0.65%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	0.90%
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	0.90%
Schroder Selection Global Series - Commodity	0.90%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	0.75%
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	0.90%
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	0.80%
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	0.80%
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	0.90%
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	0.90%
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	0.90%

These fees may be partially waived at the discretion of the Management Company. Please see the Management Fee section regarding the fee for Schroder Selection EURO Series - EURO Bond and Schroder Selection Global Series - Global High Yield sub-funds.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Dividends

The Directors declared the following dividend distributions during the year under review:

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
05-Oct-2017	06-Oct-2017	18-Oct-2017	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
06-Nov-2017	07-Nov-2017	16-Nov-2017	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Dividends

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
05-Dec-2017	06-Dec-2017	15-Dec-2017	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
09-Jan-2018	10-Jan-2018	19-Jan-2018	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Dividends

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
05-Feb-2018	06-Feb-2018	16-Feb-2018	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
05-Mar-2018	06-Mar-2018	15-Mar-2018	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Dividends

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
05-Apr-2018	06-Apr-2018	17-Apr-2018	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
07-May-2018	08-May-2018	18-May-2018	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Dividends

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
05-Jun-2018	06-Jun-2018	15-Jun-2018	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
05-Jul-2018	06-Jul-2018	18-Jul-2018	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2018 (cont)

Dividends

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
06-Aug-2018	07-Aug-2018	17-Aug-2018	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
05-Sep-2018	06-Sep-2018	18-Sep-2018	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080

Subsequent Events

As at the date of the approval of the Financial Statements, there were no significant subsequent events.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2019年12月末日現在）

<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

	ユーロ (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	38,054,408.87	4,663,187
負債総額	3,745,223.85	458,940
純資産総額 (-)	34,309,185.02	4,204,248
発行済口数		
クラスA（ユーロ）	1,674,984.66口	
クラスA（円）	290,201.85口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（ユーロ）	18.390ユーロ	2,254円
クラスA（円）	1,476円	-

<ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス>

	ユーロ (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	36,326,415.52	4,451,439
負債総額	4,871,396.70	596,941
純資産総額 (-)	31,455,018.82	3,854,498
発行済口数		
クラスA（ユーロ）	1,101,025.01口	
クラスA（円）	266,110.94口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（ユーロ）	24.333ユーロ	2,982円
クラスA（円）	2,142円	-

<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>

	ユーロ (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	39,323,614.99	4,818,716
負債総額	7,234,144.96	886,472
純資産総額 (-)	32,089,470.03	3,932,244
発行済口数		
クラスA (ユーロ)	911,294.87口	
クラスA (円)	304,746.80口	
1口当たり純資産価格		
クラスA (ユーロ)	27.943ユーロ	3,424円
クラスA (円)	2,657円	-

<ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ>

	ユーロ (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	13,753,654.59	1,685,373
負債総額	8,151,427.98	998,876
純資産総額 (-)	5,602,226.61	686,497
発行済口数		
クラスA（米ドル）	193,754.96口	
クラスA（ユーロ）	247,425.73口	
クラスA（円）	43,633.34口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	12.893米ドル	1,413円
クラスA（ユーロ）	11.865ユーロ	1,454円
クラスA（円）	1,219円	-

<ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	30,986,601.67	3,394,892
負債総額	3,140,594.34	344,084
純資産総額 (-)	27,846,007.33	3,050,809
発行済口数		
クラスA (米ドル)	1,294,872.69口	
クラスA (円)	317,753.32口	
クラスA 毎月分配型 (米ドル)	1,158,641.26口	
クラスA 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	477,863.36口	
1口当たり純資産価格		
クラスA (米ドル)	13.904米ドル	1,523円
クラスA (円)	1,039円	-
クラスA 毎月分配型 (米ドル)	4.253米ドル	466円
クラスA 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	432円	-

<ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	8,267,394.44	905,776
負債総額	756,901.81	82,926
純資産総額 (-)	7,510,492.63	822,850
発行済口数		
クラスA（米ドル）	462,284.74口	
クラスA（円）	69,453.05口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	14.730米ドル	1,614円
クラスA（円）	1,102円	-

<ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	36,660,232.05	4,016,495
負債総額	5,380,389.38	589,475
純資産総額 (-)	31,279,842.67	3,427,020
発行済口数		
クラスA（米ドル）	535,118.44口	
クラスA（円）	140,101.11口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	48.869米ドル	5,354円
クラスA（円）	3,997円	-

<ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	38,602,476.90	4,229,287
負債総額	8,340,263.90	913,759
純資産総額 (-)	30,262,213.00	3,315,528
発行済口数		
クラスA (米ドル)	1,133,044.52口	
クラスA (円)	493,840.45口	
1口当たり純資産価格		
クラスA (米ドル)	19.750米ドル	2,164円
クラスA (円)	1,743円	-

<グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	394,905,309.70	43,265,826
負債総額	234,072,145.38	25,644,944
純資産総額 (-)	160,833,164.32	17,620,881
発行済口数		
クラスA（米ドル）	1,729,252.34口	
クラスA（円）	482,346.91口	
クラスA（豪ドル）	2,745,263.11口	
クラスA（ユーロ）	675,820.67口	
クラスA 毎月分配型（米ドル）	6,221,950.93口	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	1,034,672.02口	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）	329,132.55口	
クラスA 毎月分配型（豪ドル）	2,690,511.11口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	20.177米ドル	2,211円
クラスA（円）	1,837円	-
クラスA（豪ドル）	24.573豪ドル	1,880円
クラスA（ユーロ）	18.229ユーロ	2,234円
クラスA 毎月分配型（米ドル）	6.088米ドル	667円
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	772円	-
クラスA 毎月分配型（ユーロ）	5.348ユーロ	655円
クラスA 毎月分配型（豪ドル）	5.129豪ドル	392円

<グローバル・シリーズ イールド・エクイティ>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	53,152,121.00	5,823,346
負債総額	3,788,444.33	415,062
純資産総額 (-)	49,363,676.67	5,408,284
発行済口数		
クラスA (米ドル)	1,299,371.05口	
クラスA (円)	197,152.94口	
クラスA 毎月分配型 (米ドル)	305,829.13口	
クラスA 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	236,351.90口	
クラスA (ユーロ ヘッジなし)	165,980.54口	
クラスA (豪ドル ヘッジなし)	770,379.63口	
クラスA 毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	37,799.06口	
クラスA 毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	45,132.05口	
1口当たり純資産価格		
クラスA (米ドル)	16.644米ドル	1,824円
クラスA (円)	1,435円	-
クラスA 毎月分配型 (米ドル)	10.558米ドル	1,157円
クラスA 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	910円	-
クラスA (ユーロ ヘッジなし)	23.962ユーロ	2,936円
クラスA (豪ドル ヘッジなし)	25.985豪ドル	1,988円
クラスA 毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	19.467ユーロ	2,385円
クラスA 毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	20.915豪ドル	1,600円

<グローバル・シリーズ コモディティ>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	21,307,211.60	2,334,418
負債総額	11,148,714.15	1,221,453
純資産総額 (-)	10,158,497.45	1,112,965
発行済口数		
クラスA（米ドル）	1,124,585.52口	
クラスA（円）	445,091.79口	
クラスA（豪ドル）	595,838.85口	
クラスA（ユーロ）	197,228.78口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	4.701米ドル	515円
クラスA（円）	429円	-
クラスA（豪ドル）	5.320豪ドル	407円
クラスA（ユーロ）	4.094ユーロ	502円

<グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション>

	ユーロ (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	10,727,085.73	1,314,497
負債総額	4,005,501.90	490,834
純資産総額 (-)	6,721,583.83	823,663
発行済口数		
クラスA（ユーロ）	245,888.96口	
クラスA（円）	141,464.35口	
クラスA（米ドル）	53,164.40口	
クラスA（豪ドル）	54,671.25口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）	123,104.59口	
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	251,548.50口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（ユーロ）	11.827ユーロ	1,449円
クラスA（円）	1,056円	-
クラスA（米ドル）	10.642米ドル	1,166円
クラスA（豪ドル）	11.268豪ドル	862円
クラスA毎月分配型（ユーロ）	5.726ユーロ	702円
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	484円	-

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 H S B C フランス、ルクセンブルグ支店

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ 1160、アブランシュ通り16番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受益者集会は開催されない。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ルクセンブルグの居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

（１）資本金の額

管理会社の資本金は14,628,830.98ユーロ（約17億9,262万円）で、2019年12月末日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式18,733株を発行済である。

最近５年間に於ける資本金の額の増減は以下のとおりである。

2014年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
2015年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
2016年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
2017年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
2018年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
2019年１月１日	資本金額：14,628,830.98ユーロ
2019年12月末日	資本金額：14,628,830.98ユーロ

（２）会社の機構

定款に基づき、３名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は年次株主総会において管理会社の株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、管理会社の株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任および／または更迭される。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための取締役を多数決により選任することができる。

取締役会は、互選により、会長１名を選出し、また副会長１名または数名を選出することができる。取締役会は、さらに、秘書役１名（取締役であることを要しない。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができる。取締役会は、取締役会長または取締役２名の招集により、招集通知に指定された場所で開催される。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとする。取締役会長不在の場合には、株主総会または取締役会は他の取締役を、また株主総会において取締役不在の場合には、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができる。取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー１名、委託取締役、秘書役１名、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。取締役会の決定によりいつでも解任することができる。役員は管理会社の取締役または株主であることを要しない。選任された役員は、定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとする。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは省略を明示することができる電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の通知は、口頭で行うこともできる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面（とりわけ、任命を証明することができるＥメールおよびファックスまたはその他の電子的手段を含む。）で他の取締役を自らの代理人として任命することにより取締役会において行為することができる。さらに、取締役は、自らの身元確認を可能にする電話会議またはビデオ会議を利用して取締役会において行為することができる。かかる手段は、取締役会への効率的な参加を確保

する技術特性を満たすものであり、かかる取締役会の審議は中断なくオンラインと扱うものとする。かかる通信手段を用いた遠隔地との取締役会は、当会社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとする。

また、取締役は、議決権を証明することができる書面またはケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくはその他の電子的手段により自らの議決権を投じることができる。

取締役会は、少なくとも取締役会の構成員の半数が出席または代理出席した場合のみ適法に審議しまたは行為することができる。決議は、かかる取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われる。自らの身元確認を可能にするビデオ会議またはその他のテレコミュニケーションにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数を計算する目的において出席しているものとみなされる。

取締役全員の合意によって、取締役全員が参加する電話会議は、定款の規定に従い、有効な取締役会であるとみなされる。

取締役会において決議について賛否同数の場合、取締役会の議長がこれを決する。上記にかかわらず、取締役の決議は書面により行うこともでき、また決議を記載各取締役が署名した一または複数の書類で構成されることもできる。当該決議の日付は、最後の署名が行われた日とする。

その全体的責任および管理に従い、管理会社は、2010年法および2013年法に基づき、一定の管理、販売および運用機能を、専門的な業務提供者に委託することができる。そのため、管理会社は、J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイおよびH S B C フランス、ルクセンブルグ支店に一定の管理機能を委託しており、また、一定の販売促進機能を第三者事業体に委託することができる。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用を投資運用会社に、ヘッジありクラスについての通貨ヘッジをH S B C バンク・ピーエルシーに委託している。ただし、管理会社は、リスク管理機能について引き続き責任を負う。

2019年7月1日以降、管理会社は、名義書換事務、登録事務および主支払事務代行業務をH S B C フランス、ルクセンブルグ支店に委託している。名義書換事務代行会社が行った業務に関連する報酬、費用および実費は、管理会社が負担する。名義書換事務代行報酬は、名義書換事務代行会社および管理会社間で合意した年間最低報酬額に従う。当該報酬は、名義書換事務代行会社および管理会社により随時見直される。

管理会社は、投資運用会社より投資運用業務の提供を受け、投資運用会社は、その職務の遂行にあたって、常に管理会社の取締役会の指図に従う。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の主要目的は、以下のとおりである。

- 1）E U指令2009 / 65 / E C に従い認可を受けたルクセンブルグ籍および外国籍のU C I T S の運用ならびに2010年法第101条第（ 2 ）項および別紙 に基づくルクセンブルグ籍および外国籍のその他のU C I の更なる運用。
- 2）2013年法第 5 条第（ 2 ）項および別紙 に基づく、A I F M D の意味の範囲内におけるルクセンブルグ籍および外国籍のA I F 向けの運用、管理、販売活動業務およびA I F の資産に係るその他の事業の遂行。

また、管理会社は、（a）顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用業務、（b）2010年法第101条第（ 3 ）項および2013年法第 5 条第（ 4 ）項の投資助言業務および（c）2013年法第 5 条第（ 4 ）項の金融商品に関する注文の受理および発注業務を提供する。

管理会社は、上記の運用、管理および販売活動業務を、自らが業務（所在地事務および管理支援業務を含む。）提供を行うU C I T S、U C I およびA I F の子会社にも提供することができる。

管理会社は、自由な業務提供および / または支店開設を通じて、ルクセンブルグ国外において許可を受けた事業を遂行することができる。

管理会社は、一般的に、2010年法、2013年法およびその他の適用ある法令により認められる最大限の範囲で、自らがU C I T S、U C I およびA I F に提供する業務に関連するあらゆる行為を行うことならびに顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用を行うことができる。

管理会社は、自らの目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに / またはこれに有用および / もしくは必要とみなされるあらゆる行為を遂行することができる。ただし、2010年法および2013年法の定める制限の範囲内かつこれらにより認められる最大限の範囲に限定されるものとする。

管理会社は、投資運用業務を投資運用会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務をJ．P．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイに委託している。さらに、ヘッジありクラスについての通貨ヘッジをH S B C バンク・ピーエルシーに委託している。また、管理会社は、2019年 7 月 1 日以降、登録・名義書換事務代行業務をH S B C フランス、ルクセンブルグ支店に委託している。

管理会社は、2019年12月末日現在、以下の合計18本（純資産額の合計：124,861百万ユーロ）の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数
ルクセンブルグ	変動資本を有する会社型投資信託	6
	契約型投資信託	4
	オルタナティブ投資ファンド（A I F）	6
ケイマン諸島	有限責任会社（L L C）	1
フランス	契約型投資信託	1

さらに、管理会社は、以下の15本の投資一任契約を投資運用会社として管理・運用、または投資運用会社もしくは投資顧問会社に委託している。

国別	本数	純資産額の合計
ルクセンブルグ	9	1,900百万ユーロ
ドイツ	6	

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近２事業年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の2019年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝122.54円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d．管理会社の監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブからアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムに変更された。

（１）【貸借対照表】

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

貸借対照表

2018年12月31日現在

	注記	2018年12月31日		2017年12月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産					
固定資産					
無形資産	2.2.1,3	15,578,958	1,909,046	7,379,131	904,239
有形資産					
その他付属品、ツールおよび機器	2.2.1,3	4,952,960	606,936	4,599,661	563,642
金融資産					
固定資産として保有する投資有価証券	2.2.1,4	145,149	17,787	300,678	36,845
流動資産					
債権					
売掛金					
１年以内期限到来	2.2.4,5	87,453,951	10,716,607	102,826,530	12,600,363
関係会社への債権					
１年以内期限到来	2.2.4,6	78,317,788	9,597,062	69,245,130	8,485,298
投資有価証券	2.2.5,7	4,969,802	609,000	4,385,934	537,452
現金預金および手元現金		48,667,800	5,963,752	51,979,328	6,369,547
前払金	2.2.6,8	1,733,372	212,407	2,218,033	271,798
資産合計		241,819,780	29,632,596	242,934,425	29,769,184

財務書類に対する注記を参照のこと。

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

貸借対照表

2018年12月31日現在（続き）

	注記	2018年12月31日		2017年12月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込資本金	9,10	12,867,093	1,576,734	12,867,093	1,576,734
資本剰余金	10	254,440	31,179	254,440	31,179
再評価積立金		391,320	47,952	383,693	47,018
準備金					
法定準備金	10,11	1,286,709	157,673	1,286,709	157,673
その他の準備金	10,12	11,554,095	1,415,839	11,389,970	1,395,727
繰越利益	10	43,313,789	5,307,672	2,977,651	364,881
当期利益		28,290,045	3,466,662	40,500,262	4,962,902
中間配当金		(16,000,000)	(1,960,640)	-	-
債務					
買掛金					
1年以内期限到来	2.2.7,13	83,227,710	10,198,724	80,402,280	9,852,495
関係会社に対する債務					
1年以内期限到来	2.2.7,6	42,270,631	5,179,843	54,325,868	6,657,092
その他の債務					
税務当局への債務	2.2.7	9,147,316	1,120,912	10,561,532	1,294,210
社会保障当局への債務	2.2.7	1,167,804	143,103	972,112	119,123
その他の債務					
1年以内期限到来	2.2.7	24,048,828	2,946,943	27,012,815	3,310,150
資本金、準備金および負債合計		<u>241,819,780</u>	<u>29,632,596</u>	<u>242,934,425</u>	<u>29,769,184</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

（２）【損益計算書】

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

損益計算書

2018年12月31日終了年度

	注記	2018年12月31日		2017年12月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
純売上高	14	121,648,731	14,906,835	121,268,356	14,860,224
その他の営業利益		5,954,946	729,719	3,959,495	485,197
人件費					
賃金および給料	17	(40,220,942)	(4,928,674)	(29,981,429)	(3,673,924)
社会保障費					
年金にかかる社会保障費		(1,774,106)	(217,399)	(1,864,831)	(228,516)
その他の社会保障費		(2,776,060)	(340,178)	(2,556,307)	(313,250)
その他の人件費		(3,145,726)	(385,477)	(2,216,402)	(271,598)
評価額調整					
創業費ならびに有形および無形固定資産にかかる評価額調整	3	(3,934,773)	(482,167)	(2,080,093)	(254,895)
流動資産にかかる評価額調整	7	(152,665)	(18,708)	18,646	2,285
その他の営業費用	15	(37,541,374)	(4,600,320)	(30,275,927)	(3,710,012)
以下により生じるその他の未収利息および類似の収益					
関係会社		188,476	23,096	92,701	11,360
その他の利息および類似の収益		658,717	80,719	88,935	10,898
予想信用損失	6	(56,853)	(6,967)	-	-
金融資産および流動資産として保有する投資有価証券にかかる評価額調整	4	(163,854)	(20,079)	(362,394)	(44,408)
未払利息および類似の費用					
その他の利息および類似の費用		(322,159)	(39,477)	(835,135)	(102,337)
損益に対する課税	16	(10,072,314)	(1,234,261)	(14,755,353)	(1,808,121)
当期利益		28,290,045	3,466,662	40,500,262	4,962,902

財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2018年12月31日現在

1. 概要

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）は、無期限の存続期間を持つ公開有限責任会社（Société Anonyme）として、1991年8月23日付のルクセンブルグの法律に基づき、株式会社として設立された。2018年6月27日付で、当社はその名称をシュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイに変更した。

当社はルクセンブルグに登記上の事務所を有する。当社の会計年度は、各年、1月1日に始まり12月31日に終了し、かつ、当社は2010年12月17日の法律（改正済）第15章に準拠している。

当社は、以下として活動する。

- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、また変動資本を有する会社型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド、シュローダー・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ、シュローダー・グローバル・オルタナティブ・インベスター・アクセスならびにシュローダー・グローバル・オルタナティブ・インベスター・アクセスの管理会社、所在地事務代行会社、名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・リアル・エステイト・ファンド・オブ・ファンズの管理会社、所在地事務代行会社、名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての適格性を有する、特化型投資信託であるシュローダー・インベストメント・ファンドの管理会社、所在地事務代行会社、名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・セレクション・ファンドの管理会社、コーディネーター、所在地事務代行会社、総販売会社、登録・名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズの管理会社、所在地事務代行会社、名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、また変動資本を有する会社型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・マッチング・プラスのコーディネーター、所在地事務代行会社、総販売会社、登録・名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2012年改訂済）の条項に従いミューチュアル・ファンドとしての適格性を有する、シュローダー・アイエルエス・ファンド・リミテッド・ファンドならびにシュローダー・アイエルエス・マスター・ファンド リミテッドの投資運用会社および名義書換事務代行会社。

当社はまた、以下のオルタナティブ投資ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社である。シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ、シュローダー・リアル・エステイト・ファンド・オブ・ファンズ、シュローダー・インベストメント・ファンド、シュローダー・セレクション・ファンド、シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ、シュローダー・マッチング・プラス、シュローダー・アイエルエス・ファンド・リミテッド・ファンド、シュローダー・アイエルエス・マスター・ファンド リミテッド、シュローダー・グローバル・オルタナティブ・インベスター・アクセス およびシュローダー・アドベック・アジア・ブイ・エス・シー・エス。

当社は、シュローダー・エー・アイ・ディー・エー・エス・エー・エスが管理会社または投資顧問である金融商品の総販売会社として活動する。

当社はまた、その他のシュローダー・グループ会社およびビジネス分野に対して、様々な名義書換事務代行、管理事務、監督、レポートングおよび会計業務を提供する。

当社は、ベルギー、デンマーク、スウェーデン、イスラエルおよびオランダに支店を有している。これらの支店のスタッフは、販売関連業務（顧客紹介、交渉、商品に関する教育および販売促進支援）を、ルクセンブルグ籍の投資信託に関し当社に対して提供し、また、その他の国籍の投資信託および分別管理された法人勘定に関し個々のその他のシュローダー・グループ会社に対して提供する。

当社の年次財務書類は、当社が間接子会社としてその一部を形成する、かつて最大であった最小の組織であるシュローダーズ・ピーエルシーの連結財務書類に含まれている。当該組織は、英国、E C 2 Y 5 A U ロンドン、ロンドン・ウォール・ブレイス 1 番に登記上の事務所を有し、その連結財務書類は、上記住所において入手可能である。

2. 重要な会計方針の要約

2.1 作成の基礎

当年次財務書類は、公正価値で評価される譲渡性のある有価証券を除き、ルクセンブルグにおける法律および規制の要件に従い、取得原価ベースで作成されている。

本年次財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積りの使用が要求される。また、会計方針を適用する過程において、取締役会が判断を行使することも要求される。仮定の変更は、仮定が変更された期間の本年次財務書類に重要な影響を及ぼす可能性がある。経営陣は、基礎を成す仮定が適切であり、かつ、本年次財務書類が財政状態および経営成績を公正に表示しているものと確信する。

当社は、次会計年度の資産および負債において報告される金額に影響を及ぼす見積りおよび仮定を実施する。見積りおよび判断は、常に評価され、かつ、状況に応じて合理的と思われる将来の事象に関する予測を含む過去の経験およびその他の要因に基づく。

会計方針および評価規則は、2002年12月19日付の法律（改正済）により規定される他、取締役会により決定され適用される。当社の活動の特定の分野に対してより代表的な見識を示すため、また、当年次財務書類とシュローダー・ピーエルシーの連結勘定との比較可能性を高めるため、取締役会は、2002年12月19日付の法律（改正済）の第64条(1) から(5) において認められるとおり、金融商品に対して公正価値オプションを選択的に採用している。

2.2 重要な会計方針

当社の主要な会計方針は、以下のように要約される。

2.2.1 固定資産

無形および有形資産は、取得に付随する費用とともに取得原価で計上される。減価償却費は、当該資産の想定耐用年数にわたって定額法を用いて無形および有形資産の取得原価から償却されることにより、算定される。

主な年率は以下の通りである。

- 無形資産	25%
- コンピュータ機器	33%
- 通信機器	20%
- 付帯設備	20%

金融資産の取得原価は、当社からシュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズの投資家に対して支払われた当初の条件付後払申込手数料（「C D S C」）の資金調達に関するものである。資金調達は、60か月超の期間にわたり償却される。

2.2.2 外国通貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで保持している。ユーロ以外の通貨建てで表示される取引は、取引日現在の実効為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建てで表示される固定資産は、取引日現在の実効為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日現在、これらの資産

は、取得日レートで換算されたものとして扱われる。当座預金は、貸借対照表日現在の実効為替レートで換算される。為替差損益は、該当年度の損益計算書に計上される。

外貨建流動資産および負債は、貸借対照表日現在の実効為替相場でユーロに換算されている。未実現為替差損は、損益計算書に計上される。為替差益は、実現時に損益計算書に計上される。

2.2.3 評価額調整

評価額調整は、関連資産から直接控除される。

2.2.4 債権

債権は、額面価格で評価され、その回復額が悪化した場合には評価額調整の対象となる。評価額調整を適用する理由がなくなった場合、これらの計上は継続されない。

2.2.5 投資有価証券

当社は、譲渡性のある有価証券を公正価値（取得時には取得原価）で計上する。これらの譲渡性のある有価証券の大半は、当社がプロモートする投資信託に投資されるシード・キャピタルに関連する。これらは投資信託の投資有価証券の直近の取引市場価格から算出される直近の純資産価額を参照して各報告日に再評価される。直近の純資産価額は、当該譲渡性のある有価証券の公正価値とみなされる。2018年1月1日より、当社は、IFRS第9号を適用している。IFRS第9号「金融商品」は、以前はIAS第39号「金融商品：認識および測定」に含まれていた分類および測定モデルに取って代わるものである。当社は、当該基準を初回適用したことによる累積的影響額も加味して利益剰余金の期首残高の調整としてIFRS第9号を遡及適用している。比較情報については、修正再表示されなかった。

2.2.6 前払金

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.2.7 債務

債務は、返済額で計上される。

2.2.8 純売上高

純売上高は、当社の通常の活動の範囲内に収まるサービスに対する引当金により生じた金額により構成される。

3. 無形および有形資産

2018年度の無形および有形資産の変動は以下の通りであった。

	リース資産の 改良費および その他の付帯 設備 (ユーロ)	コンピュ ータ、オフィ ス機器 (ユーロ)	無形資産 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
簿価総額 - 2018年1月1日	9,082,421	7,924,139	9,872,209	26,878,769
当期追加	1,080,597	1,333,897	10,073,134	12,487,628
当期除却	-	(63,691)	-	(63,691)
簿価総額 - 2018年12月31日	10,163,018	9,194,345	19,945,343	39,302,706
累計評価額調整 - 2018年1月1日	(6,005,702)	(6,401,197)	(2,493,078)	(14,899,977)
当期分配	(1,093,272)	(968,194)	(1,873,307)	(3,934,773)
当期戻入れ	-	63,962	-	63,962
累計評価額調整 - 2018年12月31日	(7,098,974)	(7,305,429)	(4,366,385)	(18,770,788)
簿価純額 - 2018年1月1日	3,076,719	1,522,942	7,379,131	11,978,792
簿価純額 - 2018年12月31日	3,064,044	1,888,916	15,578,958	20,531,918

4. 金融資産

2018年の金融資産の変動は、以下の通りであった。

	金融資産 (ユーロ)
簿価総額 - 2018年 1 月 1 日	3,641,924
当期追加	-
当期処分	(146,716)
簿価総額 - 2018年12月31日	3,495,208
累計評価額調整 - 2018年 1 月 1 日	(3,341,246)
当期分配	(163,854)
当期戻入れ	155,041
累計評価額調整 - 2018年12月31日	(3,350,059)
簿価純額 - 2018年 1 月 1 日	300,678
簿価純額 - 2018年12月31日	145,149

5．1年以内期限到来の売掛金

売掛金は以下に詳述される。

	2018年 (ユーロ)	2017年 (ユーロ)
管理報酬	65,452,865	74,114,795
名義書換事務代行報酬	13,310,520	14,507,342
販売報酬	4,382,295	5,363,421
成功報酬	635,385	6,601,157
その他の未収金純額 - 名義書換事務代行活動	259,971	411,136
その他	3,992,700	1,828,679
合計	87,453,951	102,826,530

6．1年以内期限到来の関係会社への債権および債務

関係会社への債権および債務は、無担保、無利息（下記に記載されているものを除く。）および要求払いの債務である。

当社は、シュローダー・フィナンシャル・サービス・リミテッドが運営する「スイープ」プログラムに参加するため、当該企業に対して現金を貸し付けている。当社は、各種市場金利を参照に、米ドルおよび英ポンド残高にかかる利息を得ている。

関係会社への債権

相手方	主な関係	2018年 (ユーロ)	2017年 (ユーロ)
シュローダー・フィナンシャル・サービス・リミテッド	シュローダー・グループの「スイープ」プログラムにかかる現金を保有	76,509,999	64,549,532
その他	投資運用業務およびインフラ・サービス	1,864,642	4,695,598
その他	予想信用損失	(56,853)	-
合計		78,317,788	69,245,130

関係会社への債務は、主に当グループ内の適切な振替価格設定指針に従いグループの会社全体に再分配される、ファンドが受領した管理報酬である。

関係会社への債務

相手方	主な関係	2018年 (ユーロ)	2017年 (ユーロ)
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	投資運用および販売取扱業務	18,165,484	24,506,248
シュローダー・インベストメント・マネージメント・香港	投資運用および販売取扱業務	6,714,366	6,835,731
シュローダー・イタリー・シュローダー・インベストメント・マネージメント・エス・ピー・エー	販売取扱業務	2,334,277	3,293,831
シュローダー・インベストメント・マネージメント・スイス・エーゲー	投資運用および販売取扱業務	3,078,899	3,699,757
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノース・アメリカ	投資運用および販売取扱業務	2,026,385	3,003,623
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ジャパン	投資運用および販売取扱業務	1,711,920	2,487,022
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ジャーマニー・GmbH	販売取扱業務	1,440,624	1,923,092
その他	投資運用および販売取扱業務	6,798,676	8,576,564
合計		42,270,631	54,325,868

7. 投資有価証券

	2018年 (ユーロ)	2017年 (ユーロ)
簿価総額 - 期初	3,945,134	3,699,898
当期追加	1,241,036	994,009
当期処分	(492,603)	(748,773)
簿価総額 - 期末	4,693,567	3,945,134
時価評価による影響	-	440,800
損益を通じて公正価値による影響	276,235	-
時価 - 期末	4,969,802	4,385,934

譲渡性のある有価証券は、主に当社がプロモーターであるファンドにおける組入投資有価証券により構成される。通常、これらの組入れは、新商品（例：シード・キャピタル）の設立目的で行われ、商品が一定の規模に達するまで保持される。

8．前払金

繰延資産は、主に以下により構成される。

	2018年 (ユーロ)	2017年 (ユーロ)
コンピュータ・ソフトウェア維持費用	757,161	1,025,977
年金費用	298,729	326,181
電子情報サービス	253,900	292,841
コンピュータ・ハードウェア維持費用	68,999	148,594
賃貸料	20,711	121,370
その他	333,872	303,070
合計	1,733,372	2,218,033

9．払込資本金

2012年12月31日現在、払込資本金は、16,477株の全額払込済無額面株式により表章された。2012年11月14日付で、当社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・エー・エスの資産取得の一環として、202株を発行した。同様に、2012年11月27日付で、当社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ベネルクス・エヌ・ブイの資産取得時に、76株を追加発行した。

2018年において、当社が発行した新株はなかった。

10．準備金および損益項目の当期変動

2018年4月17日に開催された年次株主総会における決定に基づき、2017年の損益が割当られた。2018年8月16日の取締役会の決定に従い、当社は16,000,000ユーロの中間配当金を分配した。2018年の資本勘定の変動は以下の通り表章される。

資本金および準備金 (ユーロ)	株主資本 (ユーロ)	資本剰余金 (ユーロ)	法定準備金 (ユーロ)	再評価積立金 (ユーロ)	外国為替にかかる再評価積立金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	前期繰越利益 (ユーロ)	中間配当金 (ユーロ)	配当金分配 (ユーロ)	当会計年度利益 (ユーロ)	資本金および準備金 (ユーロ)
2017年12月31日残高	12,867,093	254,440	1,286,709	440,800	(57,107)	11,389,970	2,977,651	-	-	40,500,262	69,659,818
利益の割当	-	-	-	-	-	-	40,500,262	-	-	(40,500,262)	-
その他の追加準備金割当	-	-	-	-	-	164,125	(164,125)	-	-	-	-
配当金および中間配当金の分配	-	-	-	-	-	-	-	(16,000,000)	-	-	(16,000,000)
再評価積立金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国為替にかかる再評価積立金	-	-	-	-	7,627	-	-	-	-	-	7,627
2018年度利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,290,045	28,290,045
2018年12月31日残高	12,867,093	254,440	1,286,709	440,800	(49,480)	11,554,095	43,313,788	(16,000,000)	-	28,290,045	81,957,490

254,440ユーロにのぼる資本剰余金は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ベネルクス・エヌ・ブイおよびシュローダー・インベストメント・マネージメント・エー・エスの合併を受けて資本金が増加したことに起因する。これは、発行済株式の額面価格と被取得会社の簿価との差額に相当する。

11．法定準備金

ルクセンブルグ会社法に準拠して、当社は各事業期間の純利益の少なくとも5%を法定準備金に繰入れなければならない。この要件は、法定準備金が発行済株主資本金の10%に達した時に不要になる。したがって、当年度において、繰入れを行う必要はない。法定準備金は、株主に対して分配することができない。

12．その他の準備金

2001年12月31日まで効力のあった税法に準拠して、当社は、法人所得税額に対して純資産税を貸方に計上した。

2002年1月1日より効力を有する新税法に準拠し、当社は、純資産税債務を減額した。かかる目的において、当社は、純資産税納税額の5倍に相当する額を、その他の準備金に割り当てなければならない。割当がなされた年度の翌年より5年間、当該準備金を分配することはできない。

その他の準備金には、第1の柱の要件およびオルタナティブ投資ファンド運用会社の1,600,000ユーロのカバレッジを満たすために設定された追加準備金が含まれる。

13．買掛金

「買掛金」の項目において表示される、期限到来となっている未払金額は、主に販売会社に対する未払手数料により構成される。

14．純売上高

業務活動のカテゴリー毎および地域別市場毎の純売上高の内訳の表示は、当社にとって深刻な不利益となる可能性があるというその性質により、省略されている。

純売上高は、以下により構成される。

- 管理報酬、名義書換事務代行報酬、販売報酬および成功報酬により構成される、1,225,727,397ユーロにのぼる総収益、ならびに
- 管理報酬の戻入金、受託した投資運用報酬、顧客管理にかかる手数料および名義書換事務代行報酬の譲渡分により構成される、1,104,078,666ユーロにのぼる総費用

15．その他の営業費用

その他の営業費用は、以下により構成される。

	2018年 (ユーロ)	2017年 (ユーロ)
情報技術費用	8,954,937	6,310,705
一般管理費	7,546,397	4,937,770
法務および専門家報酬	5,913,685	4,560,930
控除対象外の付加価値税	5,058,545	5,007,580
レンタル費用および建築費	3,374,923	2,958,874
マーケティング費用	1,841,532	1,724,520
通信費	1,670,328	1,736,246
ファンド助成金	1,096,679	1,002,714
保険料	359,197	385,841
その他の営業費用	1,725,151	1,650,747
合計	37,541,374	30,275,927

16．法人所得税

外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）の目的上、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイは、ルクセンブルグの報告金融機関としての資格を有しており、9188MH.00064ME.442のグローバル仲介人識別番号（GIIN）を有している。

当社はルクセンブルグにおける一般税法の対象となっている。さらに、当社は、当社が運用するファンドに対し、スポンサー事業体としての役割を果たす。スポンサー事業体としての役割を果たす上で、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイは、4R1MT7.00000.SP.442のグローバル仲介人識別番号を有している。

17．社員

当年度中の平均雇用人数は、従業員が299,297人、取締役が2人であった（2017年度中の平均雇用人数は、従業員が285,281人、取締役が4人であった）。

18．経営陣および監督機関のメンバーに対する報酬ならびに当該機関の元メンバーに対する退職年金に関するコミットメント

2018年度中、当社は、その能力に応じて行動する取締役に対して、いかなる報酬も支払わなかった。当社は、従業員に対して、確定拠出年金制度を提供している。

19．経営陣および監督機関のメンバーに対する貸付金

当社は、2018年度中、取締役に対して、いかなる貸付金も付与しなかった。

20．配当可能準備金

	2018年 (ユーロ)
2017年12月31日現在前期繰越残高	43,313,788
当年度利益	28,290,045
その他の追加準備金割当	(76,700)
2013年の準備金からの戻入れ	1,845,300
2018年の準備金からの増加	(1,813,675)
中間配当金	(16,000,000)
合計	55,558,758

取締役会は、2018年度の配当金を提案していない。この提案は、承認のため2019年4月16日の年次株主総会に提出されることになっている。承認された場合の配当可能準備金への影響は、以下の通りである。

	2018年 (ユーロ)
予定最終配当金	0
当期繰越利益	55,558,758
合計	55,558,758

21．オフ・バランスシート・コミットメント

当社は、2021年6月30日まで、その敷地・建物についての賃貸借を行っている。当該契約期間における固定賃料の支払額は、年間1,676,387ユーロであるが、年間指数に関する増額の対象となっている（2017年12月31日現在：1,410,060ユーロ）。

22．後発事象

2019年1月1日、当社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに対し、当社の株式2,256株の発行を対価として、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドのフランスおよびスペイン支社の資産を取得した。

2019年1月2日、当社は、シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィーより、シュローダー・イタリー・シュローダー・インベストメント・マネージメント・エス・ピー・エーの全株式2,000,000株を取得した。

ドイツ、イタリアおよびフィンランドに支社を開設する旨の申請が、規制当局に対して提出された。また、当社は、不動産投資運用業務について、ライセンスの延長を申請した。

2019年2月27日、2019年に施行予定の事業プロセス変更に伴い、スタッフの委任を受けた社会計画に署名がなされた。

23．監査報酬

当社により費用化され、当会計期間に監査人に対して支払われるべき報酬合計は、以下に表示される。

	2018年 （ユーロ）	2017年 （ユーロ）
監査報酬	130,000	130,772
その他の報酬	105,406	51,993
合計	235,406	182,765

[次へ](#)

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Balance Sheet as at December 31, 2018

	<u>Notes</u>	31.12.2018	31.12.2017
ASSETS		EUR	EUR
FIXED ASSETS			
Intangible assets	2.2.1, 3	15,578,958	7,379,131
Tangible assets			
Other fixtures and fittings, tools and equipment	2.2.1, 3	4,952,960	4,599,661
Financial assets			
Investments held as fixed assets	2.2.1, 4	145,149	300,678
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
becoming due and receivable within one year	2.2.4, 5	87,453,951	102,826,530
Amounts owed by affiliated undertakings			
becoming due and receivable within one year	2.2.4, 6	78,317,788	69,245,130
Investments	2.2.5, 7	4,969,802	4,385,934
Cash at bank and in hand		48,667,800	51,979,328
PREPAYMENTS	2.2.6, 8	1,733,372	2,218,033
TOTAL ASSETS		241,819,780	242,934,425

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Balance Sheet as at December 31, 2018 (cont.)

	<u>Notes</u>	31.12.2018	31.12.2017
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES		EUR	EUR
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	9, 10	12,867,093	12,867,093
Share premium account	10	254,440	254,440
Revaluation reserve		391,320	383,693
Reserves			
Legal reserve	10, 11	1,286,709	1,286,709
Other reserves	10, 12	11,554,095	11,389,970
Profit or loss brought forward	10	43,313,789	2,977,651
Profit or loss for the financial year		28,290,045	40,500,262
Interim dividends		(16,000,000)	-
CREDITORS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	2.2.7, 13	83,227,710	80,402,280
Amounts owed to affiliated undertakings			
becoming due and payable within one year	2.2.7, 6	42,270,631	54,325,868
Other creditors			
Tax authorities	2.2.7	9,147,316	10,561,532
Social security authorities	2.2.7	1,167,804	972,112
Other creditors			
becoming due and payable within one year	2.2.7	24,048,828	27,012,815
TOTAL CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES		241,819,780	242,934,425

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Profit and Loss Account for the year ended December 31, 2018

	<u>Notes</u>	31.12.2018	31.12.2017
		EUR	EUR
Net turnover	14	121,648,731	121,268,356
Other operating income		5,954,946	3,959,495
Staff costs			
Wages and salaries	17	(40,220,942)	(29,981,429)
Social security costs			
relating to pensions		(1,774,106)	(1,864,831)
other social security costs		(2,776,060)	(2,556,307)
Other staff costs		(3,145,726)	(2,216,402)
Value adjustments			
in respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets	3	(3,934,773)	(2,080,093)
in respect of current assets	7	(152,665)	18,646
Other operating expenses	15	(37,541,374)	(30,275,927)
Other interest receivable and similar income			
derived from affiliated undertakings		188,476	92,701
other interests and similar income		658,717	88,935
Expected credit loss	6	(56,853)	-
Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	4	(163,854)	(362,394)
Interest payable and similar expenses			
other interest and similar expenses		(322,159)	(835,135)
Tax on profit or loss	16	(10,072,314)	(14,755,353)
Profit for the financial year		28,290,045	40,500,262

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018

1 General information

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of Luxembourg on August 23, 1991 as a “Société Anonyme” for an unlimited period. Effective June 27, 2018, the Company changed its name to Schroder Investment Management (Europe) S.A..

The Company has its registered office in Luxembourg. Its financial year starts on January 1 and ends on December 31 of each year and it is governed by Chapter 15 of the Law of December 17, 2010, as amended.

The Company acts as:

The management company, domiciliary agent, transfer agent and principal paying agent for Schroder International Selection Fund, Schroder Special Situations Fund, Schroder Alternative Solutions and Schroder Global Alternative Investor Access, Schroder Global Alternative Investor Access II, each of which is an open-ended investment company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a société d'investissement à capital variable;

The management company, domiciliary agent, transfer agent and principal paying agent for Schroder Real Estate Fund of Funds, which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a fonds commun de placement;

The management company, domiciliary agent, transfer agent and principal paying agent for Schroder Investment Fund a specialised investment fund, which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg that qualifies as a fonds commun de placement;

The management company and the co-ordinator, domiciliary agent, global distributor, registrar, transfer agent and principal paying agent for Schroder Selection Fund which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a fonds commun de placement;

The management company, the domiciliary agent, transfer agent and principal paying agent for Schroder SMBC Global Bond Series which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a fonds commun de placement;

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018 (cont.)

1 General information (cont.)

The co-ordinator, domiciliary agent, global distributor, registrar, transfer agent and principal paying agent for Schroder Matching Plus which is an open-ended investment company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a société d'investissement à capital variable;

The investment manager and transfer agent for the Schroder ILS Fund Ltd fund and Schroder ILS Master Fund I Limited, which are open ended investment companies organised under the laws of Cayman Islands and qualifies as a mutual fund in terms of the Mutual Funds Law (2012 Revision) of the Cayman Islands;

The Company is also the Alternative Investment Fund Manager for the following Alternative Investment Funds: Schroder Alternative Solutions, Schroder Real Estate Fund of Funds, Schroder Investment Fund, Schroder Selection Fund, Schroder SMBC Global Bond Series, Schroder Matching Plus, Schroder ILS Fund Ltd fund, Schroder ILS Master Fund I Limited, Schroder Global Alternative Investor Access II and Schroder Adveq Asia V S.C.S.;

The Company acts as the global distributor of the financial products whereby Schroder AIDA S.A.S. is the management company or the advisor;

The Company also provides various transfer agent, administration, supervision, reporting and accounting services to other Schroder Group companies and business areas.

The Company has branches in Belgium, Denmark, Sweden, Israel and the Netherlands. The staff in these branches provides distribution related services (client introduction, negotiation, product training and promotion support) to the Company for Luxembourg domiciled funds and to various other Schroder Group companies in respect of other fund domiciles and segregated institutional accounts.

The Company's annual accounts are included in the consolidated accounts of Schroders Plc., forming once the largest and the smallest body of undertakings of which the Company forms part as an indirect subsidiary undertaking. The registered office of that company is located 1 London Wall Place, London, England, EC2Y 5AU and the consolidated accounts are available at that address.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018 (cont.)

2 Summary of significant accounting policies

2.1 Basis of preparation

The annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under the historical cost convention except for the transferable securities which have been valued at fair value.

The preparation of annual accounts requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Board of Directors to exercise their judgement in the process of applying the accounting policies. Changes in assumptions may have a significant impact on the annual accounts in the period in which assumptions changed. Management believes that the underlying assumptions are appropriate and that the annual accounts therefore present the financial position and results fairly.

The Company makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the next financial year. Estimates and judgements are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

Accounting policies and valuation rules are, besides the ones laid down by the law of December 19, 2002 as amended, determined and applied by the Board of Directors. To give a more representative view of certain aspects of the Company's activity and also to bring these annual accounts onto a more comparable basis with the consolidated accounts of Schroders Plc., the Directors have chosen to selectively adopt the fair value option for the financial instruments as permitted in art 64bis (1) to (5) of the law of December 19, 2002 as amended.

2.2 Significant accounting policies

The principal accounting policies of the Company are summarised below:

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018 (cont.)

2 Summary of significant accounting policies (cont.)

2.2.1 Fixed assets

The cost of intangible and tangible assets is their purchase cost, together with any incidental expenses of acquisition. Depreciation is calculated so as to write off the cost of intangible and tangible assets on a straight-line basis over the expected useful economic lives of the assets concerned.

The principal annual rates are :

- Intangible assets 25%
- Computer equipment 33%
- Communication equipment 20%
- Fixtures and fittings 20%

The cost of financial assets relates to the financing of initial contingent deferred sales charges (" CDSC ") paid by the Company to investors in Schroder SMBC Global Bond Series. Financing is amortised over sixty months.

2.2.2 Foreign currency translation

The Company maintains its books and records in Euro (EUR). Transactions expressed in currencies other than Euro are translated into Euro at the exchange rate effective at the time of the transaction. Long term assets expressed in currencies other than Euro are translated into Euro at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historical exchange rate. Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Current assets and liabilities denominated in foreign currency are translated into Euro at the exchange rate effective at the balance sheet date. The unrealised exchange losses are recorded in the profit and loss account. The exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

2.2.3 Value adjustments

Value adjustments are directly deducted from the related assets.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018 (cont.)

2 Summary of significant accounting policies (cont.)

2.2.4 Debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustment where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.2.5 Investments

The Company records transferable securities at fair value (initially their cost). Most of these transferable securities are related to seed capital invested into funds promoted by the Company. These are revalued at each reporting date by reference to their latest Net Asset Value (NAV) derived from the latest quoted market prices of the funds' investments. This last NAV is considered as the transferable securities' fair value. The Company has applied IFRS 9 from 1 January, 2018. IFRS 9 Financial Instruments replaces the classification and measurement models previously contained in IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement. The Company has applied IFRS 9 retrospectively, with the cumulative effect of initially applying the standard as an adjustment to the opening balance of retained earnings. Comparatives were not restated.

2.2.6 Prepayments

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.2.7 Creditors

Creditors are recorded at their reimbursement value.

2.2.8 Net turnover

The net turnover comprises the amounts derived from the provisions of services falling within the Company's ordinary activities.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018 (cont.)

3 Intangible and tangible assets

The 2018 movements in intangible and tangible assets were as follows:

	Leasehold improvements, other furniture and fixtures	Computers and office equipment	Intangible assets	Total
	EUR	EUR	EUR	EUR
Gross book value - January 1, 2018	9,082,421	7,924,139	9,872,209	26,878,769
Additions for the year	1,080,597	1,333,897	10,073,134	12,487,628
Disposals for the year	-	(63,691)	-	(63,691)
Gross book value - December 31, 2018	10,163,018	9,194,345	19,945,343	39,302,706
Accumulated value adjustment - January 1, 2018	(6,005,702)	(6,401,197)	(2,493,078)	(14,899,977)
Allocations for the year	(1,093,272)	(968,194)	(1,873,307)	(3,934,773)
Reversal for the year	-	63,962	-	63,962
Accumulated value adjustment - December 31, 2018	(7,098,974)	(7,305,429)	(4,366,385)	(18,770,788)
Net book value at January 1, 2018	3,076,719	1,522,942	7,379,131	11,978,792
Net book value at December 31, 2018	3,064,044	1,888,916	15,578,958	20,531,918

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018 (cont.)

4 Financial assets

The 2018 movements in the financial assets were as follows:

	Financial assets
	EUR
Gross book value - January 1, 2018	3,641,924
Additions for the year	-
Disposals for the year	(146,716)
Gross book value - December 31, 2018	3,495,208
Accumulated value adjustment - January 1, 2018	(3,341,246)
Allocations for the year	(163,854)
Reversal for the year	155,041
Accumulated value adjustment - December 31, 2018	(3,350,059)
Net book value at January 1, 2018	300,678
Net book value at December 31, 2018	145,149

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018 (cont.)

5 Trade debtors becoming due and receivable within one year

	2018 EUR	2017 EUR
Trade debtors are detailed as follows:		
Management fees	65,452,865	74,114,795
Transfer Agency fees	13,310,520	14,507,342
Distribution fees	4,382,295	5,363,421
Performance fees	635,385	6,601,157
Net other receivables - Transfer Agency activity	259,971	411,136
Other	3,992,700	1,828,679
Total	87,453,951	102,826,530

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018 (cont.)

6 Amounts owed by and to affiliated undertakings becoming due and payable within one year

Amounts due by and to affiliated companies are unsecured, interest free (except as described below) and repayable upon demand.

The Company has loaned cash balances to Schroder Financial Services Ltd to partake in the “Sweep” programme operated by that company. The Company earns interest on its USD and GBP balances by reference to various market base rates.

<u>Amounts owed by affiliated undertakings</u>		2018 EUR	2017 EUR
Counterparty	Main nature of relationship		
Schroder Financial Services Ltd.	Cash amounts held in the Schroder's Group "Sweep" programme	76,509,999	64,549,532
Other	Investment and infrastructure services	1,864,642	4,695,598
Other	Expected credit loss	(56,853)	-
Total		78,317,788	69,245,130

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018 (cont.)

6 Amounts owed by and to affiliated undertakings becoming due and payable within one year (cont.)

The amounts owed to affiliated companies are mainly management fees received from funds which are to be redistributed across entities of the Group in accordance with the applicable Group Transfer Pricing policy.

<u>Amounts owed to affiliated undertakings</u>		2018 EUR	2017 EUR
Counterparty	Main nature of relationship		
SIM Ltd	Investment and distribution services	18,165,484	24,506,248
SIM Hong Kong	Investment and distribution services	6,714,366	6,835,731
Schroder Italy SIM SpA	Distribution services	2,334,277	3,293,831
SIM Switzerland AG	Investment and distribution services	3,078,899	3,699,757
SIM North America Inc	Investment and distribution services	2,026,385	3,003,623
SIM Japan	Investment and distribution services	1,711,920	2,487,022
SIM Germany GmbH	Distribution services	1,440,624	1,923,092
Other	Investment and distribution services	6,798,676	8,576,564
Total		42,270,631	54,325,868

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018 (cont.)

7 Investments

	2018 EUR	2017 EUR
Opening gross book value at cost	3,945,134	3,699,898
Additions of the year	1,241,036	994,009
Disposal of the year	(492,603)	(748,773)
Closing gross book value at cost	4,693,567	3,945,134
Impact of valuation at market value	-	440,800
Fair Value Through Profit and Loss impact	276,235	-
Closing Market value	4,969,802	4,385,934

The transferable securities comprise mainly holdings in investment funds of which the Company is the promoter. These holdings are usually undertaken for the purposes of launching new products (i.e. seed capital) and are maintained until a particular product scale is achieved.

8 Prepayments

	2018 EUR	2017 EUR
Prepayments are mainly composed of:		
Computer Software Maintenance	757,161	1,025,977
Pension cost	298,729	326,181
Electronic Information Services	253,900	292,841
Computer Hardware Maintenance	68,999	148,594
Rent	20,711	121,370
Other	333,872	303,070
Total	1,733,372	2,218,033

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018 (cont.)

9 Subscribed capital

As at December 31, 2012, the subscribed capital was represented by 16,477 shares fully paid without nominal value. On November 14, 2012, the Company issued 202 shares as part of the acquisition of the assets of Schroder Investment Management A.S. Similarly, on November 27, 2012, the Company issued an additional 76 shares when it acquired the assets of Schroder Investment Management Benelux N.V.

The Company issued no new shares in 2018.

[次へ](#)

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018 (cont.)

10 Movement for the year on the reserves and profit and loss items

2017 result was allocated based on decision taken at the AGM held on April 17, 2018. In accordance with the Board of Directors' decision of 16 August, 2018 the Company distributed an interim dividend of €16.0 million. The 2018 movements on the equity accounts were as follows:

Capital and reserves EUR	Share Capital EUR	Share premium EUR	Legal Reserve EUR	Revaluation reserve EUR	FX Revaluation reserve EUR	Other reserves EUR	Profit brought forward EUR	Interim dividends EUR	Distribution of dividend EUR	Profit for the year EUR	Capital and reserves EUR
Balance on December 31, 2017	12,867,093	254,440	1,286,709	440,800	(57,107)	11,389,970	2,977,651	-	-	40,500,262	69,659,818
Result allocation	-	-	-	-	-	-	40,500,262	-	-	(40,500,262)	-
Additional other reserves allocation	-	-	-	-	-	164,125	(164,125)	-	-	-	-
Distribution of dividend and interim dividend	-	-	-	-	-	-	-	(16,000,000)	-	-	(16,000,000)
Revaluation reserve	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
FX Revaluation reserve	-	-	-	-	7,627	-	-	-	-	-	7,627
Profit for the year 2018	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,290,045	28,290,045
Balance on December 31, 2018	12,867,093	254,440	1,286,709	440,800	(49,480)	11,554,095	43,313,788	(16,000,000)	-	28,290,045	81,957,490

The share premium of €254,440 is resulting from the increase of the capital following the mergers with Schroder Investment Management Benelux N.V. and Schroder Investment Management A.S. It corresponds to the difference between the nominal value of the shares issued and the book value of the acquired companies.

[次へ](#)

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018 (cont.)

11 Legal reserve

In accordance with Luxembourg company law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its profit for each financial period to a legal reserve. This requirement ceases to be necessary once the balance on the legal reserve reaches 10% of the issued share capital and therefore no transfer will be required for this year. The legal reserve is not available for distribution to the shareholder

12 Other reserves

In accordance with the tax rules and regulations in force until December 31, 2001, the Company credited the net wealth tax against the amount of the corporate income tax.

As from January 1, 2002, the Company reduced the net wealth tax liability in accordance with the new tax rules and regulations in force. For this purpose, the Company has to allocate to other reserves an amount equal to five times the amount of the net wealth tax due, which reserves cannot be distributed for a period of five years from the year following the one during which the allocation was made.

Other reserves include additional reserve created to meet Pillar I requirements and Alternative Investment Fund Manager coverage of €1.60 million.

13 Trade creditors

Amounts due and payable for the accounts shown under “Trade Creditors” are mainly composed of commissions payable to distributors.

14 Net turnover

A breakdown of the net turnover by category of activity and into geographical market is omitted because its nature is such that it would be seriously prejudicial to the Company.

The Net turnover is composed of:

- gross income amount of €1,225,727,397 (Management fees, Transfer Agency fees, Distribution fees and Performance fees) and of,
- gross expenses amount of €1,104,078,666 (Management fees rebates, Delegated Investment Management fees, Client Ownership fees and Transfer Agency fees ceding).

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018 (cont.)

15 Other operating expenses

Other operating expenses consist of the following:

	2018 EUR	2017 EUR
Information technology costs	8,954,937	6,310,705
General administration	7,546,397	4,937,770
Legal and professional fees	5,913,685	4,560,930
Non recoverable VAT	5,058,545	5,007,580
Rental and building costs	3,374,923	2,958,874
Marketing costs	1,841,532	1,724,520
Communication costs	1,670,328	1,736,246
Funds subsidy	1,096,679	1,002,714
Insurance	359,197	385,841
Other operating expenses	1,725,151	1,650,747
Total	37,541,374	30,275,927

16 Income Tax

For FATCA purposes, Schroder Investment Management (Europe) S.A. qualifies as Reporting Luxembourg Financial Institution and has the following Global Intermediary Identification Number (GIIN): 9I88MH.00064ME.442

The Company is subject to the general tax rules and regulations in Luxembourg. In addition, the Company is acting as Sponsoring Entity for the funds it manages. In its role as Sponsoring Entity, Schroder Investment Management (Europe) S.A. has the following GIIN: 4RIMT7.00000.SP.442.

17 Staff

The average number of persons employed during the year was 299, 297 employees and 2 directors (The average number of persons employed in 2017 was 285, 281 employees and 4 directors).

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018 (cont.)

18 Emoluments granted to the members of the management and supervisory bodies and commitments in respect of retirement pensions for former members of those bodies

The Company has not paid any emoluments in 2018 to the Directors acting in that capacity. The Company offers its employees a defined contribution plan.

19 Advances and loans granted to the members of the management and supervisory bodies

The Company did not grant any advances or loans to the Directors in 2018.

20 Distributable reserves

	2018 EUR
Balance brought forward as at December 31, 2017	43,313,788
Profit for the year	28,290,045
Additional other reserves allocation	(76,700)
Release from 2013 reserves	1,845,300
Increase for 2018 reserves	(1,813,675)
Interim dividend	(16,000,000)
Total	55,558,758

The Board of Directors is proposing no dividend for the 2018 year. This will be submitted to the AGM for approval on April 16, 2019. If approved, the impact on distributable reserves will be as follows:

	2018 EUR
Proposed final dividend	0
Profit to be carried forward	55,558,758
Total	55,558,758

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2018 (cont.)

21 Off-balance sheet commitments

The Company leases its premises until June 30, 2021. The fixed lease payments over the term of the arrangement is €1,676,387 per annum subject to annual index related increases (As at December 31, 2017 € 1,410,060).

22 Subsequent events

On January 1, 2019 the Company acquired the assets of the French and Spanish branches of Schroder Investment Management Ltd., the consideration being the issuance of 2,256 of the Company's shares to Schroder Investment Management Ltd.

On January 2, 2019, the Company acquired all 2,000,000 shares of Schroders Italy SIM S.p.A from Schroder International Finance B.V.

Applications were submitted to the regulator to open branches in Germany, Italy and Finland. The company also applied to extend its license to include real estate investment management activity.

A social plan was signed on 27th February 2019 with the staff delegation due to changes to business processes which will be implemented in 2019.

23 Auditor's Fees

The total fees expensed by the Company and due for the current financial period to the auditor are presented as follows:

	2018 EUR	2017 EUR
Audit fees	130,000	130,772
Other fees	105,406	51,993
Total	235,406	182,765

[次へ](#)

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）管理会社の日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類はユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の2019年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝122.54円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

貸借対照表

2019年6月30日現在

	2019年6月30日	
	（ユーロ）	（千円）
資産		
固定資産		
無形資産	12,687,181	1,554,687
有形資産		
その他付属品、ツールおよび機器	5,092,636	624,052
金融資産		
固定資産として保有する投資有価証券	4,034,090	494,337
使用権資産		
使用権資産	15,379,792	1,884,640
流動資産		
債権		
売掛金		
1年以内期限到来	89,592,923	10,978,717
関係会社への債権		
1年以内期限到来	119,170,186	14,603,115
投資有価証券		
譲渡可能有価証券およびその他の金融商品	5,020,779	615,246
現金預金および手元現金	44,790,815	5,488,666
前払金	3,410,754	417,954
資産合計	<u>299,179,156</u>	<u>36,661,414</u>
資本金、準備金および負債		
資本金および準備金		
払込資本金	14,628,831	1,792,617
資本剰余金	7,233,921	886,445
再評価積立金	390,832	47,893
IFRS第16号の準備金	218,329	26,754
準備金		
法定準備金	1,286,709	157,673
その他の準備金	11,599,170	1,421,362
繰越損益	55,558,758	6,808,170
2019年6月30日終了期間の損益	13,909,597	1,704,482
最終配当金	-	-
債務		
買掛金		
1年以内期限到来	87,271,011	10,694,190
関係会社に対する債務		
1年以内期限到来	70,070,548	8,586,445
リース負債		
その他の負債	15,556,374	1,906,278
その他の債務		
税務当局への債務	1,236,993	151,581
社会保障当局への債務	1,824,948	223,629
その他の債務		
1年以内期限到来	<u>18,393,135</u>	<u>2,253,895</u>
資本金、準備金および負債合計	<u>299,179,156</u>	<u>36,661,414</u>

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

損益計算書

2019年6月30日終了期間

	2019年6月30日	
	（ユーロ）	（千円）
純売上高	69,062,744	8,462,949
その他の営業利益	3,350,354	410,552
人件費		
賃金および給料	(18,492,302)	(2,266,047)
社会保障費		
年金にかかる社会保障費	(994,288)	(121,840)
その他の社会保障費	(1,682,348)	(206,155)
その他の人件費	(1,240,884)	(152,058)
評価額調整		
創業費ならびに有形および無形固定資産にかかる評価額調整	(1,064,427)	(130,435)
流動資産にかかる評価額調整	498,619	61,101
その他の営業費用	(29,431,635)	(3,606,553)
以下により生じるその他の未収利息および類似の収益		
関係会社	176,165	21,587
その他の利息および類似の収益	32,910	4,033
金融資産および流動資産として保有する投資有価証券にかかる評価額調整	(273,782)	(33,549)
未払利息および類似の費用		
その他の利息および類似の費用	(847,828)	(103,893)
損益に対する課税	(5,183,701)	(635,211)
2019年6月30日終了期間の損益	13,909,597	1,704,482

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、サブ・ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含む。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除く。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（ ）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または（ ）適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律により規定される要件に従い株主総会の通常決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法規定に従いUCITSおよびAIFを管理する権限を有する他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社が6か月以上業務を停止した場合、CSSFは、2010年法に基づき管理会社に対して付与した承認を撤回することができる。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、定款の修正に必要とされる方法で採択した株主の決議により当該決議に記載のとおりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（「投資運用会社」）

（Schroder Investment Management Limited）

（イ）資本金の額

2019年12月末日現在、155百万英ポンド（約222億円）

（注）英ポンドの円貨換算は、2019年12月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝143.48円）による。以下同じ。

（ロ）事業の内容

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドは、英国およびウェールズにおいて、1985年3月7日に設立された。シュローダー・グループは、創業以来約200年の歴史と実績を持ち、英国ロンドンを本拠地に、アセット・マネジメント・サービスを提供している。日本でも、明治3年に、政府が初めて起債した外債の主幹事を務め、新橋－横浜間の鉄道敷設の資金調達に貢献した。現在は、年金や投資信託運用、プライベート・バンキング、オルタナティブ投資などの資産運用業務に特化しており、グループ全体での預かり資産総額は約4,444億英ポンド（約63.8兆円）（2019年6月末日現在）である。

Ｊ．Ｐ．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ（「保管受託銀行」および「ファンド事務代行会社」）

（J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.）

（イ）資本金（普通株式等Tier1）の額

2019年9月末日現在、4,859百万米ドル（約5,324億円）

（ロ）事業の内容

Ｊ．Ｐ．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイは、1973年5月16日、ルクセンブルグの法律に基づく株式会社として設立された銀行であり、ファンド資産の保管受託銀行およびファンド事務代行会社としての業務等を行っている。

ＨＳＢＣフランス、ルクセンブルグ支店（「主支払事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」）

（HSBC France, Luxembourg Branch）

（イ）資本金の額

主支払事務代行会社および名義書換事務代行会社は、ＨＳＢＣフランスのルクセンブルグ支店である。ＨＳＢＣフランスの資本金の額は公開されていない。なお、ＨＳＢＣフランスを子会社とするＨＳＢＣホールディングス・ピーエルシー（HSBC Holdings plc）の年次報告書に記載された規制上の自己資本は、2019年12月末日現在、1,593億900万米ドル（約17兆4,539億円）である。

（ロ）事業の内容

ＨＳＢＣフランスは、ＨＳＢＣホールディングス・ピーエルシーの主要な子会社である。ＨＳＢＣホールディングス・ピーエルシーの経営モデルは、4つのグローバルな事業（リテール・バンキング&ウェルス・マネジメント事業、商業銀行事業、グローバル・バンキング&マーケット事業、グローバル・プライベート・バンキング事業）で構成されている。

S M B C 日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（イ）資本金の額

2020年1月末日現在、100億円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C 日興証券株式会社は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

クレディ・スイス証券株式会社（「日本における販売会社」）

（イ）資本金の額

2019年12月末日現在、781億円

（ロ）事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）（「日本における販売会社」）

（Australia and New Zealand Banking Group Limited）

（イ）資本金の額

2019年9月末日現在、264.90億豪ドル（邦貨概算約1兆9,311億2,100万円）

（注）豪ドルの円貨換算は、便宜上、2019年9月末日現在におけるオーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）所定の為替レート（1豪ドル＝72.90円）による。

（ロ）事業の内容

日本の銀行法に基づく外国銀行支店であり、金融商品取引法に基づく登録金融機関として、有価証券の募集の取扱いを含む登録金融機関業務も行っている。

H S B C バンク・ピーエルシー（「為替オーバーレイ業務提供会社」）

（HSBC Bank Plc）

（イ）資本金の額

為替オーバーレイ業務提供会社の資本金の額は公開されていない。なお、為替オーバーレイ業務提供会社を子会社とするH S B C ホールディングス・ピーエルシーの年次報告書に記載された規制上の自己資本は、2019年12月末日現在、1,593億900万米ドル（約17兆4,539億円）である。

（ロ）事業の内容

H S B C バンク・ピーエルシーは、H S B C ホールディングス・ピーエルシーの主要な子会社である。H S B C ホールディングス・ピーエルシーの経営モデルは、4つのグローバルな事業（リテール・バンキング&ウェルス・マネジメント事業、商業銀行事業、グローバル・バンキング&マーケットズ事業、グローバル・プライベート・バンキング事業）で構成されている。

2【関係業務の概要】

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（「投資運用会社」）

（Schroder Investment Management Limited）

ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供する。同社は、管理会社から随時受ける指示に従い、また投資運用契約に規定される表明された投資目的および制限に従い、サブ・ファンドの証券を一任ベースで取得しかつ売却することができる。同社は、自らの責任および管理に基づき、かつ、2013年法の規定に従い、投資運用契約に基づくその機能の一部を委託することができる。

J . P . モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ（「保管受託銀行」および「ファンド事務代行会社」）

（J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.）

ファンド資産の保管受託銀行としての業務を行う。

保管受託銀行の主な業務は、以下のとおりである。

- a) 保護預かり可能なファンドの資産（振替決済証券を含む。）の保管および保護預かり不可能な資産の記録保持（かかる場合、保管受託銀行は、当該資産の所有権を確認しなければならない。）
- b) ファンドのキャッシュ・フローの適切な監視を確保すること（特に、ファンドの受益証券の申込みの際し、投資家によりまたは投資家を代理して行われるすべての支払の受領を確保することならびに保管受託銀行が監視および調整可能な現金勘定へのファンドのすべての現金の計上を確保すること。）
- c) ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび解約が適用法および約款に従って実行されるよう確保すること
- d) ファンドの受益証券の評価が適用法、約款および評価手続に従って算出されるよう確保すること
- e) 適用法または約款に抵触する場合を除き、管理会社の指示を実行すること
- f) ファンドの資産を伴う取引において通常の期限内に対価がファンドに送金されるよう確保すること
- g) ファンドの収益が適用法および約款に従って充当されるよう確保すること

上記(a)記載の保管受託銀行の職務に関して、保護預かり可能な金融商品に関して、保管受託銀行は、受益者に対し、保管受託銀行または当該金融商品の保管委託先である保管受託銀行の代行者（以下「副保管受託銀行」という。）が保有する当該金融商品の損失に関して責任を負う。ただし、かかる責任は、適用法規により認められ、かつ適用法規の規定に従い、契約上、副保管受託銀行に対して免責される場合を除く。「保有する金融商品の損失」という用語は、適用法規に従い解釈される。

保管受託銀行は、その保管機能のみを委託することができるが、監視機能を委託することはできない。また、かかる機能を委託する場合、保管受託銀行は、副保管受託銀行の選定および継続的監視の点でルクセンブルグ投信法のデュー・デリジェンスおよび監督要件に従うものとする。また、保管受託銀行は、確認された利益相反が管理されかつ監視されることを確保しなければならない。

特定の法域の法律に基づき特定の金融商品が現地の事業体により保護預かりされることが要求され、また、保管受託銀行によりルクセンブルグ投信法または2013年法（該当する場合）の委託要件を充足できるとみなされる副保管受託銀行が存在しなかった場合、管理会社は、受益者が当該金融商品に投資を行う前に、（ ）委託が当該法域の法的制約により要求される旨受益者が適式に報告を受けることを確保し（ ）管理会社の合理的な意見においてかかる状況が当該委託を正当化するものであることを受益者に示すものとする。受益者がファンドに投資を行った後において、副保管受託銀行がルクセンブルグ投信法の委託要件を充足できない場合、管理会社は、関連する法律の法的制約および管理会社の合理的な意見におけるかかる委託を正当化する状況について受益者が報告を受けることも確保するものとする。

副保管受託銀行は、その機能を再委託することが許可される場合に限り、ルクセンブルグ投信法または2013年法（該当する場合）に基づく自らの義務がかかる再委託の影響を受けない範囲で再委託することができる。

選任された副保管受託銀行の一覧は、要求に応じて受益者に提供される。

管理会社または管理会社の任命する代理人からの指示を受けて、保管受託銀行は、ファンド資産のすべての処分を行う。

さらに、J・P・モルガン・バンク・ルクセンブルグは、ファンド、各サブ・ファンドおよび各クラスの純資産額の計算およびファンドの会計を担当する。

HSBCフランス、ルクセンブルグ支店（「主支払事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」）

（HSBC France, Luxembourg Branch）

ファンドに関する名義書換事務代行会社の主な業務は、以下のとおりである。

- (a) 投資家の登録に関する保守管理
- (b) 販売買戻の受領および処理（取引の指示および決済処理を含む。）
- (c) 投資家オンボーディング業務（マネー・ロンダリング防止／顧客情報確認を含む。）

- (d) 配当および分配、ならびにコーポレート・アクション処理業務
- (e) キャッシュ・マネジメント業務
- (f) 投資家苦情処理業務
- (g) 顧客資金管理および関連する法令順守義務
- (h) 適用規制の法令順守（G D P Rおよび適用ある金融犯罪規制を含むがこれらに限定されない。）、ならびに
- (i) 規制上の報告業務

S M B C 日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）
日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻し業務を行う。

クレディ・スイス証券株式会社（「日本における販売会社」）
日本における受益証券の販売・買戻し業務を行う。

オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）（「日本における販売会社」）
（Australia and New Zealand Banking Group Limited）
日本における受益証券の販売・買戻し業務を行う。

H S B C バンク・ピーエルシー（「為替オーバーレイ業務提供会社」）
（HSBC Bank Plc）
ファンドに対して、為替オーバーレイ業務提供会社としての業務を行う。

3【資本関係】

管理会社および投資運用会社の間には資本関係があり、投資運用会社は、管理会社の株式を2,256株（12.04%）保有している。

第3【投資信託制度の概要】

投資信託制度の概要

(2019年5月1日付)

I. 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2004年法	リスク資本に投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する2004年6月15日法
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する随時改正される2016年7月23日法
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC）No.1060/2009および規則（EU）No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231/2013
BMRまたはベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011
CESR	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会（ESMA）
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
CSSF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
KIDまたはPRIIPs	規則1286/2014において言及される主要情報文書
KID	
KIIDまたはUCITS	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
KIID	
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版

メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017 / 1131
非個人向けパート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券 / 投資証券を販売することが認められていないパート ファンド
パート ファンド	（特にUCITS IV指令をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
PRIIP	PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
PRIIPs規則または規則1286 / 2014	パッケージ型個人向け投資金融商品（PRIIPs）の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）1286 / 2014
RAIF	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録AIFM	運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向けパート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券 / 投資証券を販売することが認められているパート ファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則（EU）No.648 / 2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015 / 2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS 指令または指令2009 / 65 / EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / EC
UCITS 指令または指令2014 / 91 / EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009 / 65 / ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および欧州理事会指令2014 / 91 / EU
UCITS 法	2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS 指令を法制化する2016年5月10日法
UCITS 規則またはEU規則2016 / 438	預託機関の義務に関して欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / ECを補足する随時改正される2015年12月17日付委員会委任規則（EU）2016 / 438
UCITS所在加盟国	UCITS IV指令第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
UCITS受入加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国

UCITS管理会社または第15章管理会社 2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

重要情報

本概要は、SICAVまたはFCPの最も一般的な形態を採用するUCITSおよびパート ファンドに着目している。

他の法律に関する言及は、適切と判断される場合に行われる。

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、指令85/611/EEC（以下「UCITS 指令」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法によって代替された。

2002年法は、UCITS 指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/EC（以下「UCITS 指令」という。）をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法を代替した。

2010年法は、UCITS 指令をルクセンブルグ法に導入し、2002年法を代替した。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法を代替した。専門投資信託（以下「SIF」という。）は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日に、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布され、同日発効した。AIFMDは、主にEU（および一定の条件の下では外国）におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される指令ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ピークル（すなわちAIF）にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

その結果、2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および2004年法等の現行のルクセンブルグ法を改正した。SICARについては、本概要において簡潔に記載するにとどめる。

2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、（ ）完全に適用対象となる投資ピークル（すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ピークル）と、（ ）AIF（いかなる場合もAIFとしての適格性を有しているすべてのパート ファンド）ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年法第3条およびAIFMDにより規定された最低限度額を下回る投資ピークルとを区別することを主に目的としている。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMの管理会社に関する新しい制度が導入された。

AIFMDについては2013年法は、AIF（当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。）を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF（その投資信託の所在地を問わない。）の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

2016年5月12日に、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS 指令を法制化する2016年5月10日ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に発効した。

2018年3月の2010年法および2013年法の改正により、認可されたAIFMによって運用され、その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資家へその投資証券を販売することが認められていないパート ファンドに関して、UCITS保管受託制度ではなく、AIFMD保管受託制度が適用される旨規定される。

2010年法はまた、パート ファンドが（ ）登録AIFMまたはEU域外のAIFMにより運用され、かつ（ ）その募集文書において、ルクセンブルグ領域内でその投資証券を個人投資家へ販売することが禁じられている場合において、そのパート ファンドは、非AIF投資構造に対して適用されるよ

り緩やかな保管受託制度（すなわち非UCITSおよび非AIFMD保管受託制度）の対象となる旨を規定している。

2016年10月11日に、2010年法パート に服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS（場合に応じて）に適用される規定に関するCSSF告示16 / 644が発行された。

CSSF告示16 / 644は、2018年 8 月23日に発行された、2010年法パート に服さないファンドの預託機関およびその支店（該当する場合）に適用される組織的な取決めにに関するCSSF告示18 / 697により改正された。

さらに、MMF規則は2018年 7 月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになった。

ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパート のUCITSおよびパート のUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パート	UCITS（以下「パート 」という。）
パート	その他のUCI（以下「パート 」という。）
パート	外国のUCI
パート	管理会社
パート	UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2007年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分けられる。

パート	専門投資信託に適用される一般規定
パート	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年 7 月12日法第 2 章またはAIFMD第 2 章に基づき認可されるAIFMにより運用される専門投資信託に適用される固有規定

1.3 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パート およびパート に従う投資信託および2007年法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託（fonds commun de placement）（以下「FCP」という。）
- 2) 投資法人（investment companies）
 - 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
 - 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法（パート ファンドおよびパート ファン ド）、2004年法（SIF）、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加す

る。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびUCITSおよびパート ファンドについては2010年法またはSIFについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買い戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買い戻しが停止される。この買い戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買い戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買い戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75（改訂済）は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買い戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

SIFに関連して、受益証券の発行ならびに、適用ある場合は、受益証券の買い戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってSIFは、買付けおよび買い戻の両方についてオープン・エンド型またはクローズド・エンド型ファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）2016年10月現在において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSまたはパート ファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内およびSIFとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買い戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパート ファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。SIFは約款に従い発行価格および買い戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。SIFの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針

- (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
- (e) 公告に関する規定
- (f) FCPの会計の決算日
- (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
- (h) 約款変更手続
- (i) 受益証券発行手続
- (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- (注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくFCPの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているFCPそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、FCPの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. パート FCPおよび個人向けパート FCPについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金がa) FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006 / 73 / EC¹第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006 / 73 / EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
- ）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

- ）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、FCPを代理する管理会社名義で開設された指令2006 / 73 / EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 - ）FCPを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてFCPの所有権を確かめることによってかかる資産のFCPによる所有を確認し、
 - ）FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。
- D. 保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

 - a) FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
 - b) 保管受託銀行がFCPを代理する管理会社の指示を実行する場合、
 - c) FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
 - d) 権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および / またはFCPの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および / または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

¹ 「指令2006 / 73 / EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

E．保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたFCPの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 - ）最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ）金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F．保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

FCPは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

FCPに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。

また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年8月23日に発行されたCSSF告示18/698に従う。

（さらなる詳細については、以下 3.3 を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

（ ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドおよびSIFについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

（ ）販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人（SICAV）

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2007年法に基づくSICAV

公開有限責任会社（société anonyme）の形態に加えて、2007年法はSICAVが株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）、特別リミテッド・パートナーシップ（société en commandite spéciale）、普通リミテッド・パートナーシップ（société en commandite simple）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合（société coopérative organisée sous forme de société anonyme）の形態の採用を許可している。2007年法に基づくSICAVの唯一の目的は、投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家（十分に情報を提供された投資家でなければならない）に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3 2010年法および2007年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象となっているSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パート に従うすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- パート SICAVは、株式資本を維持しなければならず、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、SICAVの認可後6か月以内に達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。
- SIFについては、株式プレミアムまたは組合持分を構成する金額を加えたSICAVの払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、SICAVの認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。

（注）現在はかかる規則は存在しない。

- 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻す。
- UCITSおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資証券を発行しない。
- UCITSおよびパート ファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（パート ファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とし、SIFについては最低1年に1回とする。）。
- 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。
- SICAVの投資証券は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づくSICAVの保管受託銀行

A. SICAVは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAVの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するSICAVに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の関連法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたSICAVのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. パート SICAVおよび個人向けパート SICAVについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- SICAVの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの規約に従って執行されるようにすること。
- SICAVの投資証券の価格が法律およびSICAVの規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはSICAVの規約に抵触しない限り、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を執行すること。
- SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- SICAVの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、SICAVのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にSICAVの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、SICAVのすべての現金がa) SICAV名義またはSICAVを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006 / 73 / EC第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006 / 73 / EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

SICAVを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. SICAVの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 -) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 -) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAVを代理する管理会社名義で開設された指令2006 / 73 / EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAVに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 -) SICAVから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAVの所有権を確かめることによってかかる資産のSICAVによる所有を確認し、
 -) SICAVが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、SICAVのすべての資産をまとめた一覧をSICAVに提出する。

保管受託銀行が保管するSICAVの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるSICAVの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) SICAVの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がSICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) SICAVの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてSICAVが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および / またはSICAVの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および / または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたSICAVの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 -) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 -) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。

d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるSICAVの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。

e) 前記A、C、前記Dの第2段落ないし第4段落および後記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

a) 関連するSICAVに投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、

b) SICAVが、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、後記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、SICAVおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、SICAVに返還しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、SICAVおよび投資主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりSICAVおよび投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

以上の保管受託銀行の責任は、前記Eに言及された委任に影響されることはない。

前記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

投資主は、救済が重複したり投資主間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的にSICAVを通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、SICAVと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、SICAV、SICAVを代理する管理会社および保管受託銀行は、SICAVおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社に関して、SICAV、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびSICAVの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、SICAVに関して保管受託銀行の義務は終了する。

a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはSICAVに解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）

b) SICAV、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合

c) 管轄当局によりSICAV、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合

d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（UCITS）または第16章（パート ファンドおよびSIF）に従い管理会社によって運営される。

SICAVが管理会社を指定した場合のSICAVに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはSICAVにより解任された場合。ただし、当該管理会社が指令2009 / 65 / ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社がSICAVにより退任され、SICAVが自己運用SICAVたる適格性の採用を決定した場合。
- c) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- d) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、UCITS管理会社および第16章管理会社は、下記 3.4に詳述されるCSSF告示18 / 698に従う。

3.2.4 関係法人

前記 3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、SICAVの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、指令2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともSICAVの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICAVの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代表するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合

- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下の 3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) 指令2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。
- 特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法および2007年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12 / 540を発行した。当該告示に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3 2007年法に基づく受益証券の発行および買戻し

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資証券 / 受益証券を発行することができる。投資証券は、発行時に1口当たり最低5 %までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価

格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資証券を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資証券を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済投資証券を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資証券の継続取得によってのみならず、一部払込済投資証券（当初発行された投資証券の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り）FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第420条の1）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- ☐ 設立企画人の身元
 - ☐ 法人の形態および名称
 - ☐ 登録事務所
 - ☐ 法人の目的
 - ☐ 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
 - ☐ 発行時に払込済の額
 - ☐ 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載
 - ☐ 投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
 - ☐ 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
- （注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFIは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- ☐ 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
 - ☒ 資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載
 - ☒ 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
 - ☒ 法人の存続期間
 - ☒ 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- ☐ 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- ☐ 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パート 1に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート 1 ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、指令2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同指令第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - 当該その他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - 当該その他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が指令2009/65/ECの要件と同等であること。
 - 当該UCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - （合計で）取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- UCITSが投資することができる商品の原資産となるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

(5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4次指令78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

(9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社（各運用UCITSに関するもの）は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、これらの運用によりUCITSはその設立文書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。

- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

- (10)(a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が参加している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株価指数または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。
CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。
これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。
- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証人となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。
- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。
- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。
この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。
- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。
UCITSがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。
- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび／または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび／またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
他のUCITSおよび／または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、

ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の前記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株価指数または債券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
 - (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
 - (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート または指令2009 / 65 / ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () (2010年法第2条第2項の意味における) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書 2. の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの制御の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%まで、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。
- 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339（以下「告示08/339」という。）を出した。
- 告示08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により代替される。）の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。
- 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356（以下「告示08/356」という。）を出した。
- 告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。
- CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。
- 2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。

MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、（ ）公的債務固定純資産価額のファンド、（ ）低ボラティリティ純資産価額のファンド、および（ ）変動純資産価額のファンド（VNAV）（短期VNAVおよび標準VNAVの形を取り得る。）である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。

指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10 - 05を採用している。

B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社 / 第15章の管理会社

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社（société anonyme）、非公開有限会社（société à responsabilité limitée）、共同会社（société coopérative）、公開有限責任会社として設立された共同会社（société coopérative organisée comme une société anonyme）、または株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

(2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

（注）当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

(4) 1993年法第1 - 1条、第37 - 1条および第37 - 3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。
- AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表 に記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。
- (注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集合的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等）から構成される。
- AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。
- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。
- (8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。
- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
 - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - () 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - () 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006 / 49 / EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。
- 管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。
- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
 - (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

- (13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。
CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
 - (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償制度に関する指令97 / 9 / ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- （注）上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならない、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列举しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。

報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。

- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
 - (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
 - (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
 - (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
 - (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
 - (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
 - (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
 - (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
 - (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
 - (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
 - (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。

- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。
- 本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。
- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。
- 本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。
- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。
- 変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。
- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。
- 従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。
- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。
- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィールに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14 a (4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合は）、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその

監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37 - 8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表 に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

- (2) 指令2009 / 65 / ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則No.10 - 4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12 / 546に代替する告示18 / 698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12 / 546とは異なり、CSSF告示18 / 698は、あらゆる投資ファンド運用会社（すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b）の意味における内部運用されるAIF）および登録事務代行会社の機能行使する事業体を対象としている。

当該告示により、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、CSSFが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、CSSF告示18 / 698は、（ ）投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに（ ）取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、CSSF告示18 / 698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してCSSFが期待することを明確にしている。

CSSFは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびCSSFのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、MiFIDファームに適用される要件により厳密に一致させている。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

() 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から 1 か月以内に認可を受けること。
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

() 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

() ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から 1 か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書（以下「UCITS KIID」という。）を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券 / 投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4 か月および2 か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286 / 2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書（以下「PRIIP KID」という。）を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資法人およびUCITSについて助言または販売を行う者に関して、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。

PRIIPs規則の目的は、（ ）PRIIPs KID（最大A 4 3 頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに（ ）PRIIP市場の参加者全員（PRIIPの設定者、助言者および販売者）に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はUCITS KIID / PRIIPs KID）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10 - 049（改正済）およびMMF規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017 / 1131）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009 / 65 / ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 43 / EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10 - 4
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009 / 65 / ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 44 / EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10 - 5（改正済）
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF告示11 / 509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF告示12 / 540
- 2010年法パート に服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS（場合に応じて）に適用される規定に関するCSSF告示16 / 644
- SFT規則（規則（EU）No.648 / 2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015 / 2365）

- ベンチマーク規則（指令2008 / 48 / ECおよび指令2014 / 17 / EUならびに規則（EU）No.596 / 2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016 / 1011）

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

（ ）公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

（ ）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

（ ）2010年法パート に従うUCITSは、上記（ ）に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a) を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009 / 65 / ECに従う管理会社により運用され、指令2009 / 65 / ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

（ ）販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

（ ）目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかににかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS の規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細

- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示

- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反

- ・上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
 - b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載
- 目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、UCIまたはUCIの管理会社の取締役会およびCSSFによる使用のためだけに発行される。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97 / 136（CSSF告示08 / 348により改正）およびCSSF告示15 / 627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

（ ）違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

2010年法の下、CSSFは、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する。

(1) 下記 a) ないし g) のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート およびパート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業
- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者
- （UCIが任意清算される場合）清算人
- a) 2010年法を適用する目的においてCSSFが必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合
- b) 不完全、不正確または虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合
- c) CSSFの検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合
- d) 貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合
- e) 下記(4) b) を理由としてCSSFにより宣言されたCSSFの差止命令を遵守しなかった場合
- f) 関係機関の健全かつ思慮分別のある運営をリスクにさらす可能性が高い行動を取った場合
- g) 2010年法第132条の規定を遵守しなかった場合

(2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記 a) ないし p) のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
- 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者
- a) 議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または取得者の子会社となるよう、UCITS管理会社における適格保有持分が直接もしくは間接的に取得された場合または管理会社におけるそのような適格保有持分が増加された場合（以下「提案された取得」という。）であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につきCSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- b) 議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または取得者の子会社でなくなるよう、UCITS管理会社の適格保有持分が直接もしくは

は間接的に処分され、または減少した場合であって、CSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合

- c) UCITS管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第102条第(5)項第b)号に違反した場合
 - d) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第27条第(1)項に違反した場合
 - e) 指令2014 / 65 / EUの第11条第(1)項に記載される割合のうちいずれか一つを上回るまたは下回ることとなる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、UCITS管理会社が、当該取得または処分をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - f) UCITS管理会社が、少なくとも年1回の割合で、適格保有持分を所有する株主および社員の氏名ならびに当該保有高をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - g) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第a)項の規定に従って課せられる手続きおよび取決めに遵守しなかった場合
 - h) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第b)項の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合
 - i) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第27条第(3)項に従って課せられる手続きおよび取決めに遵守しなかった場合
 - j) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - k) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の投資会社が、2010年法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
 - l) 保管受託銀行が、2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項に従い、その職務を遂行しなかった場合
 - m) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVまたは（自己が運用している各FCPIについて）UCITS管理会社が、2010年法第5章の規定に定める投資方針に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合、
 - n) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第42条第(1)項の規定に定めるリスク管理プロセスまたはOTCデリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを利用しなかった場合
 - o) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVまたは（自己が運用している各FCPIについて）UCITS管理会社が、2010年法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を遵守しなかった場合
 - p) 別の加盟国において自己が運用しているUCITSの受益証券を販売するUCITS管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第54条第(1)項に定める通知要件を遵守しなかった場合
 - q) SFT規則第13条および第14条の規定を遵守しなかった場合
- (3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記a)ないしn)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年法パート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
 - 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者
 - a) 2010年法第16章に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第125 - 1条第(5)項第b)号に違反した場合

- b) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125 - 1 条の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - c) 2010年法第12章に従うSICAVが、2010年法第95条第(2)項および第(3)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - d) FCPの法的形態を有さないUCITSまたは2010年法第13章に従うSICAVが、2010年法第99条第(6b)項および第(6c)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - e) UCIまたはその管理会社がそれぞれ、2010年法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
 - f) 保管受託銀行が2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項の規定に従い、自己の職務を遂行しなかった場合
 - g) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段によりAIFのAIFMとしての認可を得て、2013年法第10条第(1)項第b)項に違反した場合
 - h) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守しなかった場合
 - i) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合
 - j) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2010年法第11条(1)および2013年法の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
 - k) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手続および体制を遵守しなかった場合
 - l) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - m) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、自己が運用している各AIFにつき、2013年法第20条および第21条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
 - n) 別の加盟国において自己が運用しているAIFの受益証券を販売する、2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (4) 上記(1)ないし(3)に記載される場合において、CSSFは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
 - c) (UCIまたは管理会社の場合) UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し
 - d) 管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合) 永久禁止令
 - e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または指令2013 / 34 / EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。)
 - f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金
 - g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても) 当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金

- (5) 本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定（不服申立てが存在しないものに限られる。）について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CSSFは、不当な遅滞なく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。

- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。
- c) （上記a）およびb）に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合）制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 - ）金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
 - ）重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

- (6) また、CSSFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (8) 指令2009 / 65 / ECの第99 e 条第(2)項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。
- さらに、CSSFは、上記(1) c) に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をESMAに報告するものとする。
- (9) CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
- a) 違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
 - c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
 - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）
 - e) 違反につき責任を負うべき者によるCSSFに対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置

- (10) CSSFは、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。
- (11) 上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
 - b) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
 - c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (12) 第1項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくはは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (13) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

（注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資証券を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

- a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記

4.3.2.1に記載された方法で預託される。

2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

() 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、（当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

b) UCITS 指令に基づき認可を必要としない投資信託。

() 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。

a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。）

b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM

() その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは

() レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF

（それぞれを「最低限度額」という。）

AIFMは、上記b) () に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない（以下「登録AIFM」という。）。登録AIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録AIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも毎年一度）提供しなければならない。登録AIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート（下記 1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパート ファンドまたはSIFの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1. 2013年法に従うAIFMおよび保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。

b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表 に記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

a) 指令2003 / 41 / EUの第19条第 1 項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用

b) 付随的業務としての

）投資顧問業務

）投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務

）金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第 2 章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

a) 上記段落に記載される業務のみ

b) 上記段落の a) に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落の b) に記載される付随的業務

c) 管理事務、販売行為のみおよび / またはAIFの資産に関する行為

d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報

b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報

c) AIFMが2013年法第 2 章（AIFMの認可）、第 3 章（AIFMの運営条件）および第 4 章（透明性要件）および、適用ある場合、第 5 章（特定タイプのAIFを運用するAIFM）、第 6 章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）、第 7 章（第三国に関する具体的規則）および第 8 章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム

d) 報酬方針に関する情報

e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第 6 条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するCSSF告示18 / 698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定（ .3.4に詳述される。）は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めている。

1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) UCITS / 2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法（第125 - 1 条および第125 - 2 条）第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パート に従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 - 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
 - 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

UCITS / 2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS 指令に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第 2 章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、 .3 を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125 - 1 条、第125 - 2 条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社（société anonyme）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）、共同会社（société coopérative）、公開有限責任会社として設立された共同会社（société coopérative organisée comme une société anonyme）または株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下 B) に記載される2010年法第125 - 2 条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1 条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- () AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第 2 項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および / または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2 条第 2 項 a) に従い外部AIFMを選任しなければならない。

- () その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない—または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。

- CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
- 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
- CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、CSSFの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記()の活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部AIFMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

- B) 2010年法第88 - 2条第2項a)に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125 - 2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される

限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2条に記載される管理会社は、2013年法別表に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注) 現在にかかる規則は存在しない。

b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。

c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。

d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。

e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。

e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。

(7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人 (réviseurs d'entreprises agréés) に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。

(9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

また、第16章管理会社は、3.4に詳述されるCSSF告示18 / 698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にCSSFに対してその意思を通知するものとする。

2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、CSSFの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、CSSFの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、CSSFおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はAIFMの監督の有効性を阻害してはならず、特にAIFMが投資家の最善の利益のために行為し、または運用されることを妨げてはならない。
- f) AIFMは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上で選択され、AIFMは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

AIFMは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

（注）AIFMは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、AIFMによって、継続的に遂行されるものとする。

AIFMは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはAIFMもしくはAIFの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

AIFに対するAIFMの責務は、AIFMが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

AIFMは、AIFMの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がAIFMから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するAIFMの事前承認
- AIFMは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にCSSFに通知すること。
- AIFMからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

（注）ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのAIFMからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのAIFは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するCSSF告示18 / 698の規定を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFおよびAIFMがEU内で販売する各AIFについて、AIFの規約（またはFCPの場合は約款）に基づき投資家がAIFに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- AIFの投資戦略および投資目的の記載ならびにAIFが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載

- AIFM、AIFの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- AIFMの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- AIFの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- AIFの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めにに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- AIFMが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、AIFまたはAIFMとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるAIFの直近純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、AIFの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取り決めにに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004/109/ECに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更（前記1.4.1参照のこと。）ならびにAIFMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
 - AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
 - AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
 - AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
 - 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果
- AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。
- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年毎
 - 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎
 - 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
 - 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパート ファンドを含む完全にAIFMDの範囲内に該当するAIFに関する新保管受託制度を導入した。若干の調整に従い、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないSIFに関しては従前の保管受託制度を維持する。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、() 当初の投資から5年間にわたって行使することができる買戻権がなく、かつ、() 主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表 の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非UCITSの保管受託銀行（すなわち、UCITSとしての資格を有しないUCIの保管受託銀行）は、CSSFによる保管受託銀行の任命および承認に関するCSSF告示18 / 697の規定に従う。CSSF告示18 / 697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するCSSFの要件を詳述することにより、2013年法および／またはAIFMRの一定の事項、また一定の範囲では2007年法および／または2004年法について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- AIFMにより運用されるAIF
- 非個人向けパート ファンド
- 該当する場合、AIFとしての資格を有しないSIFおよびSICAR、ならびにAIFとしての資格を有し、登録AIFMにより運用されるSIFおよびSICAR

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびAIFMRに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- AIFの資産の保護預かり義務
- AIFのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 AIFの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済み

AIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済AIFMが、これらのAIFを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMが受入加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連する国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパート ファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパート ファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パート に該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パート に準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パート ファンドの投資制限

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）当該規則は未だ発せられていない。

IML告示91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

上記2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパート ファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パート ファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、指令2011/61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パート ファンドは、2013年法に従い、（ ）パート ファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または（ ）ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パート ファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、（ ）AIFMに適用され

る2013年法上の義務の全てを遵守すること、および（ ）2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパート ファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パート ファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パート ファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パート ファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パート ファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパート ファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM（後記参照のこと。）としての資格を有するパート ファンドに対し要求されている。

4.1.2に詳述されるとおり、2018年1月1日（または以下に記載する経過期間の末日）以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs規則は2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資会社およびUCITSについて助言または販売を行う者については、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。2018年1月1日より前にUCITS KIIDを発行したパート ファンドもまた、この経過期間の便益を受ける権利を有する。

パート ファンドの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、UCITS KIID／PRIIP KID）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的な規制

- () 募集または販売の承認
2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。
- () 設立文書の事前承認
2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。
- () 販売資料
2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。
これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。
- () 目論見書の更新義務
2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。
- () 財務状況の報告および監査
1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。
1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。
2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。
2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと記載している。
- () 財務報告書の提出
2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97 / 136（CSSF告示08 / 348により改正）およびCSSF告示15 / 627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

（ ）違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10％）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記 4.2（ ）項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパート ファンドの発行文書において、その受益証券／投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パート ファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパート ファンドに関しては、3 に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパート ファンドに関しては、1.5に基づくAIFMD保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記 4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパート ファンドの清算にも適用される。

2.2 2007年法に従うSIF

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたピークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

前記 1 に記載するとおり、2007年法は、AIFMDをルクセンブルグ法に国内法化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのSIF制度、すなわち、（ ）2007年法パートIに従い、AIFMDの対象となるAIFとしての資格を有しないISIF、および、（ ）2007年法パートIIに従い、認可されたAIFMによる運用が必要なSIFを区別する。

2.2.1 総則および範囲

SIF制度は、（ ）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび（ ）その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に指令2003 / 71 / EC等の各種欧州指令（いわゆる「目論見書指令」）の適用可能性の有無について重要性を有する。同指令は、2012年7月3日法によって国内法化された指令2010 / 73 / EUによって改正されている。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家が、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、指令2006 / 48 / ECに定める金融機関、指令2004 / 39 / ECに定める投資会社もしくは指令2009 / 65 / ECに定める管理会社が行った査定の対象となっ

た投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。SIF制度に従うためには、当該投資ビークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2 ルクセンブルグのSIFの投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのためCSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認めることができる。したがって、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CSSFは、SIFに関するリスク分散について告示07 / 309（以下に詳述する。）によって規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、SIFへの言及は、そのコンパートメントの一部に関する言及として理解されなければならない。

(1) SIFは、その資産または約定した申込みの30%を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。

(1)の制限は、以下の証券に適用されない。

() OECD加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券

() 少なくともSIFに適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲットUCI

(2) 同一の発行体が発行する同一の性質の有価証券の空売りは、SIFの資産の30%を超えない。

(3) 金融デリバティブ商品を使用する場合、SIFは当該金融デリバティブ商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

CSSFは、個別事例毎に例外を認める。

CSSFは、SIFが上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、SIFの目論見書に開示されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

上記 2 に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するSIFに追加的な投資制限が課される。

2.2.3 管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、SIFを運用する。SIFが2013年法の条項に従うAIFとしての資格を有する場合、後者は、2013年法第2章の条項に従う認可済みAIFM（AIFMの運用資産が最低限度額を超えない場合）または登録済みAIFM（当該AIFMが最低限度額免除の恩恵を受けることができる場合）によって運用されるものとする。

第15章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。これらの管理会社がAIFMとして資格を有するための条件は、上記の通りである。

第16章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これらの要件は上記の通りである。

2.2.4 SIFの認可、登録および監督

2.2.4.1 認可および登録

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役／運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2.2.4.2 投資家に提供すべき情報

募集文書および直近に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとする。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。

募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。

募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券または組合持分が新たな投資家に対して発行される際には重要部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、CSSFの承認を条件とする。2018年1月1日以降、個人投資家に対し助言、募集、販売が行われているSIFは、個人投資家が関連するSIFに投資する前に、かかる個人投資家に対してPRIIP KIDを交付しなければならない。ただし、2018年1月1日より前にUCITS KIIDを発行し、したがって、前記 4.1.2 で記載する経過期間の便益を受けるSIFはこの限りではない。個人投資家に対する助言、募集、販売が行われていないSIFは、PRIIP規則の対象外である。

2.2.5 ルクセンブルグのSIFの追加的な規制

（ ）規制上の側面

2007年法上、SIFは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付CSSF規則12 - 01は、これらの要件に関する措置を講じている。

（ ）財務報告書の監査

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

UCITSおよびパート ファンドについては、1915年法第461条の6第(2)項とは別に、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実務上の取り決めを記載するものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

（ ）財務報告書の提出

2007年法第56条は、SIFが募集文書およびその修正ならびに年次報告書をCSSFに送付しなければならない旨規定している。

2.2.6 保管受託銀行

SIFは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパート に服し、認可済みAIFMによる運用を要するSIFおよび2007年法のパート に服し、AIFMDの範囲内のAIFとしての資格を有しないSIFは、異なる保管受託制度に服す。AIFMDによる制度は、上記 1.5に記載される。

次の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件（例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件な

らびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み）を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a）に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないSIFに関しては、1993年法第26 - 1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7 清算

・4.3「清算」の記載事項は、2007年法に従うSIFの清算にも適用される。

2.3 2004年法の下でのSICAR

2004年6月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク資本へ投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する2004年6月15日法（以下「2004年法」という。）を採択した。リスク資本への投資は、証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資することを意味する。このタイプのピークルは、情報を十分に提供された投資家（SIFに関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。）にのみ利用可能である。

2.4 2016年法の下でのRAIF

2016年7月28日、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法が公表された。

これにより、「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド」（以下「RAIF」という。）という新たな種類のルクセンブルグの投資ピークルが導入された。

RAIFは実質上、AIFとして区分されるSIF（またはSICAR）と同一の特徴（および柔軟性）を有しており、主な違いは、RAIFは、CSSFの認可および監督に服さず、それゆえ、RAIFを設定し、運用を開始することができる期間が市場に出るまでの時間の観点から考えるとより魅力的であるということである。SIFおよびSICAR同様、RAIFは、情報を十分に提供された投資家にのみ利用可能である。RAIFは、認可されたAIFMによって管理されなければならない、AIFMDに基づいて規制される。その他のAIFについて、RAIFの認可されたAIFMは、2013年法、AIFMDおよび第三国の規則の規定に従うことを条件として、究極的には、国境を越えた方式によりEUの特定投資家に対して自らが管理するRAIFを販売することができる。

2.5 規制を受けないピークル

AIFとしての資格を有するルクセンブルグの投資ピークルは、規制を受けないAIFとして設立することもでき、これらはルクセンブルグの商品法に準拠しないため、本書において詳述されない。

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2019年3月29日	有価証券報告書（第16期）
2019年3月29日	有価証券届出書
2019年6月28日	半期報告書（第17期中）
2019年6月28日	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

別紙

ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ

1. 名称

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、E U指令2009 / 65 / E Cおよび2010年法のパート に基づきU C I T Sとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ヨーロピアン・オポチュニティ（「マスター・ファンド」）のクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、ヨーロッパで上場する企業の株式および株式関連証券への投資によって元本の成長を提供することを目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の3分の2をヨーロッパで上場する企業の株式および株式関連証券へ投資する。

マスター・ファンドは、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。また、マスター・ファンドは、短期金融商品への投資および現金の保有も可能である。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（米ドル）受益証券は、対米ドルの、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。株価の変動レベルによっては、ある程度のボラティリティが予想される。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないサブ・ファンドのクラスⅠ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す高いリスクのピークルである。サブ・ファンドは、株式への投資を通じて提供される長期的成長の可能性を追求する投資家に適している。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

転換手数料は、転換にかかる事務手続きの対価として支払われる。以下同じ。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、（ ）全ポジションの絶対値の総額、（ ）総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、（ ）現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および（ ）効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、（ ）全ポジションの絶対値の総額、（ ）約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、（ ）現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および（ ）効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

[次へ](#)

別紙

ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ

1. 名称

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ（「マスター・ファンド」）のクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、経済通貨同盟加盟国の企業の株式および株式関連証券への投資によって元本の成長を提供することを目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の75%を欧州経済領域において設立された企業の株式および株式関連証券へ投資する。マスター・ファンドは、少なくともその資産の3分の2をユーロを自国通貨とする国の企業の株式および株式関連証券へ投資する。

ユーロ・エクイティのマスター・ファンドの投資プロセスにおいては、重大な環境要因、社会的要因およびガバナンス要因が参照される。これは企業価値に影響を与えうる気候変動、環境パフォーマンス、労働基準または役員構成等の事項が企業評価において考慮される可能性があることを意味する。

マスター・ファンドは、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。また、マスター・ファンドは、短期金融商品への投資および現金の保有も可能である。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響

されるが、金利の変動にも影響される。株価の変動レベルによっては、ある程度のボラティリティが予想される。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないサブ・ファンドのクラスⅠ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。サブ・ファンドは、株式への投資を通じて提供される長期的成長の可能性を追求する投資家に適している。

6. 分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス

1. 名称

シュローダー・セクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、純資産総額の相当部分を、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート 1 に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・ボンドのクラスI受益証券およびシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・エクイティのクラスI受益証券（総称して「マスター・ファンド」という。）にほぼ同じ割合で投資することにより元本の成長を追求することである。サブ・ファンドの投資資産の各マスター・ファンドにおける割合は、サブ・ファンドの純資産総額の40%および60%の間で変動する。

シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。（ ）デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。（ ）また、デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

- シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・エクイティ：

「投資目的：

シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、経済通貨同盟加盟国の企業の株式および株式関連証券への投資によって元本の成長を提供することを目的とする。

投資方針：

シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、少なくともその資産の75%を欧州経済領域において設立された企業の株式および株式関連証券へ投資する。シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、少なくともその資産の3分の2をユーロを自国通貨とする国の企業の株式および株式関連証券へ投資する。

シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・エクイティの投資プロセスにおいては、重大な環境要因、社会的要因およびガバナンス要因が参照される。これは企業価値に影響を与える気候変動、環境パフォーマンス、労働基準または役員構成等の事項が企業評価において考慮される可能性があることを意味する。

シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、リスクの低減またはシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・エクイティのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。また、シュローダー・インターナショナル・セ

クション・ファンド・ユーロ・エクイティは、短期金融商品への投資および現金の保有も可能である。」

- シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド：

「投資目的：

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、ユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券への投資によって元本の成長および収益の提供を目指す。

投資方針：

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、少なくともその資産の3分の2を世界中の政府、政府機関、国際機関および企業により発行されたユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券へ投資する。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、その資産の30%を上限として、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または格付債券については他の格付機関の同等の格付および無格付債券についてはシュローダーによるインプライド格付による。）を有する有価証券に投資することができる。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、その資産の10%を上限として偶発転換債に投資することができる。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのより効率的な運用を目的とし、ロングおよびショートデリバティブ（トータル・リターン・スワップを含む。）を利用できる。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドがトータル・リターン・スワップを利用する場合、原資産は、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドがその投資目的および投資方針に従い投資できる商品からなる。具体的には、トータル・リターン・スワップは、固定利付債券および変動利付債券に対するロングおよびショートのエクスポージャーを取るために利用できる。トータル・リターン・スワップのエクスポージャーの総額は30%を上回らず、かつ純資産価額の0%から10%の範囲内にとどまる予定である。特定の状況では、かかる比率がより高くなることがある。また、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、短期金融商品への投資および現金の保有も可能である。」

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産総額のポートフォリオへの配分を行う。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。債券トータル・リターン・スワップによるロングおよびショート・ポジションは、信用関連リスクに対するエクスポージャーを増加させる可能性がある。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値の影響を受ける。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。サブ・ファンドは、株式および債券への投資を通じて提供される長期的成長の可能性を追求する投資家に適している。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.20%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.80%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券 1 口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラス A 受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する 2 通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド

1. 名称

シュローダー・セクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート 1 に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・ボンド（「マスター・ファンド」）のクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、ユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券への投資によって元本の成長および収益の提供を目指す。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の3分の2を世界中の政府、政府機関、国際機関および企業により発行されたユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券へ投資する。

マスター・ファンドは、その資産の30%を上限として、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または格付債券については他の格付機関の同等の格付および無格付債券についてはシュローダーによるインプライド格付による。）を有する有価証券に投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の10%を上限として偶発転換債に投資することができる。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、ロングおよびショートデリバティブ（トータル・リターン・スワップを含む。）を利用できる。マスター・ファンドがトータル・リターン・スワップを利用する場合、原資産は、マスター・ファンドがその投資目的および投資方針に従い投資できる商品からなる。具体的には、トータル・リターン・スワップは、固定利付債券および変動利付債券に対するロングおよびショートエクスポージャーを取るために利用できる。トータル・リターン・スワップのエクスポージャーの総額は30%を上回らず、かつ純資産価額の0%から10%の範囲内にとどまる予定である。特定の状況では、かかる比率がより高くなることもある。また、マスター・ファンドは、短期金融商品への投資および現金の保有も可能である。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。債券トータル・リターン・スワップによるロングおよびショート・ポジションは、信用関連リスクに対するエクスポージャーを増加させる可能性がある。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスⅠ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指すリスク程度が低いまたは中程度のピークルである。サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率0.95%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.65%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもある。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー・レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

- (3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2

「約定レバレッジ比率」	1.1
-------------	-----

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

1. 名称

シュローダー・セクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート 1 に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターン（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、アジアにおける政府、政府機関、国際機関および企業が発行する固定利付債券および変動利付債券への投資によって元本の成長および収益を提供することを目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の3分の2を固定利付債券および変動利付債券、当該債券の関連デリバティブならびに通貨へ投資する。固定利付債券および変動利付債券は、アジアにおける政府、政府機関、国際機関および企業が発行するものとする。マスター・ファンドの目的上、アジアには、以下の西アジア諸国が含まれる。バーレーン、イスラエル、レバノン、オマーン、カタール、サウジアラビア、トルコおよびアラブ首長国連邦

マスター・ファンドは、デリバティブの利用により市場下落時には損失を低減することを目指しつつ、上昇相場に参加することを目的として設計されている。損失の低減は保証されていない。

マスター・ファンドは、人民元適格外国機関投資家（以下「RQFII」という。）制度または規制ある市場（ボンド・コネクト（注）を経由したCIBMを含む。）を通じ中国本土へ投資することができる。

（注）ボンド・コネクトとは、外国機関投資家が、CIBMで取引される中国のオンショア債券およびその他の債務証券へ投資することを可能にする中国と香港間の債券相互取引制度であり、ボンド・コネクトにより、外国機関投資家のCIBMへのアクセスがより簡便となる。以下同じ。

マスター・ファンドは、その資産の50%を上限として、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または格付債券については他の格付機関の同等の格付および無格付債券についてはシュローダーによるインプライド格付による。）を有する有価証券に投資することができる。マスター・ファンドは、（例外的に）その資産の100%を短期金融商品または現金で保有することができる。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、ロングおよびショートデリバティブ（トータル・リターン・スワップを含む。）を利用できる。マスター・ファンドがトータル・リターン・スワップを利用する場合、原資産は、マスター・ファンドがその投資目的および投資方針に従い投資できる商品からなる。具体的には、トータル・リターン・スワップは、固定利付債券および変動利付債券に対するロングおよびショートエクスポージャーを取るために利用できる。トータル・リターン・スワップのエクスポージャーの総額は60%を上回らず、かつ純資産価額の0%から30%の範囲内にとどまる予定である。特定の状況では、かかる比率がより高くなることがある。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券について、対円の通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解すべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。債券トータル・リターン・スワップによるロングおよびショート・ポジションは、信用関連リスクに対するエクスポージャーを増加させる可能性がある。マスター・ファンドはRQFII制度または規制ある市場（ボンド・コネクトを経由したCI BMを含む。）を通じて中国本土への投資ができる。投資者は、RQFII資格は、停止または剥奪される可能性があり、これにより、マスター・ファンドが保有証券の処分を強いられ、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があることを承知すべきである。RQFII資格、RQFII投資枠、CI BMおよびボンド・コネクトに関するリスクについての詳細は別紙 を参照のこと。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

6. 分配方針

クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券について、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.20%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.80%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、（ ）全ポジションの絶対値の総額、（ ）総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、（ ）現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および（ ）効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、（ ）全ポジションの絶対値の総額、（ ）約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、（ ）現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および（ ）効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド

１．名称

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド（「サブ・ファンド」）

２．基準通貨

米ドル

３．投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、E U指令2009 / 65 / E Cおよび2010年法のパート に基づきU C I T Sとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・エマージング・マーケット・デット・アブソルート・リターン（「マスター・ファンド」）のクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、エマージング市場（注）の固定利付債券および変動利付債券への投資によって元本の絶対的成長および収益を提供することを目的とする。

絶対収益とは、マスター・ファンドがあらゆる市場環境で12か月にわたりプラスにのりターンを提供することを追求することを意味するが、絶対収益は保証されず、投資元本はリスクにさらされている。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の3分の2を、エマージング市場の固定利付債券および変動利付債券、通貨ならびに短期金融商品に投資する。固定利付債券および変動利付債券は、政府、政府機関、国際機関および企業により発行されたものとする。また、マスター・ファンドは現金を保有する場合もある。

絶対収益の提供を目的とし、マスター・ファンドは、その資産の40%を上限として、現金および先進国市場の短期金融商品を保有することができる。マスター・ファンドは、ベンチマークにとらわれないファンドであり、特定のベンチマークを参照することなく運用される。

マスター・ファンドは、その資産の50%を超えて、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または他の格付機関の同等の格付による。）を有する固定利付債券および変動利付債券に投資することができる。

マスター・ファンドは、規制された市場（ボンド・コネクトを経由したC I B Mを含む。）を通じ、中国本土に投資することができる。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。」

（注）エマージング市場とは、以下の国々をいう。

アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ、パナマ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ、アルジェリア、エジプト、コートジボアール、ヨルダン、ケニア、レバノン、モロッコ、ナイジェリア、南アフリカ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ジンバブエ、ボスニア、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、ウクライナ、中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、韓国、台湾、タイ、ベトナム、カザフスタン、シンガポールおよびスリランカ他

出所：シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド

投資対象国・地域は変更されることがある。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクはとマスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないポートフォリオのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.40%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
---------	---------------

「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ

1. 名称

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、E U指令2009 / 65 / E Cおよび2010年法のパート に基づきU C I T Sとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・B R I C（ブラジル・ロシア・インド・中国）（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、ブラジル、ロシア、インドおよび中国の企業の株式および株式関連証券への投資によって元本の成長を提供することを目指す。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の3分の2をM S C I ・B R I Cインデックスに含まれる様々な企業の株式に投資する。

マスター・ファンドは、通常25から50の企業を保有する。

マスター・ファンドの投資プロセスにおいては、重大な環境要因、社会的要因およびガバナンス要因が参照される。これは企業価値に影響を与えうる気候変動、環境パフォーマンス、労働基準または役員構成等の事項が企業評価において考慮される可能性があることを意味する。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。また、マスター・ファンドは、短期金融商品への投資および現金の保有も可能である。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響

されるが、金利の変動にも影響される。マスター・ファンドが保有する株式の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスⅠ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す高いリスクのピークルである。サブ・ファンドは、短期の損失の可能性を最小限にすることよりも長期のリターンを最大限にすることに、より関心のある投資家に適している。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリ

オの相当量をかかるとクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー・レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

- (3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2

「約定レバレッジ比率」	1.1
-------------	-----

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ

1. 名称

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ
（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、E U指令2009 / 65 / E Cおよび2010年法のパート に基づきU C I T Sとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グレーター・チャイナ（「マスター・ファンド」）のクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、中華人民共和国、香港特別行政区および台湾の企業の株式および株式関連証券への投資によって、元本の成長を提供することを目指している。

投資方針：

マスター・ファンドは、その資産の3分の2以上を中華人民共和国、香港特別行政区および台湾の企業の株式および株式関連証券に投資する。

マスター・ファンドは、中国B株（注1）および中国H株（注2）に直接投資し、以下を通じてその資産の30%を超えずに中国A株（注3）に投資することができる。

—上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクト

—R Q F I I 制度、および

—規制ある市場

（注1）中国B株とは、深セン証券取引所または上海証券取引所といった中国の証券取引所に上場され、香港ドルまたは米ドルで取引されている中国企業の株式をいう。以下同じ。

（注2）中国H株とは、香港証券取引所または他国の取引所に上場され、取引されている中国企業の株式をいう。以下同じ。

（注3）中国A株とは、深セン証券取引所または上海証券取引所といった中国の証券取引所に上場され、人民元で取引されている中国企業の株式をいう。以下同じ。

人民元とは、中華人民共和国の公式通貨である人民元で、国内およびオフショア市場（主に香港）で取引される中国の通貨を供給するために使用されるもの。正確には、ファンドの名義またはファンドの基準通貨における人民元への言及はすべてオフショア人民元への言及と理解しなければならない。

マスター・ファンドは、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。また、マスター・ファンドは、短期金融商品への投資および現金の保有も可能である。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント（香港）リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトは、香港証券取引所、上海・深セン証券取引所、香港証券クリアリング・カンパニー・リミテッドおよび中国証券登記決済有限公司が、中国（香港、マカオおよび台湾を除く。）と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現する目的で開発した証券取引および決済接続制度である。かかる制度の詳細な説明およびそれに関連するリスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドはR Q F I I 制度または規制ある市場を通じて中国本土への投資ができる。投資者は、R Q F I I 資格は停止または剥奪される可能性があり、これにより、マスター・ファンドが保有証券の処分を強いられ、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があることを承知すべきである。R Q F I I 資格およびR Q F I I 投資枠に関するリスクについての詳細は別紙 を参照のこと。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。マスター・ファンドが保有する株式の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスⅠ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す高いリスクのピークルである。サブ・ファンドは、短期の損失の可能性を最小限にすることよりも長期のリターンを最大限にすることに、より関心のある投資家に適している。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、（ ）全ポジションの絶対値の総額、（ ）総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、（ ）現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および（ ）効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、（ ）全ポジションの絶対値の総額、（ ）約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、（ ）現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および（ ）効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用する状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (4) その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

1. 名称

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート 1 に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールド（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中の企業の株式および株式関連証券に投資することで収益および元本の成長を提供することを目的としている。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の3分の2を、世界中の企業の株式および株式関連証券に投資する。マスター・ファンドは、ベンチマークにとらわれないファンドであり、特定のベンチマークを参照することなく運用される。

マスター・ファンドは、市場の平均利回りを総額で上回る分配利回りを有する株式および株式関連証券の分散されたポートフォリオに投資する。運用会社が将来平均利回りを上回る支払の可能性があるかと判断した場合には、平均分配利回りを下回る株式がポートフォリオに含まれる場合もある。

マスター・ファンドは、利回りのみで運用されるわけではなく、トータル・リターン（分配利回りおよび元本の成長）も同様に重要である。

マスター・ファンドの投資プロセスにおいては、重大な環境要因、社会的要因およびガバナンス要因が参照される。これは企業価値に影響を与えうる気候変動、環境パフォーマンス、労働基準または役員構成等の事項が企業評価において考慮される可能性があることを意味する。

マスター・ファンドは、中国B株式および中国H株式に直接投資することができ、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトを通じて中国A株式にその資産の10%を上限として投資することができる。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。マスター・ファンドは、短期金融商品への投資および現金の保有が可能である。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA（ユーロヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券について、対円、対豪ドルおよび対ユーロの通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解すべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトは、香港証券取引所、上海・深セン証券取引所、香港証券クリアリング・カンパニー・リミテッドおよび中国証券登記決済有限公司が、中国（香港、マカオおよび台湾を除く。）と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現する目的で開発した証券取引および決済接続制度である。かかる制度の詳細な説明およびそれに関連するリスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。マスター・ファンドが保有する株式の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスⅠ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長および収益を提供することを目指す高いリスクのピークルである。サブ・ファンドは、短期の損失の可能性を最小限にすることよりも長期のリターンを最大限にすることに、より関心のある投資家に適している。

6．分配方針

クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券について、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.20%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.80%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
---------	---------------

「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

1. 名称

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・ハイイールド（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中で発行される投資適格証券を下回る格付を付与されている固定利付債券および変動利付債券への投資による収益および元本の成長の提供を目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の3分の2をスタンダード・アンド・プアーズまたはそれと同等の他の格付機関により投資適格証券を下回る格付を付与されている固定利付債券および変動利付債券に投資する。有価証券は、様々な通貨建ておよび世界中の政府、政府機関、国際機関および企業により発行される。

マスター・ファンドは、その資産の10%を上限として偶発転換債に投資することができる。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、ロングおよびショートデリバティブを利用できる。マスター・ファンドは、レバレッジを利用できる。また、マスター・ファンドは、短期金融商品への投資および現金の保有も可能である。」

マスター・ファンドの資産は、すべて通貨ヘッジされている。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の、クラスA（豪ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券は、対豪ドルの、また、クラスA（ユーロ）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券は、対ユーロの通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券について、対円の通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解するべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノース・アメリカ・インクである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドは、そのグローバル・リスク・エクスポージャーを測定するため想定最大損失額による（バリュー・アット・リスク（Value-at-Risk））アプローチを行う。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

債務証券への投資は、主に金利リスク、信用リスクおよびデフォルト・リスクに晒されており、また潜在的には為替リスクに晒されている。マスター・ファンドは、投資運用プロセスの一部としてデリバティブを使用することがある。これは、市場における発生事態を拡大してサブ・ファンドの価格のボラティリティを増幅することがある。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。マスター・ファンドは、高格付の証券よりも大きな市場および信用リスクに服する、低格付、高利回りの債務証券に投資する場合がある。一般的に、低格付の証券は、投資者が甘受するハイリスクに報いるために、高格付の証券に比して、高い利回りとなっている。このような証券の低格付は、発行体の財務状況の悪化または金利の上昇によって、発行体の証券保有者への支払能力が失われる可能性を反映している。したがって、これらの証券への投資は、高格付、低利回りの証券への投資よりも、より高程度の信用リスクを伴う。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスⅠ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。

サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

6．分配方針

クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券およびクラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券に関して、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.75%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は適用されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
---------	---------------

「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

グローバル・シリーズ コモディティ

1. 名称

シュローダー・セレクト ション グローバル・シリーズ コモディティ（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、2010年法のパート に基づくルクセンブルグの法律に基づき設定された投資信託であり、2013年法に基づくオルタナティブ投資ファンドで、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズのサブ・ファンドであるシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンド（「マスター・ファンド」）のクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、以下のリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレもしくはボラティリティ連動のデリバティブを通じての追加的収益の創出、または通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創出するためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する。

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中の商品関連証券に投資することにより、長期的な元本成長を提供することを目的としている。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の3分の2を世界中のエネルギー、農業、金属およびその他の商品関連証券および商品関連デリバティブへ投資する。

マスター・ファンドは、ベンチマークにとらわれないファンドであり、特定のベンチマークを参照することなく運用される。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。これらには、先物（商品指標にかかる先物等）、トータル・リターン・スワップ（現物商品にかかるスワップ等）および仕組債等の商品関連デリバティブが含まれる。マスター・ファンドがトータル・リターン・スワップを利用する場合、原資産は、マスター・ファンドがその投資目的および投資方針に従い投資できる商品からなる。具体的にはトータル・リターン・スワップは、商品に対するロングのエクスポージャーを取るために利用できる。トータル・リターン・スワップのエクスポージャーの総額は100%を上回らず、かつ純資産価額の0%から20%の範囲内にとどまる予定である。特定の状況では、かかる比率がより高くなることもある。

マスター・ファンドは、商品関連株式ならびに商品関連業種の発行体の株式関連証券、固定利付債券、転換証券およびワラントにも投資する場合がある。マスター・ファンドは、外国通貨（先物通貨契約、通貨オプションおよび通貨スワップ等）にも投資する場合がある。マスター・ファンドは、短期金融商品への投資および現金の保有が可能である。

マスター・ファンドは、現物商品を直接取得することはない。裏付商品の現実の引渡しを要求するすべての商品デリバティブは、引渡し前に現金化され、かかる現金化が確実に実施されるような手続が実施される。

マスター・ファンドの全体的エクスポージャーは、その純資産総額の100%を超えないものとする。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の、クラスA（豪ドル）受益証券は、対豪ドルの、また、クラスA（ユーロ）受益証券は、対ユーロの通貨変動に対しそれぞれ（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価格は、デリバティブの直近の価額およびマスター・ファンドが保有する個別の証券の直近の価額に基づき日割計算で算出される。マスター・ファンドは、投資目的を達成しようとするため、商品先物および商品関連トータル・リターン・スワップ等の広範囲の商品関連デリバティブに主に投資する。かかる市場価格は、商品の需要と供給、金利、通貨の変動およびマスター・ファンドが保有する投資対象に対する資本市場の期待の影響を受ける。

商品連動デリバティブへの投資によりマスター・ファンドには、従来型の証券より高いボラティリティを伴うことがある。これらの金融商品は、投資者を高い損失リスクにさらすことがある。更に、マスター・ファンドは、取引相手方（決済ブローカーを含む。）の支払不能、倒産その他の理由による取引に関する債務不履行リスクにさらされる。マスター・ファンドは、カバーされないオプションの空売りを行うことがある。これは無制限の損失を招く可能性がある。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって一定の報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラス 受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、かかる資産クラスに対するエクスポージャーを得ることを希望する投資者にのみ適している。サブ・ファンドは、主に商品先物および商品関連トータル・リターン・スワップ等の広範囲の商品関連デリバティブに投資を行う。サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを意図するハイ・リスク・ピークルであると考えられるべきである。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、またその裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.50%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．成功報酬

サブ・ファンドは、すべてのプラスのリターンの10%が成功報酬の対象となるマスター・ファンドのクラスX 受益証券に対して投資する。成功報酬は、優れた成果をあげた場合、つまり、当該実績期間終了時におけるクラスX 受益証券の1口当たり純資産価格が、ハイ・ウォーターマーク、すなわち以前の実績期間終了時におけるクラスX 受益証券の1口当たり純資産価格を超えた場合に支払われる。

マスター・ファンドのレベルにおける成功報酬の計算方法については、後記「19．マスター・ファンドの手数料等」を参照のこと。

9．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

10．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

11．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

12．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

13．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

14．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

16．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

17．買戻し手数料

クラスA受益証券に関して、買戻し手数料は適用されない。

18．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
---------	---------------

「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

- (3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	2.1
「約定レバレッジ比率」	2

- (4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

19. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

・管理運用報酬 : なし。

・成功報酬 : 成功報酬は、優れた成果をあげた場合に適用される。つまり、当該実績期間終了時におけるマスター・ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格（成功報酬引当金控除前）が、ハイ・ウォーターマーク、すなわち以前の実績期間終了時におけるマスター・ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格（成功報酬引当金控除前）を超える場合である。

実績期間は、通常、各会計年度とするが、会計年度末現在のマスター・ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格（成功報酬引当金控除前）がハイ・ウォーターマークを下回った場合には、実績期間はハイ・ウォーターマークを記録した日に開始する。会計年度中にマスター・ファンドが成功報酬を導入した場合、かかるマスター・ファンドの最初の実績期間はかかる成功報酬の導入日に開始する。

成功報酬は、前記の通りプラスのパフォーマンスの10%に設定されており、毎年各会計年度末直後の月に支払われる。また、受益者が実績期間終了時以前に自己のマスター・ファンドの受益証券の全部または一部の償還または転換を行う場合、当該受益証券について発生済みの成功報酬は当該取引日に確定され、その後、投資運用会社に支払われる。ハイ・ウォーターマークは、マスター・ファンドの受益証券の償還または転換の後に成功報酬が確定される取引日毎に再設定されない。

マスター・ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格がマスター・ファンドの各クラス受益証券で異なることがあるため、マスター・ファンド内の個別のクラス受益証券ごとに個別の成功報酬計算が行われ、したがって、成功報酬額が異なることがある点に留意する必要がある。

マスター・ファンドの各クラス受益証券の成功報酬は、各取引日に、直前の取引日における1口当たり純資産価格（成功報酬引当金控除前）とハイ・ウォーターマークとの差額に当会計年度の発行済平均受益証券口数を乗じて得られる価格に基づいて発生する。

各取引日において、直前の取引日に行われた会計上の引当は、前記の通り計算されるマスター・ファンドの受益証券の実績（プラスまたはマイナス）を反映させるよう調整される。取引日におけるマスター・ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格（成功報酬引当金控除前）がハイ・ウォーターマークを下回る場合、かかる直前の取引日に行われた引当の額は、関連するマスター・ファンド内の関連するクラス受益証券に入れ戻さ

れる。ただし、成功報酬がマイナスの場合、会計上の引当は行われない。

いかなる場合においても、各投資運用会社は、アンダーパフォーマンスに対してマスター・ファンドまたは受益者への支払を行うことはない。

・ 保管報酬 : 上限年率0.325%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。

・ ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.30%。また管理会社が支出した合理的な費用。

・ ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%

・ その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

1. 名称

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・インフレーション・プラス（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより、ユーロ建てで3年から5年にわたる期間において、インフレ調整後のプラスの実質リターンを維持し、追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。これらのデリバティブは、通貨、不動産、インフラ、コモディティを含むがこれらに限定されない広範囲にわたる資産クラスに対するエクスポージャーの獲得のために用いられることがある。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含むが、これらに限定されない。

マスター・ファンドは、その資産の10%以上を投資信託に投資することができる。マスター・ファンドは、成功報酬を課す他のファンドに投資することができる。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中の広範な資産クラスに投資することにより、3年から5年の期間をかけて、（ユーロ圏消費者物価指数により計測される）インフレ率を上回る元本成長（手数料控除後）の機会を提供することを目的としている。かかる目的が達成される保証はなく、元本はリスクにさらされている。

投資方針：

マスター・ファンドは、世界中のあらゆる通貨建ての商品、企業の株式および株式関連証券、固定利付債券および変動利付債券、ならびにその他の代替資産クラスに、直接、または、オープン・エンド型投資信託および上場投資信託を通じて間接的に投資することができる。

マスター・ファンドは、ベンチマークにとらわれないファンドであり、特定のベンチマークを参照することなく運用される。

商品およびその他の代替資産クラスに対するエクスポージャーは、適格資産を通じて取られる。

マスター・ファンドは、その資産の50%を超えて、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または他の格付機関の同等の格付による。）を有する固定利付債券および変動利付債券に投資することができる。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。マスター・ファンドは、例外的に、現金および短期金融商品にその資産の100%を上限として投資することができる。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円、クラスA（豪ドル）受益証券は、対豪ドルの、また、クラスA（米ドル）受益証券は、対米ドルの通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券について、対円の通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解すべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスⅠ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度から高程度のリスクのピークルであり、様々な資産クラスへの投資を通じて提供される実際の価値（インフレ調整後のプラスのリターン率）を追求する投資家に適している。

6．分配方針

クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券およびクラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券について、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.40%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー・レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

- (3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2

「約定レバレッジ比率」	1.1
-------------	-----

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドおよび
シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズへの
投資リスク一般的なリスク

過去の実績は将来の運用成績の指標とはならず、マスター・ファンドの受益証券は、流動性のあるマスター・ファンドのサブ・ファンドの受益証券を除き、中長期的な投資対象として考えるべきである。投資対象の価格および投資対象からの収益は、上昇することも下落することもあり、マスター・ファンドの受益者（サブ・ファンド）は当初投資した金額を回収できないことがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドの通貨が投資者の自国通貨と異なる場合、またはマスター・ファンドのサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、投資者には、通常の投資リスクよりも多くの損失が生じる可能性（または多くの利益を得られる可能性）がある。

投資目的リスク

投資目的は、意図される投資結果を表すが、かかる投資結果が達成されるとの保証はない。市況およびマクロ経済環境次第で、投資目的の達成がより困難になる場合や不可能になることさえある。マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資目的の達成の可能性は、明示的にも黙示的にも保証されていない。

規制リスク

マスター・ファンドはルクセンブルグ籍であり、投資者は、自己の管轄地域の規制当局が定める投資者保護のための規制が一切適用されないおそれがあることに留意すべきである。さらに、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、EU域外で登録される。かかる登録の結果、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、受益者に通知することなく、より制限的な規制の対象とされることがある。かかる場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドはこれらのより制限的な規制を遵守する。このことにより、マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資範囲を最大限に利用できなくなることがある。

事業上、法律上および税務上のリスク

一部の法域では、法令の解釈および実施ならびにかかる法令に基づく受益者の権利の行使に大きな不確実性が伴う場合がある。さらに、かかる法域の会計および監査基準、報告実務ならびに開示要件が、国際的に一般に認められたものと異なることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドの中には、源泉徴収税およびその他の税金が課されるものがある。各法域の税金に関する法令は頻繁に見直しが行われており、時期を問わず改正されることがあり、かかる改正が遡及的効果を有する場合もある。税務当局による税金に関する法令の解釈および適用可能性は、一部の法域においては一貫性および透明性に欠けており、また、法域や地域ごとに異なる場合もある。税法の改正により、マスター・ファンドのサブ・ファンドが保有する投資対象の価格およびマスター・ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスが影響を受ける可能性がある。

業種／地理的地域に関するリスク要因

特定の業種または地理的地域に重点を置くマスター・ファンドのサブ・ファンドは、当該特定の業種または地理的地域に影響を及ぼすリスク要因および市場要因（法改正、一般的な経済情勢の変動や競争力の激化など）にさらされる。これにより、関連するマスター・ファンドのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額のボラティリティが拡大することがある。追加リスクには、社会的および政治的な不確実性および不安定性の増大や自然災害が含まれる場合がある。

受益証券の取扱いの停止リスク

投資者は、マスター・ファンドの受益証券の換金または転換を行う権利が停止される場合があることに留意すべきである。（本書「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、4 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ ）純資産価格の停止」を参照のこと。）

金利リスク

債券およびその他債務証券の価格は、通常、金利の変動に応じて上昇および下落する。一般に、金利の低下は、既存の債務証券の価格を上昇させ、金利の上昇は、既存の債務証券の価格を下落させる。また、一般に、金利リスクは、投資対象のデュレーションまたは満期日までの期間が長いほど大きくなる。投資対象には、発行体に満期日より前に投資対象を繰上償還（コール）または償還するオプションを付与するものもある。金利の低下時に発行体が投資対象を繰上償還または償還する場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、その代金を、より低利回りの投資対象に再投資しなければならないことがある。その結果、金利低下による投資対象の価格の上昇益を享受できないことがある。

信用リスク

債務証券の発行体の適時の元利金の支払能力または支払能力の見通しは、当該債務証券の価格に影響を及ぼす。マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該発行体の債務証券を保有している期間中、当該発行体の債務履行能力が著しく低下する可能性や当該発行体が債務不履行に陥る可能性がある。発行体の債務履行能力が実際に低下した場合または低下が予測される場合には、当該発行体の債務証券の価格に悪影響を及ぼす可能性が高い。

ある証券がルクセンブルグ国内で認知されている複数の統計格付機関により格付を付与されている場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社は、当該証券が投資適格であるか否かを決定するにあたり、最高の格付とみなすことができる。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、保有する証券の格付が投資適格を下回った場合であっても、必ずしも当該証券を処分するわけではないが、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社は、その証券がマスター・ファンドのサブ・ファンドにとって引き続き適切な投資対象であるか否かを検討する。マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社は、ある証券が投資適格か否かを買付時にのみ検討する。マスター・ファンドのサブ・ファンドによっては、ルクセンブルグ国内で認知されている統計格付機関により格付を付与されておらず、投資運用会社によりその信用度が決定される証券に投資するものもある。

一般に、額面価格よりも低価格で発行され、満期時にのみ利払いがなされる投資対象の方が、その投資期間中定期的に利払いがなされる投資対象より信用リスクは大きい。信用格付機関は、主として発行体の過去の財務状況および格付時点における格付機関による投資分析に基づいて格付を決定する。特定の投資対象に付与された格付は、必ずしも発行体の現在の財務状況を反映しておらず、また投資対象の変動性および流動性の評価を反映していない。投資適格の投資対象は、一般に、投資適格未満の格付を付与されている投資対象よりも信用リスクが低い、それらも、低格付の投資対象のリスク（発行体が適時に元利金を支払うことができず、ひいては債務不履行となる可能性を含む。）を有することがある。

ファンドのサブ・ファンドは、投資目的に従い、その信用リスクがUCITSリスク管理プロセスに従い管理されている、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドまたはシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズの関連サブ・ファンドに投資する。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象の売買が困難になった場合に発生する。非流動的な証券へのマスター・ファンドのサブ・ファンドによる投資は、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該証券を有利な時期または価格において売却することができないために、マスター・ファンドのサブ・ファンドのリターンを減少させることがある。高度の市場リスクおよび／もしくは信用リスクを有する外国証券、デリバティブまたは証券に対する投資は、最も大きく流動性リスクにさらされる傾向がある。非流動的な証券は、価格変動性が高く、また評価が困難なことがある。

インフレ/デフレ・リスク

インフレ・リスクは、インフレにより金銭価値が下落した場合に、マスター・ファンドのサブ・ファンドの資産またはマスター・ファンドのサブ・ファンドの投資収益の価値が将来において下落することがあるというリスクである。インフレが進行するにつれて、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポートフォリオ

の実際の価値は下落する可能性がある。デフレ・リスクは、経済全体において時間の経過とともに物価が下落することがあるというリスクである。デフレは、発行体の信用度に悪影響を及ぼし、発行体の債務不履行の可能性を高めることがあり、ひいては、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポートフォリオの価値を下げる可能性がある。

デリバティブリスク

特定の投資目的を達成するためデリバティブを利用するマスター・ファンドのサブ・ファンドにとって、デリバティブのパフォーマンスがマスター・ファンドのサブ・ファンドおよびその投資主にとってプラスの効果をもたらすとの保証はない。

各マスター・ファンドのサブ・ファンドにおいて、トータル・リターン・スワップ、差金決済取引または類似の特徴を有する他のデリバティブに関し、これらの商品の締結時点、および／またはその想定元本が増減した時点で、費用および手数料が生じることがある。かかる手数料の金額は、固定であることも変動することもある。これに関して各マスター・ファンドのサブ・ファンドが負担する費用および手数料に関する情報、受領者の身元および受領者が有する保管受託銀行、投資運用会社または管理会社との間の提携（該当する場合）に関する情報は、年次報告書から入手できる。

ワラント・リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドがワラントに投資する場合、一般に、当該ワラントの価格、パフォーマンスおよび流動性は、原株式に連動するが、ワラント市場の変動性が大きいいため、これらは一般に、原株式より大きく変動する。ワラントの変動性に関連する市場リスクに加えて、合成型ワラントの発行体が原株式の発行体と異なる場合、合成型ワラントに投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドは、合成型ワラントの発行体が取引に基づく義務を履行しないというリスクを負い、その結果、マスター・ファンドのサブ・ファンド、ひいてはその投資主が損失を被ることがある。

クレジット・デフォルト・スワップ・リスク

クレジット・デフォルト・スワップにより債務不履行リスクの転換が可能となる。これによりマスター・ファンドのサブ・ファンドは、投資ヘッジのために保有する参照債務の保険を効果的に購入することまたは信用性が実質下落すると予測されるためマスター・ファンドのサブ・ファンド自身が物理的に保有しない参照債務のプロテクションを購入することが可能となる。一方で、プロテクションの購入者が、プロテクションの売却者に対する一連の支払を行い、また「クレジット・イベント（信用事由）」（当事者間において契約書に事前に定義される信用の質の低下）が存在する場合でも支払は購入者によって行われる。クレジット・イベントが発生しない場合、購入者は、請求されるすべてのプレミアムを支払い、スワップは追加支払なくして満期日に終了となる。それ故、購入者のリスクは、支払われるプレミアムの額を限度とする。また、クレジット・イベントが存在する場合でマスター・ファンドのサブ・ファンドが対象となる参照債務を有していない場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該参照債務を入手し、かつ取引相手方にこれを引き渡すための時間が必要となる可能性があるため、市場リスクが存在することがある。さらに、取引相手方が支払不能となった場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、取引相手方がマスター・ファンドのサブ・ファンドに支払うべき金額の全額を回復できないことがある。クレジット・デフォルト・スワップ市場は、時として債券市場よりも流動的である。マスター・ファンドは、適切な方法でこの種類の取引の利用を監視することにより、このリスクを緩和させる。

先物取引、オプション取引および先渡し取引リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、ヘッジ目的および投資目的のため、通貨、証券、指数、ボラティリティ、インフレおよび金利に関するオプション、先物および先渡しの契約を利用することがある。

先物取引には、高度のリスクを伴うことがある。当初の証拠金が先物契約の価格に比して少額であるために、取引は「レバレッジがかけられ」または「ギアリング」される。比較的小さな市場の変動が、マスター・ファンドのサブ・ファンドに対し有利にも不利にも作用する比例的に拡大する影響をもたらす。損失

を一定の金額に抑えようと意図する一定の指示がなされた場合であっても、市況によっては、かかる指示の実行ができなくなることがあるため、当該指示の効力が生じないことがある。

オプションの取引にも、高度のリスクが伴うことがある。オプションの売り（「売建て」または「付与」）は、一般的に、オプションの購入よりも相当程度大きなリスクを伴う。マスター・ファンドのサブ・ファンドの受領するプレミアムは固定されているが、マスター・ファンドのサブ・ファンドはその額を優に超える損失を被ることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドはまた、買主がオプションを行使し、マスター・ファンドのサブ・ファンドがオプションを現金により決済するかまたは原資産を取得もしくは交付するかを義務づけられるリスクにさらされる。オプションが、原資産の対応するポジションまたは他のオプションの先物に対するポジションを有するマスター・ファンドのサブ・ファンドにより「カバー」されている場合には、リスクは軽減されることがある。

先渡取引およびオプションの購入（特に店頭で取引されセントラル・カウンターパーティーを通じて決済していないもの）には、より増幅されたカウンターパーティー・リスクが伴う。取引相手方が債務不履行に陥ると、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、期待していた支払または資産の引渡しを得られないことがある。このことにより、未実現利益が失われることがある。

クレジット・リンク債リスク

クレジット・リンク債は、関連する参照事業体およびクレジット・リンク債の発行体の双方の信用リスクを負う債務証券である。利払いに関連するリスクも存在する。クレジット・リンク債のバスケット内の参照事業体に対してクレジット・イベントが発生した場合、利払は再発行され、減額された額面金額で支払われる。残存元本および利払の双方は、追加のクレジットイベントにさらされる。極端な場合には、元本全額を喪失することがある。クレジット・リンク債の発行体が債務不履行に陥るリスクも存在する。

エクイティ・リンク債リスク

エクイティ・リンク債のリターン構成要素は、単一証券、証券バスケットまたは株価指数のパフォーマンスに基づいている。当該商品に対する投資は、原証券の価格が下落した場合、元本喪失を引き起こすことがある。極端な場合には、元本全額を喪失することがある。このようなリスクは、株式への直接投資においても見受けられる。支払われるべきエクイティ・リンク債のリターンは、対象となる株価の変動に関係なく、評価日の特定の時間に決定される。投資のリターンまたは利回りが発生するという保証はない。エクイティ・リンク債の発行体が債務不履行に陥るリスクも存在する。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、一定の市場（例えば、直接投資が可能ではない新興市場および発展途上国の市場）にアクセスするために、エクイティ・リンク債を利用することがある。このアプローチは、当該商品の流通市場の欠如、原証券の非流動性および投資先市場が閉鎖した場合における当該商品の売却の困難性等の追加リスクを引き起こすことがある。

保険リンク証券リスク

保険リンク証券は、自然災害、人災やその他の大災害などの保険事由の発生により深刻な損失または全損を被ることがある。大災害の原因となりうる事象には様々なものがあり、ハリケーン、地震、台風、雹を伴う嵐、洪水、津波、竜巻、暴風、極端な高気温または低気温、航空機事故、火事、爆発や海難を含むが、これらに限定されない。これらの大災害の発生率や深刻度は本質的に予測不可能であり、マスター・ファンドのサブ・ファンドがかかる大災害により被る損失は重大なものとなる可能性がある。かかる事象の発生確率や深刻度を高めるような気象その他の事象（ハリケーンの発生頻度および激しさが増す原因となる地球温暖化など）は、マスター・ファンドのサブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドのかかる事象に対するエクスポージャーは、当該サブ・ファンドの投資目的に応じて分散されるものの、一つの大災害事象が複数の地理的領域および事業分野に影響を及ぼす可能性や、大災害事象の発生頻度や深刻度が予想を上回る可能性があり、いずれの場合も、マスター・ファンドのサブ・ファンドの純資産価額に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

店頭デリバティブ取引に関連する一般的なリスク

店頭市場で取引されている商品は、取引量が少ないことがあり、主に証券取引所で取引されている商品より価格が不安定である場合がある。かかる商品は、より幅広く取引されている商品よりも流動性が低いことがある。さらに、かかる商品の価格が未公表のディーラーのマーク・アップを含んでいる場合があり、マスター・ファンドのサブ・ファンドが購入価格の一部として支払うことがある。

一般に、組織化された取引所で行われる取引よりも、店頭市場で行われる取引の方が、政府の規制や監督は少ない。店頭デリバティブは、公認の取引所や清算機関を通さず、取引相手方と直接取引される。店頭デリバティブの取引相手方は、清算機関の履行保証など、公認の取引所における取引に適用されうるものと同じの保護は与えられていない。

店頭デリバティブ（非上場オプション、先渡し、スワップまたは差金決済取引等）を行う際の主要なリスクは、支払不能になったか、その他の理由により商品の条件により要求される義務の履行ができないか、またはこれを拒否する相手方による債務不履行リスクである。店頭デリバティブ取引によりマスター・ファンドのサブ・ファンドは、契約条件をめぐる紛争（善意であるか否かを問わない。）、または相手方の支払不能、破産またはその他の信用もしくは流動性の問題に起因して、相手方がその条件に従って取引を決済しないか、または取引の決済を遅らせるリスクにさらされる。カウンターパーティー・リスクは、通常、マスター・ファンドのサブ・ファンドに有利な担保の譲渡または差入れにより軽減される。ただし、担保の価値は変動する可能性があり、売却が困難な場合もあるため、保有する担保の価値がマスター・ファンドのサブ・ファンドに支払うべき金額を十分にカバーするという保証はない。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、セントラル・カウンターパーティーとして機能する清算機関を通じて清算される店頭デリバティブ取引を締結することができる。中央清算は、カウンターパーティー・リスクを軽減し、二国間で清算される店頭デリバティブと比較して流動性が高まるように設計されているが、これらのリスクを完全に排除するものではない。セントラル・カウンターパーティーは、清算ブローカーに証拠金を要求し、それに対して、清算ブローカーは、マスター・ファンドのサブ・ファンドからの証拠金を要求する。マスター・ファンドのサブ・ファンドがオープン・ポジションを有する清算ブローカーが債務不履行となった場合、または証拠金が特定されず、特定のマスター・ファンドのサブ・ファンドに正しく報告されない場合、特に清算ブローカーによりセントラル・カウンターパーティーに保管するオムニバス口座で証拠金が保管されている場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当初証拠金および変動証拠金を失うリスクがある。清算ブローカーが支払不能に陥った場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、そのポジションを他の清算ブローカーに移転または「ポート」することができない可能性がある。

2012年8月16日に発効した店頭デリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関するEU規制第648/2012号（欧州市場インフラ規制（以下「EMIR」という。）とも称される。）は、一定の「適格」店頭デリバティブ取引について規制された中央清算機関での清算の義務化、およびデリバティブ取引に関する一定の詳細について取引情報蓄積機関への報告の義務化により、店頭デリバティブ取引に関する統一的な規制を導入している。さらに、EMIRは、清算義務の適用対象外である店頭デリバティブ契約について、オペレーショナル・リスクおよびカウンターパーティーの信用リスクを測定、監視および軽減する適切な手続および取決めに係る要件を課している。かかる要件には、証拠金の授受、および当初証拠金の授受が行われた場合は当事者ら（マスター・ファンドを含む。）による当初証拠金の分別管理が含まれる。

EMIRに基づく義務の多くは英文目論見書の日付時点で効力が生じているものの、一定の店頭デリバティブ取引の中央清算機関（以下「CCP」という。）における清算義務、および清算対象外の店頭デリバティブ取引の証拠金要件は、実施スケジュールがずれ込んでいる。店頭デリバティブ市場がこの新たな規制制度にどのように対応するかについては、まだ完全には明らかになっていない。したがって、店頭デリバティブ契約の締結および維持に係るコスト全体の増加を含め、EMIRがマスター・ファンドに及ぼす影響の全体像を予測することは困難である。投資予定者およびマスター・ファンドの受益者は、EMIRやその他ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法などの類似する規制に起因する規制上の変更が、やがて、投資方針を遵守し、投資目的を達成するマスター・ファンドのサブ・ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。

投資者は、店頭デリバティブの中央清算を要求するEMIRおよびその他の適用法令から生じる規制の変更が、後日、マスター・ファンドのサブ・ファンドがそれぞれの投資方針を遵守し、投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性があることを認識すべきである。

店頭デリバティブへの投資は、認可されたいくつかの評価方法から生じる異なる評価のリスクにさらされる可能性がある。マスター・ファンドは、店頭デリバティブの価値を決定および確認するための適切な評価手続きを実施するが、一部の取引は複雑であり、取引の相手方でもある限られた数の市場参加者によってのみ提供される。不正確な評価は、利益およびカウンターパーティー・エクスポージャーの認識を不正確なものにする可能性がある。

取引条件に関して標準化されている上場デリバティブとは異なり、店頭デリバティブは、通常、当該商品の他方当事者との交渉を通じて設定される。かかる種類の取り決めは、当事者のニーズに合わせて商品を組成する柔軟性を高めることを可能にするが、店頭デリバティブは、取引所で取引される商品よりも法的リスクが高く、かかる取決めが法的に強制力がないとみなされるか、正式に文書化されていないとみなされる場合、損失のリスクがある。また、契約条件の適切な解釈に関して、当事者が合意しないという法律上または文書上のリスクが存在する場合もある。ただし、これらのリスクは、通常、国際スワップデリバティブ協会（ISDA）が発行するような業界標準の契約を使用することにより、ある程度緩和される。

カウンターパーティー・リスク

マスター・ファンドは、ブローカー、決済機関、市場における取引相手方およびその他の代理人を通じてまたはそれらとともに取引を行う。マスター・ファンドは、支払不能、破産またはその他原因の如何を問わず、かかる取引相手方の債務不履行のリスクにさらされる。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、マスター・ファンドのサブ・ファンドがエクスポージャーを得ようとする市場または投資対象に連動する社債、債券またはワラントなどの商品に投資することができる。かかる商品は、一連の取引相手方により発行されており、投資対象を通じてマスター・ファンドのサブ・ファンドは、自らが得ようとする投資エクスポージャーに加えて発行体のカウンターパーティー・リスクにさらされる。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、慎重な監督に服し、かつこの種類の取引を専門とする一流機関とのみ店頭デリバティブ取引を行う。

原則として、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドでは、一流機関とのデリバティブ取引のカウンターパーティー・リスクは、取引相手方が金融機関の場合には関連するマスター・ファンドのサブ・ファンドの純資産の10%、その他の場合には当該純資産の5%を超えてはならない。しかしながら、取引相手方が債務不履行に陥った場合には、実際の損失が当該制限を超えることがある。

店頭デリバティブ清算リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドによる店頭デリバティブ取引は、価格決定その他について潜在的な利益を活用するために、EMIRに基づく強制清算義務の効力発生日より前に清算されることがある。店頭デリバティブ取引の清算は、「代理人」型モデルか「本人対本人」型モデルにより行うことができる。本人対本人型モデルにおいては、通常、マスター・ファンドのサブ・ファンドとその清算ブローカーの間で取引が行われ、他方で当該清算ブローカーとCCPの間で反対取引が行われるが、代理人型モデルにおいては、マスター・ファンドのサブ・ファンドとCCPの間で取引が行われるのみである。マスター・ファンドのサブ・ファンドによる店頭デリバティブ取引は、その大部分が「本人対本人」型モデルにより清算が行われる予定である。ただし、以下のリスクは、別段に明記されない限り、両モデルについて関連するものである。

CCPは清算ブローカーに対し証拠金を要求し、清算ブローカーはマスター・ファンドのサブ・ファンドに対し証拠金を要求する。証拠金として差し入れられたマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産は、清算ブローカーがCCPで維持している口座において保有される。かかる口座には、清算ブローカーの他の顧客の資産も含まれていることがあり（以下、かかる口座を「共同口座」という。）、その場合、清算ブローカーまたはCCPが債務不履行に陥った場合に資産が不足するときは、証拠金として預託されたマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産が清算ブローカーの当該他の顧客に関する損失を補填するために利用されることがある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドが清算ブローカーに差し入れる証拠金は、特に共同口座が利用されている場合において、清算ブローカーがCCPへの差入れを義務付けられた証拠金を上回ることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、清算ブローカーに差し入れられたがCCPには差し入れられず、当

該ＣＣＰの口座に記録されていない証拠金に関して、清算ブローカーに係るリスクにさらされる。清算ブローカーが支払不能または倒産に陥った場合、証拠金として差し入れられたマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産も、ＣＣＰにおける口座に記録されていたものとして保護の対象とならないことがある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、証拠金がマスター・ファンドのサブ・ファンドの口座から清算ブローカーの口座を経由してＣＣＰに送金されたにもかかわらず、マスター・ファンドの特定のサブ・ファンドの証拠金であると特定されないリスクにさらされる。かかる証拠金は、清算ブローカーまたはＣＣＰが債務不履行に陥った場合、その決済が行われる前に、清算ブローカーの他の顧客のポジションを相殺するために利用される可能性がある。

共同口座において特定の顧客に帰属する資産を特定するＣＣＰの能力は、関連する清算ブローカーが当該ＣＣＰに対して行う当該顧客のポジションおよび証拠金の報告の正確性に左右される。したがって、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、清算ブローカーがＣＣＰに対してかかるポジションおよび証拠金の正確な報告を行わないというオペレーショナル・リスクにさらされる。かかる場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドが共同口座に預託した証拠金は、清算ブローカーまたはＣＣＰが債務不履行に陥った場合に、当該共同口座における清算ブローカーの他の顧客のポジションを相殺するために利用される可能性がある。

清算ブローカーが支払不能に陥った場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、自己のポジションを他の清算ブローカーに移転または「移管」可能な場合がある。移管は、常に実行できるとは限らない。特に、本人対本人型モデルにおいて、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポジションが共同口座にある場合、自己のポジションを移管するマスター・ファンドのサブ・ファンドの能力は、当該共同口座にポジションを有するその他すべての当事者らから適時の同意を得られるか否かにかかっており、そのため、移管が実行できない場合がある。移管が実行されなかった場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポジションは清算されることがあり、ＣＣＰが当該ポジションについて提示する価額は、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該ポジションに帰属させる総価額を下回る場合がある。さらに、清算ブローカーの支払不能手続の継続中に、マスター・ファンドのサブ・ファンドに支払われるべき純額の返還が大幅に遅延することがある。

ＣＣＰが支払不能に陥り、破産管財手続もしくはこれに相当する手続の適用を受け、またはその他履行不能となった場合でも、マスター・ファンドのサブ・ファンドがＣＣＰに対する直接請求権を有する可能性は低く、すべての請求権は清算ブローカーによって行使される。清算ブローカーがＣＣＰに対して有する権利は、ＣＣＰの設立国の法律、およびＣＣＰが提供可能なその他の選択的な保護策（マスター・ファンドのサブ・ファンドの証拠金を保管する第三者の保管会社の利用など）によって異なる。ＣＣＰが倒産に陥った場合、ポジションを他のＣＣＰに移管することが困難または不可能となる可能性があり、よって、取引が終了する可能性がある。かかる場合、清算ブローカーは当該取引の価額のうち一定の割合しか回収できない可能性があり、したがって、マスター・ファンドのサブ・ファンドが清算ブローカーから回収する金額も同様に限定されることとなる。かかる過程に関する手順、時期、管理水準およびリスクは、ＣＣＰ、ＣＣＰの規則および関連する支払不能法によって決まる。ただし、清算ブローカーがＣＣＰから資産または現金（もしあれば）を回収する時期およびその価額、ひいてはマスター・ファンドのサブ・ファンドが清算ブローカーから受け取る金額に関して重大な遅延および不確実性が生じる可能性がある。

保管業務に関するリスク

マスター・ファンドの資産は、保管受託銀行により安全に保管されており、投資者は、保管受託銀行が破産した場合、保管受託銀行がマスター・ファンドの全資産を短期間で返済する義務を完全に履行することができないリスクにさらされる。マスター・ファンドの資産は、保管受託銀行の帳簿においてマスター・ファンドに属するものとして特定される。保管受託銀行が保有する証券は、保管受託銀行のその他の資産と分離される。これにより、破産の場合において返済できないリスクが緩和されるが、除外されることはない。しかしながら、当該分離は、破産の場合において返済できないリスクを増加させる現金に適用される。保管受託銀行は、マスター・ファンドの全資産を自身では保管せず、保管受託銀行として同一のグループ会社の一部ではない副保管受託銀行のネットワークを利用する。投資者は、保管受託銀行の破産のリスクと同様に、副保管受託銀行の破産のリスクにさらされる。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、保管受託システムおよび／または決済システムが十分に発達していない市場に投資することがある。かかる市場で取引され、かつ、かかる副保管受託銀行に委託されているマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産は、保管受託銀行が責任を負わない状況においては、リスクにさらされることがある。

小型証券リスク

小型企業の証券に投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドは、その他のマスター・ファンドのサブ・ファンドよりも価格が不安定であることがある。小型企業は、大企業に比して、資本増加の機会を多く提供することがあるが、一定の特別なリスクを伴うこともある。小型企業は、大企業より限られた商品ライン、市場もしくは財源を有するか、または経験のない小さな運用グループに依存している可能性が高い。小型企業の証券は、とりわけ、市場が下降局面にある間は流動性に欠け、短期間において価格変動が起き、かつ取引価格のスプレッドが拡大することがある。小型企業の証券はまた、店頭市場もしくは地方証券取引所において取引するか、またはその他限られた流動性を有することがある。その結果、小型企業の証券に対する投資は、大企業の証券に対する投資に比して、軟化の影響を受けやすく、マスター・ファンドのサブ・ファンドが実勢市場価格でかかる小型企業の証券のポジションを取ることまたは手仕舞いすることが困難となることがある。さらに、小型企業に関する情報が公に入手できない場合または小型企業の証券に対する市場の関心が低い場合およびかかる証券の価格が発行体の予定利益または資産の全額を反映するのに長時間を要する場合がある。

テクノロジー関連会社リスク

テクノロジー分野に対する投資は、異なる経済分野を対象とする各種証券に対する投資よりリスクおよび変動性が高まることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資することがある会社のエクイティ証券は、世界の科学またはテクノロジーの発達の影響を受ける可能性が高く、当該会社の製品または業務が急速に陳腐化することがある。当該会社の中には、政府の規制に従う製品または業務を提供するため、政府の方針から悪影響を受ける会社もある。結果として、市場、リサーチまたは規制の後退を受けて、マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資する投資対象の価格が急落することがある。

低格付のハイイールド債務証券についてのリスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、高格付の証券よりも大きな市場リスクおよび信用リスクにさらされる低格付のハイイールド債務証券に投資する場合がある。一般的に、低格付の証券は、投資者が甘受する高度のリスクに報いるために、高格付の証券に比して高い利回りとなっている。このような証券の低格付は、発行体の財務状況の悪化または金利の上昇によって、証券保有者に対する発行体の支払能力が損なわれる可能性の大きさを反映している。したがって、マスター・ファンドのサブ・ファンドへの投資は、高格付低利回りの証券への投資よりも高い程度の信用リスクを伴う。

不動産会社の証券リスク（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド特有のリスク）

主に不動産業に従事する会社の証券に対する投資に関連するリスクには、不動産価格の周期的性質、一般的かつ現地の経済情勢に関連するリスク、競争過剰および競争激化、財産税および運営費用の増加、人口動向および賃貸収入の変動、土地利用に関する法律の変更、災害または収用による損失、環境リスク、賃料に関する規制上の制限、近隣不動産価格の変更、関係当事者リスク、テナントの不動産に対する興味の変化、金利の上昇およびその他不動産資本市場の影響が含まれる。一般に、金利が上昇すると資金調達費用が増加する。これにより、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドの投資対象の価格が直接または間接的に下落することがある。

不動産市場は、一定の時期において、株式市場および債券市場と同様に機能を果たしていない。不動産市場は、株式市場または債券市場との相関性がなく、プラスにもマイナスにも機能を果たすることが多いため、不動産市場に対する投資がシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスに対し、有利なまたは不利な影響を及ぼすことがある。

モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券のリスク

モーゲージ債券、一定の分離型モーゲージ・バック証券を含むモーゲージ・バック証券は、モーゲージ・ローンへの参加権を表章し、またはモーゲージ・ローンにより担保されている。アセット・バック証券は、モーゲージ・バック証券と同様に構成されているが、モーゲージ・ローンまたはモーゲージ・ローンに対する持分の代わりに、自動車割賦販売または割賦ローン契約、様々な種類の不動産および動産のリース、ならびにクレジット・カード契約からの売掛債権などが原資産とされる。

従来型の債券投資では、一般に、元本全額の支払期限が到来する満期まで固定金利を支払う。これに反して、モーゲージ・バック証券および多くのアセット・バック証券の支払には、一般に、利息および元本の一部支払が含まれる。元本も、任意に、または借換えもしくは担保権の実行により繰上返済されることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、繰上返済された投資対象の代金を、あまり魅力的でない条件および利回りを有する他の投資対象に投資しなければならない場合がある。その結果、これらの証券は、金利上昇局面においても市場価格下落と同様のリスクがあるが、金利下落局面においても、同程度の満期を有する他の証券に比して元本増加の可能性において劣る場合がある。繰上返済率は、一般に、金利が上昇するにつれて下落するため、金利の上昇によりデュレーションが長くなり、ひいてはモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券のボラティリティが高まる傾向がある。上記の金利リスクに加えて、サブプライム・モーゲージにより構成されるモーゲージ・バック証券への投資には、より高い信用リスク、評価リスクおよび流動性リスク（上記参照）を伴うことがある。デュレーションは、金利変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される確定利付証券の予想存続期間の尺度である。最終支払期限が到来するまでの時間のみを計測する確定利付証券の満期とは異なり、デュレーションは、証券の元利金の全額支払が繰上返済および金利変動によりどのような影響を受けるかを含め、これらの支払が行われると予想されるまでの時間を考慮に入れる。

アセット・バック証券の発行体が原資産に対する担保権を実行する能力が限られている場合がある。モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の中には、原資産にかかる支払のうちの利息部分または元本部分しか受け取らないものがある。これらの投資対象の利回りおよび価値は、金利変動および原資産の元本支払の割合に対して極端に敏感である。利息部分は、金利が下落して原資産であるモーゲージまたは原資産の返済率（繰上返済率を含む。）が上昇すれば、値下がりする傾向がある。金利の下落により、マスター・ファンドのサブ・ファンドは利息部分に対する投資全額を失う可能性もある。逆に、金利が上昇して返済率が下落すれば、元本部分が値下がりする傾向がある。さらに、利息部分および元本部分についての市場が不安定かつ限られている場合があり、それにより、マスター・ファンドのサブ・ファンドによる売買が困難になる場合がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、先日付で固定価格により投資対象を購入する契約を金融機関と締結することにより、モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に対する投資エクスポージャーを得ることができる。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、かかる契約の終了日に、当該投資対象の引渡しを得られる場合もあれば得られない場合もあるが、それでもなお、契約期間中、裏付け投資対象の値動きのリスクにさらされることとなる。

新規公開株式リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、小型企業であることが多い新規公開株式に投資することがある。このような証券には取引実績が存在せず、また当該小型企業に関する情報は限られた期間しか入手することができないことがある。新規公開株式に含まれる証券の価格は、取引実績のある証券より大きな価格変動の影響を受けることがある。

米国証券法ルール144 Aに従い発行される債務証券に関連するリスク

米国証券取引委員会ルール144 Aでは、規制された証券を適格機関投資家（当該ルールに定義される。）に再販売する場合、米国証券法の登録要件から免除される旨が定められている。投資者にとっての利点は、事務管理手数料が少額であるため、より高額なリターンを得る可能性があることである。しかしながら、ルール144 Aに該当する証券の流通市場における取引の普及は制限されており、適格機関投資家のみが利用でき

る。これにより、証券価格の変動性が高まることがあり、極端な場合には、ルール144 A に該当する特定の証券の流動性が低下することがある。

新興市場および発展途上国の市場の証券リスク

新興市場および発展途上国の市場の証券に対する投資は、先進国の証券に対する投資のリスクとは異なるリスクおよび/または当該リスクより大きいリスクにさらされる。当該リスクには、証券市場の市場資本の少ないこと（相対的に流動性が低くなる期間を経験する可能性がある。）、著しい価格変動、外国投資制限ならびに投資収益および投資元本の本国送金の可能性が含まれる。さらに、外国人投資者は、売却利益を登録する義務を負う場合があり、また将来の経済危機または政治危機によって価格統制、強制的合併、収用もしくは没収課税、差押え、国有化または政府独占が引き起こされることがある。インフレおよびインフレ率の急速な変動は、一定の新興国および発展途上国の経済および証券市場に悪影響を及ぼしており、また引き続き及ぼし続ける可能性がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資することがある新興市場および発展途上国の市場の証券の多くは、証券取引所において取引されているが、限られた取引量で取引され、かつ決済システムが先進市場の決済システムよりも組織化されていないことがある。監督当局もまた、先進市場のものと同程度の基準を利用できないことがある。よって、決済が遅延されることがあるリスク、および決済システムの故障もしくは瑕疵または取引相手方の管理事務の欠陥により、関連するマスター・ファンドのサブ・ファンドに属する現金または証券が危険にさらされることがあるリスクが存在することがある。かかる取引相手方は、先進市場において同様の取引相手方が有する資産または財政源を有しないことがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドが保有するまたはマスター・ファンドのサブ・ファンドに譲渡される予定の証券に関して、マスター・ファンドのサブ・ファンドの請求と競合する請求が発生するおそれもあり、これらの場合において、補償スキームが存在しないか、もしくは制限されているか、またはマスター・ファンドのサブ・ファンドの請求を充足しないことがある。

さらに、ロシアおよびウクライナ等の一定の新興国および発展途上国に対する投資は現在、証券の所有権および保管に関する一定の高度のリスクにさらされる。かかる国々では、会社またはその登録事務代行会社（代理人および保管受託銀行に対して責任を負う者のいずれでもない者）の帳簿に記載することにより株式保有を証明する。会社の株主保有を表章する株券は、保管受託銀行もしくはその現地の取引先または有効な保管振替制度において保有されない。当該制度、ならびに有効な国家規制およびその執行力の欠如の結果、マスター・ファンドは、詐欺、過失または単なる見落としにより証券の登録および所有権を喪失することがある。窃盗、破損または債務不履行による損失が担保範囲となる適当な保険を有しないことがある新興国または発展途上国における機関が当該国の市場慣行に基づき債務証券を保管するため、当該債務証券は、当該債務証券に関連する、高度の保管業務に関連するリスクを有する。発行市場または流通市場を問わず、新興国または発展途上国（特に、ウクライナ）の国債に投資する場合、投資者は、副保管受託銀行に現金勘定を直接有することが現地の規制により定められていることを考慮するべきである。かかる現金勘定の残高は、副保管受託銀行が投資者に対し支払うべき負債を表しており、保管受託銀行は、当該残高につき、責任を負わないものとする。

新興市場の証券の追加リスクには、社会、経済および政治的な不確実性および不安定性が大きいこと、政府の経済への関与が大きいこと、政府による監督および規制が少ないこと、為替ヘッジ手法が利用できないこと、新たに設立された会社の規模が小さいこと、監査および財務報告の基準の違い（これにより発行体に関する重大な情報が入手できなくなるおそれがある。）および法律制度が発達していないことが含まれる。さらに、非居住者が受領する利息およびキャピタルゲインへの課税は、新興市場および発展途上国の市場によって異なり、比較的高い税率の場合もある。明確な税法および訴訟手続が整備しきれていないこともあり、またかかる法律によって、投資活動または資産評価に参加していなかったマスター・ファンドのサブ・ファンドが将来において現地の租税債務を負うために遡及的課税が許可されることがある。

中国株の保有に関する特定のリスクについては、後記「中国市場への投資に関するリスク」参照のこと。

投資信託

マスター・ファンドのサブ・ファンドには、サブ・ファンドの資産の全部または実質的に全部を投資信託に投資することができるものがある。別途開示されない限り、本別紙で特定された投資リスクは、マスター・ファンドのサブ・ファンドが直接的に投資を行う場合でもまたは投資信託を通して間接的に投資を行う場合でも、当該資産に適用される。

マスター・ファンドのサブ・ファンドによる投資信託への投資は、運営費用、管理事務報酬、保管報酬、運用報酬および費用について総額の増加をもたらすことがある。しかし、投資運用会社は、運用報酬の減額交渉に努めるものとし、かかる減額は、当該サブ・ファンドの利益となる。

潜在的な利益相反

投資運用会社およびシュローダー・グループは、直接的または間接的に、投資運用会社のマスター・ファンドに対する任務に潜在的な利益相反をもたらし得る利益を投資運用会社またはシュローダー・グループにもたらす取引を行うことがある。投資運用会社もシュローダー・グループも、当該取引もしくは関連取引から、またはこれらに起因して発生するもしくは受領する利益、手数料または報酬に関して、マスター・ファンドに対して説明する責任を負わないものとする。また、別段の定めがない限り、投資運用会社の報酬も減額されない。

投資運用会社は、潜在的な利益相反が存在しなかった場合と比べ、マスター・ファンドにとって不利にならない条件において当該取引が成立するよう確保する。

かかる潜在的な利益または責務の相反は、投資運用会社またはシュローダー・グループのマスター・ファンドに対する直接的または間接的な投資により生じることがある。

投資運用会社は、成功報酬に対する期待により、本来行う投資よりもリスクの高い投資を行う場合がある。

為替レート

マスター・ファンドの各サブ・ファンドの基準通貨は、必ずしも当該サブ・ファンドの投資通貨であるとは限らない。投資信託への投資は、マスター・ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスに最も利益をもたらすと投資運用会社が考える通貨で行われる。マスター・ファンドのサブ・ファンドに投資するマスター・ファンドの受益者（サブ・ファンド）は、当該サブ・ファンドについて受益者自らの基準通貨とは異なる基準通貨が設定されている場合、為替レートの変動によりその投資の価値が増減する可能性があることに留意すべきである。

確定利付証券

マスター・ファンドのサブ・ファンドが保有する確定利付証券の価格は、一般に金利変動に応じて変動し、かかる変動により、確定利付証券に投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドの受益証券の価格が影響を受けることがある。

エクイティ証券

マスター・ファンドのサブ・ファンドがエクイティ（株式）またはエクイティ（株式）関連の投資対象に投資する場合、エクイティ証券の価格は、特定の会社に関連していない一般的な市況（経済情勢の悪化もしくはかかる予測、企業収益に関する一般的な見通しの変化、金利もしくは為替相場の変動、または全般的な投資家心理の悪化など）により下落することがある。また、エクイティ証券の価格は、特定の一つまたは複数の産業に影響を及ぼす要因（労働力不足または生産コストの増加および産業内の競争状況の激化など）によっても下落することがある。エクイティ証券は、一般に、確定利付証券よりも価格変動性が高い。

コモディティ

コモディティへのエクスポージャーをもたらす投資対象は、従来型の投資対象から生じるリスクと比べて追加的なリスクを伴う。より具体的には、以下のとおりである。

- 政治的、軍事的および自然の事象によりコモディティの生産および取引が影響を受け、その結果、コモディティにエクスポージャーをもたらす金融商品に悪影響が及ぶことがある。

- テロ行為およびその他の犯罪活動によりコモディティの利用可能性が影響を受け、それにより、コモディティにエクスポージャーをもたらす金融商品にも悪影響が及ぶことがある。

また、コモディティ、貴金属およびコモディティ先物のパフォーマンスは、各商品の一般的な供給状況、各商品に対する需要、予想される産出量、採取量および生産量や需要予測によっても左右され、そのため、特に変動性が高くなる可能性がある。

ソブリンリスク

政府または政府機関が債務不履行に陥る、または自らの債務を完全に履行することができないリスクがある。さらに、ソブリン債について、その債務の返済金の全額または一部を回収することのできる破産手続は存在しない。したがって、ソブリン債の保有者は、ソブリン債の債務返済繰延べへの参加およびソブリン債の発行体に対する追加融資を要請される場合がある。

ヘッジリスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは（直接または間接的に）関連商品のロング・ポジションとショート・ポジションをとることによって、ヘッジを行うことができる。ポートフォリオ・ポジションの価値の下落に対するヘッジは、かかるポートフォリオ・ポジションの価値の変動を排除したり、ポートフォリオ・ポジションの価値が下落した場合に損失を防ぐものではない。ヘッジ取引は、ポートフォリオ・ポジションの価値が上昇している場合、利益を得る機会を制限する可能性がある。ヘッジ商品のポジションとそれが保護しようとするポートフォリオ・ポジションとの間の相関性が不完全である場合、望ましい保護が得られない可能性があり、マスター・ファンドのサブ・ファンドは損失のリスクにさらされる。さらに、いかなるリスクに対しても、すべてまたは完全にヘッジすることは不可能であり、ヘッジには費用を伴う。

シンセティック・ショート・セリング・リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、シンセティック・ショート・ポジションを構築するために金融デリバティブ商品を利用することができる。マスター・ファンドのサブ・ファンドがショート・ポジションをとった商品または市場の価格が上昇した場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、ショート・ポジションが締結された時点からの価格の上昇に相手方に対して支払ったプレミアムおよび利息を加えた価格に関連して損失を被る。よって、ショート・ポジションをとることで、損失が拡大するリスクがあり、実際の投資額を上回る損失を被る可能性がある。

証券貸付およびレボ取引に連動する特定のリスク（シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド特有のリスク）

レボ取引とは、一方当事者が取引相手方に対して、証券または商品を、譲渡人が指定したか、もしくは指定する将来の日に、指定した価格で当該取引相手方から買い戻すことを条件に売却する契約により執り行われる取引である。当該取引は、通常、証券または商品を売却する当事者側では、レボ取引と称され、これを購入する取引相手方側では、リバースレボ取引と称される。

証券貸付およびレボ取引には一定のリスクを伴う。シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンドが取引を締結した目的を達成するとの保証はない。

レボ取引には、シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンドにおいてオプションまたは先渡しデリバティブ金融商品に伴うものと類似するリスク（それらのリスクは、本書の他の項に記載されている。）を伴うおそれがある。証券担保ローンは、取引相手方の債務不履行または経営難の場合には、回復が遅延し、かつ一部しか回復することができない可能性があり、それにより、シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンドが証券の売却を完了する能力または償還請求に応じる能力が制限されるおそれがある。

取引相手方に対するシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンドのエクスポージャーは、取引相手方が取引において債務不履行に陥った場合には担保を失うということにより緩和される。担保として証券が差し入れられている場合、売却時にシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンドに対する取引相手方の債務を弁済し、または取引相手方に貸し付けられていた証券の代替物を購入するためには十分でない現金しか得ることができないというリスクがある。後者の場合、シュローダー・イン

ターナショナル・セレクション・ファンドの第三者貸付機関が、代替証券の購入資金の不足分をシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドに対し補償するが、その補償が不十分またはその他信頼できないおそれがあるというリスクがある。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドが上記の一または複数の認められている種類の投資対象に現金担保を再投資する場合、投資対象が、当該現金に関して取引相手方から得ることができる利息よりも少ない利益しか生じず、また投資された現金額よりも少ないリターンしか生じないというリスクがある。投資対象が非流動的になり、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドが貸し付けられた証券を回復する能力を制限されるリスクがあり、ひいては、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドが証券の売却を完了する能力または償還請求に応じる能力を制限するおそれがある。

リバースレポ取引およびレポ取引により生じるすべての収益（直接および間接運営費用および報酬控除後）は、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのそれぞれに返金される。これに関して発生した直接および間接の運営費用および報酬に関連する情報は、当該費用および報酬の支払先の身元、保管会社または管理会社との関連性（もしあれば）と同様、マスター・ファンドの年次報告書から入手可能である。

中国市場への投資に関するリスク

投資者は、中国市場に固有のリスクにもさらされる。中国本土の政治的、社会的または経済的政策に重大な変更が生じた場合、中国市場への投資にマイナスの影響が及ぶことがある。中国本土の資本市場の規制および法的枠組みは、先進国ほど発達していない可能性がある。中国の会計基準および慣行は、国際会計基準から著しく逸脱している可能性がある。中国の証券市場の決済および清算システムは、十分に検証されておらず、誤りまたは非効率性のリスクの増加にさらされる可能性がある。投資者は、中国本土の課税法の変更が、マスター・ファンドのサブ・ファンドへの投資から得られる収益の額および返金される元本の額に影響を及ぼす可能性があることを認識すべきである。

特に、中国株を保有する外国投資家の税務上の立場はこれまで不明確であった。外国法人株主による中華人民共和国（中国）に所在する会社のA株およびB株の譲渡は、10%のキャピタル・ゲイン源泉徴収税の適用対象であるが、当該税はこれまで徴収されておらず、また、時期、遡及効果および計算方法に関する不明確性が存在している。追って、中国税務当局は、2014年11月に、外国投資家による中国の株式および他の持分投資の譲渡に関する利益についてキャピタル・ゲイン源泉徴収税を「一時的に」免除すると発表した。この一時的免除の期間については何のコメントもなかった。今後展開があるまで2014年11月17日以降に実現した利益に関しては追加的な発生額は現在のところない。この状況は、市場慣行の変化または中国当局からの追加ガイダンスの発布の兆候に関する検討下で保たれており、また、取締役会およびそのアドバイザーがそれを妥当と考える場合、中国キャピタル・ゲイン源泉徴収税の発生は、かかるガイダンスの発表後に通知なく再開される可能性がある。

中国の法人所得税、個人所得税および営業税は、外国投資家（マスター・ファンドのサブ・ファンドを含む。）が2014年11月17日以降に有効となる上海・香港ストック・コネクト経由の中国A株の取引から得た利益に関して、一時的に免除される。ただし、外国投資家は、10%の税率の配当および／または無償株式に係る税金の支払が義務付けられており、これは、上場会社によって源泉徴収され、関連する中国税務当局へ支払われる。中国と租税条約を締結している法域の課税対象居住者である投資家に関して、かかる投資家は、中国の源泉徴収所得税の過払い分の還付を申請することができ、関連租税条約がより低い中国源泉徴収所得税に対してより低い配当税率を規定している場合、かかる投資家は、差額について税務当局に還付を申請することができる。

中国 - R Q F I I 資格およびR Q F I I 投資枠に関するリスク（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド特有のリスク）

投資家は、投資運用会社のR Q F I I 資格が停止または撤回される可能性があり、これに起因してシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドが保有証券の処分を強いられ、シュローダー・イ

ンターナショナル・セレクション・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。

投資家は、投資運用会社がそのRQFII資格の保持またはそのRQFII投資枠の提供を継続するという保証はないことに留意すべきである。また、投資家は、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドへのすべての購入申込みに応じるのに十分なRQFII投資枠をシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドが投資運用会社から割り当てられない可能性や、買戻請求が関連する法律または規則の改悪により適時に処理されなくなる可能性にも留意すべきである。投資運用会社がその裁量によりシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドに割り当てることができたはずのRQFII投資枠を他の商品へ割り当てる可能性があるため、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドが国家外為管理局（SAFE）から投資運用会社へ付与されるすべてのRQFII投資枠を独占的に使用することができない可能性がある。かかる制限が、購入申込みの拒否およびシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの取引の停止に繋がる可能性がある。極端な場合、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドは、RQFII投資制限、中国国内証券市場の低流動性および/または取引実行もしくは取引決済の遅延もしくは混乱に起因する、不十分なRQFII投資枠による甚大な損失、投資能力の制限または投資目的もしくは投資戦略の完全な実施もしくは追求不能を被る可能性がある。

RQFII投資枠は、通常、RQFII（投資運用会社等）に付与される。RQFII規制に基づく規則および制限は、通常、（RQFIIとしての）投資運用会社に全面的に適用されるものであって、単にマスター・ファンドが行う投資の対象に適用されるものではない。SAFEは、RQFIIまたはRQFII保管受託銀行（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの場合、中国保管受託銀行）が、SAFEが発布した適用規則および制限（以下「SAFE規則」という。）の規定に違反した場合、規制制裁措置を講ずる権限を付与されている。違反が、RQFII投資枠の撤回その他の規制制裁措置に繋がるおそれや、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドによる投資のために提供される投資運用会社のRQFII投資枠に悪影響を及ぼす可能性がある。

中国 - 本国送金および流動性に関するリスク（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド特有のリスク）

現在、国内証券へ投資するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドに関する中国国外への代金の本国送金に関する制限は存在しない。しかし、本国送金が、現行の規制の変更によるより厳格な規則および制限の適用対象となるようなことはないとの保証はない。このようなことは、ファンドの流動性および要求に応じてシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドが買戻請求を充足する能力に影響を及ぼす可能性がある。

CIBMに関するリスク（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド特有のリスク）

中国国内の債券市場は、主に、インターバンク債券市場と取引所上場債券市場から成る。CIBMとは、1997年に創設された店頭市場である。現在、90%以上の中国元債券取引活動がCIBMで行われており、同市場で取引されている主な商品には国債、社債、政策銀行債およびミディアムタームノートがある。

CIBMは、発展および国際化の段階にある。市場ボラティリティおよび低取引量に起因する不十分な流動性によっては、かかる市場で取引される特定の債券銘柄の価格が大きく変動する可能性がある。そのため、かかる市場へ投資するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドは、流動性およびボラティリティのリスクを負い、場合によっては中国国内の債券取引において損失を被ることになる。特に、中国国内の債券価格の呼び値スプレッドが大きくなる可能性があるため、関連するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドはかかる投資の売却時に多額の取引および換金コストを負担する可能性がある。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドが中国国内のCIBMで取引を行う場合、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドは、決済手続および取引相手の不履行に関連するリスクにもさらされる可能性がある。シュローダー・インターナ

ショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドと取引することになった取引相手が、自らの関連証券の引渡しまたは価額の支払による取引決済義務を怠る可能性がある。

C I B Mには、規制リスクも存在する。

中国ボンド・コネクト（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド特有のリスク）

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの特定のサブ・ファンドは、その投資方針に従い、ボンド・コネクト（下記に詳述される。）を経由しC I B Mに投資する場合がある。

ボンド・コネクトは、中国外貨取引センターおよび銀行間資金の取引センター、中央国債登記結算有限責任公司、上海清算所、香港証券取引所ならびに証券保管決済機関によって設立され、2017年7月に香港と中国本土間の債券市場相互アクセスのために開始された新しい構想である。

適格外国投資家は中国本土における現行規制の下、ボンド・コネクトの北向通（以下「ノースバウンド・トレーディング・リンク」という。）を通じ、C I B Mで取引されている債券に投資することができる。ノースバウンド・トレーディング・リンクに関しては、投資枠は設けられていない。

中国本土における現行規制に従い、香港金融管理局により認可されたオフショアの保管機関（現在は、証券保管決済機関）は、オムニバス・ノミニー口座を中国人民銀行により認可されたオンショア保管機関（現在、認可されたオンショアの保管機関は、中央国債登記結算有限責任公司および銀行間決済が可能な機関（上海清算所）である。）に開設しなければならない。適格外国投資家により取引されるすべての債券は、ノミニー所有者として当該債券を保有する証券保管決済機関名義で登録される。

ボンド・コネクトを経由した投資のため、中国人民銀行に対する関連する届出、登録および口座開設は、オンショアの決済機関、オフショアの保管機関、登録機関またはその他の第三者（場合による。）経由で行わなければならない。そのためシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドは、当該第三者による債務不履行または誤りのリスクに服することとなる。

ボンド・コネクトを経由したC I B Mへの投資は、規制リスクにも服する。これら制度にかかる関連規則は、遑及的な影響をもたらす可能性のある変更が行われる可能性がある。中国本土の関連当局が、口座開設またはC I B M取引を停止した場合には、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドのC I B Mへの投資能力は重大な悪影響を受ける。このような場合、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドの投資目的の達成能力は悪影響を受ける。

適格外国機関投資家によるボンド・コネクト経由のC I B M取引に関連し支払われる所得税およびその他の種類の課税取扱にかかる中国本土税務当局による特定の書面によるガイダンスはない。

上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクト（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド特有のリスク）

中国に投資可能なシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドはすべて、いずれかの適用される規制上の制限に従い、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクト制度（以下「ストック・コネクト」という。）を通じて、中国A株に投資することができる。ストック・コネクト制度は、香港証券取引所（以下「H K E x」という。）、香港証券クリアリング・カンパニー・リミテッド（以下「H K S C C」という。）、上海証券取引所または深セン証券取引所、および中国証券登記決済有限公司（以下「チャイナ・クリア」という。）が、中国本土と香港との間で証券市場への相互アクセスを実現する目的で開発した証券取引および決済接続制度である。ストック・コネクトにより、海外投資家は、香港に拠点を置くブローカーを通じて、上海証券取引所または深セン証券取引所に上場される一定の中国A株を取引することができる。

中国の国内証券市場に投資することを目指すシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドは、適格外国機関投資家（Q F I I）およびR Q F I Iスキームに加えて、ストック・コネクトを利用できる。したがって、ファンドは以下の追加リスクを負う。

一般的ナリスク：関連する規制は試されておらず、変更される可能性がある。かかる規制の適用方法は確実ではないため、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドに悪影響を与える可能性がある。当該制度では、新しいI Tシステムを使用しなければならないため、その越境性によ

リオペレーション・リスクが伴う可能性がある。関連するシステムに故障が生じた場合、ストック・コネクトを通じた香港および上海／深センの両市場における取引は、混乱に陥ることがある。

決済・清算リスク：HKSCCおよびチャイナ・クリアは、決済接続を構築し、国境を越えた取引の決済・清算を容易にするため、相互に市場参加者となる。市場で開始された国境を越えた取引に関して、当該市場の決済機構は、決済を行う市場参加者と決済・清算を行う一方で、取引相手方の決済機構に対して、決済を行う市場参加者の決済・清算義務の履行を遂行する。

法的／実質的所有権：証券が国境を越えて保管されている場合、現地の中央証券預託機関、HKSCCおよびチャイナ・クリアの義務的要件に関連する特定の法的／実質的所有権リスクが生じる。

他の新興国および開発途上国においては、法的な枠組みに基づき、証券に関する法的／公的所有権および実質的所有権または権利の概念が確立され始めたばかりである。また、HKSCCは、ノミニー保有者として、ストック・コネクトを通じて保有されるストック・コネクト証券の所有権を保証するものではなく、また、実質的所有者を代理して、所有権に伴う権原またはその他の権利を行使する義務を負わない。したがって、裁判所は、いずれかのノミニーまたは保管銀行がストック・コネクト証券の登録保有者として当該証券の完全な所有権を有し、当該ストック・コネクト証券が当該事業体の債権者に対する分配に利用することのできる当該事業体の資産プールの一部を構成し、また／または実質的所有者が当該証券に関する権利を一切有しないと判断する可能性がある。よって、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドおよび保管受託銀行は、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドの当該証券に係る所有権または権限が確保されていることを保証することはできない。

HKSCCがそれを通じて保有される資産に関して保管機能を果たしているとみなされる限り、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドがHKSCCの業績または支払不能に起因して損失を被った場合、保管受託銀行およびシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドはHKSCCと法律上の関係を一切有さず、かつ、HKSCCに対して直接的な法律上の償還請求権を有さないことに留意されたい。

チャイナ・クリアが債務不履行に陥った場合、決済を行う市場参加者との市場契約に基づくHKSCCの責任は、債権について決済市場参加者を補助することに限定される。HKSCCは、利用可能な法的手段またはチャイナ・クリアの清算を通じて、チャイナ・クリアから発行済株式および残金を回収することを試みるよう誠実に行為する。この場合、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドは、自らの損失またはストック・コネクト証券をすべて回収することができない場合があり、回収処理が遅れる可能性もある。

オペレーション・リスク：HKSCCは、香港の市場参加者が行う取引に関する決済、清算、ノミニー機能およびその他関連するサービスを提供する。中国の規制は、売買に対して一定の制限を定め、すべての市場参加者に適用される。売却の場合、ブローカーに対して株式の事前受渡しが要求され、カウンターパーティー・リスクが高くなる。かかる要件を理由として、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドは、中国A株の購入および／または保有の処分を適時に行うことができない可能性がある。

割当制限：ストック・コネクトは、割当制限に従う。かかる制限は、ストック・コネクトを通じて中国A株に適時に投資するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドの能力を制限する可能性がある。

投資家補償：シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドは、現地の投資家補償制度の恩恵を受けることはない。ストック・コネクトは、中国および香港の市場が取引を行っており、かつ、両市場の銀行が対応する決済日に営業を行っている日に限り機能する。中国市場にとっては通常の取引日であるものの、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドが中国A株の取引を行うことができない場合がある可能性がある。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドは、結果的に、ストック・コネクトが取引を行っていない間、中国A株の価格変動のリスクを負う可能性がある。

投資リスク：深セン・香港ストック・コネクトを通じて取引される証券は、本別紙中に前述された「小型証券リスク」の対象となる小型証券の場合がある。

コモディティ・リンク・デリバティブ（シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ特有のリスク）

コモディティ・リンク・デリバティブに対する投資によって、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズは、従来型の証券に対する投資より高い変動性にさらされることがある。コモディティ・リンク・デリバティブの価格は、市場動向、商品指数の変動性、金利の変更または干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税ならびに国際的な経済、政治および規制上の動き等の特定の業種またはコモディティに影響を及ぼす要因の影響を受けることがある。

投資集中リスク（シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ特有のリスク）

分散投資を行うことはシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズの方針であるが、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズのサブ・ファンドは、一定の時期において、比較的少ない投資対象を保有することがある。シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズのサブ・ファンドが多額のポジションを保有する特定の投資対象が値下がりし、または発行体の債務不履行を含むその他の悪影響を受けた場合、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズのサブ・ファンドは著しい損失を被ることがある。

上記のリスク要因のリストは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドまたはシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズのサブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。追加の情報として、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドおよびシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の事務所に於いて入手することができる。

監査人報告書

シュローダー・セレクション受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、シュローダー・セレクションおよびその各サブ・ファンド（以下「ファンド」という。）の2018年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2018年9月30日現在の純資産計算書
- ・ 2018年9月30日現在の投資明細表
- ・ 同日に終了した年度の運用計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。これらの法律および基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A 規定」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

管理会社の取締役会および財務書類に対する統治責任者の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスを監督する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーペラティブ
代表
バレリー・ピアストレリ

ルクセンブルグ、2018年12月12日

[次へ](#)

Audit Report

To the Unitholders of
Schroder Selection

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Schroder Selection and of each of its sub-funds (the "Fund") as at 30 September 2018, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 30 September 2018;
- the portfolio of investments as at 30 September 2018;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit.

We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Luxembourg, 12 December 2018

Represented by

Valerie Piastrelli

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査人報告書

シュローダー・セレクション受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、シュローダー・セレクション（以下「ファンド」という。）およびその各サブ・ファンドの2019年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2019年9月30日現在の結合純資産計算書
- ・ 2019年9月30日現在の投資有価証券明細表
- ・ 同日に終了した年度の結合運用計算書および純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A 規定」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。

管理会社の取締役会および財務書類に対する統治責任者の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよびその各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算、そのいずれかのサブ・ファンドの終了または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスを監督する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCS SFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独または全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCS SFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーペラティブ
代表
バレリー・ピアストレリ

ルクセンブルグ、2020年3月4日

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
Schroder Selection

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Schroder Selection (the "Fund") and of each of its sub-funds as at 30 September 2019, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the combined statement of net assets as at 30 September 2019;
- the schedule of investments as at 30 September 2019;
- the combined statement of operations and change in net assets for the year then ended;
and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Luxembourg, 4 March 2020

Represented by

Valerie Piastrelli

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ
取締役会御中

本財務書類に対する監査報告書

監査意見

我々は、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2018年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の損益計算書および重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される本財務書類を監査した。

我々は、添付の本財務書類は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグにおける法律および規制の要求に従って、当社の2018年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績を、真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、本財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従って当社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、当該運用報告書に含まれる情報により構成されるが、かかる情報には本財務書類およびそれに対する我々の公認の監査人の報告書は含まれない。

本財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の本財務書類の監査に関連し、我々の責任は、その他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が本財務書類または我々が監査を行う上で入手した知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した手続きに基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、我々はかかる事実を報告しなければならない。かかる点において、我々が報告すべきことはない。

本財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、これらの財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、財務書類の作成および適正表示についての責任、ならびに欺罔的行為または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制についての責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、これらの財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認の監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認の監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法律または規制の要件に関する報告書

当該運用報告書は、本財務書類との整合性が取れており、適用ある法律要件に従って作成されている。

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ(E15044)
有価証券報告書（外国投資信託受益証券）

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム

公認の監査人

イザベル・ニックス

ルクセンブルグ、2019年 3 月28日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Board of Directors of
Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Schroder Investment Management (Europe) S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 December 2018, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2018, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs are further described in the “responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the management report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d'entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Isabelle Nicks

Luxembourg, 28 March 2019

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。